木と生きる幸福
住友林業

住友林業グループ
サステナビリティレポート 2021

For Sustainable Development Goals

Contents

2 トップコミットメント

4 木を植え、森を育み、木を活かす
住友林業グループのバリューチェーン

6 サステナビリティ活動ハイライト

6 木を植え、森を育む
8 木を社会とつなぐ
10 木を空間に活かす
12 木を住まいに活かす
14 木を暮らしに活かす
16 気候変動への対応
18 進化し続ける働き方改革

20 住友林業グループの
サステナビリティ経営

21 経営理念とサステナビリティ経営
26 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題
31 SDGsへの貢献と重要課題
39 重要課題1：持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続
43 重要課題2：安心・安全で環境と社会に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進
47 重要課題3：事業活動における環境負荷低減の推進
51 重要課題4：多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進
57 重要課題5：企業倫理・ガバナンス体制の強化
60 ステークホルダーエンゲージメント
67 サステナビリティに関わる各種方針・考え方

74 事業の全体像

75 事業の全体像
76 木材建材事業
80 住宅・建築事業
83 海外住宅・不動産事業
86 資源環境事業
90 生活サービス事業
92 研究開発

94 環境報告

95 環境マネジメント
104 気候変動への対応
139 持続可能な森林経営
167 生物多様性の保全
184 資源保全及び廃棄物排出削減
197 汚染の防止
207 水資源の有効利用
210 事業活動に伴う環境負荷
219 環境関連データ

227 社会性報告

228 人権
232 ダイバーシティ&インクルージョン
248 ワーク・ライフ・バランス
257 労働安全衛生
268 製品・サービスの安全及び品質
281 お客様とのコミュニケーション
289 サプライチェーンマネジメント
309 社会貢献
329 社会性関連データ

336 ガバナンス

337 コーポレートガバナンス
347 リスクマネジメント
354 コンプライアンス
358 税務戦略
359 事業継続マネジメント
361 情報セキュリティ
363 知的財産管理
364 責任ある広告・宣伝
365 株主還元とIR活動

368 社外評価
373 GRIスタンダード対照表
391 編集方針
393 第三者保証報告書

【報告範囲・発行日】

決算期の変更について：
当社グループは、2020年度より決算期（事業年度の末日）を3月31日から12月31日に変更しています。注記がない限り、これに伴い国内の集計期間は2020年4～12月の9ヵ月間とします。

報告対象組織：
当社と連結子会社及び一部持分法適用会社を報告対象としています。なお、環境データは、特別な注記がない限り、国内外の関係会社を含めたグループ会社が集計の対象となります。対象組織範囲及び算定範囲は下記のとおりです。
※ 本文では、「住友林業」は住友林業株式会社を指し、「住友林業グループ」は国内・海外の連結子会社及び一部持分法適用会社を含む

▶ グループ会社一覧
▶ 環境データ集計の範囲と方法について（マテリアルバランス）

発行日： 2021年6月

報告対象期間： 国内：2020年4月～2020年12月　海外：2020年1月～2020年12月
※ 報告の一部に、それ以前からの取り組み及び国内は2020年4月以降、海外は2020年1月以降の活動と将来の見通しを含む
なお、データ集計期間が上記と異なる場合はその旨注記している

お問い合わせ先：
住友林業株式会社 サステナビリティ推進室
TEL：03-3214-3980　URL：https://sfc.jp

脱炭素社会の構築に向け、今、動き出す

不確実性の時代、事業を通じた社会課題解決へ

2020年は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに世界が揺れ、収束の兆しが見えぬまま終わった一年でした。変異株の出現もあり感染拡大は止まるところを知らず、実用化された治療薬が少ない中で、頼みのワクチン接種の進捗も国や地域により格差がでています。グローバル経済の発展と成長の一方で、深刻化してきた社会の格差拡大や自国優先主義の台頭など顕在化しつつあった不安材料をコロナ禍が一気に加速させた印象です。世界中で激甚化する森林火災や水害などには歯止めがかからず、日本国内でも熊本県を中心とする九州地方を襲った7月の豪雨により大きな被害がもたらされました。新型コロナへの対応とともに、規模、頻度において想定を上回る自然災害や、政治経済、社会環境の不確実性を「ニューノーマル」として受け入れていかなければならない時代にあると改めて認識しています。

しかし、心配事を書き連ねて始めるメッセージ発信の在り方は変えていきたいと考えています。企業は社会的責任を重く担う一方で、事業を通じて社会課題の解決に向け貢献できる面も多々あります。住友林業グループは、日本、インドネシア、ニュージーランド、パプアニューギニアでの約28万ヘクタールに及ぶ持続可能な森林経営をはじめ、再生可能な自然資源である木を活かした事業を行っています。国内外で木材・建材の製造・流通を担い、日本、米国、豪州で年間2万戸を超える木造住宅を供給。国内では、木質バイオマス発電事業や有料老人ホームの運営なども行っています。そうした生活に関するあらゆるサービスを提供するグループだからこそ、環境的価値、社会的価値からなる「公益的価値」を提供することで様々な社会課題解決に向けて貢献できると考えています。

次期中期経営計画策定に向けマテリアリティを見直し

現在、2019年度から着手した「住友林業グループ中期経営計画2021」サステナビリティ編の振り返りと並行して、次期中期経営計画の策定に向けグループの重要課題見直しを行っています。2015年3月に現在の重要課題を策定して以降、パリ協定の締結・発効、SDGs（持続可能な開発目標）の採択と大きな変化がありました。国内でも、GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）によるPRI（国連責任投資原則）への署名を受け、ESG投資への流れが一挙に加速しています。そこで、地政学的変化、デジタル化など技術革新、社員やお客様などステークホルダーの嗜好変化などを分析するとともに、M&Aや資本業務提携などを通じ大きく成長した当社グループの持つ強みを踏まえ、当社ならではの貢献領域を改めて整理して

います。社内外のステークホルダーへのアンケート、個別ヒアリングや取締役による議論を重ねながら決定していく計画ですが、それは即ち、私たちが暮らす地球環境の限界（プラネタリーバウンダリー）の枠内で企業経営の方向性を定めることだと考えています。

脱炭素の社会に向けチャレンジ

昨年10月の菅政権によるカーボンニュートラル宣言も含め、現在、世界121ヵ国・地域がパリ協定と目標を同じくする2050年の脱炭素社会を宣言しています。当社グループは、自社事業のオペレーションにおいては、TCFDへの賛同、温室効果ガス長期削減目標SBTの設定、RE100宣言など、気候変動対策として取り組むべき課題について、中期経営計画サステナビリティ編で既に着手しています。しかし、2050年の脱炭素社会に向けた中間地点としての2030年の社会像をどう描き、経営の優先順位をどう考えるか。この4月には、米国バイデン大統領が呼びかけた気候変動サミットで自国の目標引き上げを発表、我が国も2030年までの削減目標を26%から46%に引き上げるとしました。各国もこれに続く流れで、次世代に解決を委ねるのではなく、今、動きだすことへのコミットが鮮明になってきたのです。森林によるCO_2吸収・炭素固定の機能や木材製品・木造建築による炭素固定・CO_2排出量削減、バイオマス発電用燃料の活用などに社会からの期待はますます高まっています。当社グループは川上の森林経営から川中の木材・建材の製造・流通、川下の木造建築や再生可能エネルギー事業を通じて再生可能な自然資本である森林資源を有効に活用し、「公益的価値」を提供することにより脱炭素社会の実現に貢献します。

例えば国連環境計画（UNEP）の年次報告によると※1、2060年までに世界の建築物は延べ床面積で二倍に増えると予測されています。人口増加以上に床面積の拡大傾向が顕著で、それらの多くは都市部においてこれから建設されるのです。現在、世界の温室効果ガス排出量の38%は建設部門からで、うち7割超は居住時のエネルギー利用からくる排出※2。とはいえ、居住時の省エネ技術や施策はかなり進展していますし、再生可能エネルギーの普及が進めば自ずとCO_2排出量は下がります。そのときに大きな課題として残るのが、建設にかかる原材料調達から加工、輸送、建設、廃棄時に排出されるCO_2「エンボディド・カーボン」です。欧州各国、米国では、すでにグリーンビルディングの建築基準や認証要件、政策インセンティブなどに取り入れられていますが、住友林業グループが事業を展開する日本や豪州などでは、エンボディド・カーボンの議論は端緒についたばかり。脱炭素社会の構築に向けた大きなうねりを創り出すため政策への提言も積極的に行っていきます。

※1 パリ協定が締結された2015年のCOP21で発足した「建物・建築におけるグローバル・アライアンス（GABC: Global Alliance for Buildings and Construction）」が、国連環境計画の調整のもと発行している建築部門の年次報告書2017年版に初出

※2 GABC発行「2020 Global Status Report for Buildings and Construction」より

ダイバーシティとパートナーシップで創り上げるレジリエントな組織

持続可能な森林経営を通じたCO_2吸収、木材・木造建築の提供による炭素固定という自社事業における貢献にとどまらず、広くエンボディド・カーボンを削減し、サーキュラーバイオエコノミーを実現していくためには、サプライヤーや異業種との協業が必須になってきます。同質な集団ではなく、多様な背景や経験をもつ様々な社員、ビジネスパートナー、ステークホルダーと協力してこそ幅広く社会の変化に対応することができます。この3月には、資本業務提携している株式会社熊谷組との共同開発で、「環境と健康をともにかなえる建築」をキーコンセプトに中大規模木造建築ブランド「with TREE」を立ち上げました。資材調達から設計、建築、さらにはコンサルティングを通して環境的価値と利用者の健康を両立させる建築を提案していきます。

また、組織を取り巻く環境が大きく変わるとき、レジリエントな経営に最も重要となるのは「人」です。女性活躍推進宣言をはじめとするダイバーシティ経営、介護や育児に伴う多様な働き方や健康経営を見据えた長時間労働の是正を目指してきましたが、新型コロナウイルス感染症対策で「働き方改革」が一気に進みました。森林という再生可能な自然資本を事業のベースにしている当社グループにあって、サステナビリティへの取り組みはかねてより自明ではありましたが、現在の中期経営計画の基本方針の一つに「ESGへの取り組みの一体化推進」を掲げたことで、社内の本気度が一段あがっていると感じています。ガバナンス体制についても、社外取締役を3人に増やし、社外取締役及び女性取締役の比率はそれぞれ33%、22%にしています。

2050年に90億人を超えると予想される世界人口のウェルビーイングの基盤となる住宅の供給、雇用の創出、労働安全、ヘルスケアといった社会的価値、これに森林経営、木材・建材製品によるCO_2の吸収・炭素固定による貢献という環境的価値も加えた「公益的価値」の創出を目指した事業展開を進めるにあたり、様々なステークホルダーが同じゴールをみていることが大事です。住友林業グループ社員が一丸となり、ビジネスパートナーや地域の皆様と共に共通のゴールを目指すことで変革のスピードを高め、より大きな効果を生み出していきます。

住友林業グループが約半世紀にわたって提供してきた戸建住宅は、もはやオフィスで業務をこなし帰宅後にくつろぐ場所「自宅」ではなくなりました。睡眠・通勤・勤務・家庭生活・余暇といった時間や在宅勤務・リモートワークと日常生活の空間は境目が曖昧になって、仕事とプライベートが細切れに混ざり合った生活スタイルが進んでいます。こうした社会変化を見据えながら、循環を通じた資源効率の最大化、脱炭素社会の構築を目指し、住宅・非住宅それぞれ最適の空間やコミュニティを提供してまいります。住友林業グループにご期待ください。

木を植え、森を育み、木を活かす
住友林業グループのバリューチェーン

住友林業グループは、国内外における森林経営から木材・建材の流通および製造、さらには住宅建築をはじめとする人々の生活に関するあらゆるサービスの提供にいたるまで、幅広い分野で事業を展開し、CO_2を吸収し炭素を固定する機能を持つ再生可能な自然資本としての森林資源を活用した、独自のバリューチェーンを構築しています。

循環型社会を支える森と木の炭素循環

木は成長の過程で二酸化炭素を吸収し、伐採され木材製品や木造建築になったあとも炭素として固定し続けます。原材料の調達から製造までの過程で大量の温室効果ガスを排出する素材に替えて、木を利用することで、相対的に排出量を削減することができます。できるだけ長く使用し、炭素を固定し続け、廃材となった後はバイオマス発電の燃料として利用します。その際に排出される二酸化炭素は、木の成長の過程で吸収した二酸化炭素が排出されるだけなので、「カーボンニュートラル」と言われています。

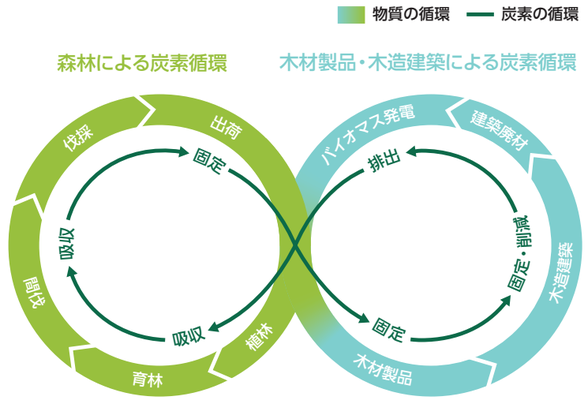

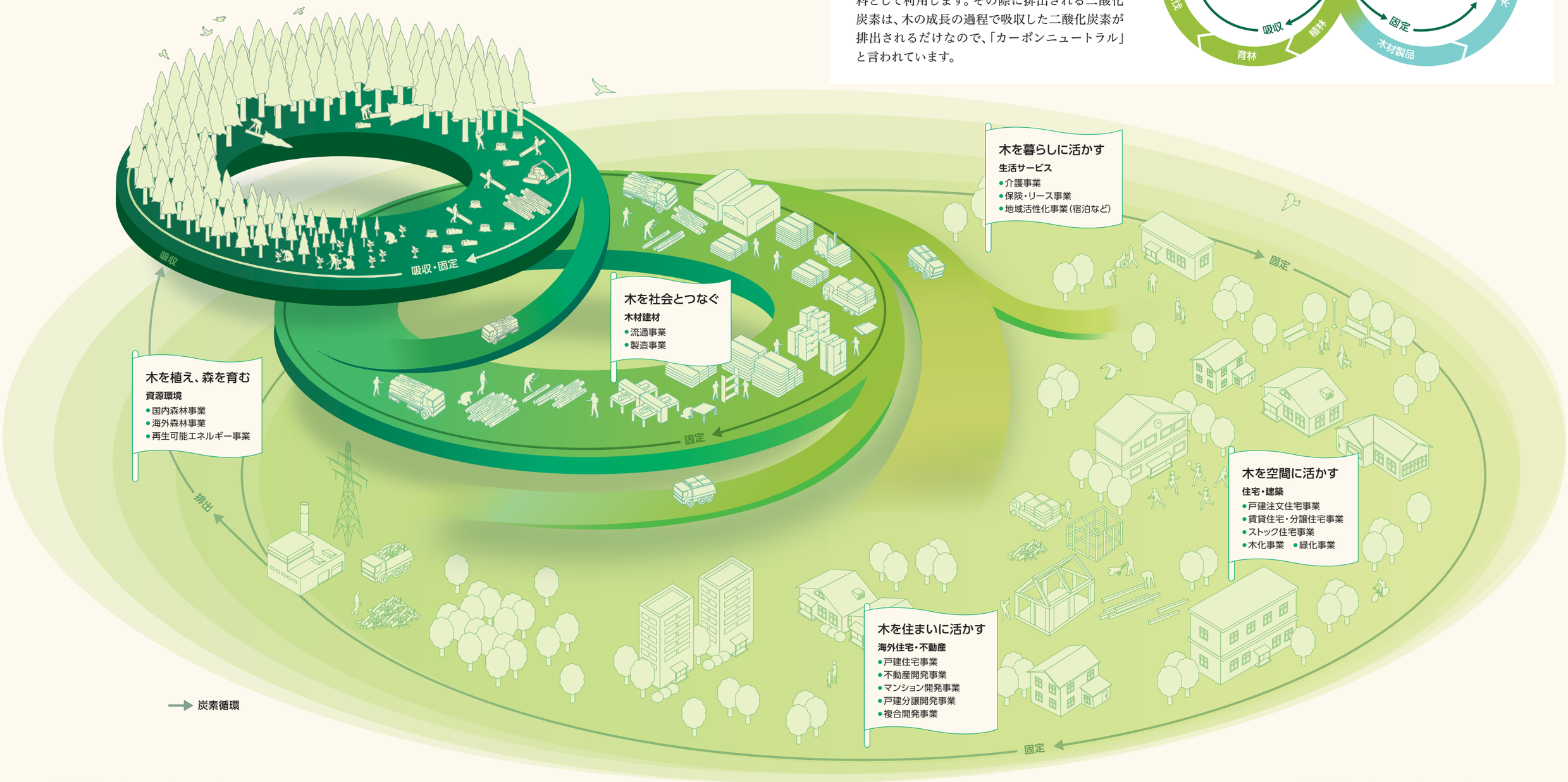

木を植え、森を育む

住友林業グループでは、木を植え、育て、伐って活用し、
そして再び木を植えるという「保続林業」の考え方に基づき、
国内約4.8万haの社有林を、海外約23.1万haの植林地を保有・管理しています。

木を植え、森を育みながら気候変動対策に寄与

森林には、地球温暖化の対策となるCO_2の吸収・固定、木材生産、生物多様性保全、水源涵養、保健・レクリエーション、土砂災害防止など、様々な公益的機能※1があります。

住友林業グループは、このような森林の公益的機能を保ちながら木材資源を永続的に利用するために、苗木栽培～植栽～育林～伐採～再植栽という一貫した流れを継続することで持続可能な森林経営を国内外で進めています。

また、森林の適切な管理を強化し、客観的な評価を得るために、国内外で、森林管理認証（FSCやPEFCと相互認証されたSGEC等）の取得を推進しています。

2020年度末時点、当社国内社有林のカーボンストック※2は、1,348万t-CO_2（前年度比+14万t-CO_2）、海外植林地のカーボンストックは1,014万t-CO_2（同+81万t-CO_2）となっています。

※1 出典：林野庁「森林の有する多面的機能」
その他、気候緩和や塵埃吸着などの「快適環境形成機能」、景観や自然とのふれあいの場などの「文化機能」がある
※2 カーボンストックの算出方法
蓄積量×容積密度×バイオマス拡大係数×（1＋地上部に対する地下部の比率）×炭素含有率（樹種ごとに拡大係数、地下部比率、容積密度、炭素含有量を変えて計算）
なお、国内では全社有林（約4.8万ha）を対象とするが、海外では植林済みエリア（約6.7万ha）を対象とする

2020年度森林管理及び認証林面積

総管理面積：約27.9万ha
総認証林面積：約22.2万ha

認証林　非認証林　＝3,000ha
※伐採施業エリアは全て認証を取得している

インドネシア
約16.3万ha
認証林：約11.8万ha

日本
約4.8万ha　認証林：約4.8万ha

パプアニューギニア
約3.1万ha　認証林：約2.0万ha

ニュージーランド
約3.6万ha　認証林：約3.6万ha

事業が生み出す公益的価値 及び 貢献するSDGs

SDGsの目標15では、2020年までに「あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる」（15.2）、2030年までに「劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に加担しない世界の達成に尽力する」（15.3）などのターゲットを設定しています。住友林業グループでは、持続可能な森林経営を進めることで、これらのターゲット達成に貢献します。

また、中期経営計画サステナビリティ編では「森林認証面積の保持、拡大」や「国内外の苗木植林面積の拡大」に関する目標を設定し、管理を行っています。これらの目標を達成することで、森林資源活用と生物多様性保全・気候変動対策を両立し、持続可能な森林経営を実現します。

地下水位管理モデルで持続可能な森林経営を実現

インドネシア カリマンタン島の植林事業拡充

住友林業は、インドネシアの森林経営・合板製造会社と共同で、マヤンカラ・タナマン・インダストリ（MTI）社及びワナ・スブル・レスタリ（WSL）社を設立し、インドネシア環境林業省から事業許可を受けて、2010年から西カリマンタン州で植林事業を展開しています。

本事業の植林対象地は1960年代から1990年代前半にかけて商業伐採が行われ、さらに違法な森林伐採や焼き畑が繰り返されたため森林の荒廃化が進んでしまった土地で、泥炭地を含みます。このような土地で持続可能な森林管理を行うことは、森林減少や劣化の阻止だけでなく、保護価値の高い森林の保全や地域住民への経済的な基盤の提供に繋がります。

本事業を開始し進めていくにあたっては、5年の歳月をかけ、綿密な地形測量、泥炭の分布や深さを把握するためのボーリング調査を実施しました。また、地下水位を安定させる独自の泥炭管理モデルを構築することで、温室効果ガス排出や森林火災を抑制し、地球規模の気候変動対策に大きく寄与しています。

さらに、当エリア及び周辺には希少動植物が生息する生態系が島状に取り残されています。動植物を孤立させないよう、当社だけでなく隣接する事業体とも協力しながら生態系を一体的に保全することにも取り組んでいます。これらの取り組み内容は、3年連続で国連気候変動枠組条約締約国会議（COP23～COP25）にて発表され、国内外から高い関心を集めました。

2020年度には、当社100%子会社であるクブ・ムリア・フォレストリ（KMF）社を設立し、WSL社とMTI社に隣接する植林地を取得しました。これにより、当社グループの西カリマンタン州での管理面積は約15.5万haに拡大されました。

PICK UP

【解説】貯水型水位管理で泥炭地の地下水を管理

従来の泥炭地での植林は、排水型の水位管理によって行われており、多くの排水路をつくり、土壌中の水を川へ排水することで、土地を乾燥させた上で植林を行っていました。しかし、土地を乾燥させると、泥炭土壌中の有機物が分解され、温室効果ガスが放出されることで地球温暖化を促進します。また、乾いた泥炭は一度燃えると、火は地下にまで及び、消火が難しく、大規模な泥炭火災にもつながってきました。

そこで、WSL社とMTI社は貯水型の水位管理を行っています。まずゾーニングやインフラ整備計画に必要な精緻な測量や泥炭調査を行い、その結果にもとづいて、（1）希少価値が高く貯水機能も併せ持つ保護林や水辺林、（2）植林ゾーンの影響を保護林に与えないようにする緩衝帯、（3）植林ゾーンを決定しています。

これまでの取り組みの結果、泥炭の厚みをリアルタイムで計測することにより、日、週、月ごとといった短期間では収縮を繰り返しつつも、長期的には泥炭の厚みが減少していないことが明らかになっています。つまり、泥炭から温室効果ガス排出を抑制できていると言えます。

木を社会とつなぐ

住友林業グループは、独自の調達方針とデューディリジェンスの仕組みに基づいて、責任ある木材調達を実施し、流通・製造段階等、サプライチェーン全体を通じて持続可能な調達を追求しています。

木材・建材の流通から製造、販売まで幅広く事業を展開

住友林業グループでは、国内外で木を植え、育て、伐採・収穫する森林経営に加え、木材や木材製品の調達から製造、供給まで「木を社会とつなぐ」事業も展開しています。

違法伐採による森林減少のリスクが世界的な課題となっている中、独自の調達方針を掲げ、長年にわたる流通事業の展開で構築したグローバルネットワークを活かし、合法で良質な木材・木材製品を安定的に調達し流通させています。また合板や各種建材類を製造する海外拠点を有し、国内では建具、木質内装材を生産。日本をはじめ世界各地へ供給しています。

持続可能性に配慮した木材・建材の提供

「木」を取り扱う過程では合法性の問題に加え、生物多様性保全や労働安全衛生の確保、地域社会への配慮など幅広い環境・社会課題があり適切に対応しないと大きなリスクになり得ます。

そのため、「住友林業グループ調達方針」に基づき調達する製品と調達先に関するデューディリジェンスを事業フローに組み込んでいます。製造事業では、安心・安全に働ける環境の整備と環境負荷低減を重要な課題と認識し、安全対策の充実や労働環境の改善、温室効果ガス排出削減やリサイクル率の向上に取り組んでいます。

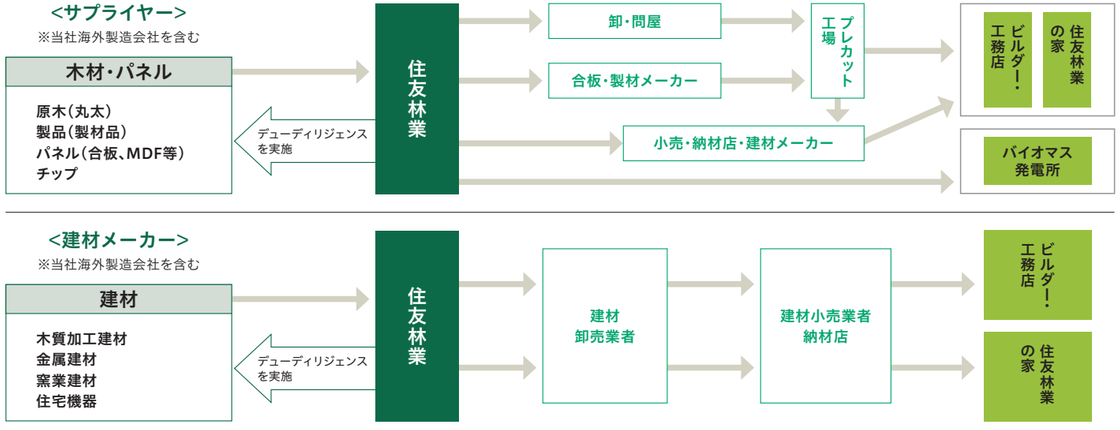

事業が生み出す公益的価値 及び 貢献するSDGs

SDGsの目標12では、2030年までに「天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する」(12.2)などのターゲットを設定しています。当社グループでは、持続可能なサプライチェーンの構築を推進することで、これらのターゲット達成に貢献します。

具体的には、中期経営計画サステナビリティ編で「国内住宅部門のサプライチェーンにおけるサステナビリティ調達調査実施率」や「輸入木材製品仕入先におけるサステナビリティ調達調査実施率」の目標を設定し、マネジメントを行っています。これらの目標を達成することで、持続可能な木材や認証材の普及と付加価値向上につなげ、持続可能な社会づくりに貢献します。

デューディリジェンスの仕組みを強化

住友林業グループが実施している木材調達デューディリジェンスでは、マニュアルに従って、木材調達を行う関連部門・グループ会社が国／地域・樹種ごとに定められた関連書類や情報を収集し、伐採地までのトレーサビリティを確認しています。あわせて、保護価値の高い森林の有無や労働安全環境などのサステナビリティ調達調査を実施し、木材製品及びその原材料の環境・社会面での持続可能性を確認。違法伐採リスクの評価基準、およびこれらの情報に基づいて、リスク評価を行っています。

さらに点数付けされた評価結果に応じて調達先への是正依頼や現地調査を行うなどリスク低減措置を実施しており、取り組みの進捗状況は木材調達委員会※に報告され、チェックされることでデューディリジェンスの仕組みを継続的に改善しています。

※住友林業グループは、サステナビリティ推進担当役員(取締役常務執行役員)を委員長とし、木材を調達している各調達部門の管理責任者で構成する「木材調達委員会」を設置しています。

ステップ1 情報へのアクセス
「合法的に伐採された木材のみ」または「合法的に伐採された木材のみを原料とする製品」を供給する調達先であることを確認

ステップ2 リスク評価
国や地域、樹種または木材の種類によって違法伐採リスクを評価

ステップ3 リスク軽減のための対応
追加的な情報(確認)の確認・取得、当社スタッフによる現地調査、森林認証材の調達などリスク低減のための対策を実施

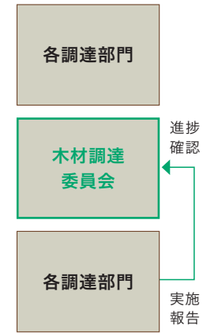

持続可能な木材及び木材製品の取扱比率

2020年度実績 **94.6%**

2021年度目標 **100%**

ステークホルダーの声を調達活動に活かす

ステークホルダーダイアログの実施

気候変動要因として「森林減少」への懸念が高まっています。当社グループの持続可能な木材調達への取り組みは、独自に導入した「木材調達デューディリジェンス」で対応してきましたが、2019年5月にアクションプランを新たに策定し、強化した持続可能性の評価基準の運用を開始しました。

木材調達デューディリジェンスのアクションプランのモニタリングにあたり、社会的要請に真摯に耳を傾け、責任ある調達を推進するため、環境NGO、ESG領域の専門家、研究者らを迎え、前年に続き2020年12月に第2回のステークホルダーダイアログを実施しました。当日は、世界自然保護基金(WWF)ジャパン、FoE Japan、地球・人間環境フォーラム、地球環境戦略研究機関、レインフォレスト・アクション・ネットワーク、高崎経済大学から有識者が参加。「サステナビリティ調達調査」の評価結果、持続可能な森林からの木材及び木材製品の取り扱い比率の状況と課題について議論しました。

いただいたご意見を踏まえ、「持続可能な木材及び木材製品の調達100%」の達成に向け、取り組みを展開していきます。

COMMENT ダイアログ参加者からのご意見(抜粋)

- スコアが最低基準に近い調達先に積極的にアプローチするなど、要求項目のさらなる浸透を図ることが望ましい
- 調達の実情を伝えるためには、現状の開示だけではなく、プロセスの説明を加えた方がよい
- 調達基準に「転換林由来の材を排除すること」が明記されたことは高く評価する。今後は活動を対外的に周知していくことも重要だ

木を空間に活かす

**住友林業グループでは、木の特性・自然の恵みを活かすノウハウと
省エネ設備の導入など、エネルギーを賢く活かす技術を融合することで
環境負荷を低減させ、日本国内における脱炭素社会の実現に貢献しています。**

住生活に関する幅広い事業を展開

住友林業グループでは、1975年に国内で戸建注文住宅事業に参入して以来、長寿命で高品質な木造住宅を普及させることで、良好な住環境を提供してきました。現在では、戸建注文住宅事業で培った設計力・技術力を活かし、賃貸住宅・まちづくり(分譲住宅)、緑化事業、ストック住宅、木化事業など、住生活に関する幅広い事業を展開しています。

お客様が長く安心・安全に暮らせる木造住宅やサービスを提供するとともに、開発・設計から施工にわたる各工程における地球環境への配慮や、持続可能な木材や建築資材の使用、安全な労働環境下での施工の実施が重要な課題と認識しています。

住友林業では、独自の「ビッグフレーム(BF)構法」により自由度の高い間取りの設計が可能であり、さらにZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)仕様を推進することで、暮らしの環境と地球環境を大切にする住まいを提供しています。また、木に関する多様な知見・技術を大きく発展させ、住宅以外の中大規模建築での木造化・木質化を提案する木化事業を通して、木の文化の伝承や林業活性化を推進するなど、持続可能で豊かな社会の実現に貢献しています。

ZEHの普及を推進し、家庭内でのエネルギー消費量削減

ハウスメーカーが環境負荷低減に貢献できる分野の一つが、居住時に排出される温室効果ガスの削減です。

住友林業は、ZEH受注率をはじめとした環境配慮商品・サービス提供の目標値を設定し、取り組みを強化しています。これまで培った木の特性・自然の恵みを活かすノウハウと断熱性の向上や省エネ・創エネ設備、レジリエンス設備の導入などエネルギーを賢く活かす技術を融合し、家庭内のエネルギー効率を高めることで、居住時のCO_2排出量の削減を図っています。

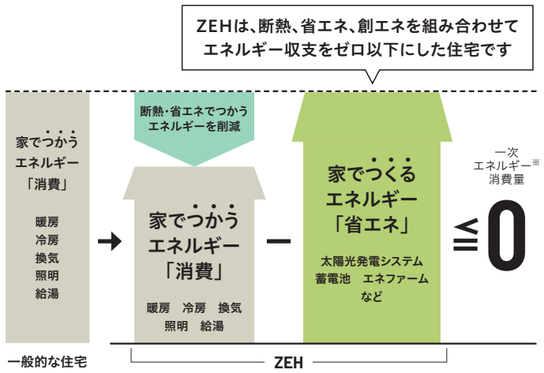

※一次エネルギーとは、石油・石炭・天然ガス・水力・風力・太陽光・原子力など、人間が加工する前の自然界にあるエネルギーのことです。

フォレストガーデン秦野

MYForest BF

伝統を革新していく「Labo(ラボ)」

三輪素麺「マル勝髙田商店」新社屋

奈良県桜井市の三輪地区は手延べ素麺の発祥の地と言われています。その地で素麺一筋に製造・販売を行っているマル勝髙田商店。

「伝統とは守ることではなく、挑み続けること」という同社の信念に基づき、新しい時代に新しい素麺の魅力を発信する「ラボ」を建てたいと、当社に木造木質の新社屋の設計・施工をご依頼いただきました。

そこで、斬新な外観ながら、地域の景観にも自然と溶け込めるデザインをご提案。1階の店舗部分は、木の質感や触感、香りなど、お客様の五感に働きかける空間にする一方、2階のオフィス部分はワンフロアで全員一緒に仕事ができる空間にしました。

地域の人々にも長く愛されるよう、地元の木材を使い、年を経るごとに風合いが増す変化も楽しめる建物になっています。

同社の髙田勝一社長からは「職場環境を変えることで、社員の意識が変わった」というお言葉をいただいており、ここから今までにない新しい素麺が生まれる期待も高まります。

事業が生み出す公益的価値 及び 貢献するSDGs

SDGsの目標13では、2030年までに「全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する」(13.1)、「気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む」(13.2)などのターゲットを設定しています。住友林業グループでは、ZEHの普及や非住宅分野における中大規模建築の木造化・木質化などを推進することで、これらのターゲット達成に貢献します。

また、中期経営計画サステナビリティ編では「新築戸建注文住宅におけるZEH受注比率」や「環境配慮型リフォーム受注率」に関して目標を設定し、マネジメントを行っています。今後も脱炭素社会と気候変動への適応力強化の実現に向けて貢献を続けていきます。

木を住まいに活かす

住友林業グループは、人口増加を背景に長期的に住宅需要が見込まれる米国・豪州・アジア地域で、木造住宅の分譲事業や宅地・不動産開発事業などを幅広く展開し、現地における豊かな暮らしやコミュニティの発展に貢献しています。

地域性を尊重した事業活動を推進

住友林業グループは、2003年に米国での住宅事業を開始して以来、米国・豪州・アジア地域の人口増に伴う旺盛な住宅ニーズに応えるため、積極的に新規参入を進めています。住宅事業は、その土地固有の気候風土や生活様式、地質・地理条件によって、マーケットニーズが変化する地域性の高い事業です。そのため事業推進にあたっては、各地域の住民・行政・企業といったステークホルダーと対話・協働し、共に価値を創出する取り組みが欠かせません。

各エリアの分譲地開発においては、コミュニティの価値を向上させる積極的な取り組みを行っています。住民や行政の要望を反映し、開発の規模に応じて、緑道や遊歩道などの共用部分の充実やプール・公園・カフェなどを併設したコミュニティセンターの設置などを行い、住民の満足度及びQOL（生活の質）の向上と分譲地の価値向上を図っています。

各住居においては、購入者及び社会のニーズを反映し、環境配慮型住宅を積極的に推進しています。例えば、豪州においてはコスト等の理由から、日本の住宅では一般的になった複層ガラスが普及しておらず、単板ガラスが多く用いられていましたが、当社グループのヘンリー社は2018年以降、ビクトリア州の住宅ビルダーとして初めて複層ガラスを標準仕様としており、住宅のエネルギー効率性能を高めています。さらに同社は、気密性能向上の取り組みにおいても業界をリードしており、2019年に実施した調査では、同社が建築した住宅は豪州の平均よりも約3倍の高い気密性能を持つという結果が得られました。

またリスク管理の観点から、開発に際してサステナビリティ視点でのリスクチェックも実施しています。具体的には、開発段階で各社が行う地盤・環境調査以外に、一定規模以上の案件に関しては住友林業本社による案件の精査、独自のチェックリストを用いた環境・社会影響評価を行うなど、多段階かつ多面的な視点でリスク分析を行う体制を整備しています。

米国戸建・不動産開発事業エリア

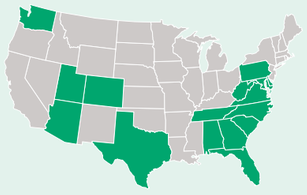

豪州戸建事業エリア

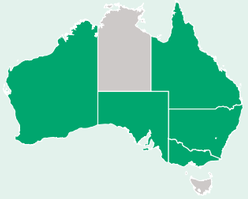

アジア不動産開発エリア

分譲地の入口モニュメント

伝統的なデザインの街並み

分譲地内のプール施設

地域性を尊重した持続可能な開発

ティンバーブルック分譲地

米国テキサス州ダラスエリアを基盤に住宅事業を展開している住友林業グループのブルームフィールド ホームズ社では、地域密着型ホームビルダーだからこそ可能な住民視点での分譲地開発を提案し続けてきました。

その中で同社は、2016年からダラス近郊のジャスティン市において、全4,000区画にわたるマスタープラン開発※を行っています。同市の人口は本開発プロジェクトを開始し始めた時点では約4,000人ですので、まさに同市の未来をかけた一大プロジェクトになります。

開発地はもともと草原及び農地でしたが、住宅以外にも住民のための学校（小学校、中学校、高校の予定）や公園、プール、自然の地形を活かした約3kmにわたる遊歩道等を建設。また自生の雑木林を残し遊歩道にすることで環境の保全にも努めています。上下水道のインフラ敷設も含め、住宅地だけにとどまらない総合的なコミュニティ開発をブルームフィールド ホームズ社が任されています。住宅はテキサス州の伝統的なデザインをベースとし、また宅地及び住宅の間口を広くとることで、既存の町の景観との調和を目指しました。

段階的に開発を進めており、すでに100戸超の住宅をブルームフィールド ホームズ社から引渡し、多くの住民が新たな生活を始めています。今後20年程度を掛けて、段階的に開発を進めていく予定です。

ジャスティン市の行政及び住民の皆様と共に地域の未来を考えるパートナーとして、ブルームフィールド ホームズ社は地域に根差した開発を行っていきます。

今後も住民の皆様の期待に応えるべく、中長期的な視点で地域の持続的な発展に貢献していきます。

※都市のあるべき姿を想定し、そのために必要な規則制定や整備を行い、住宅のみならず様々な施設を含めて総合的に計画する開発方法の一つ

開発中の分譲地全体

雑木林の中の遊歩道

ジャスティン市の商店街の建物を模した遊具

事業が生み出す公益的価値 及び 貢献するSDGs

SDGsの目標11では、「2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する」（11.3）、「2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さを目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う」（11.b）などのターゲットを設定しています。住友林業グループでは、海外住宅事業の一層の拡大を通じて、これらのターゲット達成に貢献します。

木を暮らしに活かす

住友林業グループでは、長年の住宅事業を通じて培った
快適な住空間を創造するノウハウを活かし、
高齢者に向けた安心・安全な生活サービスを提供しています。

事業を通じた超高齢社会への対応

住友林業グループの生活サービス事業は、人々の「暮らし」のサポートを担っており、介護事業を中心に幅広い生活サービスを展開しています。

日本では2025年、65歳以上の高齢者が全人口の30%を超えるとされ、世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が全世帯の25%を超えると予測されています。認知症など要介護者の増加も想定されるなか、介護が必要になっても、ソフト・ハードの両面から高齢者が安心・安全に住み続けられる環境を整備することは、日本の最重要課題の一つです。

住友林業グループは、有料老人ホーム20施設の他、デイサービスや在宅サービスを展開※しています。今後も高齢者が安心して生活出来る場を増やしていくことで、この社会課題の解決に貢献していきます。

※2021年3月現在

高齢化率の推移と将来推計

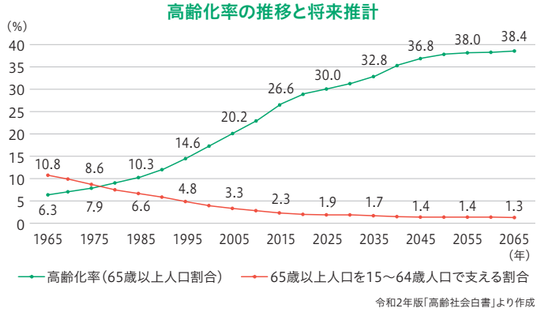

令和2年版「高齢社会白書」より作成

人と木のぬくもりで介護

有料老人ホームなどを運営するスミリンフィルケアは、「私たちは、『人』と『木』のぬくもりを通して、経験豊かなご高齢者のさらに輝ける暮らしを追求し、いつまでも心地よく暮らせる社会づくりに貢献します」をミッションとして、変わりゆく時代にふさわしい介護に取り組んでいます。

この「変わりゆく時代にふさわしい介護」実現のために、ICTなどの先進システムを積極的に導入する一方で、施設に「木」を活用するという住友林業グループならではの特徴を持ち合わせています。

施設では良質な木材をふんだんに使い、開放感とぬくもりのある空間を提供しています。

事業が生み出す公益的価値 及び 貢献するSDGs

SDGsの目標11では、「2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する」(11.3)などのターゲットを設定しています。住友林業グループでは、介護施設や有料老人ホームを開設し、居室数を増やすことでこれらのターゲット達成に貢献します。

また、中期経営計画サステナビリティ編では「有料老人ホーム居室数」の目標を設定し、マネジメントを行っています。2021年度までに2,014室の提供を目標とし、一人でも多くの高齢者に安心してお過ごしいただける場所を提供し、超高齢社会という社会課題の解決に貢献します。

五感を通じて心地よさを体感

例えば、スミリンフィルケアが運営するデイサービスセンター「デイフォレスト」は全施設が木造で、施設内も木質感あふれる内装となっています。

木はリラックスを促す香りや手触り、空間に響く音まで、五感を通じて心地よさや安らぎで人を包み込みます。このような「木の効用」で、利用者の皆様に楽しく穏やかに過ごしていただける空間を提供しています。

また同施設では、利用者の健康状態の維持・改善のため、ICTを活用したトレーニングプログラムも提供しています。木のぬくもりと先進技術、そしてスタッフによる細やかな介助を通じて心身ともに健康で豊かな生活を送っていただきたいと考えています。

COMMENT ご入居者様・ご家族様の声

- スタッフや他の入居者様がいらっしゃるので賑やかで楽しく飽きないでいられるのがいいです。スタッフが24時間いる事も安心ですし、看護師さんもいる事も安心して暮らせるのが嬉しいです。(ご入居者様)
- 談話室でみなさんとの会話と色々なイベントが楽しみです。1人暮らしの時より楽しいです。私達の気持ちになって、みなさま優しく接してくれます。毎日安心して暮らしています。(ご入居者様)
- 入院してしまい、退院後の自宅生活が難しくなったため、有料老人ホームへの入居を考えました。近隣に商店街等があり出かけられるところが気に入っています。親切すぎるほどお世話をしてくれますし、医療機関が近く緊急な対応が出来るところが安心できます。(ご家族様)

国内最大級の施設で高齢者に安心を

スミリンケアライフ「エレガーノ西宮」

スミリンケアライフでは2020年5月、兵庫県西宮市に住宅型有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅)「エレガーノ西宮」を開設しました。自立者向けの一般居室219戸、要介護者向け居室90戸を展開、総戸数309戸は国内最大級の施設です。エレガーノ西宮では、一般居室に入居後、介護が必要な状態になった場合でも、介護居室に住み替え、暮らし続けられる体制を整えています。

本施設は、住友林業が培ってきた住まいや木と緑の効用に関する知見を活かしつつ、スミリンケアライフの20年以上にわたる介護ノウハウ・サービスを掛け合わせることで、入居者様とそのご家族の皆様に「住み続けられる安心」を提供できるよう努めています。

気候変動への対応

住友林業グループは、気候変動を重大な経営課題と認識し、
長期視点での戦略に基づきながら、気候変動の「緩和」と気候変動の影響に備える
「適応」の両面から、具体的な目標を設定し取り組みを推進しています。

未来を見据えた長期目標を策定

気候変動への対応には、長期視点が重要です。そのため、住友林業グループでは、気候変動に関連した長期目標を策定した上で、年度計画に落とし込みながら取り組みを推進しています。

まず温室効果ガス長期削減目標として、2017年にSBT※1を策定することを宣言し、グループ全体での新たな温室効果ガス削減目標を策定しました。2018年7月には、策定した計画がSBTとして認定されています。

さらに、グループの重要課題でもある「事業活動における環境負荷低減の推進」を実践するため、2020年3月、使用する電力の100%再生可能エネルギー化を目指した国際的なイニシアティブRE100※2に加盟し、再生可能エネルギーの活用及び温室効果ガス削減の取り組みを加速させています。

※1 SBTイニシアティブとは、2015年に、国連グローバル・コンパクト、CDP、WRI（世界資源研究所）、WWF（世界自然保護基金）の4団体が、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑えるための科学的根拠に基づいた温室効果ガスの排出削減目標を推進するために設立したイニシアティブ。

レジリエンスな企業になるために

気候変動による影響が深刻化する中、企業には不確実な未来にも対応できる気候変動に対する事業のレジリエンスが求められています。住友林業グループでは、TCFD※3の提言に基づいたシナリオ分析を行い、中期経営計画サステナビリティ編及びSBT、RE100の各目標を策定。グループ各社・各部門で、年度ごとの数値目標達成に向けて具体的な取り組みを推進しています。

TCFDについては、2018年7月に賛同を表明し、同年に提言内容に基づいたシナリオ分析を開始しました。初回のシナリオ分析は、木材・建材事業と住宅・建築事業において、地球の平均気温上昇が産業革命前と比べて+2℃、+4℃となる2つのシナリオで2030年の状況を考察し、その結果をESG推進委員会及び取締役会に報告しました。

※2 RE100とは、The Climate GroupとCDPによって運営される企業の自然エネルギー100%を推進する国際ビジネスイニシアティブ。
※3 TCFDとは、Task Force on Climate-related Financial Disclosuresの略。FSB（金融安定理事会）の指示により2015年4月に設置された気候関連財務情報開示タスクフォースであり、企業が任意で行う気候変動関連のリスク・機会やその財務への影響に関する情報開示のフレームワークが示されている。

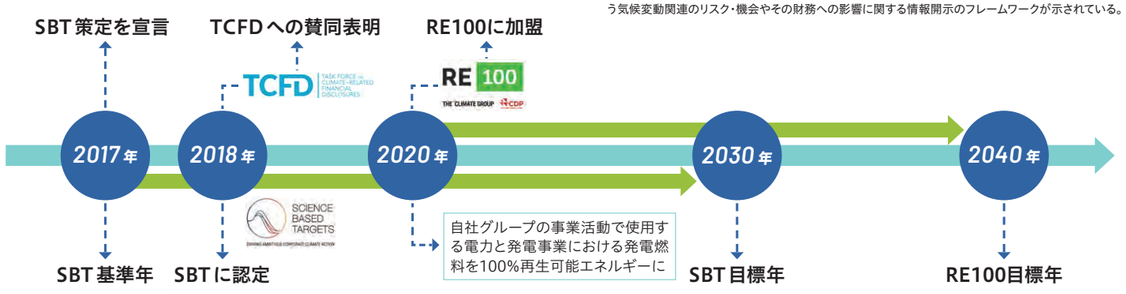

① **スコープ1・2：**2030年温室効果ガス排出量を2017年比21%減とする
② **スコープ3：**カテゴリー1及び11合計の2030年温室効果ガス排出量を2017年比16%減とする

事業が生み出す公益的価値 及び 貢献するSDGs

SDGsの目標7では、2030年までに「世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる」（7.2）などのターゲットを設定しています。当社グループでは、再生可能エネルギー事業の拡大を通じて、これらのターゲット達成に貢献します。

また、中期経営計画サステナビリティ編では「再生可能エネルギー事業における電力供給量」に関する目標を設定し、マネジメントを行っています。同目標を達成することで、社会課題の解決に貢献するビジネスの拡大と木材のさらなる活用につなげ、持続可能な社会の構築に貢献します。

「木」をエネルギーに活かす

木質バイオマス発電事業の推進

住友林業グループは、リサイクルチップや製材に適さない材、森林に放置されてきた間伐材などを、燃料用木質チップとして利用する木質バイオマス発電事業を展開しています。

2011年に建築廃材等を主燃料とした都市型のバイオマス発電所を川崎市に稼働させ、この分野に参入しました。2021年6月に75MWの苅田バイオマス発電所、そして2023年11月に75MWの杜の都バイオマスエナジー発電所が稼働すれば、住友林業グループが展開する発電所の規模は合計で約251.6MWとなり、約555,000世帯分の電力を供給することになります。

引き続き地域の特性や条件に適した再生可能エネルギー事業を展開し、住友林業グループが出資する発電所の合計で発電規模300MW体制の構築を目指します。

木質バイオマス発電所の稼働状況

発電所名	施設所在地	発電規模	営業運転開始時期
川崎バイオマス発電所	神奈川県川崎市	33MW	2011年2月
紋別バイオマス発電所	北海道紋別市	50MW	2016年12月
苫小牧バイオマス発電所	北海道苫小牧市	6.2MW	2017年4月
八戸バイオマス発電所	青森県八戸市	12.4MW	2018年4月
苅田バイオマス発電所	福岡県京都郡	75MW	2021年6月
杜の都バイオマスエナジー発電所	宮城県仙台市	75MW	2023年11月（予定）

気候変動にも適応する「災害に強い家」

命を守るBF構法×ZEH

住友林業の木造住宅は、独自の「ビッグフレーム（BF）構法」が特徴です。これは、一般的な柱の約5倍の太さのビッグコラムと梁、基礎を金属相互で強固に一体化する構法で、高い耐震性を備えています。実験では、東日本大震災クラスの地震や、繰り返し襲ってくる余震にも耐えられることを確認しています。

防火性においても、省令準耐火構造に標準仕様で対応しており、さらに最大瞬間風速88m/秒にも耐えられる高い耐風性能も備えています。

また、大規模な災害では、避難所生活中に体調を崩してしまうケースもあり、電気や水などのライフライン復旧にも時間がかかります。ZEH仕様住宅は、太陽光発電システムで発電した電力を蓄電池に貯めて使用出来るほか、家庭用燃料電池を使用することで、最長8日間継続して発電や給湯、床暖房の利用が可能になり、ライフラインが寸断されていても、安全で安心な「自宅での避難生活」が送れます。

木が守る家
Guard Life

住まいとしての心地よさを大切にしながらも、
万が一の際には想定外といわれる自然災害からも
居住者の命を守る

1. 地震に強い　2. 火災に強い　3. 風雨に強い

暮らし続く家
Keep Life

災害発生後も自宅での避難生活が快適にできるよう、
省エネ・断熱設計や先進設備機器を備える

1. 電気をつくる　3. 暑さ・寒さを遮る
2. 水を確保する　4. 食料を備蓄

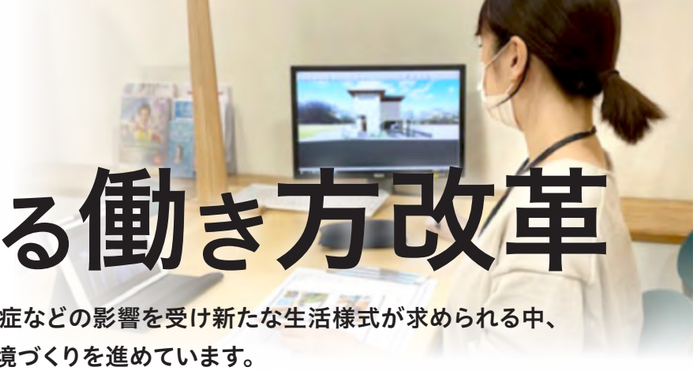

進化し続ける働き方改革

住友林業グループでは、新型コロナウイルス感染症などの影響を受け新たな生活様式が求められる中、安全・安心でいきいきと働くことができる職場環境づくりを進めています。

社会情勢の変化を受け、施策を加速

住友林業グループでは、従来から多様な働き方を促し、社員一人ひとりがやりがいを持って仕事に取り組め、かつワーク・ライフ・バランスを実現するための施策に取り組んできました。特に長時間労働は、健康への影響や将来的な労働力不足につながりかねないリスクだと認識し、時間外労働削減と生産性向上に力を入れています。

これまでの施策の多くは出社を前提としたものでしたが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会情勢の変化は、施策を拡大・加速・進化させるための要因ともなりました。

具体的には、2019年度から2020年度にかけて、フレックスタイム制度の全社導入やテレワーク・サテライトオフィス活用のための環境整備、研修のオンライン化などを進めています。

テレワーク時の長時間労働防止

テレワークを中心とした働き方は、時間や場所に制限がないメリットがある一方で、上司や管理部門の目が行き届きにくく、働きすぎになりやすいという課題を抱えています。そのため、業務用パソコンの稼働管理や勤務間インターバル制の徹底、「業務変革委員会」による業務合理化の検討などを、テレワーク環境整備と並行して行っています。これらの施策の検討・実施にあたっては、アンケートやイントラネットを通じて、社員から幅広く意見を収集し、課題や不安の実態把握に努めました。改善事項に対しては、どのように対応していくかを社員にフィードバックするなど、緊密なコミュニケーションを大切にしています。

ステークホルダーの健康も守る

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、住友林業グループ社員の健康だけでなく、関連するステークホルダーの健康を守るため、現場での働き方にも変化が求められています。

お客様とのコミュニケーションや施工現場の監督・管理の方法にも、健康に配慮した様々な工夫を盛り込みました。例えば、お客様との対面での接触機会を減らすため、オンライン相談に加えて、建築中の現場や完成現場を動画でご紹介するWEBサイト『MYHOME PARK』を開設。動画を確認することでご自宅でも住友林業の家づくりを体感いただくことができるようになっています。

また、施工現場では「新型コロナウイルスの現場対応ガイドライン」を策定し、安全に現場作業が継続できる環境を維持するための取り組みを行っています。

感染症拡大前

- 通勤前提の働き方

感染症拡大後

- フレックスタイムの全社導入
- テレワークの環境整備
- サテライトオフィスの活用
- 研修のオンライン化

通年施策

- 業務変革による生産性向上
- 業務用パソコンの稼働管理
- 勤務間インターバル制

事業が生み出す公益的価値 及び 貢献するSDGs

SDGsの目標8では、「2030年までに、若者や障がい者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する」(8.5)、「移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する」(8.8)などのターゲットを設定しています。住友林業グループでは、働き方改革を通じて、これらのターゲット達成に貢献します。

また、中期経営計画サステナビリティ編では「社員満足度の向上」や「所定外労働時間削減率」に関して目標を設定し、マネジメントを行っています。これらの目標を達成することで、グループ内の多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりを推進します。

安心して働き続けられる環境整備

住友林業グループでは、長時間労働を防止し、社員の健康を守るため、左記で紹介したフレックスタイム制・テレワークの全社展開以外にも、勤務間インターバル制の導入、みなし労働時間制度から実カウント制への移行、時間あたりの生産性評価の導入などの施策を展開しています。これらの施策により、時間に対するコスト意識を高め、また、育児休業復職予定者が参加する座談会や復職者と上司のペアセミナーなどを行い、育児と仕事の両立支援を強化し、ワーク・ライフ・バランスへの理解浸透と働き方変革を促しています。

ワーク・ライフ・バランスを実現することで、社員のモチベーションと生産性向上を両立させることを目的としています。その結果、2020年度は所定外労働時間を2013年度比37%削減(住友林業単体)し、2021年度目標であった32%削減を前倒しで達成しました。

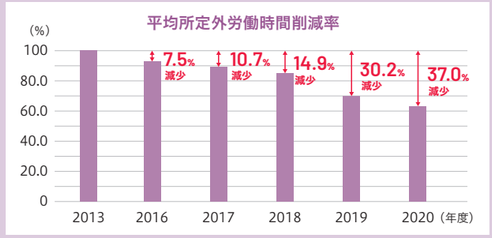

また、社員が健康でいきいきと生活するためには、事後措置や問題への対策の整備だけでなく、予防的アプローチも大切です。そのため、社員の健康保持・増進のための取り組みのほか、健康診断(受診率100%)、ストレスチェックの継続実施とフィードバック研修などを展開しています。

COMMENT

働き方改革で自分も周囲の人も「よい人生を送れる」ように

緊急事態宣言下でお客様との対面商談ができなくなったため、新しい状況に対応すべく業務改革を進めました。その中で、コミュニケーションツールを集約・活用したことは予想以上の効果がありました。これまでは、メールや電話、FAX、ホワイトボードなど様々なツールを使ってきましたが、それらをオンラインツールに集約した結果、情報共有がスピーディかつ正確になり、お客様へのスムーズな営業対応や支店内ミーティングの時間短縮も実現しました。

支店メンバーからは、残業が減り家族との時間が増えたという声も挙がっています。単なる残業時間削減だけでなく、仕事を含めた人生の付加価値を高めることこそが働き方改革の目指すところだと実感しています。

住宅・建築事業本部
静岡支店
西村 敏宏 支店長

■働き方改革に関連する施策

安心して働ける環境を ワーク・ライフ・バランス	健康経営の推進	健康経営推進体制	人事部働きかた支援室に、臨床心理士1名、保健師2名を置き、疾病予防や傷病休業者支援を実施しているほか、50名以下の事業所においても産業医を選任。
		メンタルヘルスケア	ストレスチェックの結果を活用し、セルフケア、ラインケアセミナーを実施。eラーニングで広く社員の視聴を可能としている。社外提携EAP機関による相談窓口も設け、第三者からのアドバイスやカウンセリングを受けられるようにしている。
		長時間労働の削減施策	
		時間あたり生産性評価の導入	従来の一人あたりの業績に基づいた人事評価を改訂し、時間によるコスト意識を高め、長時間労働を削減。
		フレックスタイム制	1ヵ月の総労働時間を定め、1日の労働時間をフレキシブルにすることで、業務時間全体を平準化。
		勤務時間インターバル制	前日の終業時刻から翌日の勤務開始まで11時間以上の休息時間を確保することとし、過剰労働を防止。
		テレワーク(在宅勤務・サテライトオフィス)	社員がテレワークを実施できる環境を整備。サテライトオフィスの利用も開始し、通勤時間削減と業務効率化を推進。
		年次有給休暇取得促進	リフレッシュ休暇や夏季休暇を含めて年間14日以上の計画的な年次有給休暇取得を奨励。
		ファミリーフレンドリーデー	火・水曜日が定休の住宅・建築事業本部の支店において、月に1日以上、土・日曜日を休日・休暇にする。
		育児支援(制度整備・活用促進)	育児休業や配偶者出産休暇、短時間勤務制度のほか、育児休業者座談会を開催するなど、育児者のフォロー体制を整備。男性社員の育児休業取得を奨励。
		勤務地希望申告制度	結婚および配偶者の転勤、育児、介護の理由により、本人が希望する地域への異動希望を申告できる。
		選択型定年延長制度	定年を65歳到達年度末としたうえで、これを本人の希望により満60歳の誕生日の前日まで繰り上げられる。
		シニア人財バンクセンター	会社が必要とし本人が希望する場合、年齢制限なく定年後の再雇用契約が可能。
		再雇用希望申告制度	社員が自己都合で退職した後、一定の条件のもと、再雇用時に退職時の処遇を継続できる。
		業務変革委員会の取り組み	本部・本社の代表者が集まり、イントラでの意見募集やアンケートから社員の声を吸い上げ、業務改革、働き方改革関連の全社テーマに取り組んでいる。

住友林業グループのサステナビリティ経営

経営理念とサステナビリティ経営

中期経営計画サステナビリティ編と重要課題

SDGsへの貢献と重要課題

重要課題1：持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続

重要課題2：安心・安全で環境と社会に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進

重要課題3：事業活動における環境負荷低減の推進

重要課題4：多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進

重要課題5：企業倫理・ガバナンス体制の強化

ステークホルダーエンゲージメント

サステナビリティに関わる各種方針・考え方

経営理念とサステナビリティ経営

住友林業グループの経営理念とサステナビリティ経営

「住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利するという『住友の事業精神』に基づき、人と地球環境にやさしい『木』を活かし、人々の生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。」という経営理念を定め、サステナブルな経営を行ってきました。2017年7月には、近年における国際規範や国際イニシアティブなどの社会的要請に準拠し、「住友林業グループ倫理規範」を改めて策定しました。この経営理念及び行動指針、倫理規範に基づき、「環境方針」や「調達方針」、「人権方針」などの方針、各種ガイドラインを制定しています。また「住友林業グループ倫理規範」を浸透させるために、解説などを示した「住友林業グループ倫理規範ガイドブック」を、国内グループ会社の社員一人ひとりに配布し、eラーニングを行っています。経営理念・行動指針とあわせ、英語をはじめとする各言語に翻訳し、海外関係会社においても展開しています。

また、取引先をはじめとするステークホルダーに対しWEB上でも同内容を公開しています。

年4回開催するESG推進委員会においては、経営理念・行動指針・倫理規範などの運用状況と有効性をモニタリングしています。

さらに、社会的責任に関する国際規格であるISO26000を踏まえ、あらゆるステークホルダーと積極的にコミュニケーションを図ります。

住友林業グループの共通価値を「木と生きる幸福。」というブランドメッセージに込めて、これからも一層サステナブルな経営を推進し、持続可能な社会の実現に貢献します。

経営理念

住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利するという「住友の事業精神」に基づき、人と地球環境にやさしい「木」を活かし、人々の生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。

行動指針

- お客様の感動を生む、高品質の商品・サービスを提供します。
- 新たな視点で、次代の幸福に繋がる仕事を創造します。
- 多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくります。
- 日々研鑽を積み、自ら高い目標に挑戦します。
- 正々堂々と行動し、社会に信頼される仕事をします。

住友林業グループ倫理規範

目的ならびに適用範囲

住友林業グループは、経営理念ならびに行動指針に基づき、サプライチェーンも含め、本倫理規範に則った企業運営を行います。

公正かつ透明性のある企業活動

1. **法令・規則の遵守**
   国内外の法令ならびに社内規則を遵守し、国際行動規範を尊重します。
2. **腐敗防止**
   贈収賄、横領、マネーロンダリングを含む腐敗行為には一切関与しません。
3. **公正な取引**
   カルテルや談合などの疑いのある行為は一切関わらず、公正な取引を行います。
4. **公正な会計処理**
   正確な記録に基づく公正な会計処理及び税務処理を行います。
5. **ステークホルダーとのコミュニケーション**
   株主をはじめとするステークホルダーの関心に配慮し、必要な情報を適時かつ公正に開示し、対話を行います。
6. **機密保持**
   自社ならびに第三者の機密情報の保護を確実なものとします。
7. **情報セキュリティ**
   情報の漏えいなどを防止するため、適切な情報セキュリティの確保を行います。
8. **取引先との関係**
   優越的な地位の乱用などの不適切な行為は行わず、取引先との建設的な関係を構築・維持します。
9. **知的財産の保護**
   自社の知的財産を保全するとともに、他者の権利の侵害は行いません。
10. **個人情報の保護**
    個人情報は適切に管理し、目的外の使用は行わず、漏えいを防止します。
11. **責任ある広告宣伝**
    誤解や不快感を起こさない、正確で節度ある広告宣伝を行います。
12. **健全な政治との関係**
    法令に基づき、健全で透明性のある政治との関係を維持します。
13. **反社会的勢力の遮断**
    反社会的勢力には、一切関与しません。
14. **通報窓口の設置**
    法令や本倫理規範の違反が疑われる場合に利用可能な通報窓口を設置します。通報は匿名の受付も可能とし、通報者に対する制裁は固く禁止するなど、積極的な利用を促します。

良識ある行動

15. **利益相反の回避**
    公私の区別を明確にし、会社との利害が対立するような行為は行いません。
16. **会社資産の流用禁止**
    個人的な目的で、会社の経費や資産を使用しません。
17. **インサイダー取引の禁止**
    インサイダー取引には、他者への加担を含めて一切関与しません。

18. **節度ある贈答、接待**
社会通念上妥当でない贈答・接待の授受は行いません。
19. **政治・宗教活動の禁止**
就業時間内に、個人の信条に基づく、他人への勧誘などの政治・宗教活動は行いません。

人間尊重と健全な職場の実現

20. **人権の尊重**
人権に関する国際規範に基づき、女性、子ども、先住民、マイノリティ、社会的弱者を含む、あらゆる人々の人権を尊重します。
21. **差別の禁止と多様性の確保**
人種、民族、国籍、性別、宗教、信条、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティなどによる差別は一切しません。また、多様性（ダイバーシティ）の確保・推進に努めます。
22. **強制労働、児童労働の禁止**
強制労働、児童労働は、一切容認しません。
23. **結社の自由と団体交渉権**
労働者の権利として、法令に基づき、結社の自由と団体交渉権を確保します。
24. **適切な労働時間と賃金**
法令に基づく適切な労働時間と賃金を確保します。
25. **ワークライフバランスの確保**
育児や介護などの個人的な事情と業務との適切なバランスを確保します。
26. **労働安全衛生**
安全で健康的な職場環境の維持に努めます。また、災害、事故等に備えた教育・訓練を定期的に実施します。
27. **人財の育成**
能力、技能の向上を目指し、研修などの機会を提供し、人財の育成に努めます。
28. **ハラスメントの禁止**
セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、非人道的な懲罰などの行為は、決して行わず、見過ごしません。
29. **プライバシーの保護**
個人のプライバシーを尊重し、保護します。

社会や環境に配慮した事業活動

30. **顧客満足と安全**
お客様の安全・安心の確保を確実にするとともに、お客様の声に真摯に対応し、品質の向上と顧客満足を追求します。
31. **環境共生**
商品とサービスのライフサイクルにわたる環境負荷の低減を目指し、地球温暖化の防止、資源循環、汚染の防止、生物多様性の保全に取り組みます。
32. **地域社会への貢献**
地域の文化や慣習を尊重し、対話を通じて地域社会の持続的な発展に貢献します。

2017年7月1日制定

▸ 住友林業グループ倫理規範ガイドブック

イニシアティブへの参加・賛同

国連グローバル・コンパクト

住友林業は、国連が提唱するグローバル・コンパクトを支持し、2008年12月から参加しています。「国連グローバル・コンパクト」の10原則は、「世界人権宣言」、国際労働機関（ILO）の「就業の基本原則と権利に関する宣言」など、世界的に確立された合意に基づいており、人権擁護の支持・尊重、強制労働の排除、児童労働の廃止などが盛り込まれています。

「国連グローバル・コンパクト」の10原則

人権　企業は、
原則1：国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、
原則2：自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである。

労働基準　企業は、
原則3：結社の自由と団体交渉の実効的な承認を支持し、
原則4：あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、
原則5：児童労働の実効的な廃止を支持し、
原則6：雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。

環境　企業は、
原則7：環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、
原則8：環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、
原則9：環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。

腐敗防止　企業は、
原則10：強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである。

WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）

住友林業は2020年1月よりWBCSD※へ加盟しています。

持続可能な社会を実現するために、SDGsへの貢献をはじめ、事業を通じた社会課題解決に向けた取り組みを進めています。

※ The World Business Council for Sustainable Development：持続可能な開発のための世界経済人会議。持続可能な開発を目指す企業約200社を超えるCEO連合体で、企業が持続可能な社会への移行に貢献するために協働している

TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）

住友林業グループでは、気候変動に伴うリスクを重要なリスクと認識しています。2018年7月 には TCFD※への賛同を表明。TCFD の提言に基づき、同年にシナリオ分析を開始しました。

※ Task Force on Climate-related Financial Disclosures の略。FSB（金融安定理事会）の指示 により2015年4月に設置された気候関連財務情報開示タスクフォースであり、企業が任意で行う気候関連のリスク・機会に関する情報開示のフレームワークが示されている

▸ TCFDへの対応

SBT（Science Based Targets）

住友林業グループは、SBTイニシアティブ※1に対し、2017年6月にSBTを策定することを宣言し、グループ全体での新たな温室効果ガス長期削減目標を策定しました。2018年7月には、SBTとして認定されました。

① スコープ1・2※2：2030年温室効果ガス排出量を2017年（基準年）比21%減とする
② スコープ3※2：カテゴリー1及び11※3合計の2030年温室効果ガス排出量を2017年（基準年）比16%減とする

※1 2015年に、国連グローバル・コンパクト、CDP、WRI（世界資源研究所）、WWF（世界自然保護基金） の4団体が、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑えるための科学的根拠に基づいた温室効果ガスの排出削減目標を推進するために設立されたイニシアティブ。日本においては、環境省がSBTを「企業版2℃目標」と和訳し、企業での取り組みを推進

※2 スコープ1：自社での燃料使用等による温室効果ガスの直接排出　例）社有車のガソリン使用に伴うCO_2排出量
スコープ2：購入した電力・熱による温室効果ガスの間接排出（CH4、N_2Oを含む）　例）オフィスの電力使用に伴うCO_2排出量
スコープ3：サプライチェーンの温室効果ガス排出量　例）販売した製品の使用時の CO_2排出量

※3 カテゴリー1：スコープ3のうち、購入または取得した物品・サービスの採取・製造・輸送時における 温室効果ガス排出量
カテゴリー11：スコープ3のうち、販売した物品・サービスの使用時における温室効果ガス排出量

▸ 気候変動の緩和

RE100

住友林業は、事業で使用する電力の再生可能エネルギー100%化を目指す国際的イニシアティブ「RE100」※に2020年3月加盟しました。2040年までに自社グループの事業活動で使用する電力と発電事業における発電燃料を100%再生可能エネルギーにすることを目指します。

※ 国際的な環境NGO団体である「The Climate Group」と「CDP」が連携して運営する国際イニシアティブ

▸ 再エネ100%利用を目指し、RE100へ加盟

中期経営計画サステナビリティ編と重要課題

中期経営計画サステナビリティ編

2019年5月、「住友林業グループ中期経営計画2021」（2019～2021年度）の基本方針の一つに「事業とESGへの取り組みの一体化推進」を掲げ、この中にサステナビリティ戦略及び重要課題を組み入れた「中期経営計画サステナビリティ編」を策定しました。

「中期経営計画サステナビリティ編」は、これまでのCSR中期計画をSDGsへの貢献と5つのサステナビリティに関する重要課題をもとに見直したものです。各事業本部や経営層が検討を重ね、従来12項目だった定性目標を15項目へと大きく組み換えました。

中期経営計画の中に具体的な非財務目標を組み入れたことにより、事業戦略とサステナビリティ戦略の連動を一層高めました。SDGsをはじめとする社会の期待に応えるだけでなく、経済面からだけでは判断できない企業価値の向上にもつながると考えています。

住友林業グループ中期経営計画2021《4つの基本方針》

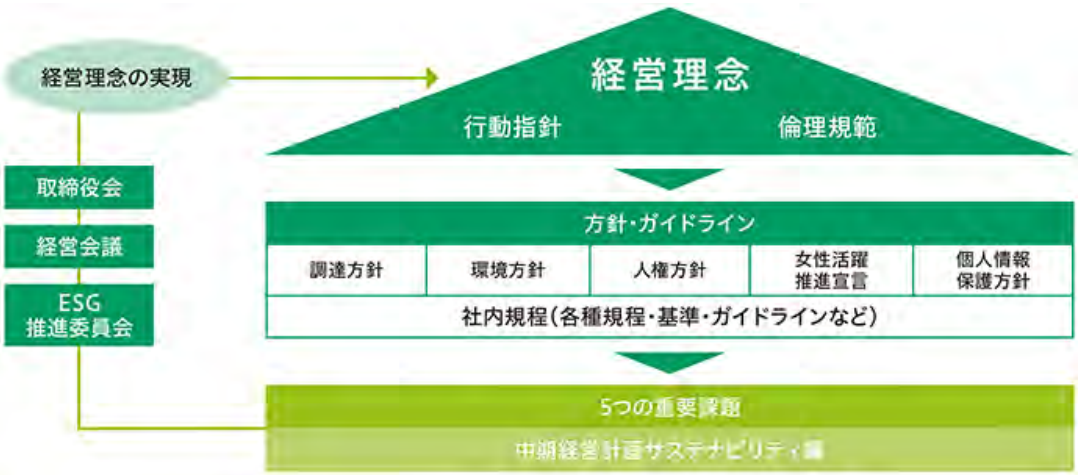

5つの重要課題	中期経営計画サステナビリティ編	貢献するSDGs
1. 持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続	①地球温暖化対策や生物多様性保全と両立する山林経営 ②持続可能な森林資源の活用拡大 ③持続可能なサプライチェーンの構築	
2. 安心・安全で環境と社会に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進	④環境配慮型商品・サービスの拡大 ※脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量削減（SBT：スコープ3）を含む ⑤生物多様性に配慮した環境づくり ⑥社会課題の解決に貢献するビジネスの拡大 ⑦持続可能で革新的な技術開発の推進	
3. 事業活動における環境負荷低減の推進	⑧脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量削減（SBT：スコープ1・2） ⑨資源保護および廃棄物排出削減とゼロエミッションの達成 ⑩水資源の節減・有効利用	
4. 多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進	⑪多様な発想と働きがいで活力を生む職場づくり ⑫若年層育成と高齢者活用による人財の確保 ⑬働き方改革による長時間労働の削減 ⑭労働災害事故の撲滅	
5. 企業倫理・ガバナンス体制の強化	⑮リスク管理・コンプライアンス体制の強化	

サステナビリティに関する重要課題の特定

住友林業グループは、環境・社会・経済情勢の変化に伴い、2015年3月サステナビリティに関する重要課題の特定を行いました。

社内外のステークホルダー、社外の有識者などを対象にアンケート調査を実施し、約2,700名から回答を得ました。アンケート作成にあたっては、住友林業グループの経営理念・行動指針をもとに、社会的責任に関する国際規格である「ISO26000」や社会的責任投資による企業評価項目などを踏まえ、住友林業グループにもっとも関わりのある27項目をあらかじめ設定しています。

その上で、経営層からの視点を織り込み、「経営」と「ステークホルダー」の2つの軸でアンケート結果をマッピングし重要性判断を行いました。その中で重要性が高い12項目を整理し、5つの項目をサステナビリティに関する重要課題として特定しました。

2018年には、中期経営計画サステナビリティ編策定に伴い、新たな社会からの要請を考慮し、一部重要課題も見直しを行いました。

なお現在、2022年1月から開始する次期中期経営策定にあたり、重要課題の見直しに着手しています。

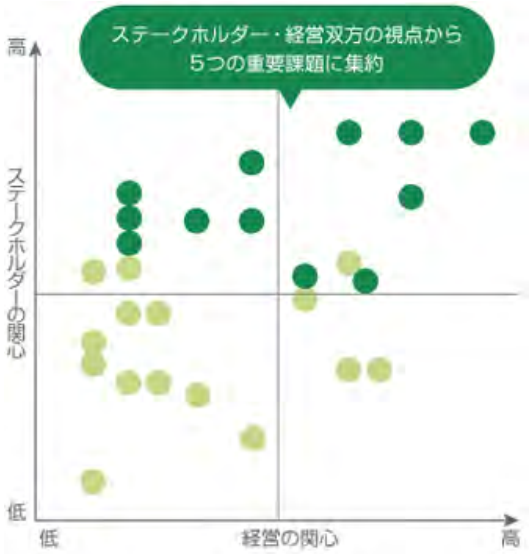

中期経営計画サステナビリティ編のマネジメント

中期経営計画サステナビリティ編では、SDGsへの貢献と5つの重要課題に基づいた15項目の定性目標を設定しています。さらに定性目標のそれぞれの項目に、2021年度をターゲットとした評価指標（数値目標）を定めました。

グループ内の各社・各部門では、年度ごとの数値目標「サステナビリティ予算」を策定し、目標達成に向けた取り組みを進めています。

各目標の進捗や達成状況については、ESG推進委員会で年2回確認し、取締役会に報告することで、PDCAサイクルを着実に回しています。

- 重要課題1：持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続
- 重要課題2：安心・安全で環境と社会に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進
- 重要課題3：事業活動における環境負荷低減の推進
- 重要課題4：多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進
- 重要課題5：企業倫理・ガバナンス体制の強化

重要課題と事業の関わり

住友林業グループは、国内外における資源環境事業からグローバルなネットワークによる調達、流通、製造・加工、さらには住宅建築をはじめとする人々の生活に関するあらゆるサービスの提供にいたるまで独自のバリューチェーンを構築しています。以下の表はバリューチェーンにおける各事業と5つの重要課題に基づいた15の定性目標との関わりを表したものです。事業全体を通じ、ESGへの取り組みを一体で推進していきます。

15の定性目標	木材建材事業	住宅・建築事業	海外住宅・不動産事業	資源環境事業	その他（生活サービス事業）	研究開発
重要課題1：持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続						
1. 地球温暖化対策や生物多様性保全と両立する山林経営				○		○
2. 持続可能な森林資源の活用拡大	○	○	○	○		○
3. 持続可能なサプライチェーンの構築	○	○	○			
重要課題2：安心・安全で環境と社会に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進						
4. 環境配慮型商品・サービスの拡大 ※ 脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量削減（SBT：スコープ3）を含む	○	○	○			○
5. 生物多様性に配慮した環境づくり		○				○
6. 社会課題の解決に貢献するビジネスの拡大	○	○	○	○	○	○
7. 持続可能で革新的な技術開発の推進	○	○				○
重要課題3：事業活動における環境負荷低減の推進						
8. 脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量削減（SBT：スコープ1・2）	○	○	○	○	○	○
9. 資源保護および廃棄物排出削減とゼロエミッションの達成	○	○	○	○	○	○

15の定性目標	木材建材事業	住宅・建築事業	海外住宅・不動産事業	資源環境事業	その他（生活サービス事業）	研究開発
10. 水資源の節減・有効利用	○	○	○	○	○	○
重要課題4：多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進						
11. 多様な発想と働きがいで活力を生む職場づくり	○	○	○	○	○	○
12. 若年層育成と高齢者活用による人財の確保	○	○	○	○	○	○
13. 働きかた改革による長時間労働の削減	○	○	○	○	○	○
14. 労働災害事故の撲滅	○	○	○	○	○	○
重要課題5：企業倫理・ガバナンス体制の強化						
15. リスク管理・コンプライアンス体制の強化	○	○	○	○	○	○

▸ SDGsへの貢献と重要課題

SDGsへの貢献と重要課題

基本的な考え方

2015年に国連総会において採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」は、貧困や不平等、教育、環境などに関連して、2030年までにあらゆる国と地域が達成するべき17の目標です。地球上の様々な課題解決を図り、誰一人取り残さないより良い国際社会の実現を理念として掲げています。

住友林業グループは、2019年5月に公表した「住友林業グループ中期経営計画2021」の基本方針の一つに「事業とESGへの取り組みの一体化推進」を掲げており、持続可能で豊かな社会の実現に貢献するためにSDGsで示された社会課題解決に向けて取り組むことは、新たな事業機会の創出や事業成長へつながります。一方で、取り組みが十分に行われない場合、法規制対応への遅れやレピュテーションの低下などのリスクへもつながりかねないことを認識しています。

このような認識の下、2030年の「あるべき姿」が示されているSDGsの達成へ向け、「中期経営計画サステナビリティ編」では、5つの重要課題に紐づく15の定性目標それぞれとSDGsの関係性を整理し、当社グループが「今なすべきこと」を明確にしました。重要課題の15の定性目標を達成することを通じ、SDGsへの貢献を目指していきます。

重要課題とSDGs

住友林業グループでは、特定した重要課題とSDGsへの取り組みを一体化するために、重要課題の15の定性目標とSDGs（目標及びターゲット）との関係性を以下のように整理しています。活動においては、中期経営計画サステナビリティ編に基づき、まずは2021年度をターゲットとした評価指標（数値目標）を用い、各事業本部がPDCAサイクルをまわし継続的に推進することとし、SDGs達成へ向けた体制を整えています。

重要課題とSDGs（目標及びターゲット）

5つの重要課題	15の定性目標	関連するSDGs（目標及びターゲット）		
持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続	❶ 地球温暖化対策や生物多様性保全と両立する山林経営	13.1	15.1 15.2	17.17
	❷ 持続可能な森林資源の活用拡大	12.2 12.8	13.2	15.2 15.3
	❸ 持続可能なサプライチェーンの構築	10.2	12.2	13.2
			15.1	17.17
安心・安全で環境と社会に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進	❹ 環境配慮型商品・サービスの拡大 ※ 脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量削減（SBT：スコープ3）を含む	7.2	9.4	11.b
			12.8	13.2
	❺ 生物多様性に配慮した環境づくり		12.a	15.4
	❻ 社会課題の解決に貢献するビジネスの拡大		7.2	11.3
			12.8	13.1

5つの重要課題	15の定性目標	関連するSDGs（目標及びターゲット）		
	⑦ 持続可能で革新的な技術開発の推進	9.4	11.7 13.1 13.2	12.8 15.1
事業活動における環境負荷低減の推進	⑧ 脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量削減（SBT：スコープ1・2）			13.1
	⑨ 資源保護および廃棄物排出削減とゼロエミッションの達成		11.6	12.5
	⑩ 水資源の節減・有効利用	6.4	11.7	12.8
多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進	⑪ 多様な発想と働きがいで活力を生む職場づくり		5.5	8.5
	⑫ 若年層育成と高齢者活用による人財の確保			8.5
	⑬ 働きかた改革による長時間労働の削減		3.9	8.5
	⑭ 労働災害事故の撲滅		3.9	8.8
企業倫理・ガバナンス体制の強化	⑮ リスク管理・コンプライアンス体制の強化			16.5 16.7

注力するSDGs（目標及びターゲット）と、15の定性目標及び主な取り組み

SDGs（目標及びターゲット）		関連する15の定性目標	主な取り組み
	3.9　2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。	❾ 資源保護および廃棄物排出削減とゼロエミッションの達成	▸ 汚染の防止
	5.5　政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	⓫ 多様な発想と働きがいで活力を生む職場づくり	▸ 女性の活躍推進
	6.4　2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人びとの数を大幅に減少させる。	❿ 水資源の節減・有効利用	▸ 水資源の有効利用
	7.2　2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	❻ 社会課題の解決に貢献するビジネスの拡大	▸ 再エネ100%利用を目指し、RE100へ加盟
	8.5　2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	⓬ 若年層育成と高齢者活用による人財の確保	▸ ダイバーシティ＆インクルージョン
	9.4　2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取り組みを行う。	❹ 環境配慮型商品・サービスの拡大 ※ 脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量削減（SBT：スコープ3）を含む	▸ ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の推進
		❼ 持続可能で革新的な技術開発の推進	▸ 未来に向けて～W350計画「環境木化都市」を目指して～
	10.2　2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人びとの能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	❸ 持続可能なサプライチェーンの構築	▸ 人権尊重の取り組み
	11.3　2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	❻ 社会課題の解決に貢献するビジネスの拡大	▸ 生活サービス事業における取り組み
	11.6　2030年までに、大気の質及び一般ならびにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の1人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	❾ 資源保護および廃棄物排出削減とゼロエミッションの達成	▸ 廃棄物削減とリサイクルのマネジメント ▸ ゼロエミッション達成のための取り組み ▸ 汚染の防止

SDGs（目標及びターゲット）		関連する15の定性目標	主な取り組み
	11.b　2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	❹ 環境配慮型商品・サービスの拡大 ※ 脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量削減（SBT：スコープ3）を含む	▸ 気候変動への適応
12	12.2　2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	❸ 持続可能なサプライチェーンの構築	▸ サプライチェーンマネジメント
	12.5　2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	❾ 資源保護および廃棄物排出削減とゼロエミッションの達成	▸ 廃棄物削減とリサイクルのマネジメント ▸ ゼロエミッション達成のための取り組み
13	13.1　全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	❶ 地球温暖化対策や生物多様性保全と両立する山林経営	▸ 持続可能な森林経営
		❻ 社会課題の解決に貢献するビジネスの拡大	▸ 再エネ100%利用を目指し、RE100へ加盟
		❽ 脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量削減（SBT：スコープ1・2）	▸ 事業活動に伴う温室効果ガス排出
	13.2　気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。	❹ 環境配慮型商品・サービスの拡大 ※ 脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量削減（SBT：スコープ3）を含む	▸ 気候変動の緩和
15	15.1　2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する	❶ 地球温暖化対策や生物多様性保全と両立する山林経営	▸ 持続可能な森林経営
	15.2　2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	❶ 地球温暖化対策や生物多様性保全と両立する山林経営	▸ 国内森林資源の保全
		❷ 持続可能な森林資源の活用拡大	▸ 林業活性化に向けた取り組み
	15.3　2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に加担しない世界の達成に尽力する。	❷ 持続可能な森林資源の活用拡大	▸ 社会貢献型植林活動 ▸ コンサルタント事業 ▸ 海外における森林管理
	15.8　2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。	❹ 環境配慮型商品・サービスの拡大 ※ 脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量削減（SBT：スコープ3）を含む	▸ 緑化による環境都市への貢献
		❺ 生物多様性に配慮した環境づくり	▸ 緑化による環境都市への貢献

SDGs（目標及びターゲット）		関連する15の定性目標	主な取り組み
	16.5　あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。	⓯ リスク管理・コンプライアンス体制の強化	▸ コンプライアンス
	17.16　全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。	❸ 持続可能なサプライチェーンの構築	▸ サプライチェーンマネジメント

SDGsの浸透

住友林業グループでは、事業を通じてSDGsに貢献するうえで、浸透・理解が肝要であると考えており、社員をはじめとするあらゆるステークホルダーの意識向上へ向けた様々な取り組みを行っています（以下は一例）。

SDGs浸透のためのワークショップ、研修、認知度調査を実施

住友林業グループでは、外部講師を招き、SDGsと事業との結びつきを学ぶワークショップや研修を社員へ向けて実施しています。

ワークショップの一例としては、「経済」「社会」「環境」の世界状況を表すバロメーターを意識しながら「富を得ること」「悠々自適な暮らし」「環境保護」など、2030年までの人生のゴール目標の達成を目指すカードゲームを行います。そこで得た結果から「誰一人取り残さない」世界を実現するためにレゴブロックを用いて住友林業として何ができるのかをグループに分かれて話し合いました。

レゴブロックを用いたワークショップ

2020年度はワークショップや研修を3回開催し、資源環境事業や海外住宅・不動産事業に関わる若手社員を中心に32名が参加しました。

また、国内グループ社員に対し住友林業グループのSDGsへの取り組みの認知度調査を行い、SDGsの認知度は87%という結果となりました。

さらに、2021年1月より、社内報において、事業とSDGsとのつながりを学べる「SDGs研究室」の連載を開始しています。

住友林業グループでは、ワークショップの展開をはじめとして、社内外へ向けてSDGsの理解と目標達成に向けた活動のさらなる浸透を図っていきます。

日経SDGsフォーラムに協賛

住友林業では日本経済新聞グループが、国連が定めた「持続可能な開発目標（SDGs＝Sustainable Development Goals）」の達成に向けた企業の取り組みを支援するプロジェクト「日経SDGsフォーラム」に2018年度より協賛しています。

「静岡市SDGs宣言」へ賛同

住友林業の住宅・建築事業本部静岡支店では2019年11月より、静岡市内の事業所や団体等によるSDGs活動を促進し、優良事例の発掘と横展開を図る「静岡市SDGs宣言」に賛同し、2020年度の取り組み目標としてZEH普及を80%以上にすることなどを掲げました。

2019年1月には、静岡市主催のシンポジウム「地域社会とSDGs～みんなで進めるSDGs～」に参加し、太陽光パネルの搭載、植栽提案の強化など、環境配慮型住宅の提供等についてブース展示を行いました。

静岡支店SDGs宣言

シンポジウムの様子

「かながわSDGsパートナー」への登録

神奈川県が、県と連携した取り組みを促進させることを目的とし、県内のSDGsに取り組んでいる企業団体等を登録する、「かながわSDGsパートナー」に2020年4月13日に住友林業として登録しました。温室効果ガスの削減のためZEHを広く普及させることで気候変動問題への貢献、経済の活性化、環境意識の浸透を目指します。

関係拠点に在籍する社員の意識向上を目指し、神奈川エリアにおけるZEHの普及状況を四半期毎に社内にアナウンスし、11月には、かながわSDGsパートナーオンラインミーティングに参加しました。

KANAGAWA SDGs PARTNER

かながわSDGsパートナーロゴ

「新居浜市SDGs推進企業」に登録

SDGsのターゲット達成に向けて意欲的に取り組む企業を支援する「新居浜市SDGs推進企業登録制度」に2021年2月、住友林業総務部新居浜事業所が選出されました。

住友林業グループ各社は、住友林業の事業発祥の地である新居浜市において、障がい者雇用の促進、持続可能性や生物多様性に配慮した木材・資材の調達、社有林管理を通じた森林の公益的価値の創造等のSDGs目標達成に資する活動をこれからも推進していきます。

小中学生向け学習Webサイト「EduTown SDGs」への事例掲載

東京書籍によるSDGsに関する教育サイト「EduTown SDGs-わたしたちが創る未来-」では、小学生から中学生へ向け、SDGsの各目標を通してグローバルな視点で地球の未来を考え、自分たちにできることを考える教材を提供しています。同サイトにおいて、2020年度より当社の取り組んでいる“木を育て、使うことで、森林の循環をつくる”活動がSDGsの目標15の事例として掲載されています。

- EduTown SDGs-わたしたちが創る未来
- 当社15番取り組み事例

熊谷組との協業推進セミナー「みどりとSDGsセミナー」を開催

2019年7月、住友林業が業務・資本提携している株式会社熊谷組の本社において「住友林業×熊谷組　協業推進セミナー『みどりとSDGsセミナー』」を開催しました。両社社員を含む約250名が参加し、両社が持つ建物建築と緑地計画の技術・経験の融合を目指す「環境不動産事業」の取り組み事例の紹介や、有識者によるSDGs視点からの基調講演が行われました。

両社の強みを活かし、緑の力を活かした持続可能な建築・空間を今後も提案していきます。

重要課題1：持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続

基本的な考え方

住友林業グループは、「木」を軸に事業を展開しており、国内外において持続可能な森林経営や木材調達を推進しています。木材及び木材製品の調達においては、気候変動対策や生物多様性保全などの環境面や、人権など社会面を包括したサステナビリティ重要テーマとして位置付け、数値目標を設定しマネジメントしています。

気候変動の要因の一つとして、森林減少への懸念が高まっており、木材調達における「持続可能性」への確認要求が高まっています。こうした中で、住友林業グループは2021年度末までに「持続可能な木材及び木材製品の扱いを100%」にしていく目標を掲げ、持続可能な木材調達の評価基準をよりレベルが高いものとし、確認体制のレベルアップを図ります。森林資源の活用や生物多様性の保全と両立する山林経営と木材調達の確立としてKPIを定め、社会課題の解決に貢献していきます。

関連するSDGs

▸ SDGsへの貢献と重要課題

重要課題1のマネジメント

中期経営計画サステナビリティ編において、重要課題1「持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続」は大きく3つの目標にわけ、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込みマネジメントを行っています。また、重要課題が社会・環境に及ぼすインパクトについても検証を行っています。

重要課題1に関わる目標

1. 地球温暖化対策や生物多様性保全と両立する山林経営
2. 持続可能な森林資源の活用拡大
3. 持続可能なサプライチェーンの構築

社会・環境へのインパクト

重要課題1に関わる目標	インパクト（影響）
1. 地球温暖化対策や生物多様性保全と両立する山林経営	• CO_2固定による温暖化対策への貢献 • 希少種の保護等、生物多様性保全への貢献 • 山林の持続可能性の高まりによる林業及び地方活性化への貢献
2. 持続可能な森林資源の活用拡大	• 再造林用の苗木を確保し、伐採から再造林による森林資源の循環利用を促進 • 国内のバイオマス発電量（再生可能エネルギー供給）の増加に貢献 • 地域のレジリエンスを高める • 国産材の活用による林業及び地域の活性化への貢献 • 持続可能な木材や商品、認証材の普及、認知や付加価値向上
3. 持続可能なサプライチェーンの構築	• 海外から調達する輸入木材製品及び国内住宅資材の持続可能性の向上（環境課題や人権課題、コミュニティとの共存・共栄へ）

各目標のマネジメント

以下表組における達成度評価について
目標達成：◯　目標未達前期比改善：△　目標未達前期比悪化：×

地球温暖化対策や生物多様性保全と両立する山林経営

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	20年度計画	20年度実績	20年度評価	21年度計画
森林認証面積の保持、拡大	国内外の森林認証面積（ha）	資源環境事業本部	222,144	221,644※	△	221,467

※ 2020年12月末時点

▸ 持続可能な森林経営

持続可能な森林資源の活用拡大

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	20年度計画	20年度実績	20年度評価	21年度計画
国内外の苗木植林面積の拡大	自社生産苗木の植林面積（ha）※	資源環境事業本部	7,456	3,263	×	7,920
	苗木供給本数（万本）※	資源環境事業本部 木材建材事業本部	509	213	×	726

※ “20年度実績”の対象期間は2020年1月1日～12月31日

▸ 国内森林資源の保全

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	20年度計画	20年度実績	20年度評価	21年度計画
燃料用チップ・ペレット等取扱量の拡大	燃料用チップ・ペレット等取扱量（t）※1	資源環境事業本部 木材建材事業本部	1,217,541	1,465,901※2	○	1,363,930

※1 ジャパンバイオエナジー、オホーツクバイオエナジー、みちのくバイオエナジー、住友林業木材建材事業を対象

※2 “20年度実績”の対象期間は2020年1月～12月

▸ 再生可能エネルギーのニーズ拡大

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	20年度計画	20年度実績	20年度評価	21年度計画
持続可能な木材及び木材製品の取扱量、使用量の拡大	持続可能な木材及び木材製品の取扱比率（%）	木材建材事業本部	93.0	94.6※	○	100
	主要構造材における持続可能木材使用率（%）	住宅・建築事業本部	100	95.8※	△	100

※ “20年度実績”の調査期間は2020年4月1日～12月31日

▸ 流通事業における取り組み

▸ 製造事業における取り組み

▸ 住宅・建築事業における取り組み

▸ （第三者保証マーク）について

持続可能なサプライチェーンの構築

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	20年度計画	20年度実績	20年度評価	21年度計画
サステナビリティ調達調査表の見直し及び調査計画の策定	国内住宅部門のサプライチェーンにおけるサステナビリティ調達調査実施率※1（%）	住宅・建築事業本部	88.0	97.3※3	○	80.0
	輸入木材製品仕入先におけるサステナビリティ調達調査実施率※2（%）	木材建材事業本部	100	100※3	○	100

※1 調査は前年度に取引のあったサプライヤーを対象とし、実施率は対象企業の前年度の仕入金額に占める割合として算出

※2 木材調達委員会における当年度の木材調達デューデリジェンス対象サプライヤー数におけるサステナビリティ調査実施サプライヤー数の占める割合

※3 “20年度実績”の調査期間は2020年4月1日～12月31日

- 流通事業における取り組み
- 人権尊重の取り組み
- （第三者保証マーク）について

今後に向けて

当社が海外より直輸入する木材及び木材製品については、全調達先に対し、持続可能であるかどうか、定期的に審査・確認を行っています。2020年度の「持続可能な木材及び木材製品の取扱比率」は、計画93.0%に対し、94.6%と順調に推移しており、2021年度100%を目指します。2019年度より、国内戸建住宅部門にて、新たに目標として設定した「国内住宅部門のサプライチェーンにおけるサステナビリティ調査実施率」については、資材仕入額の97.3%の仕入先に対し、調査を実施しました。今後も持続可能なサプライチーン構築に向け、対象範囲の拡大を目指します。

重要課題2：安心・安全で環境と社会に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進

基本的な考え方

住友林業グループでは、住宅を中心に、木を軸とする人びとの生活に関する製品・サービスを提供しています。これらの製品・サービスが、お客様の安心・安全に配慮していることはもちろんのこと、さらに持続可能な社会づくりを意識して開発・販売していくことが、当社グループに課せられた重要な役割であると考えています。

その中でも、環境負荷低減にもっとも貢献できる分野の一つが、住宅居住時に排出される温室効果ガスの削減です。日本の住宅政策は、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等、環境商品の搭載誘導や長期優良の資産となる住宅を推奨しています。当社はZEH受注率をはじめとした環境配慮商品の目標値を設定し、お客様のニーズに合わせながらZEH仕様の住宅を推奨することで各家庭のエネルギー消費量の削減を図り、持続可能な社会に貢献していきます。

関連するSDGs

▸ SDGsへの貢献と重要課題

重要課題2のマネジメント

中期経営計画サステナビリティ編において、重要課題2「安心・安全で環境と社会に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進」は大きく4つの目標にわけ、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込みマネジメントを行っています。また、重要課題が社会・環境に及ぼすインパクトについても検証を行っています。

重要課題2に関わる目標

1. 環境配慮型商品・サービスの拡大
   ※ 脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量削減（SBT：スコープ3）を含む
2. 生物多様性に配慮した環境づくり
3. 社会課題の解決に貢献するビジネスの拡大
4. 持続可能で革新的な技術開発の推進

社会・環境へのインパクト

重要課題2に関わる目標	インパクト（影響）
1. 環境配慮型商品・サービスの拡大 ※ 脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量削減（SBT：スコープ3）を含む	● 生活の中で特にエネルギー消費量／時間が多い、「居住」に関するエネルギー量削減による、社会全体のエネルギー消費量（温室効果ガス排出量）削減 ● 生活者（居住者）の環境意識の向上
2. 生物多様性に配慮した環境づくり	● 地域に根差した生物多様性の保全、拡大 ● 生物多様性の確保
3. 社会課題の解決に貢献するビジネスの拡大	● ビジネスの拡大に伴う社会課題の解決
4. 持続可能で革新的な技術開発の推進	● 持続可能な建築物提供を通じた持続可能な社会の実現 ● 木造建築物の可能性を広げ、持続可能な資源である木材のさらなる活用を促す。それがひいては、持続可能な森林利用の推進につながる

各目標のマネジメント

以下表組における達成度評価について
目標達成：○　目標未達前期比改善：△　目標未達前期比悪化：×

環境配慮型商品・サービスの拡大

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	20年度計画	20年度実績	20年度評価	21年度計画
住宅の創エネ、省エネ仕様の推進	新築戸建注文住宅におけるZEH受注比率（%）	住宅・建築事業本部	80.0	52.1※	△	80.0
	環境配慮型リフォーム受注率（%）	住宅・建築事業本部	55.0	62.2※	○	60.0
	建材事業におけるサッシ／グラスウール／太陽光発電システム売上高（百万円）	木材建材事業本部	22,980	21,362	×	24,040

※ “20年度実績”の集計対象期間は2020年4月1日～12月31日

- ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の推進
- リフォームによる性能向上と資産価値向上
- （第三者保証マーク）について

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	20年度計画	20年度実績	20年度評価	21年度計画
木材使用における炭素固定の付加価値拡大	国内木造建築における炭素固定量（t-CO_2）	住宅・建築事業本部	199,417	185,715※	×	199,509

※ “20年度実績”の集計対象期間は2020年1月1日～12月31日

▸ 住宅・建築事業におけるカーボンストック

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	20年度計画	20年度実績	20年度評価	21年度計画
地域性種苗や自然の循環を活かした商材の提案	環境緑化事業における環境配慮商品※1受注率（%）	住宅・建築事業本部	59.0	56.8※2	△	63.0

※1 環境配慮商品とは、①地域性種苗、②浸透舗装材、③壁面緑化、④屋上緑化、⑤ビオトープ、⑥再生材利用

※2 “20年度実績”の集計対象期間は2020年4月1日～12月31日

▸ 緑化による環境都市への貢献

▸ （第三者保証マーク）について

生物多様性に配慮した環境づくり

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	20年度計画	20年度実績	20年度評価	21年度計画
自生種の販売拡大	自生種の販売本数（本）※	住宅・建築事業本部	450,000	416,000	×	500,000

※ “20年度実績”の対象期間は2020年1月1日～12月31日

▸ 緑化による環境都市への貢献

社会課題の解決に貢献するビジネスの拡大

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	20年度計画	20年度実績	20年度評価	21年度計画
新規施設開設による居室数の増加	有料老人ホーム居室数（室）	生活サービス本部	1,764	1,764※	○	2,014

※ 2020年12月末時点

▸ 生活サービス事業における取り組み

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	20年度計画	20年度実績	20年度評価	21年度計画
再生可能エネルギー事業の拡大	再生可能エネルギー事業における電力供給量（世帯数換算値）※1	資源環境事業本部	220,486	215,768※2	×	373,826

※1 再生可能エネルギー事業における年間送電量を1世帯あたり3,120kWh/年として世帯数に換算

※2 “20年度実績”の対象期間は2020年1月1日～12月31日

- 再エネ100%利用を目指し、RE100へ加盟
- （第三者保証マーク）について

持続可能で革新的な技術開発の推進

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	20年度計画	20年度実績	20年度評価	21年度計画
W350計画実現に向けた技術課題の解決	W350計画開発進捗状況	筑波研究所	W30の実現に向けた基本設計の策定（実物件での設計を予定）	基本計画の完了	△	W70の実現に向けた材料開発、基本設計の実施

- 未来に向けて～W350計画「環境木化都市」を目指して～

今後に向けて

新築戸建注文住宅におけるZEH受注比率は、2018年度38%に対し、2019年度48.2%、2020年度52.1%と伸びていますが、計画の80.0%には及びませんでした。引き続き中期経営計画最終年度である2021年度80%目標達成に向け、ZEHに有する経済・防災・健康メリットなどを訴求し、さらなる受注促進を図ります。

「再生可能エネルギー事業における電力供給量」については、紋別バイオマス発電を中心に、安定した稼働により、計画には及びませんでしたが215,768世帯分の電力を供給することができました。2021年度より稼働開始予定の苅田バイオマス発電分と合わせて、2021年度には373,826世帯分の供給を目指します。

重要課題3：事業活動における環境負荷低減の推進

基本的な考え方

気候変動による影響が世界で深刻化する中、企業には地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減や省エネへの取り組みが求められています。

住友林業グループでは、このような背景を踏まえ、環境への影響を考慮し、徹底した省エネ活動、再生可能エネルギー活用の推進など、温室効果ガス排出削減、気候変動緩和対策に向けた活動が重要であると認識しています。中長期的な将来を見据え、2018年には2030年へ向けた温室効果ガス排出量削減目標を定め、2018年7月にSBT※として認定されました。さらに、2040年までに自社グループの事業活動で使用する電力と発電事業における発電力燃料を100%再生可能エネルギーにすることを目指す国際的なイニシアティブである「RE100」にも加盟しました。

また、環境負荷の低減と資源の有効利用を図るため、産業廃棄物の発生抑制・再利用・リサイクルを推進しています。

※ Science Based Targets。世界の平均気温の上昇を「2℃未満」に抑えるために、企業に対して、科学的知見と整合した削減目標の設定を求めるもの

関連するSDGs

▸ SDGsへの貢献と重要課題

重要課題3のマネジメント

中期経営計画サステナビリティ編において、重要課題3「事業活動における環境負荷低減の推進」は大きく3つの目標にわけ、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込みマネジメントを行っています。また、重要課題が社会・環境に及ぼすインパクトについても検証を行っています。

重要課題3に関わる目標

1. 脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量削減（SBT：スコープ1・2）
2. 資源保護および廃棄物排出削減とゼロエミッションの達成
3. 水資源の節減・有効利用

社会・環境へのインパクト

重要課題3に関わる目標	インパクト（影響）
1. 脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量削減（SBT：スコープ1・2）	● SBTやRE100達成による環境負荷低減、気候変動問題解決への貢献
2. 資源保護および廃棄物排出削減とゼロエミッションの達成	● リサイクルやゼロエミッションの促進による資源保護などの環境負荷低減
3. 水資源の節減・有効利用	● 水問題の解決 ● 生活者の環境意識の改善

各目標のマネジメント

以下表組における達成度評価について
目標達成：○　目標未達前期比改善：△　目標未達前期比悪化：×

脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量削減（SBT：スコープ1・2）

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	20年度計画	20年度実績	20年度評価	21年度計画
温室効果ガス排出量の削減	温室効果ガス排出量（t-CO_2e）※ 2017年度比増減率	各部署	371,855 +0.6%	370,526 +0.2%	○	402,768 +8.9%
	炭素効率（t-CO_2e/売上高（百万円））	サステナビリティ推進室	0.331	0.324	○	0.318

※ “20年度実績”の対象期間は1月1日～12月31日

- 事業活動に伴う温室効果ガス排出
- 温室効果ガス排出量集計の範囲と方法について
- （第三者保証マーク）について

資源保護及び廃棄物排出削減とゼロエミッションの達成

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	20年度計画	20年度実績	20年度評価	21年度計画
産業廃棄物の分別推進	新築現場におけるリサイクル率（%）※1	住宅・建築事業本部	97.7	95.2	△	98.0
	住宅解体現場におけるリサイクル率（%）※2（本体着工ベース）		98.0	99.0	○	98.0
	リフォーム事業※3におけるリサイクル率（%）		82.0	72.3	×	84.0
	発電事業におけるリサイクル率（%）	資源環境事業本部	79.3	91.0	○	56.5
	海外製造工場におけるリサイクル率（%）	木材建材事業本部	98.2	98.4	○	98.0
	国内製造工場におけるリサイクル率（%）	木材建材事業本部 住宅・建築事業本部 資源環境事業本部	99.2	99.1	△	99.5
	生活サービス事業など※4におけるリサイクル率（%）	生活サービス本部など	93.1	83.7	×	98.0

※1 住宅・建築事業本部、住友林業緑化、住友林業ホームエンジニアリングにおける新築現場を対象

※2 建設リサイクル法による特定建設資材（コンクリート、アスコン、木くず）を対象

※3 住友林業ホームテックのリフォーム現場を対象とし、リサイクルが困難ながれき・アスベストは除く

※4 生活サービス事業、住宅関連資材販売などの排出事業所を対象

※ 上記リサイクル率の“20年度実績”の対象期間は、全て2020年1月1日～12月31日

▸ 資源保全及び廃棄物排出削減

▸ （第三者保証マーク）について

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	20年度計画	20年度実績	20年度評価	21年度計画
廃棄物の削減、ゼロエミッションの推進	産業廃棄物最終処分量(t)（2017年度比増減率）※	サステナビリティ推進室	56,632（▲11.0%）	40,548（▲36.3%）	○	54,087（▲15.0%）
	産業廃棄物総排出量（戸建住宅1棟あたり排出量）（kg/棟）（2017年度比増減率）	住宅・建築事業本部	2,950（▲11%）	2,977（▲10%）	△	2,730（▲18%）

※ “20年度実績”の対象期間は2020年1月1日～12月31日

▸ 資源保全及び廃棄物排出削減

水資源の節減・有効利用

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	20年度計画	20年度実績	20年度評価	21年度計画
水資源の適正管理	水使用量（千m³）※	サステナビリティ推進室	2,824以内	2,851	△	3,011以内

※ “20年度実績”の対象期間は2020年1月1日～12月31日

▸ 水資源の有効利用

今後に向けて

温室効果ガス排出量については、2020年度370,526t-CO_2eと、計画371,855t-CO_2eに対し、排出量を抑えることができました。排出量の推計方法見直しにより海外住宅・不動産事業本部の海外子会社における排出量が2019年度差▲8,879t-CO_2eとなったことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外製造を中心に2019年度と比較して生産量が減少したことが主な要因です。

新築現場における産業廃棄物のリサイクル率については、95.2%と計画の97.7%には届きませんでした。2019年度より取り組み開始した、きづれパネル、屋根、外壁材のプレカット化を、全国規模にまで早期展開することにより、さらなる産業廃棄物排出量の削減、リサイクル率の向上を図ります。

重要課題4：多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進

基本的な考え方

住友林業グループでは、行動指針の一つとして「多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくります」を掲げ、2017年に制定した住友林業グループ倫理規範において「育児や介護などの個人的な事情と業務のバランスの確保」「安全で健康的な職場環境の維持」「災害・事故等に備えた教育・訓練の定期的な実施」などを定めています。性別、年齢、国籍、人種、宗教、障がいの有無などに関わらず、多様な人財が活躍できる活気ある職場づくりを目指しています。

関連するSDGs

▸ SDGsへの貢献と重要課題

重要課題4のマネジメント

中期経営計画サステナビリティ編において、重要課題4「多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進」は大きく4つの目標にわけ、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込みマネジメントを行っています。また、重要課題が社会・環境に及ぼすインパクトについても検証を行っています。

重要課題4に関わる目標

1. 多様な発想と働きがいで活力を生む職場づくり
2. 若年層育成と高齢者活用による人財の確保
3. 働きかた改革による長時間労働の削減
4. 労働災害事故の撲滅

社会・環境へのインパクト

重要課題4に関わる目標	インパクト（影響）
1. 多様な発想と働きがいで活力を生む職場づくり	● 先進国でも最低レベルと言われる日本の男女格差の是正 ● 多様な発想から生まれたイノベーションによる企業と社会の持続可能性向上
2. 若年層育成と高齢者活用による人財の確保	● 社会全体が少子高齢化し労働人口が減少する中で、よりよい人財の確保 ● 労働生産性の改善に伴う企業価値の向上 ● 多様性のある社会の実現
3. 働きかた改革による長時間労働の削減	● 社会全体が少子高齢化し労働人口が減少する中で、よりよい人財の確保 ● 労働生産性の改善に伴う企業価値の向上 ● 多様性のある社会の実現
4. 労働災害事故の撲滅	● 安全安心な労働環境に伴う、従業員の健康確保（満足度の向上）

各目標のマネジメント

以下表組における達成度評価について
目標達成：○　目標未達前期比改善：△　目標未達前期比悪化：×

多様な発想と働きがいで活力を生む職場づくり

課題・戦略に基づく具体策	評価指標		管理部署	20年度計画	20年度実績	20年度評価	21年度計画
女性活躍推進	女性管理職比率（%）	住友林業	人事部	5.0	4.8※	△	5.5
		国内関係会社	人事部	6.7	7.1※	○	7.3
社員満足度の向上	社員満足度（%）	住友林業	人事部	81.0	80.1	△	85.0
	社員満足度基準年度増減率（%）	国内関係会社	人事部	61.5	63.0	○	2019年度比110

※ 2020年12月末時点

▸ ダイバーシティ＆インクルージョン
▸ 社員とのコミュニケーション

若年層育成と高齢者活用による人財の確保

課題・戦略に基づく具体策	評価指標		管理部署	20年度計画	20年度実績	20年度評価	21年度計画
評価制度の見直し（2019年4月）と考課者研修の実施による、中長期的な視点での人財育成	新卒3年離職率（%）	住友林業	人事部	15.6	17.7	×	15.0
		国内関係会社	人事部	10.2	20.6	×	12.9

▸ 人財育成

課題・戦略に基づく具体策	評価指標		管理部署	20年度計画	20年度実績	20年度評価	21年度計画
研修プログラムの充実化	社員一人当たり研修費用（千円）	住友林業	人事部	132	77	×	132
		国内関係会社	人事部	66	27	×	66
	研修延べ受講者数（人）※	住友林業	人事部	13,000	9,105	×	13,000
		国内関係会社	人事部	15,700	16,659	○	16,176
	社員一人当たり研修時間（時間）	住友林業	人事部	14.4	13.0	×	15.5

※ “20年度実績”の対象期間は2020年1月1日～12月31日

▸ 人財育成

課題・戦略に基づく具体策	評価指標		管理部署	20年度計画	20年度実績	20年度評価	21年度計画
期初定年退職直前面談会の実施	60歳以上の雇用率（再雇用含む）（%）	住友林業	人事部	82.0	91.9※	○	87.0
		国内関係会社	人事部	67.7	78.5※	○	78.0

※ 2021年3月末時点

▸ ダイバーシティ＆インクルージョン

働きかた改革による長時間労働の削減

課題・戦略に基づく具体策	評価指標		管理部署	20年度計画	20年度実績	20年度評価	21年度計画
有給休暇の低取得率部署に対する改善指導	社員平均有給休暇取得日数（日）※	住友林業	人事部	13.5	11.6	△	14.0
		国内関係会社	人事部	10.6	10.3	×	11.3

※ “20年度実績”の対象期間は2020年1月1日～12月31日

▸ ワーク・ライフ・バランス

課題・戦略に基づく具体策	評価指標		管理部署	20年度計画	20年度実績	20年度評価	21年度計画
フレックスタイム適用部門及び社内模擬臨検の対象拡大	2013年度比平均所定外労働時間削減率（%）	住友林業	人事部	▲30.0	▲38.7	○	▲32.0
	2017年度比平均所定外労働時間削減率（%）	国内関係会社	人事部	▲9.9	▲23.2	○	▲11.3

▸ ワーク・ライフ・バランス

労働災害事故の撲滅

課題・戦略に基づく具体策	評価指標		管理部署	20年度計画	20年度実績	20年度評価	21年度計画
相互安全監査、製造部門の安全監査の実施 事例共有とリスクアセスメントの実施	重大労災発生件数（件）（休業4日以上）※1	製造現場（国内・海外従業員／委託）	木材建材事業本部	0	14	×	0
		山林現場（国内・海外請負）	資源環境事業本部	0	4	×	0
		新築施工現場※2（国内請負）	住宅・建築事業本部	0	21	×	0
		新築施工現場（海外請負）	海外住宅・不動産事業本部	0	5	△	0
	労働災害件数（件）（休業1～3日）※1	新築施工現場（国内請負）	住宅・建築事業本部	0	31	×	0

※1 “20年度実績”の対象期間は2020年1月1日～12月31日

※2 件数に“一人親方”を含む

- 労働安全衛生マネジメント
- 森林事業における労働安全衛生
- 製造事業における労働安全衛生
- 建築現場における労働安全衛生
- （第三者保証マーク）について

今後に向けて

国内では2019年4月より働き方改革関連法が施行され、時間外労働の上限の設定や、有給休暇取得日数の年5日の取得義務化などが定められました。2020年度においては、新型コロナウイルス感染症への対応のなか、国、自治体からの外出自粛要請もあり、当社社員の平均有給休暇取得日数は、11.6日と前年度（11.5日）微増の結果となりました。関係会社においても同様の結果となっています。

時間外労働については、当社は2013年度比で▲38.7%と前年度▲30.2%から大幅に削減することができました。関係会社においても同様に削減が進みました。引き続き、有給休暇取得日数の改善、及び時間外労働の削減を進めます。

労働災害発生件数については、発生件数0件を目標に掲げていますが、2020年度には各事業分野においてそれぞれ発生しています。特に国内新築施工現場においては、熱中症や墜転落事故が増加し、4日以上の重大労災が21件発生しました。また、海外製造工場においては、フォークリフトなどの事故など含め、13件発生しました。

2020年4月よりISO9001、ISO45001の手法を活用し、現場の品質・安全管理体制を強化する社長直轄の部署として、「品質・安全マネジメント室」を新設しましたが、今後も引き続き、当社グループ全体の労働災害ゼロに向け、グループ全体の労災事案の管理、ならびに各部門・関係会社への安全教育の強化や支援の水平展開など、取り組みを強化します。

重要課題5：企業倫理・ガバナンス体制の強化

基本的な考え方

事業のグローバル化、多角化及び規模の拡大を背景として、当社グループは理念体系の見直しを図っており、経営理念・行動指針・倫理規範に基づくサステナビリティ経営は、国際規範や国際イニシアティブなどの社会的要請にも準拠しています。また、リスク管理委員会における重点管理リスクの継続的な管理により、グループ会社を含めた事業リスクマネジメント体制の強化を図るとともに、災害に対するBCM（Business Continuity Management ：事業継続マネジメント）体制の強化も進めています。

関連するSDGs

▸ SDGsへの貢献と重要課題

重要課題5のマネジメント

中期経営計画サステナビリティ編において、重要課題5「企業倫理・ガバナンス体制の強化」は大きく1つの目標を設定し、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込みマネジメントを行っています。また、重要課題が社会・環境に及ぼすインパクトについても検証を行っています。

重要課題5に関わる目標

リスク管理・コンプライアンス体制の強化

社会・環境へのインパクト

重要課題5に関わる目標	インパクト（影響）
リスク管理・コンプライアンス体制の強化	● （特に株主にとっての）企業価値の向上 ● 非常時における早期の事業回復による商品の継続的供給、取引先への事業支援

各目標のマネジメント

以下表組における達成度評価について
目標達成：○　目標未達前期比改善：△　目標未達前期比悪化：×

リスク管理・コンプライアンス体制の強化

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	20年度計画	20年度実績	20年度評価	21年度計画
リスク管理委員会による重点管理リスク項目の進捗確認と顕在化リスク項目の共有化	重点リスク管理の進捗管理（リスク管理委員会の四半期ごとの開催）（%）	総務部	100	100	○	100

▸ リスクマネジメント

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	20年度計画	20年度実績	20年度評価	21年度計画
コンプライアンス浸透度の把握と不正・コンプライアンス違反の通報ルートの拡充	「コンプライアンス意識調査」の定期実施・段階的展開	総務部	主要国内グループ会社	林業単体にて実施	×	隔年実施のため計画なし

▸ コンプライアンス

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	20年度計画	20年度実績	20年度評価	21年度計画
BCM（事業継続マネジメント）に関する外部からの認定の取得	レジリエンス認証の取得	総務部	住友林業単体・主要国内グループ会社	未実施	×	住友林業単体・主要国内グループ会社全て

▸ 事業継続マネジメント

課題・戦略に基づく具体策	評価指標	管理部署	20年度計画	20年度実績	20年度評価	21年度計画
気候関連リスクが組織に影響を与える（可能性のある）財務的影響の分析、開示	TCFDシナリオ分析の実施、及び開示	サステナビリティ推進室	国内住宅事業・木建事業の2部門の分析結果の再検証、及び対象範囲の拡大、開示	サステナビリティレポート等における開示情報の充実	×	全事業部門の分析結果の再検証完了、次期中期経営計画への織り込み

▸ TCFDへの対応

今後に向けて

2020年2月に社員のコンプライアンス意識調査のためのアンケートを実施しました。本調査は2年に一度実施する予定で、次回2022年は、調査の対象範囲を広げ、関係会社に対してもアンケートを実施する予定です。レジリエンス認証については、未実施に終わりましたが、2021年度同認証取得を目指します。

TCFDシナリオ分析については、国内住宅事業・木建事業の2部門で実施しています。2021年度は、今後の実施方法や実施体制の再検討をしたうえで、同2部門の再検証、及び対象範囲の拡大、開示を目指します。

ステークホルダーエンゲージメント

基本的な考え方

住友林業グループは、再生可能な自然資源である「木」を軸として川上から川下まで幅広い領域でグローバルに事業活動を行っているため、様々なステークホルダーと関わりがあります。直接的・間接的に影響しあう関係性を考慮しながら事業活動を行うことはもとより、常にコミュニケーションを重視し、その期待や要請に誠実に応えていくことが基本的な考え方です。

住友林業グループのステークホルダー

主な責任とコミュニケーション方法

お客様

近年、大規模災害の頻発や地球温暖化に伴うエネルギー問題、国内における人口減少、高齢化、都市への一極集中や過疎化、健康志向の高まりなど、お客様を取り巻く社会・環境の変化は激しく、同時にお客様のニーズも多様化しています。

このような状況を踏まえ、住友林業グループでは、安全性や品質問題に関わる取り組みを徹底しリスク低減を図るのみならず、社会・環境変化へ対応することで新たな事業機会の創出につなげ、さらなるお客様満足の向上につなげていきます。

主な責任	コミュニケーション方法
● 安全で高品質な製品・サービスの提供 ● 適時・適切な情報開示と説明責任 ● コミュニケーション等を通じたご要望やニーズの把握と満足度の向上	● 住友林業コールセンター ● お客様満足度調査 ● ホームページやメディア、情報発信誌等 ● 展示会や各種イベント等

関連する実績

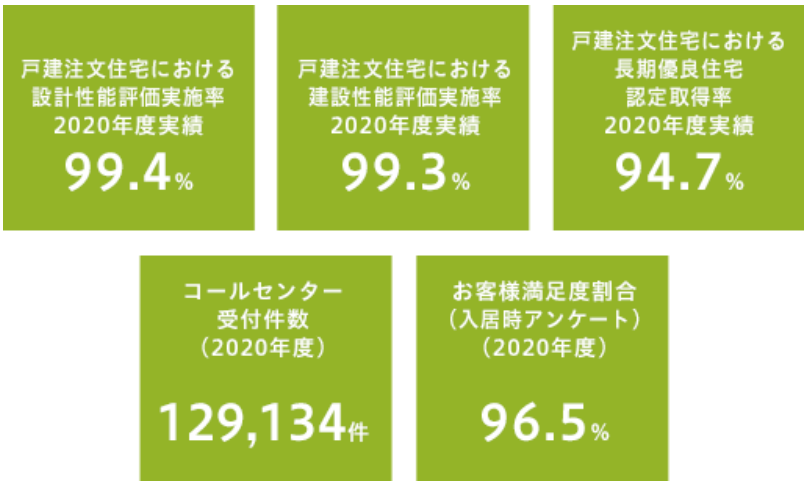

- 製品・サービスの安全及び品質マネジメントシステム
- 住宅・建築事業における取り組み

社員・その家族

雇用や労働に関する社会課題をめぐっては、人権尊重や差別のない公正な職場環境の形成、現場における安全性の確保、ワーク・ライフ・バランスへの配慮や長時間労働の削減など、様々なテーマがあげられます。

これらの課題解決に取り組むことは社員に関わるリスクを取り除くとともに、人財確保や社員のモチベーション向上等のプラスの影響ももたらし、企業価値向上や事業推進の原動力につながると考えます。

主な責任	コミュニケーション方法
● 人権が尊重され、差別なく、安全で健康に働ける職場環境の提供・整備 ● 公平・公正な人事評価 ● 能力を発揮・向上できる教育体制の整備 ● ワーク・ライフ・バランスを充実させるための諸施策・制度等の整備	● 定期的な面談・業績レビューの実施 ● 社員意識調査の実施 ● ストレスチェックの実施 ● コンプライアンス・カウンターの設置 ● 制度改定時の説明会実施・問い合わせ方法の充実（AIチャットボット活用など） ● EAP（従業員支援プログラム）サービス ● 社長と社員の対話（カジュアルフリーディスカッション）の実施 ● 家族の職場参観日 ● 労使双方の委員で構成する「経営懇談会」の設置 ● 社内報の発行、社内WEBの整備

関連する目標と実績

- ダイバーシティ＆インクルージョン
- 人財育成
- 社員とのコミュニケーション
- ワーク・ライフ・バランス
- 労働安全衛生マネジメント

株主・投資家

近年、長期投資を行う機関投資家による企業評価のあり方が見直されています。その中で重視されているのが、エンゲージメント（目的を持った対話）です。企業価値向上に向けた戦略や取り組みについて、企業と株主・投資家との対話機会が増えています。日本国内でも、日本版スチュワードシップ・コードの制定以降、より幅広くエンゲージメントを推進する動きが広がっています。

住友林業グループも、企業価値への適切な評価や市場からの信頼獲得という観点から、エンゲージメントを重要視しています。非財務面も含めた幅広い情報を迅速かつ透明性をもって開示することで、経営方針や事業計画への理解を得ながら、重要なステークホルダーである投資家の意見や要望を経営陣に適時フィードバックし、持続的成長への施策につなげていきます。

主な責任	コミュニケーション方法
● 適時・適切な情報開示 ● 情報の透明性や説明責任の追求 ● 適切な株主還元	● 株主総会、決算説明会、投資家説明会、現場説明会等の実施 ● ホームページや、統合報告書、株主通信、説明会資料、関連資料等の情報発信 ● ESG等に関連する評価・調査機関からのアンケート対応

関連する実績

自己資本利益率（ROE）（2020年12月末時点）	アナリスト・投資家を対象とする個別ミーティングの実施（国内・海外含め）（2020年度実績）	株式総数（2020年12月末時点）	通期1株あたり配当 2020年12月期
8.8%	117社	182,778,336株	35円

- 株主還元とIR活動
- 株主・投資家の皆様へ（IR情報）

政府・監督官庁

「木」を軸とした様々な事業活動に取り組む住友林業グループは、事業を行う国、地域の関係法令の情報を常にアップデートし、法令を遵守する必要があります。

例えば、住宅建設には建築基準法をはじめとする様々な関連法令があります。また、森林経営に関しては国土に関わる事業として、政府や監督官庁への届け出など、多くのコミュニケーションが必要です。

そのため、各種の法令遵守を徹底し、事業を展開する国の政府や監督官庁と適切にコミュニケーションを図ることで、信頼の向上に努めています。

主な責任	コミュニケーション方法
● 各種関連法令の遵守及び報告・届け出	● 専門・関係部署を通じた対応

業界・同業他社

住友林業グループは、自社が事業活動を行う業界全体が持続可能な成長を遂げるためには、公正で自由な競争環境が肝要であると考えています。

また、関連するルールづくりには、業界団体などによるとりまとめが不可欠です。当社は、業界団体等に参画し、フロントランナーとして主導的な役割を担うことで、業界の発展や振興に貢献しています。

主な責任	コミュニケーション方法
● 適切な市場や競争環境の構築 ● 業界の発展・振興に向けた協力	● 業界団体等への参画

- 公共政策への提言

取引先

「木」を軸に事業を展開している住友林業グループにとって、持続可能な森林経営と持続可能な森林からの木材調達を推進することは、事業の継続と発展において非常に重要な取り組みです。また、違法伐採に関する各国法令や各種規制をはじめとするリスク要素への対応としても、これらの取り組みが必須だと考えます。

取引先と共に森林資源の保全・育成や植林、森林認証材の積極的な活用など限りある地球資源の有効な活用を推進することで、事業基盤の強化につなげていきます。

主な責任	コミュニケーション方法
● 公正で公平な取引関係の構築 ● 安全衛生環境の向上 ● 各種関連法令の遵守	● 購買・調達活動 ● 安全大会・安全パトロール、工務店会議の開催 ● 研究会や情報交換会の開催 ● サプライヤー評価（アンケートや訪問）等の実施

関連する目標と実績

▸ サプライチェーンマネジメント

学生

住友林業グループでは、次世代を担う学生の皆さまへ向け、理念や現在の事業状況、働き方改革をはじめとする様々な取り組みや、中長期的な展望について情報発信を行っています。

当社への理解を深めていただくことはもちろん、著しい環境変化の中で、相互に成長できるようオンラインを活用し積極的な情報発信やコミュニケーションに努めています。

主な責任	コミュニケーション方法
● 公平・公正な採用活動 ● 積極的な情報発信	● 各種説明会やイベント等への参加 ● 学校訪問（オンラインを含む） ● 採用ホームページでの情報発信

▸ 採用情報

NPO／NGO

住友林業グループは、生物多様性や地域振興などの社会課題への取り組みに際して、専門的知識や事業を行う地域の状況を理解しているNPO／NGOの皆さまと協働しています。市民社会と協働することで、当社だけでなく多くの人がその役割を果たし、地域に根ざした社会課題の解決へ向けたより大きな成果が出ることを期待しています。

主な責任	コミュニケーション方法
● 社会課題解決に向けた協働 ● 事業ノウハウの提供	● 社員のボランティア参加 ● 社会貢献活動を通じた協働 ● ステークホルダーダイアログ

▸ NGO等外部ステークホルダーとのエンゲージメント強化

地球環境

住友林業グループは、自社の事業活動が直接的・間接的に影響を与える対象として地球環境に重きを置いています。1994年12月に「環境理念」を、2000年10月にはグループ統一の「環境方針」をそれぞれ策定しました。

また、2009年度には初めての中期的な環境目標である「環境経営中期計画」（2010～2014年度）、2014年度には環境目標を含む「CSR中期計画」（2015～2020年度）を策定しました。さらに、ESGに関する社会からの要請が一層高まっていることから、2019年度からは「住友林業グループ 中期経営計画2021」のサステナビリティ編として、これら計画の数値目標をさらに増やし、各組織でPDCAサイクルを回すことで、環境へ配慮した活動を着実にレベルアップさせています。現在は、2022年1月に開始する次期中期経営計画策定に着手しています。

主な責任	コミュニケーション方法
● 自然環境や生物多様性の保全 ● 事業活動における環境負荷の低減 ● 環境負荷の少ない製品・サービスの開発・提供	● 事業における環境配慮 ● 環境配慮住宅の供給・普及 ● 植林など森林づくりボランティア ● NPO／NGOとの対話 ● NPO／NGOと連携した環境・社会貢献活動

関連する目標と実績

▸ 気候変動の緩和
▸ 持続可能な森林経営
▸ 生物多様性保全に関する方針と目標
▸ 廃棄物削減とリサイクルのマネジメント

国際社会・地域社会

住友林業グループは事業の開始・拡大にあたって、例えば、その地域の森林資源を守ることと同じように、共生する地域社会の発展にも貢献することが重要だと認識しています。

そのため、地域における社会貢献活動や、海外事業推進にあたっての地域コミュニティーとの対話・協働などを重視した活動を行い、各国各地域での円滑な操業と事業発展の基盤を築くことができるよう努めています。

主な責任	コミュニケーション方法
● 地球規模または地域の社会課題解決への貢献	● 社員のボランティア参加 ● 社会貢献活動を通じたコミュニティー形成支援 ● 地域のインフラ整備

関連する実績

社会貢献活動費 2020年度	社会貢献にかかわる寄付金額 2020年度	「まなびの森」への訪問者数 2020年度	「まなびの森」環境教育プログラム参加児童数 2020年度
約69百万円	約204百万円	518名	959名

▸ 社会貢献活動の推進

相談窓口

住友林業グループでは、お客様や住宅建築中の近隣住民の方に向けた相談窓口であるお客様相談室、取引先や社員に向けたコンプライアンス・カウンターやハラスメント相談窓口のほか、その他の苦情などの相談は、ホームページ（日本語、英語、中国語）で受け付けています。ホームページにいただいた相談内容は、受付窓口であるコーポレート・コミュニケーション部から、内容に応じて、本社の専門部署や各対応部署に送られ、適切に対応します。

2019年10月より、海外グループ会社に対して共通の内部通報窓口を設置しました。受付窓口には多言語対応が可能な外部業者を利用しており、英語・中国語・インドネシア語・ベトナム語・タイ語での通報が可能となっています。

海外の植林事業では、利害関係者とのコミュニケーションがとても重要です。例えば、パプアニューギニアのオープン・ベイ・ティンバー社（OBT）において、社内外を含む地域の誰もが投函（とうかん）できる目安箱を設置しています。このように周辺住民等からの相談事などを受け付け、必要に応じて社内で共有し、対応する仕組みを整備しています。

さらに、インドネシアにおける植林事業地では、2018年より「苦情処理メカニズム（Grievance mechanism）」を運用しています。書面や定期的な訪問により地域住民の意見を受け付け、原則として、7営業日以内に回答をしています。

また、ニュージーランドのタスマン・パイン・フォレスト（TPF）社では、近隣住民や協力業者等のステークホルダーと重要なやりとりがあった場合は、ステークホルダーレジスターに登録しています。過去の経緯を把握した上でコミュニケーションをとることで、円滑な関係性の構築の一助としています。

▸ コンプライアンス・カウンター

▸ 海外植林における人権の尊重

サステナビリティに関わる各種方針・考え方

住友林業グループは、サステナビリティ経営に関わる各課題に対して個別に方針を策定し、それらの方針に基づき取り組みを実施しています。

環境関連の方針・考え方

- 住友林業グループ環境方針
- 国内社有林における「生物多様性保全に関する基本方針」（抜粋）

社会性関連の方針・考え方

- 住友林業グループ調達方針
- グリーン調達ガイドライン（抜粋）
- 労働安全衛生に関する基本的な考え方
- 製品・サービスの安全及び品質に関する基本的な考え方
- 住友林業グループ人権方針
- 住友林業グループ女性活躍推進宣言
- 社会貢献活動に関する基本的な考え方

ガバナンス関連の方針・考え方

- コーポレートガバナンス基本方針
- 住友林業グループ倫理規範
- 贈収賄の防止
- 公正な競争及び適正な下請取引の推進
- 情報セキュリティ方針
- 知的財産管理方針
- 責任ある広告・宣伝

住友林業グループ環境方針

住友林業グループは、創業以来、森を育てる実体験を通じて、木の素晴らしさと自然の恵みの大切さを学んできました。自然を愛する企業として環境と経済を両立させ、持続可能な社会の実現に貢献する事業活動を行います。

1. **木や森を軸とした事業展開**
   豊かな生態系を支え、森林機能を維持・向上させる森を育成し、生物多様性の保全や木の積極的活用を図るとともに、新たな価値の創造に取り組みます。
2. **環境に配慮した商品・サービスの開発と提供**
   商品のライフサイクルを考慮し、環境に配慮した商品・サービスの開発と提供を進めます。
3. **環境への負荷低減と改善**
   環境への影響を考慮し、環境汚染の予防や気候変動対策、環境に配慮した調達、資源の有効活用を推進し、環境への負荷低減と改善を図ります。
4. **コンプライアンス**
   環境関連法規、規則、国際基準、自主基準、ステークホルダーとの合意事項等を遵守します。
5. **環境マネジメントシステム**
   事業活動における環境関連リスクと機会を適切に把握し、中長期的視点に立って年度毎に環境目標等を設定し、その達成に取り組みます。また、環境マネジメントシステムを定期的に見直し、継続的な改善を進めます。
6. **環境教育**
   当社グループの事業活動に関わる全ての人たちに環境教育を実施し、自主的な環境行動を推進します。
7. **コミュニケーション**
   環境方針や環境への取組みを、積極的に公開するとともに、木や森の素晴らしさ、自然の大切さを伝える活動にも力を注ぎます。

代表取締役 社長 光吉 敏郎

国内社有林における「生物多様性保全に関する基本方針」（抜粋）

1. **生態系の多様性**
   自然公園法などに指定された厳格な保護地域は法律に則り適正に管理する。それ以外の区域は、特に皆伐作業を行う場合にその面積を限定することにより森林の連続性に配慮する。
2. **種の多様性**
   天然林について、拡大造林などの樹種転換を伴う生態系に大きな影響を及ぼす極端な施業を行わないことにより、森林に存在する種数の減少を防ぐ。希少動植物の保全については、あらゆる作業において、レッドデータブックを活用し、その保護に留意する。
3. **遺伝的多様性**
   遺伝子レベルの変異とそれを維持するための個体数の維持が問題となるが、この分析は容易ではなく、行政や公的機関が実施しているモニタリング調査の結果が存在すれば、それを注視するなどを、今後の取り組み課題としたい。

住友林業グループ調達方針

住友林業グループは、再生可能な資源である「木」を活かした事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、以下の方針に基づき経済・社会・環境に配慮した調達活動を行います。

1. **合法で信頼性の高いサプライチェーンに基づく調達**
   法令や社会規範を遵守し、調達先との相互理解と信頼関係に基づく調達活動を行います。また、高品質の商品・サービスを提供するために、調達先と協力してサプライチェーン全体に健全で公正な調達活動を働きかけます。
2. **公正な機会と競争に基づく調達**
   国内外のすべての調達先に公正な取引の機会を提供します。調達先の選定においては、企業としての信頼性や技術力、調達品の品質・経済性・納期・環境性能、人権や労働者の基本的権利の擁護や腐敗防止、その他CSR（企業の社会的責任）への取組み等の観点から総合的に判断します。
3. **持続可能な木材および木材製品の調達**
   再生可能な資源である「木」を積極的に活用するために、木材および木材製品の調達については、調達先と協力して以下の項目の実践に努めます。
   - 持続可能な森林経営が行われている森林からの調達を進めます。
   - 調達する木材および木材製品のトレーサビリティの信頼性向上に努めます。
   - 伐採国・地域における法令等の遵守に加えて、生物多様性や保護価値の高い森林の保全、森林と共存する地域の文化、伝統、経済を尊重します。
4. **コミュニケーション**
   調達の透明性を確保するために、適正な情報開示を行います。また、ステークホルダーとの対話を調達活動の改善に役立てます。

代表取締役 社長 光吉 敏郎

グリーン調達ガイドライン（抜粋）

評価項目

①. 企業活動評価（サステナビリティ取り組み評価）

a. 環境面

ア. 環境共生に関する方針を策定すること。
イ. 環境共生の推進部署及び責任者を設置すること。
ウ. 環境共生に関する方針について社員に対して周知徹底を図ること。
エ. 事業運営に関わる環境法規制を把握し、順守を確認していること。
オ. 水資源の適正利用を推進し、水使用量を把握すること。
カ. 有害物質（特定化学物質、放射性物質、生物学的物質を含む）を使用している場合、管理マニュアルや法律などに基づいた保管、取り扱い、処理を行うこと。
キ. 法規制に基づき、廃棄物の適切な管理及び処理を行うこと。
ク. エネルギーの適正利用を推進し、温室効果ガス排出量を把握すること。
ケ. 温室効果ガスの削減計画を策定すること。

コ. 生物多様性、生態系の保全に努めること。

b. 社会面

(a). CSR(社会的責任)全般
ア. CSR（社会的責任）取り組みの方針・規範を策定すること。
イ. CSR（社会的責任）取り組みの推進部署及び責任者を設置すること。
ウ. CSR（社会的責任）方針・規範の教育、啓発活動を社員に対して行うこと。

(b). 人権
ア. 人権に関する方針・規範を策定すること。
イ. 人権に関する取り組みの推進部署及び責任者を設置すること。
ウ. 人権に関する方針の教育、啓発活動を社員に対して行うこと。
エ. 各種ハラスメントを禁止、社内に周知徹底を図っていること。
オ. 強制労働、児童労働を禁止し、社内に周知徹底を図ること。
カ. 法令に定められている社員の労働時間を適切に管理すること。
キ. 労働に対して法令に基づく最低賃金を踏まえた適切な賃金を支払うこと。
ク. 社員が匿名でハラスメント、体罰等を会社に通報する仕組みを設けること。
ケ. 人種、年齢、宗教、国籍、性別などの差別を禁止し、社内に周知徹底を図ること。
コ. 法規に従い、労働者の結社の自由や団体交渉権を認めること。
サ. すべての社員に差別なく、職務にあった技能開発・研修などの人材育成機会を提供すること。

(c). 労働安全衛生
ア. 労働安全衛生に関する方針・規範を策定すること。
イ. 労働安全衛生に関する取り組みの推進部署及び責任者を設置すること。
ウ. 労働安全衛生に関する方針の教育、啓発活動を社員に対して行うこと。
エ. 安全で健康的な職場環境の維持に努めること。
オ. 社員の心身の健康管理、労働災害や労働疾病の削減など適切な職場の安全管理を行うこと。
カ. 緊急時や災害時などに備え、社員の安全を守るための対策を講じ、社内に周知徹底を図ること。

(d). 倫理
ア. 贈賄や横領などの腐敗行為を防止し、社内に周知徹底を図ること。
イ. 法令及び国際的ルールに基づき、知的財産を保護するため、社内に周知徹底を図ること。
ウ. 社員及び取引先に、法令違反に対しての通報窓口を設置すること。
エ. 責任ある調達方針を策定すること。
オ. 優越的地位の濫用を禁止し、公正かつ自由な競争を促進し、社内に周知徹底を図ること。
カ. 反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うこと。

(e). 情報セキュリティ
ア. 個人情報は、事前に了解を得た範囲で取得・使用し、情報が漏えいしたり、不適切な利用がされないように、適切に管理すること。
イ. 第三者から受領した機密情報の取り扱いに十分注意し、適切な管理を行うこと。
ウ. コンピュータ・ネットワークに関して、情報セキュリティ対策を講じること。

(f). 製品安全
ア. 製品・サービスを市場に供給する際に、品質および安全の確保と向上に努めること。

(g). サプライチェーン
ア. 調達先に人権などの社会面、環境面の取り組みを重視するように要請すること。

(h). 社会貢献
ア. 地域社会と良好な関係を維持し、地域社会に貢献する活動を推進すること。

②. 商品評価

a. 共通項目

（a）. 必須項目
ア. 「別表１.住友林業禁止化学物質リスト」であげている禁止化学物質を使用していないこと。
イ. 施工時および使用時に有害物質の溶出がないこと。
ウ. 施工時および使用時に有害物質を含む粉塵の発生がないこと。
エ. 焼却時、硫黄酸化物などの有害ガスが発生しないこと。

（b）. 努力項目
ア. 梱包材に塩化ビニルや発泡スチロールが使用されていないこと。
イ. 梱包材の使用を必要最低限に留めていること（梱包材削減の努力をしていること）。
ウ. 複合品の場合、容易に廃棄出来るように、素材別に分離可能な方策がとられていること。
エ. 組立製品の場合、長寿命化を図るため、部品・部材の交換が容易であること。
オ. メンテナンスプログラム（点検、補修、部品の交換時期・方法）が明確であること。
カ. 使用後にリユース、リサイクルが可能なこと。
キ. 梱包材がリユースあるいはリサイクルが可能なこと。
ク. 長寿命化となる処理や材料を使用していること。

住友林業グループ人権方針

住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利するという「住友の事業精神」に基づき、人権の尊重をすべての活動の基本原則と考え、当社グループの事業に関わるあらゆる人々の人権を尊重します。

住友林業グループ人権方針（以下、本方針）は、当社グループの経営理念、行動指針、倫理規範、調達方針等を人権尊重の観点から補完し、当社グループの人権尊重への考え方をより明確なものとするために制定しました。

1. **人権尊重のコミットメント**
   住友林業グループは、国連ビジネスと人権に関する指導原則に基づき、世界人権宣言、国際人権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約及び経済、社会、文化的権利に関する国際規約）、国際労働機関（ILO）「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」などの国際規範で定義される人権を尊重し、事業を展開する各国の関連法令の順守を徹底します。
   法令と国際規範に乖離がある国や地域においては、可能な限り国際規範を尊重し優先とする取り組みを目指します。

2. **適用範囲**
   本方針は、住友林業株式会社及び連結子会社を範囲として適用するものです。
   また、当社グループの事業に関連するビジネスパートナーやその他の関係者が人権に対する負の影響に関連している際には、当社グループとして本方針に基づき、これらのパートナーや関係者に対し、人権を尊重し、侵害しないよう求めます。

3. **人権尊重への取り組み**

   - 人権デュー・ディリジェンス
     住友林業グループは、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、これを事業に必要なプロセスとして組み込み、継続的に実施していきます。
     人権デュー・ディリジェンスとは、潜在的または実際の人権リスクを評価・特定し、そのリスクを防止または軽減するための措置を講じるものであり、この仕組みを構築し実施していきます。

- 救済
  住友林業グループの事業が、人権に対する負の影響を直接的に引き起こしたり、あるいはこれに関与したことが明確である場合、社内外のしかるべき手続きを踏まえ、その救済に取り組みます。
  また、そのために必要な苦情処理等の手続きを構築し、維持するとともに、是正措置や救済措置の実効性を継続的に評価していきます。
- 教育
  住友林業グループは、本方針が住友林業株式会社及び連結子会社すべての事業活動に組み込まれるようにするため、役職員、従業員等に対し、定期的かつ適切な教育を行います。
- ステークホルダーとの対話
  住友林業グループは、人権に対する潜在的リスク、及び実際の影響に対する措置等について、関連するステークホルダーとの対話や協議を行っていきます。
- 情報開示
  本方針に基づく取り組み、潜在的及び実際の人権への影響に対する当社グループの対応についての説明責任を果たすため、適切に情報開示、報告を行います。

代表取締役 社長 光吉 敏郎

（別表）

住友林業グループにおける人権対応重点課題

国際規範で定義される人権における当社グループにおける重点課題は下記のとおりです。なお、この重点課題は、当社グループの事業や社会情勢の変化に基づき、適宜適切に見直すものとします。

＜差別の禁止＞
- 性別、年齢、国籍、民族、人種、出身地、宗教、信条、障害の有無、性的指向、性自認等を根拠としたあらゆる差別の禁止

＜労働者の権利＞
- 児童労働、強制労働の禁止（外国人・移民労働者を含む）
- 結社の自由と団体交渉権の尊重
- 低賃金労働（最低賃金、生活賃金を下回る労働）の防止
- 長時間労働の防止
- パワーハラスメント、セクシャル・ハラスメントの禁止
- 労働安全の確保
- 労働者の健康（メンタルヘルスを含む）の確保

＜事業に関連する脆弱な人々への権利尊重＞
- 事業を行う地域に関連する地域住民、先住民族の権利尊重
- 女性、子ども、マイノリティ、高齢者等の人々の権利尊重
- 将来世代が保有する環境権への配慮（持続可能な森林管理等）

＜プライバシー＞
- 顧客、従業員を含めた個人情報の保護を含むプライバシーの尊重

住友林業グループ女性活躍推進宣言

住友林業グループは「多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくる」という行動指針のもと、多様な人財の活用および多様な発想による事業戦略が重要だと考えています。ダイバーシティ経営の一環として女性活躍を積極的に推進することは、社会の要請にも応えることになると共に企業価値を高めます。
ここに女性の活躍機会を拡大し、女性ならではの発想力を活かし、多様な価値観の融合による新たなイノベーションを創出することを宣言します。

1. **女性が働きやすい環境を創出する**
   国内において、少子高齢化が進み労働人口の減少が見込まれる中、価値観、年齢、性別、国籍にとらわれない多様な人財を活用し、女性社員が個々の生活を大切にしながらも、働きやすく意欲的に仕事に取り組むことができる職場風土醸成や環境整備を進めていきます。
2. **女性ならではの発想力を活かす**
   各企業において、女性目線での発想を活かした新しい商品やサービスが生まれるなど、事業上での女性の活躍が顕著になっています。当社のあらゆる事業領域において、新たな価値の創造に繋がる女性ならではの発想が自然と活かされる風土づくりや仕組みづくりを進めます。
3. **女性の活躍で、新たなイノベーションを創り出す**
   価値観、年齢、性別、国籍など、ダイバーシティ（多様性）に富んだ社員が活発に交流することは、新しい発想につながります。特に女性社員の活躍の場を拡げることを通じて、営業手法や商品開発、事業戦略、業務効率改善などのあらゆる領域においてイノベーションを創り出していきます。

代表取締役 社長 光吉 敏郎

事業の全体像

事業の全体像

木材建材事業

住宅・建築事業

海外住宅・不動産事業

資源環境事業

生活サービス事業

研究開発

事業の全体像

私たち住友林業グループは、「木」を軸とした様々な事業活動に取り組んでいます。

創業以来330余年にわたって蓄積してきた木に関する技術やノウハウに加え、お客様とのつながりや国内外のネットワーク、培ってきたブランド力といった当社グループ独自の強みを持っています。これらの強みに基づき、人と地球環境にやさしい「木」を活かし、人々の生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。

バリューチェーン

資源環境事業		木材建材事業		住宅・建築事業 海外住宅・ 不動産事業	生活サービス 事業
森林経営	再生可能 エネルギー	流通	製造	住宅・建築	地域活性 ・福祉
● 苗木栽培 ● 地拵 ● 植栽 ● 育林 ● 伐採 ● 搬出	● 調達 ● 燃料生産 ● 発電 ● 販売	● 合法性／持続可能性確認 ● 調達 ● 出荷／販売 ● 納品	● 商品開発 ● 原材料調達 ● 製造 ● 納品	● 営業／商品開発 ● 設計 ● 資材調達 ● 施工 ● アフターサポート	● 介護事業 ● 保険・リース事業 ● ゴルフ場経営 ● 地域活性化事業（宿泊など）

木を植え、森を育み、木を活かす 住友林業グループのバリューチェーン

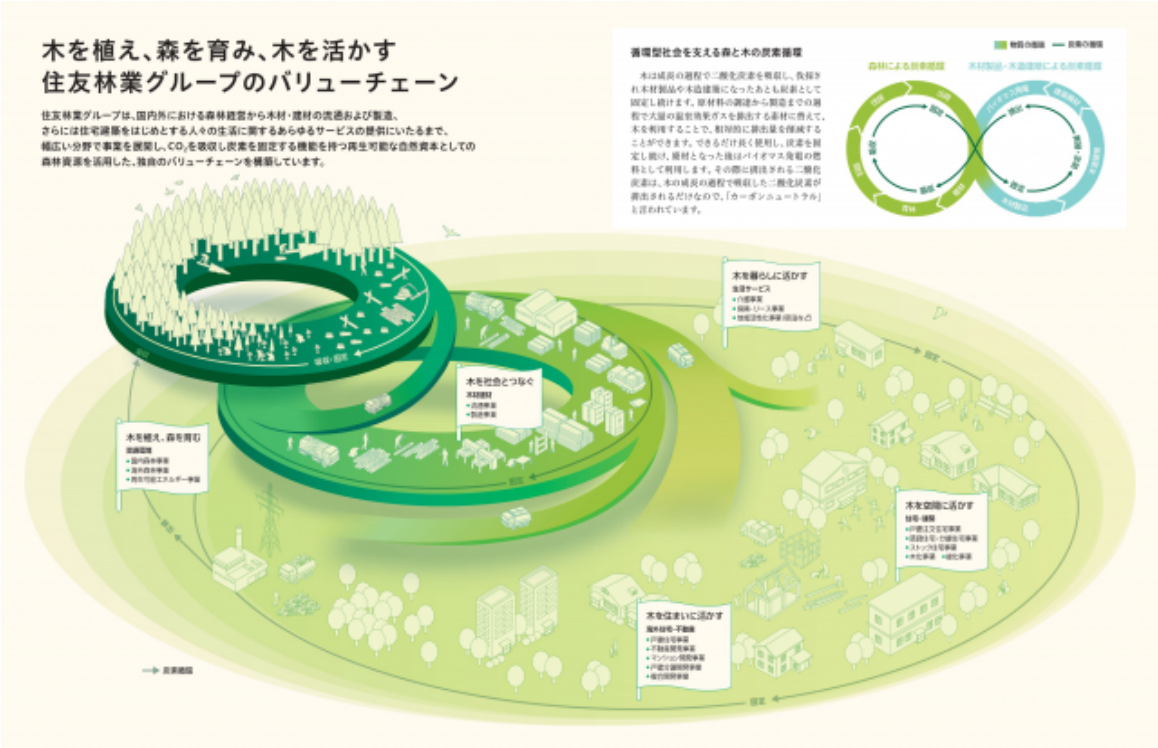

木材建材事業

事業概要

木材建材事業では、調達から製造、流通まで、取扱高国内No.1の木材・建材商社として、幅広い事業を展開しています。

流通事業では、国内外での長年にわたる事業展開により構築したグローバルネットワークのもとで、適正に管理された森林から良質な木材を安定的に調達しています。

製造事業では、国内では建具や木質内装建材、階段部材などを製造しており、海外では東南アジア、オセアニア、北米の各拠点で合板及びMDF（中密度繊維板）やパーティクルボードなどの木質ボード製品と、床材や家具、キッチンキャビネットなど各種建材類を生産し、日本をはじめ世界各地へ供給しています。

事業の主な数字（2020年度実績）

持続可能な木材及び木材製品の取扱量

1,004千㎥

製造工場でのリサイクル率

国内 99.1%

海外 98.4%

輸入木材製品仕入先における サステナビリティ調達調査実施率

100%

海外製造子会社での製品生産合計（ボード及び建材製品の合計）

988.5千㎥

流通事業のバリューチェーン

合法性・持続可能性確認

住友林業グループは「住友林業グループ調達方針」に基づき調達先及び木材調達に関するデューディリジェンスを行っています。合法性の確認ならびに人権や労働、生物多様性保全、地域社会への配慮などの確認を行い、持続可能な調達を実践しています。

調達

住友林業グループでは、持続可能性・合法性が確認された木材及び木材製品に関して人権、労働及び生物多様性保全、地域社会に配慮した調達活動を進めます。これらの取り組みの進捗状況は木材を調達している各調達部門の管理責任者で構成する「木材調達委員会」に報告し、サプライチェーンにおける継続的改善を促しています。
また、地域産業であるという事業特性を踏まえて、各地域で木材・建材の調達先・販売先と緊密なコミュニケーションを図っています。

製品化・納品

調達された木材は、原木のみならず、製材工場で合板、製材品、建材などに製品化し、出荷されます。

出荷・販売

住友林業グループでは、森林認証材の販売を促進し、トレーサビリティに配慮した表示を行うことで、説明責任を果たしています。
また国内外の木材需要に対応して、国産材の輸出を増大することで、国内林業の活性化にもつなげています。

製造事業のバリューチェーン

商品開発・原材料調達

お客様のニーズにお応えするため、素板・ボード事業と建材・木工事業ではそれぞれデザインだけでなく、原材料の特性を活かした商品開発を進めるとともに、原材料は持続可能性を考慮したものを調達しています。

製造

国際的な品質マネジメントシステムであるISO9001の運用やJIS・JASの要求品質以上の規格で管理することにより、高品質な製品を製造するとともに、より安全性の高い製品づくりにも取り組んでいます。さらに製造工程における省エネ・省資源化・リサイクルにも力を入れています。
また、各製造工場で働く社員の労働安全衛生環境を整えることは、当社グループの責務であり、常に災害ゼロを目標としています。

デリバリー

加工・生産された製品は、日本だけでなく世界各国に出荷・販売されています。
製品梱包の見直しによるごみの削減、配送方法の見直しによるお客様の受け取りやすさ、温室効果ガスの削減など、継続的に改善を進めています。

木材建材事業における「ESGへの取り組み一体化推進」

木材建材事業では木を軸とした幅広い事業を展開しており、調達から流通、製造まで各工程で様々な社会課題と関連しています。

流通事業では、取り扱う木材及び木材製品に関して、法令・社会規範遵守のみならず人権尊重や労働安全衛生の確保、生物多様性保全、地域社会への配慮が重要な社会課題であることを認識しています。持続可能な木材及び木材製品の取扱比率に関する目標を定めるとともに、仕入先へのサステナビリティの取り組み確認を事業フローに組み込むことで、事業とESGの一体化を推進しています。

製造事業では、安心・安全に働ける環境の整備と環境負荷低減を重要な課題と認識し、安全対策の充実や労働環境の改善、温室効果ガスの排出量削減やリサイクル率の向上に取り組んでいます。

木材建材事業のESGへの取り組み

- 持続可能な森林資源の活用
- 資源保全及び廃棄物排出削減
- 製造事業における労働安全衛生
- 製造事業における製品の安全・品質管理
- サプライチェーンマネジメント＞流通事業における取り組み
- サプライチェーンマネジメント＞製造事業における取り組み
- ゼロエミッション達成のための取り組み

住宅・建築事業

事業概要

住宅・建築事業では、1975年に戸建注文住宅事業に参入して以来、長寿命で高品質な住宅を普及させることで良好な住環境を提供してきました。現在では、戸建注文住宅事業で培った設計力・技術力を活かし、リフォーム事業、賃貸住宅事業、中古住宅の再生・再販、不動産の管理・仲介、戸建分譲住宅事業や緑化事業、木化事業など、住生活に関する幅広い事業を展開しています。

事業の主な数字（2020年度実績）

国内販売引渡棟数　7,630棟

新築戸建注文住宅におけるZEH受注比率　52.1%

国内木造建築における炭素固定量　185,715t-CO_2

住宅・建築事業のバリューチェーン

営業・商品開発

住友林業グループの住宅は、ほとんどが1棟1棟お客様のご希望に合わせ設計する注文住宅であり、お客様からのご要望を伺い、最適な暮らしの提供を行っています。
商品開発にあたっては耐震・耐火・断熱性能、ユニバーサルデザインなど、様々な面から住宅の性能向上を追求しています。

設計

住友林業グループは、住宅設計段階で安全性や耐久性、環境負荷などを十分に検討し、長寿命で高品質な住宅を提供しています。これまでにZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）やBF構法などの開発を通じて、高い長期優良住宅認定取得率を維持しています。

資材調達

住宅・建築事業では、木材やコンクリートから、キッチン・トイレなどの住宅設備まで幅広い資材の調達を行います。公正かつ責任ある調達行動を進めることが当社の社会的責任であると考えています。

施工

住宅の施工にあたっては、安全性に配慮しつつ、お客様に期日通りの引渡しをするために日々丁寧かつ効率的な作業を行っています。そのために施工業者への安全研修や環境教育を徹底し、会社の方針・施策が現場で確実に実行できる体制づくりを進めています。

アフターサポート

住友林業グループでは、アフターサポートに力を入れることで、長く住み続けられる住宅を提供していくことを目指しています。そのために顧客満足度調査の実施、コールセンターの設置を行っています。また住宅の引渡後30年間は無料定期点検、30年目以降は維持保全計画に基づく有料メンテナンス工事を実施し、10年ごとに建物保証を延長することで無料の定期点検を60年目まで行っています。

住宅・建築事業における「ESGへの取り組み一体化推進」

住宅・建築事業では、お客様が長く安心・安全な暮らしを送れる住宅やサービスを提供するとともに、開発・設計から施工にわたる各工程における地球環境への配慮や、持続可能な木材や建築資材の使用、安全な労働環境下での施工の実施が重要な課題と認識しています。

その中でも、環境負荷低減にもっとも貢献できる分野の一つが、住宅居住時に排出される温室効果ガスの削減です。当社はZEH受注率をはじめとした環境配慮商品の目標値を設定しています。お客様のニーズに合わせながら省エネ、創エネ、レジリエンス機能を付加するZEH仕様の住宅を推奨することで各家庭のエネルギー消費量の削減を図ります。

家づくりから、非住宅木造建築の普及やまちづくり再開発まで持続可能で豊かな社会の実現に貢献していきます。

住宅・建築事業のESGへの取り組み

- 気候変動の緩和
- 気候変動への適応
- 持続可能な森林資源の活用
- 緑化による環境都市への貢献
- 自然を活かしたまちづくり
- ゼロエミッション達成のための取り組み
- 建築現場における労働安全衛生
- 住宅事業における製品の安全・品質管理
- 木化事業における製品の安全・品質管理
- お客様とのコミュニケーション＞住宅・建築事業における取り組み
- サプライチェーンマネジメント＞住宅・建築事業における取り組み

海外住宅・不動産事業

事業概要

住友林業グループは、2003年に米国での住宅事業を開始して以来、有望な成長マーケットへの新規参入を積極的に進めています。現在は豪州・アジア地域でも住宅・不動産事業を展開しています。各地の気候風土やマーケットのニーズに合った住宅の販売をはじめ、従業員や地域の住民・企業・社会といったステークホルダーを尊重し、事業活動を通じて共に価値を創出する取り組みを推進しています。

事業の主な数字（2020年度実績）

米国・豪州販売引渡戸数　11,805戸

海外住宅・不動産事業展開地域

米国 戸建事業エリア

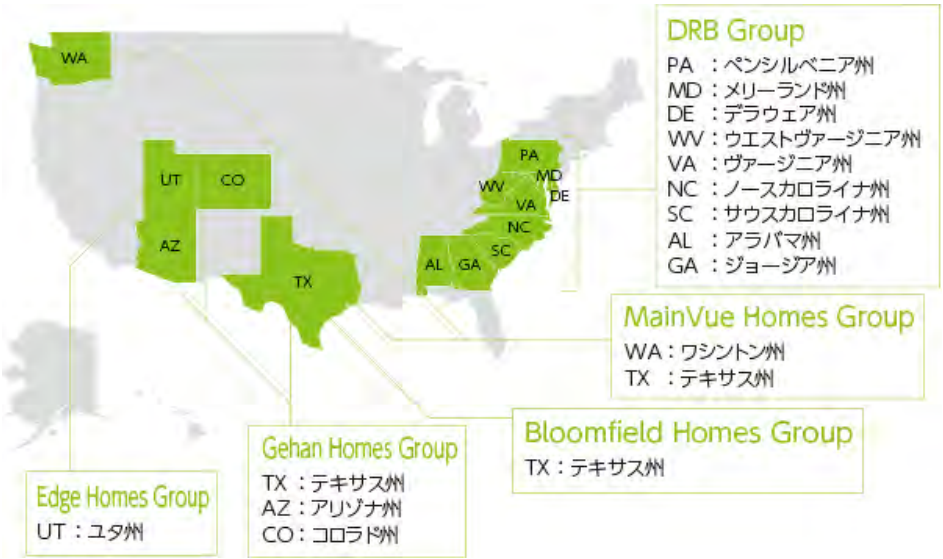

米国 宅地開発・集合住宅・商業複合開発事業エリア

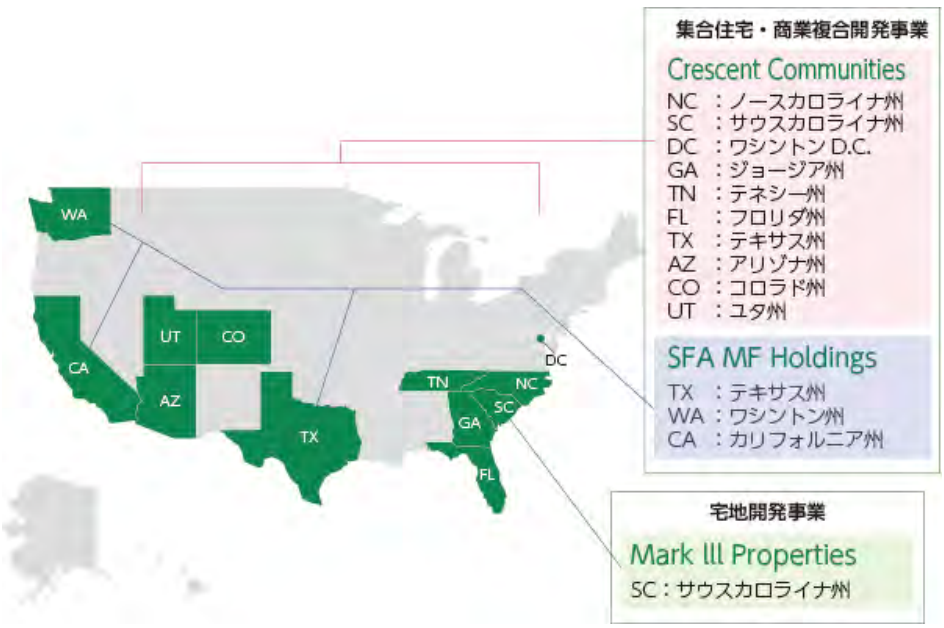

豪州 戸建事業エリア

アジア 不動産開発エリア

海外住宅・不動産事業における「ESGへの取り組み一体化推進」

海外の住宅・不動産事業では各地の文化や風土に合った建築を大切にしています。当社グループ現地事業会社の経営方針を尊重し、その地域に最も適した商品・サービスを提供する体制としています。例えば米国では、開発の規模に応じて、緑道や遊歩道などの共用部分の充実や、プール・公園・カフェなどを併設したインフォメーションセンターの設置などを行い、コミュニティ価値の向上と生活環境の満足度向上を図っています。

また、豪州では環境配慮型住宅を積極的に販売し、ゼロ・エミッション・ハウスの開発実現など、環境負荷低減の側面から付加価値向上を図っています。

一方で、住宅・不動産の開発におけるリスク評価や、現場の労働安全衛生確保などの重要事項については、住友林業本社とのコミュニケーションを図りながら迅速かつ確実な対応を行える体制を築いています。

海外住宅・不動産事業のESGへの取り組み

- 海外における環境配慮型住宅の販売
- 海外住宅の建築現場における労働安全衛生
- 人権尊重の取り組み
- リスクマネジメント＞事業等のリスク

資源環境事業

事業概要

木を植え、育て、伐って活用し、そして再び木を植えるという「保続林業」の考え方に基づき、国内では約4.8万ha（国土面積の約800分の1）の社有林において、SGECの森林認証を取得するなど計画的な森林経営を展開しています。

海外では、インドネシア、パプアニューギニアおよびニュージーランドにおいて、FSC®などの第三者による森林認証を取得した森林を含む約23.1万haの植林地を保有・管理し、生物多様性の保全や地域社会の発展に貢献しています。

その他、木質資源などを有効活用する再生可能エネルギー事業では、国内において主に木質バイオマス発電事業を展開しています。

事業の主な数字（2020年度実績）

山林管理・保有等面積

国内　約4.8万ha
海外　約23.1万ha

国内外の認証林面積

国内　約4.8万ha
海外　約17.4万ha

発電規模（案件確定ベース）

約252MW

森林経営におけるバリューチェーン

苗木栽培・植栽

独自に研究開発したコンテナ苗の生産技術を活用し、適切に環境管理された、施設栽培型の生産施設の運営等を通じて、森林資源の持続性と積極的な資源生産に寄与していきます。
また、植林地の土壌条件、方位、地形などを考慮した「適地適木」の考え方のもと、植栽を行っています。

育林

住友林業グループは、国内で総面積約4.8万ヘクタールの社有林を、海外で管理・保有面積約23万ヘクタールの植林地を管理・保有しています。
これらの山林で下刈り、枝打ち、間伐など、育林のための適正な管理を実施することで森林の公益的機能の維持・向上に努めています。

伐採・搬出

住友林業グループでは、所有または管理する森林について長期的な伐採計画のもと、伐採を行っています。伐採された木材は、取引先や工場へ搬出されます。

地拵（じごしらえ）

伐採が終わった人工林では、再び植栽できるよう環境を整えるための作業（地拵）を行います。

再生可能エネルギー事業におけるバリューチェーン

調達

住友林業グループでは、木質バイオマス発電所の燃料として、住宅の建築・改築に伴い発生する廃材や、山林における林地未利用木材の活用を進め、エネルギーを製造・生産し、事業を推進するとともに、森林価値の向上も目指しています。

生産

住友林業グループでは、林地未利用木材、木材の製材過程で発生する端材、建築現場で出た木くず、住宅の解体現場から出た廃木材などをチップ化し、バイオマス発電所などの燃料として供給するチップ事業を通じて、木質資源のリサイクルにも取り組んでいます。

発電・卸売

将来的に発電規模300MW体制の構築を目指し、その中心となる木質バイオマス発電事業5ヵ所で地域の特性や条件を活かしたエネルギー事業を展開しています。

資源環境事業における「ESGへの取り組み一体化推進」

水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物供給など多面的な機能を有する森林の経営には、木を植え、育て、伐って活用し、そして再び木を植えるという数十年、数百年のサイクルを管理するための持続可能性の視点が欠かせません。

現在国内では、戦後に植えられた人工林が成長し収穫期を迎えており、木材の利用促進による林業の成長産業化に向けた改革が進んでいます。国産材の利用促進とともに皆伐が進むことが見込まれることから、再造林用苗木の安定供給が課題となっています。国内山林事業では、先進的な林業機械の導入により生産性の向上を図るとともに、苗木生産体制の整備・強化を進めるなどの取り組みをすすめています。

また、海外植林事業では世界的な森林減少や天然林の伐採制限強化により、天然木の供給量が一段と減少すると想定されます。その様な状況下で、大規模な植林事業の展開や、出材した原木を製造事業の原材料として活用するなど、地域社会・環境と調和した持続可能な森林経営と産業用資材の生産を実践しています。

再生可能エネルギー事業では、持続可能なエネルギーサービスの供給不足という課題に対して、建築廃材や林地未利用木材などをチップ化して燃料に利用する木質バイオマス発電を主に推進しています。再生可能エネルギーの供給のみならず、森林資源の有効活用、地域の森林環境整備など林業の振興にも寄与します。

資源環境事業のESGへの取り組み

- 気候変動の緩和
- 持続可能な森林経営

生活サービス事業

事業概要

生活サービス事業では、人びとの暮らしをサポートする川下分野の事業を担い、介護事業を中心に幅広い生活関連サービスを展開しています。長年、住宅事業を通じて培った快適な住空間を創造するノウハウを活かし、高齢者に向けた安心・安全な住環境の提供を中心に様々なサービスを展開しています。

介護事業以外では新規事業として、三重県多気町で開発が進む「VISON（ヴィソン）」の宿泊事業に参画。食、自然、健康をキーワードに、地域の資源を活かして産業振興と雇用創出を目指す産官学一体のプロジェクトです。

他にも保険事業など、一人ひとりがいきいきと健康的に暮らせる社会の実現を目指しています。

事業の主な数字（2020年度実績）

スミリンフィルケア

- 有料老人ホーム運営施設数 16施設
- デイサービス運営拠点数 3拠点

スミリンケアライフ

- 有料老人ホーム運営施設数 4施設
- 在宅介護サービス拠点数 7拠点

スミリンエンタープライズ

- 保険事業売上 1,295百万円
- 保険事業拠点数 13拠点
- 取扱保険会社数 12社

スミリンフィルケア

“人と木のぬくもり”と“時代の変化にふさわしい介護サービス”の提供をテーマとする16施設の有料老人ホームなどを首都圏中心に運営しています。ICTを活用した先進システムの導入とそれに基づく専門家の指導により、施設利用者の生活環境と健康状態の維持・改善を図る独自のサービス「フォレストライフ」を推進するなど、介護現場での最新技術活用を積極的に進めています。

スミリンケアライフ

多様なレクリエーションや医療機関との連携により、ご入居者個人のライフステージに合わせた生活支援サービスを提供。また、手厚い人員配置により充実のサポート体制を実現しています。2020年5月に開設した「エレガーノ西宮」を含め、現在4ヵ所の大型有料老人ホーム及び在宅介護サービスを提供するステーション7拠点を運営しています。

生活サービス事業における「ESGへの取り組み一体化推進」

日本の高齢化率は2010年に超高齢社会に突入した後も上昇を続け、2019年10月には28.4%※に達し、2025年には30%を超えると推測されています。この急速に進む超高齢社会への対応は、日本における最重要の社会課題の一つです。

この社会課題に対し、生活サービス事業では、新規施設開設による居室数の増加を推進することで社会課題の解決へ貢献するビジネスの拡大に取り組んでいます。中期経営計画サステナビリティ編では、有料老人ホーム居室数を2,014室まで増やすことを目標に掲げています。

※ 2020年版「高齢社会白書」より

生活サービス事業のESGへの取り組み

▸ 生活サービス事業における取り組み

研究開発

概要

木は大きな可能性を秘めています。その可能性は地球環境、都市環境、住環境、一人ひとりの心と体の健康に至るまで、今を生きる私たちが抱える課題に対する重要な答えになるものとして期待されています。木の可能性を引き出し、その価値を高めるためには、継続的な技術開発が不可欠です。その牽引役である筑波研究所は、1991年の設立以来、木に関する先進的な研究と技術開発力で、当社グループの礎を支えています。

主な数字（2020年度）

研究開発費	1,612百万円

研究開発体制及び分野

筑波研究所では、未来の技術を生み出す長期の「コーポレート研究開発」と短中期で収益向上を目指す「事業部連携研究開発」の2つを軸に、7グループ体制で研究開発を行っています。目まぐるしく社会や生活環境が変化する中では既存の概念にとらわれず、中長期的視点に立つことが重要だと考えています。これまでにない木の活用方法を生み出しその付加価値を高めることで、社会や人々の暮らしに役立ち、豊かな地球環境に貢献することを目的に、新しい研究開発テーマに一丸となって挑戦しています。

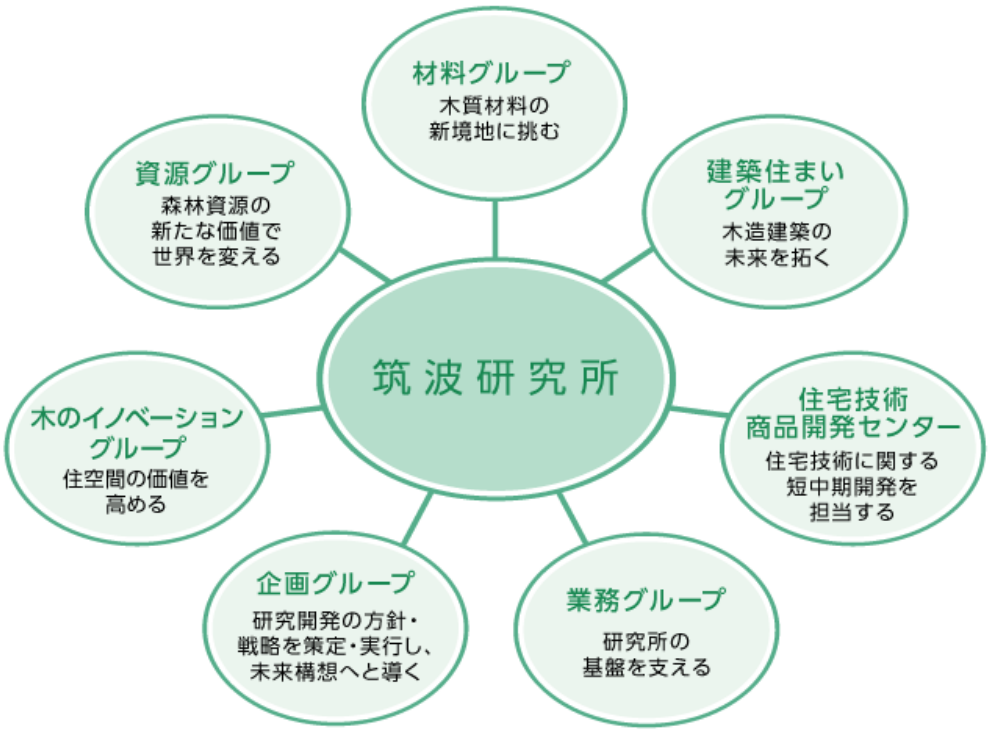

- 筑波研究所ホームページ

研究成果を人と社会へ還元

住友林業グループは2018年に「W350計画」を発表しました。創業350年となる2041年を目標に、木造超高層建築物を含めた「環境木化都市」の実現を目指す研究技術開発構想です。木材の利活用や森林経営のサステナブルな循環の促進を目指したイノベーションを起こし、人の暮らしと地球環境の持続可能性を考え、街を森にかえる「環境木化都市」の実現を目指します。筑波研究所で得られた様々な研究結果を、事業の中で人と社会に還元することで、木材需要の拡大による林業再生や、CO_2固定量拡大等を通じた気候変動対策につなげ、地域活性化及び地球環境との共生に貢献します。

- 「LCCO_2（ライフサイクルCO_2）」に係る研究開発
- 未来に向けて～W350計画「環境木化都市」を目指して～

環境報告

環境マネジメント

気候変動への対応

持続可能な森林経営

生物多様性の保全

資源保全及び廃棄物排出削減

汚染の防止

水資源の有効利用

事業活動に伴う環境負荷

環境関連データ

住友林業グループの環境経営

住友林業グループの環境経営

住友林業グループは、経営理念において「持続可能で豊かな社会の実現に貢献」することをうたっています。1994年に「環境理念」を、2000年にはグループ統一の「環境方針」をそれぞれ策定しました。

さらに2015年、「環境理念」「環境方針」「住友林業グループ生物多様性宣言」「住友林業グループ生物多様性行動指針」を統合し、「住友林業グループ環境方針」の運用を開始しました。この「環境方針」は、住友林業グループの全事業における商品・サービスの開発、設計・生産、資材調達・物流、廃棄物管理、サプライヤーや取引先の選定、新規事業立ち上げや合弁・買収時など、商品ライフサイクルや事業の全過程を対象としており、持続可能な社会の実現に貢献する事業を推進しています。

サプライヤーの選択及び評価については、環境方針に基づき「サステナビリティ調達」調査を実施し、新規事業立ち上げや合弁・買収の際には、各事業本部にて環境・社会の両面からもリスクチェックを行っています。

「環境方針」は、社員手帳に掲載し、新入社員研修やISO14001内部環境監査員養成講習会、各部署でのミーティングなどで読み合わせの機会を設けるなど、グループの社員一人ひとりへの周知・浸透を図っています。また会議室に掲示し、取引先にも住友林業グループの環境に対する姿勢を共有してきました。

また、2017年に定めた「住友林業グループ倫理規範」は、グループ企業だけでなくサプライチェーンも適用範囲としています。この中で「環境共生」をうたっており、取引先や協力会社なども含めて環境への取り組みを進める姿勢を明確にしています。

環境目標としては、2009年度に初めて具体的数値目標を含めた「環境経営中期計画」（2010～2014年度）を策定、2014年度には環境目標を含む「CSR中期計画」（2015～2020年度）を策定しました。これを年度単位の数値目標として「CSR予算」に織り込み、各組織でPDCAサイクルを回すことで、環境活動を着実にレベルアップさせてきました。

そして2019年5月、住友林業グループは「中期経営計画2021」（2019～2021年度）を発表。4つの基本方針の一つとして「事業とESGへの取り組みの一体化推進」を掲げ、この中で、「CSR中期計画」（2015～2020年度）を改訂し、非財務目標「中期経営計画 サステナビリティ編」を設定しました。現在は、この目標を基に、環境経営を高めていきます。

- 住友林業グループの経営理念とサステナビリティ経営
- 重要課題3：事業活動における環境負荷低減の推進
- 新規事業計画時のリスクチェック

住友林業グループ環境方針

住友林業グループは、創業以来、森を育てる実体験を通じて、木の素晴らしさと自然の恵みの大切さを学んできました。自然を愛する企業として環境と経済を両立させ、持続可能な社会の実現に貢献する事業活動を行います。

1. **木や森を軸とした事業展開**
   豊かな生態系を支え、森林機能を維持・向上させる森を育成し、生物多様性の保全や木の積極的活用を図るとともに、新たな価値の創造に取り組みます。
2. **環境に配慮した商品・サービスの開発と提供**
   商品のライフサイクルを考慮し、環境に配慮した商品・サービスの開発と提供を進めます。
3. **環境への負荷低減と改善**
   環境への影響を考慮し、環境汚染の予防や気候変動対策、環境に配慮した調達、資源の有効活用を推進し、環境への負荷低減と改善を図ります。
4. **コンプライアンス**
   環境関連法規、規則、国際基準、自主基準、ステークホルダーとの合意事項等を遵守します。
5. **環境マネジメントシステム**
   事業活動における環境関連リスクと機会を適切に把握し、中長期的視点に立って年度毎に環境目標等を設定し、その達成に取り組みます。また、環境マネジメントシステムを定期的に見直し、継続的な改善を進めます。
6. **環境教育**
   当社グループの事業活動に関わる全ての人たちに環境教育を実施し、自主的な環境行動を推進します。
7. **コミュニケーション**
   環境方針や環境への取組みを、積極的に公開するとともに、木や森の素晴らしさ、自然の大切さを伝える活動にも力を注ぎます。

代表取締役 社長 光吉 敏郎

環境マネジメント体制

環境マネジメント体制

住友林業グループは、持続可能な社会の構築を目指す「住友林業グループ環境方針」に沿った経営を実践していくために、住友林業の代表取締役社長を環境経営の責任者とする環境マネジメント体制を構築しています。

代表取締役社長の下では、サステナビリティ推進室長が環境管理統括責任者として、当社グループの各部門が進める環境活動の年度単位の数値目標「サステナビリティ予算」をとりまとめ、ESG推進委員会で定期的に確認することで、環境活動の実効性を高めています。

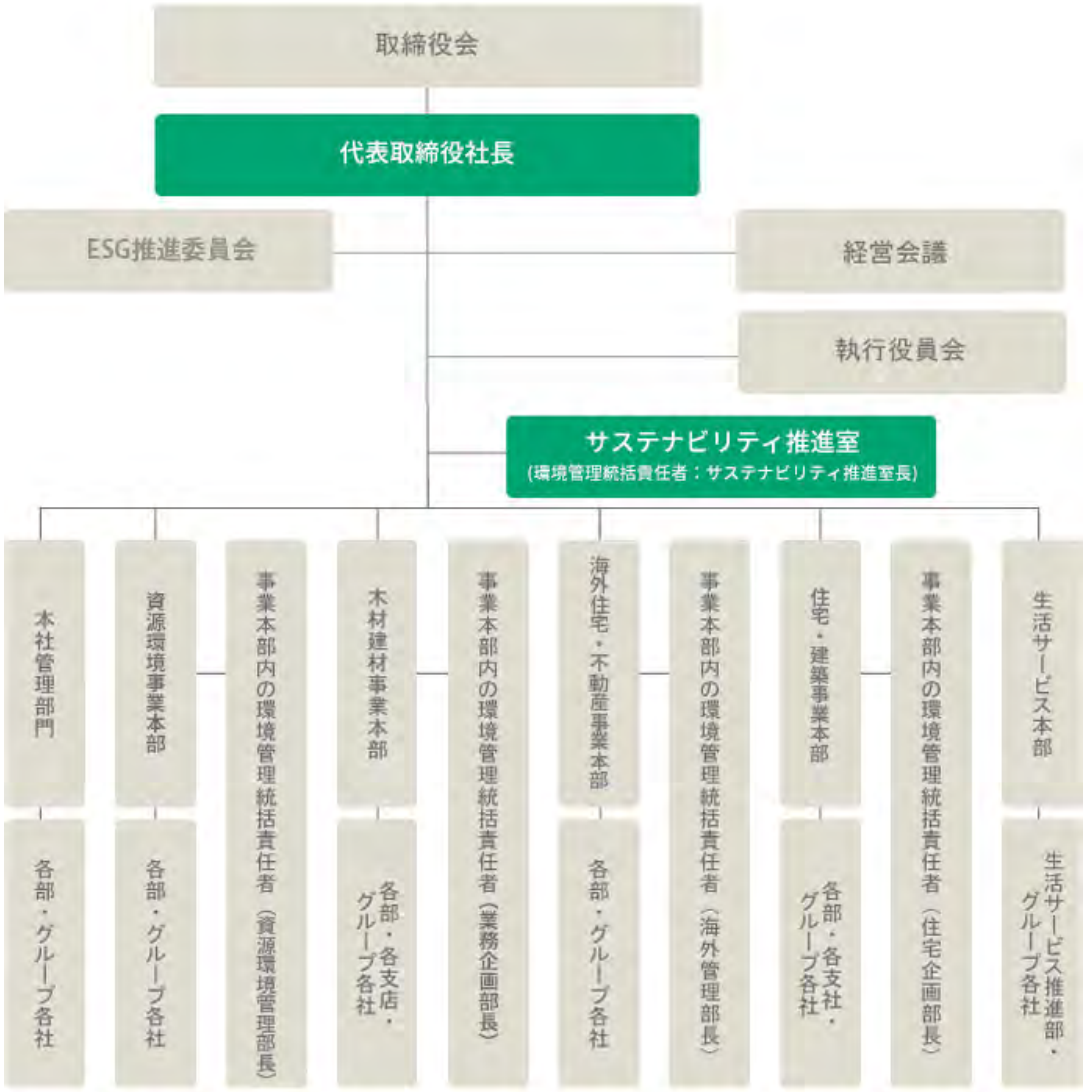

▸ 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題

環境マネジメントを担う各責任者の役割

- グループ全社の環境経営責任者…代表取締役社長
- グループ全社の環境管理統括責任者…サステナビリティ推進室長
- 事業本部内の環境管理統括責任者…業務企画部長（木材建材事業本部）、住宅企画部長（住宅・建築事業本部）、海外管理部長（海外住宅・不動産事業本部）、資源環境管理部長（資源環境事業本部）
- 各部署の環境管理責任者…部室長・支店長・グループ各社社長など
- 環境活動の実務担当者…環境推進担当者

ISO14001認証取得状況

住友林業は、1995年度に環境マネジメントシステムを導入し、1997年度に住宅業界でもっとも早く部門全体でISO14001認証を取得しました。その後、他の部門でも認証取得を進め、2002年度には当社国内の全部門で認証を取得しました。

また、環境影響の大きい事業を中心にグループ会社にも適用範囲を拡大しており、国内グループ会社4社を当社の登録範囲とし、認証取得しています。一方、海外グループ会社も製造会社を中心に認証取得を進めており、6社が取得しています。

なお、連結子会社のうち製造業を中心とした環境影響の大きい事業を認証取得対象としており、2020年12月期における対象組織の認証取得割合は94.3%（売上高ベース）です。

ISO14001
認証取得割合
（売上高ベース）
94.3%

住友林業グループのISO14001認証取得状況

会社名		取得年月	更新年月（有効期限3年）
国内グループマルチサイト認証	住友林業株式会社（海外を除く）	2002年8月※1	2019年8月※1
	住友林業緑化株式会社	2002年11月※2	
	住友林業クレスト株式会社	2003年9月※2	
	住友林業ホームテック株式会社	2013年3月※2	
	ジャパンバイオエナジー株式会社	2014年8月※2	
コーナン建設株式会社※3		2011年3月	2020年3月
クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）		2001年7月	2020年2月
ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）		2003年7月	2019年10月
リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）		2005年10月	2020年12月
アスト・インドネシア（ASTI）		2007年1月	2019年1月
ヴィナ・エコ・ボード（VECO）		2014年3月	2020年3月
パン・アジア・パッキング（PAP）		2017年4月	2020年4月

※1 1997年より、各部門で順次認証を取得し、全社で統合認証を取得

※2 住友林業の登録範囲として拡大認証取得

※3 2021年1月に当社グループ会社化

外部認証機関による審査

国内ISO14001のマルチサイト認証の登録範囲の各社では、認証機関である日本検査キューエイ株式会社による年1回の定期審査を受けています。2020年度は、5社45部署がISO14001:2015（JISQ14001:2015）のサーベイランス審査兼変更審査を受審しました。

審査の結果、不適合0件・改善アドバイス54件の観察事項が検出されました。審査会社にて審議がなされた後、2020年8月13日に登録継続が承認されました。

観察事項に対しては、それぞれ改善方法を検討して個別に対応するとともに、グループ各社共通の課題については、サステナビリティ推進室からの通知で共有し、内部環境監査で改善実施状況等を確認しました。特に「環境影響評価表」の作成に際して、業務プロセスを基に環境側面が抽出され影響評価が実施されているか（ライフサイクルが考慮されているか）、また環境法令などとの関係が適切に認識されているかなど留意するよう指摘があったため、その点に注意して監査を実施しました。

海外製造会社においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の会社で審査時期が遅れましたが、無事更新がなされました。

内部環境監査

ISO14001マルチサイト認証範囲の各社では、外部認証機関による審査とは別に、内部環境監査を定期的に実施しています。内部環境監査は、JATA（審査員研修機関連携協議会）公認の内部環境監査員養成講習会を修了し、試験に合格した社員（内部環境監査員）が行っています。

2015年9月の国際標準規格改正を受け、特に登録範囲内の全主管者に本講習会の受講と試験合格を必須とすることで、規格改正の理解とリーダーシップ強化を図っています。その結果、ISO14001:2015内部環境監査員認定者数は、累計1,390名（2020年度末現在）となりました。

内部環境監査は、2015年のISO14001規格改正から6年目となり、国内登録範囲5社全部署の監査が一巡したため、2019年度に引き続き、指摘件数の多かった部署を中心に、2020年6月から2020年10月にかけ、78部署にて実施しました。検出された不適合や改善提案については、監査を受けた各部署（被監査部署）で是正処置を講じた上で是正報告書を監査部署へ提出し、監査結果はサステナビリティ推進室長から経営層に報告してレビューを実施しました。

海外製造会社では、各社個別に認証を取得しており、それぞれの会社で内部環境監査を実施しています。内部環境監査の結果、重大な問題や不適合が発生した場合は、各社経営陣を通じ、当社に報告があがる仕組みとなっています。

環境関連法令の遵守・違反状況

過去5年間において、当社グループにおける環境関連法規の重大な違反事例※はありません。

※ 100万円以上の罰金・罰則を伴う違反

過去5年間の
重大な違反事例
0件

環境リスクマネジメント

環境リスクの把握と対応

住友林業グループは、気候変動や生物多様性など環境の変化が事業活動に影響を与えるリスクについて認識し、関連する情報を収集、必要に応じてこれらの情報を分析し、事業リスク評価を行っています。

リスクの度合いに応じ、日常業務で発生しうるリスクについては、各部署で具体的な対応策や評価指標を取り決めて進捗を四半期ごとに「リスク管理委員会」に報告し、中長期的に発生しうるリスクについては「ESG推進委員会」で対策の立案を行っています。これらのリスクのうち事業への影響度が大きいものについては、取締役会に報告し、対応策を協議しています。2020年度の「ESG推進委員会」においては、外部講師を招いて「世界の森林が直面する課題と森林政策～気候変動と新型コロナウイルス感染症（COVID-19）から考える～」をテーマに勉強会を実施。今後の民間企業への期待として、アフターコロナ・気候変動に対応した社会を見据えたビジネスストーリーやSDGs達成に向けた変革とコミットメント等の重要性が強調されました。

▸ リスク管理体制

気候変動、生物多様性などに関連するリスクとその戦略

自然災害への対応

大規模な地震や風水害などの自然災害が発生した場合には、保有設備の復旧活動や引渡し済みの住宅に対する安全確認及び建築請負物件などの完工引渡しの遅延などにより多額の費用が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

住友林業ではこの対策として、耐震性の高いBF構法の住宅販売や、ライフラインが遮断されても一定期間生活を続けられる機能を備えたレジリエンス住宅の販売を推進しています。また災害時の被災状況をIoT技術によって遠隔で即時に把握し、迅速な支援を目指すサービスの構築を進めています。

▸ 気候変動への適応

木材生育の変化や調達規制への対応

住友林業は、木材を主要な資材や商材としているため、気候変動や生物多様性の損失によって木材資源の枯渇や生育地の変化、それらに伴う規制が設けられた場合は、調達先を変更しなければならないリスクやコスト増のリスクがあります。

住友林業では、木材生育状況の変化及び木材調達規制のリスク分散として、木材を20ヵ国以上から輸入するとともに主要国に駐在員を置き情報収集に努め、本社社員を派遣するなどして合法性の確認を行っています。また2017年5月に施行された「クリーンウッド法」においては国内登録第1号となるなど、グループ全体で合法的な木材の調達に努めています。

▸ 流通事業における取り組み

排出量削減義務化などカーボンプライシングの設定

国際的に温室効果ガス排出削減が進められる中、当社グループが拠点を置く国で企業に削減義務が課される可能性があります。グループ会社が削減義務を果たせなかった場合は、排出権を購入する必要が生じるなどして、事業コスト増加のリスクがあります。

また日本においても、2012年10月の地球温暖化対策のための税の施行によりカーボンプライシングが導入されました。パリ協定の目標達成に向けて今後、税率上昇や新たな炭素税の導入などがあれば、事業活動やコストに影響が及ぶ可能性があります。

住友林業ではこの対策として、グループ内の各社・各部門で温室効果ガス削減目標を設定し、年度ごとに策定する数値目標に従って削減を進めています。

▸ 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題

エネルギー供給不足への対応

水力発電由来の電力を利用しているニュージーランドなどでは、降水量の変化により、ダムの水位が低下し水力発電所からの送電が途絶することで、当該国を拠点とする住友林業グループの工場の操業が停止するリスクがあります。

住友林業ではこの対策として、グループ内の各社・各部門で温室効果ガス削減目標を設定し、年度ごとに策定する数値目標に従って削減を進めながら電力使用量の削減も推進しています。

企業イメージの低下

気候変動対応や生物多様性保全など、各種リスクへの対応を誤った場合は、企業イメージを損ね、売上高などの業績に直接的なダメージを受けることがあります。

住友林業では、「リスク管理委員会」「ESG推進委員会」を通じて、環境・社会・ガバナンス面のリスクについて、短期から中長期的なものまで包括的に分析・対応しています。また、ステークホルダーとのダイアログを適宜開催し、当社への意見を伺うなどの活動を行っています。

▸ リスクマネジメント

環境法令への対応

住友林業グループは、産業廃棄物処理や、有害物質による土壌・水質汚染、騒音・振動など、法令に関わるリスクに対応して、その影響の低減・顕在化の防止に努めています。

2020年度は環境関連法規の重大な違反事例や重大な環境事故はありませんでした。

産業廃棄物処理

日本においては、不法投棄される産業廃棄物でもっとも高い割合を占めるのが建設系廃棄物です。住友林業グループでは、産業廃棄物処理を環境リスクの中でも社会や事業に与える影響がもっとも大きいリスクの一つと捉え、適切な処理に努めています。

具体的には、廃棄物処理法及び関係法令などを遵守し、生産活動に必要な基準と手続きを定めた「生産規程」や産業廃棄物の適正処理、発生抑制、再資源化、再利用について定めた「産業廃棄物管理規程」を設けています。この規程に基づき、産業廃棄物を排出する国内当社グループの各事業所では、マニフェストや処理委託の契約内容に関する自主監査を年2回実施しています。是正項目があった場合は、各事業所で適切な対応を実施したうえで、報告書を上位組織に提出し、グループ会社の適正処理を確認しています。

また、各事業所で委託先の処理場現地確認を年1回以上実施。2020年度は、住宅・建築事業本部の担当者が処理委託先326社の約541ヵ所の処理場に対して、476回の現地確認を行いました。併せて、住宅・建築事業本部以外の各事業本部やグループ会社の事業所に対して、同本部で現地確認を終えた処理場を利用するよう指導しています。

さらに、産業廃棄物が適切に処理されていることを把握するため、処理委託業者に電子マニフェストの利用を要請しています。住宅・建築事業本部の支店及び新築住宅に関わる産業廃棄物の処理委託業者は全て導入を完了しており、住宅の解体廃棄物も含めた2020年度の導入率は99.7%となりました。

これらとともに、産業廃棄物の処理業務を担当する社員などを対象に産業廃棄物担当者研修を実施しています。2020年度は、国内グループ各社の新任産業廃棄物処理業務担当者など合計52名が研修を受講しました。なお、2020年4月より、住友林業グループの社員が、産業廃棄物をはじめとした知識を習得できるように「廃棄物管理の基礎」と題したe-ラーニングを作成し社内イントラネットで受講できるシステムを構築しました。

▸ 廃棄物削減とリサイクルのマネジメント

土壌汚染

土壌汚染は、目に見えない地下で汚染物質が蓄積・拡散するなどの理由から、発見が困難です。住友林業グループでは、社有地や管理地の土壌汚染対策をはじめ、分譲住宅事業においては新規土地購入検討時に土壌汚染の自主調査を行っています。対象の土地については「土壌汚染対策法」に基づき適切に対応しています。

水質汚染

水質汚染は、汚染物質により、飲料水などを通じて人間の健康に直接被害を与えたり、河川や湖沼、海洋などに住む生物の生育環境に影響を与えたりするリスクがあります。改正水質汚濁防止法の特定事業場に該当する住友林業クレスト伊万里工場では、工場内の排水処理施設から出る排水について、外部測定機関による委託検査を2ヵ月に1回、 COD自動測定装置による社内水質検査を日次で行い、検査結果は、半年ごとに地方自治体に報告しています。

県による採水・検査を年1回、市による採水・検査を年3回受けていますが、この対策によりいずれの検査においても、排水基準値を満たした状態であることを確認しています。

また、筑波研究所も改正水質汚濁防止法の特定事業場に該当するため、同法に関わる実験設備の一部更新や新規設置等に関する届け出をしました。また外部測定機関に委託して月1回の水質検査を実施し、その結果を監視するとともに半年ごとにつくば市に報告しています。

▸ 汚染の防止

有害化学物質による汚染

有害化学物質は、人間の健康や環境に大きな影響を与えるほか、災害発生のリスクがあります。住友林業グループは、VOC（揮発性有機化合物）を含む有害化学物質の使用量と排出量を把握して適切に管理するとともに、使用量の削減に取り組んでいます。

日本国内では、大気汚染防止法に適切に対応しています。同法に基づき、住友林業クレストでボイラーを設置している新居浜工場では、NOx、SOx、ばいじんの排出量と濃度を、焼却炉を設置している鹿島・静岡の各工場では、ダイオキシンの排出量と濃度を定期的に測定し、基準値未満であることを確認しています。

▸ 汚染の防止

騒音・振動

住友林業は、住宅の建築工事における騒音・振動の防止に努めています。騒音・振動に関する苦情が寄せられた際には、その状況などを記録するとともに、グループ全体で情報を共有し、類似事例の再発防止につなげています。

また、住友林業クレストでは、各工場の敷地境界線における騒音が基準値未満であることを確認するため、定期的に測定を行っています。

2020年度は、環境に重大な影響を及ぼすような騒音・振動による近隣の方々からの苦情はありませんでした。

地球温暖化（フロン排出抑制法）

温室効果が高いフロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全般にわたる抜本的な対策を推進するため、2015年4月より、「フロン排出抑制法」が施行されました。

2020年4月より同法による規制がさらに強化されたことにより、その内容について周知を図り対応を行いました。

住友林業グループはビルにテナントとしてオフィスを置いている場合が多く、住宅の施工・販売や木材加工品の製造・流通を主な事業としているため、所有（管理）している業務用冷凍空調機器（エアコンや冷蔵庫など）の台数は多くはありません。しかし、同法の施行を受け、冷媒としてフロン類が使用されている同機器の定期的な簡易点検の実施や、圧縮機の定格出力7.5ＫW以上の機器を対象とした法的な定期点検の実施を行っています。 また、機器の入れ替え、新規購入時においては、グリーン購入法に基づいたノンフロン製品への切り替えを推進しています。

TCFDへの対応

TCFDへの対応

2015年4月FSB（金融安定理事会）の指示により設置されたTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）から、2017年6月に最終報告が提言されました。TCFDは、気候変動によるリスクと機会に関して、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標の４つの要素で情報開示することを求めており、特に戦略については、将来の気候関連シナリオに基づく検討を踏まえ、その戦略のレジリエンスについて説明することを推奨しています。住友林業グループでは気候変動に伴うリスクを重要なリスクと認識し、2018年7月にTCFDへの賛同を表明。TCFDの提言に基づき、同年にシナリオ分析を開始しました。

初回のシナリオ分析は、当社の主要事業である木材・建材事業と住宅・建築事業において、地球の平均気温上昇が産業革命前と比べて＋2℃、＋4℃となる二つのシナリオで2030年の状況を考察し、その結果をESG推進委員会及び取締役会に報告しました。また、このシナリオ分析は、中期経営計画サステナビリティ編において、今後のさらなる取り組みを目標として定めています。

▸ 重要課題5：企業倫理・ガバナンス体制の強化

気候変動問題に対するガバナンス

気候変動問題への対応は、他のESG課題と同様にESG推進委員会を中心に推進を図ります。ESG推進委員会は、執行役員社長が委員長として、執行役員兼務取締役及び各本部長から構成され、住友林業グループの持続可能性に関わる中長期的なESG課題に対するリスク・機会の分析や取り組みの立案・推進、SDGs達成に貢献する事業戦略を織り込んだ中期経営計画サステナビリティ編の進捗管理、行動指針・倫理規範などの運用状況と有効性のモニタリングを行っています。また、この委員会での議事内容については全て取締役会へ報告しています。

▸ ESG推進委員会
▸ リスク管理体制

リスクと機会の特定と評価

木材を主要な資材や商材としている当社事業においては、移行リスクとしては各国の森林保護政策・伐採規制など規制強化に伴う木材調達コストの増加が、大きな事業リスクとなります。物理リスクとしては、自然災害の激甚化や異常気象の影響による気温上昇に伴う住宅建設の効率低下や工期の遅れに伴うコスト増などが挙げられます。一方で、化石燃料への規制が進めば、当社が進めるバイオマス発電事業や、その燃料としてのチップ需要に追い風（機会）となります。

当社は、シナリオ分析において、本社関連部門と各事業本部が連携してリスクと機会を洗い出し、主に財務面のインパクト評価を行いました。その中で重要なリスク及び機会と認識された項目については、回避対応策を協議し、ESG推進委員会及び取締役会に報告しました。今後、シナリオ分析の精度を高めるとともに、中期経営計画などの事業計画への反映を協議しながら、不確実なあらゆる未来にも対応できるレジリエンス（強靭）な企業戦略の構築を進めます。

木材・建材事業におけるリスク重要度の評価

	リスク項目	事業への影響	リスク評価
移行リスク	各国の炭素排出目標／政策	● 森林吸収源対策に関する政策により木材調達コストが増加	大
	森林保護に関する政策	● 伐採税・伐採手数料など木材調達コストが増加	大
	再エネ等補助金政策	● 木質バイオマス事業推進により売上増加 ● 一方、補助金制度がなくなった場合、売上減少	大
	エネルギーミックスの変化	● 各国の持続可能基準にバイオマスが組み込まれた場合、売上が増加 ● 一方、需要拡大によりバイオマス事業の燃料（木材チップ）コストも増加	大
	温暖化規制による経済活動の停滞	● 建設自体が抑制された場合、木材建材の需給が低迷し、売上が減少	大
	重要製品／製品価格の増減		小～中
	次世代技術の進展		小～中
	再エネ・省エネ技術の普及		小～中
	投資家の評判変化		小～中
物理的リスク	平均気温の上昇	● 森林火災・樹木の病害虫等の発生により木材調達コストが増加 ● 一方、気温上昇、降水量増加で成長期が長期化。生産性が向上し、木材調達コスト減少の可能性	大
	降水・気象パターンの変化	● 植生・木材調達地域が変化し、木材調達コストが増加	大
	異常気象の激甚化	● 工場の操業停止による売上減少、森林資源の減少による木材調達コストの増加	大

住宅・建築事業におけるリスク重要度の評価

	リスク項目	事業への影響	リスク評価
移行リスク	各国の炭素排出目標／政策	● 森林吸収源対策に関する政策により、木材調達コストが増加	大
	森林保護に関する政策	● 伐採税・伐採手数料など木材調達コストが増加	大
	建築物に関する政策	● 政策に対応するための追加投資や改築コストが発生 ● 補助金制度が継続した場合、金銭的インセンティブが発生。政策の内容によっては市場競争力へ影響し、売上が変化	大
	顧客の評判変化	● 顧客の気候変動への関心が高まった場合、消費者嗜好が森林認証材使用に傾き、調達コストが増加	大
	再エネ等補助金政策		小～中
	化石燃料補助金制度		小～中
	エネルギーミックスの変化		小～中
	投資家の評判変化		小～中
物理的リスク	異常気象の激甚化	● 大規模な自然災害が発生した場合、工期の遅れ・保有設備の復旧活動等により、建築コストが増加 ● 猛暑日が増加し、屋外作業効率が低下。工期の遅れや作業員の健康管理維持増強によるコスト増	大

▸ 気候変動、生物多様性などに関連するリスクとその戦略

気候変動に関連する機会とその戦略

政府のZEH推進に呼応した住宅販売の拡大

日本政府は、2016年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」等において、「2020年までにハウスメーカー等が新築する注文戸建住宅の過半数をZEHにすることを目指す」政策目標を打ち出し、ZEHを推進しています。

住友林業ではこの政策に呼応し、中期経営計画サステナビリティ編においてZEH受注比率を目標化してZEH住宅の販売を推進するとともに、当社ZEHの特徴である、太陽光発電パネルと家庭用燃料電池「エネファーム」によるW発電をアピールすることで、競合優位性を生み出し、当社のZEH比率を伸ばしています。さらに、注文戸建住宅（耐火仕様を除く）の断熱性能を強化した「360° TRIPLE（トリプル）断熱」を標準採用。高性能な「断熱材」に加え、断熱性の高い「構造材」と「窓」で建物全体を包み360°しっかり断熱します。夏は涼しく、冬は暖かく、省エネルギー性能を高めた住まいとなっています。

2030年におけるシナリオ分析では、4℃シナリオの場合、政府が求めるZEH比率が一層高まることにより、また、2℃シナリオの場合、エネルギー効率がさらに高いZEHが基準化されることにより、いずれの場合も、当社の技術開発力により当社住宅の市場競争力が増すことを予想しています。

※ ZEH、Nearly ZEH、ZEH Orientedを含む受注ベースの値

新築戸建注文住宅におけるZEH受注比率目標（%）（2021年度）
80%

新築戸建注文住宅におけるZEH受注比率実績（%）（2020年度）
52.1%※

▸ ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の推進

再生可能エネルギーのニーズ拡大

気候変動対策として、バイオマス発電や太陽光発電などの再生可能エネルギーへのニーズが高まっており、バイオマス発電向けの燃料用チップ供給を拡大することで収益拡大が見込めます。

木質バイオマス発電は、当社グループにおいても、2019年3月までに国内4ヵ所で事業を展開。2021年6月に福岡県の苅田バイオマス発電所、2023年11月には宮城県の杜の都バイオマス発電所が運転開始予定です。この2つの発電所が稼働すると、当社グループでの発電規模は合計で約251.6MWとなり、約555,000世帯分の電力を供給することとなります。

シナリオ分析では、資源エネルギー庁の『2030年エネルギーミックス実現へ向けた対応について～全体整理～』をベースに、日本の電源構成において現在1.7%を占めるバイオマス発電が、2030年には、4℃シナリオの場合3.7%に、2℃シナリオの場合4.6%に拡大すると予測。当社グループにおける燃料チップ供給事業もそれに伴い、売上が拡大すると予測しました。

※ 集計期間：2020年1月～12月

燃料用チップ・ペレット等取扱量目標（t）（2021年度）
1,363,930t

燃料用チップ・ペレット等取扱量実績（t）（2020年度）
1,465,901t※

▸ 重要課題1：持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続

気候変動対策の指標と目標

住友林業では、気候関連のリスク及び機会を評価・管理する際の指標として「中期経営計画サステナビリティ編」及びSBT、RE100目標に基づき、グループ内の各社・各部門で、年度ごとの数値目標に従って各対策を推進しています。

- 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題
- 重要課題3：事業活動における環境負荷低減の推進
- 気候変動の緩和

気候変動の緩和

SBT（Science Based Targets）の策定

気候変動による影響が世界で深刻化する中、企業には地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出削減が求められています。当社グループは、SBTイニシアティブ※に対し、2017年6月にSBTを策定することを宣言し、グループ全体での新たな温室効果ガス削減目標を策定しました。2018年7月には、SBTとして認定されました。住友林業グループのSBTは、次のとおりです。

① スコープ1・2：2030年温室効果ガス排出量を2017年（基準年）比21%減とする
② スコープ3：カテゴリー1及び11合計の2030年温室効果ガス排出量を2017年（基準年）比16%減とする

当社グループは、今後、SBTに基づき、これまで以上に、徹底した省エネ活動、再生可能エネルギー活用の推進など、温室効果ガス排出削減、気候変動緩和対策に向け積極的に活動していきます。

※ SBTイニシアティブとは、2015年に、国連グローバル・コンパクト、CDP、WRI（世界資源研究所）、WWF（世界自然保護基金）の4団体が、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑えるための科学的根拠に基づいた温室効果ガスの排出削減目標を推進するために設立したイニシアティブ。日本においては、環境省がSBTを「企業版2℃目標」と和訳し、企業での取り組みを推進

SBT認定目標の進捗状況

2018年7月、住友林業グループは、温室効果ガス排出削減目標を再設定し、SBTの認定を取得しました。2020年度、スコープ1・2排出量は新型コロナウイルス感染拡大の影響で工場の稼働時間の短縮、国内工場にて太陽光発電パネルの導入などにより、2019年度より3%減となりました。スコープ3排出量は、海外住宅・不動産事業における販売引渡し戸数の増加、Scott Park社が当社グループに加わったことなどによって、2019年度より1.9％増となりました。

また、2018年10月に温暖化に関する最新の科学的知見を報告するIPCC（気候変動に関する政府間パネル）「1.5℃特別報告書」が公表され、今世紀後半に産業革命以前からの地球の平均気温の上昇を2度に抑えるのと1.5度に抑えるのでは、地球環境への影響に大きな差があることが明らかになりました。SBTイニシアティブは、「1.5℃特別報告書」などの流れを受け、2019年4月にSBT認定基準を、産業革命以前と比べ世界の平均気温上昇を2℃より十分低い1.5℃のレベルに向けた2種類の温室効果ガス排出量の削減目標に変更しました（2019年10月から適用）。当社グループも、今後のSBTの見直しに向け、事業活動に伴う温室効果ガス排出量のさらなる削減について、社内調整等を進めています。

SBT認定目標推移：スコープ1・2

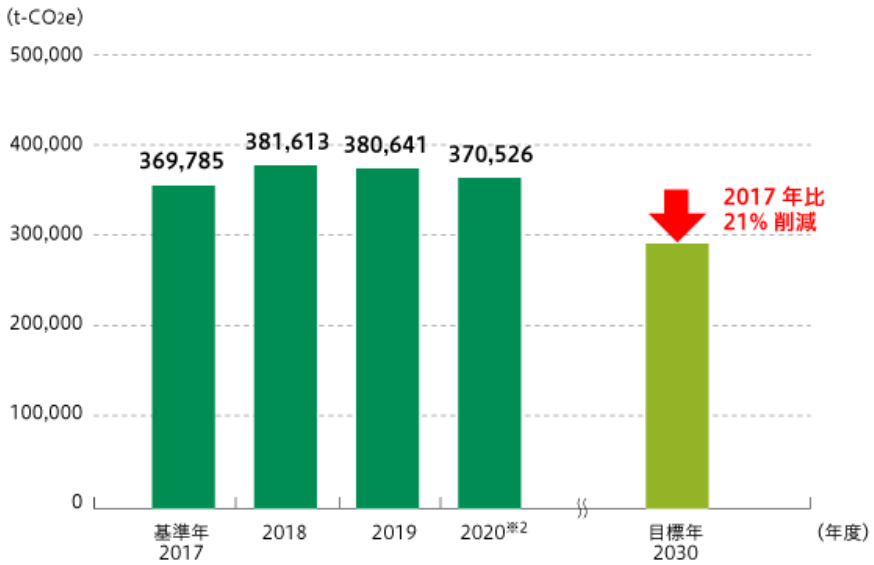

SBT認定目標推移：スコープ3（カテゴリー1＋11）

カテゴリー1及び11合計の2030年温室効果ガス排出量を2017年比16%減とする

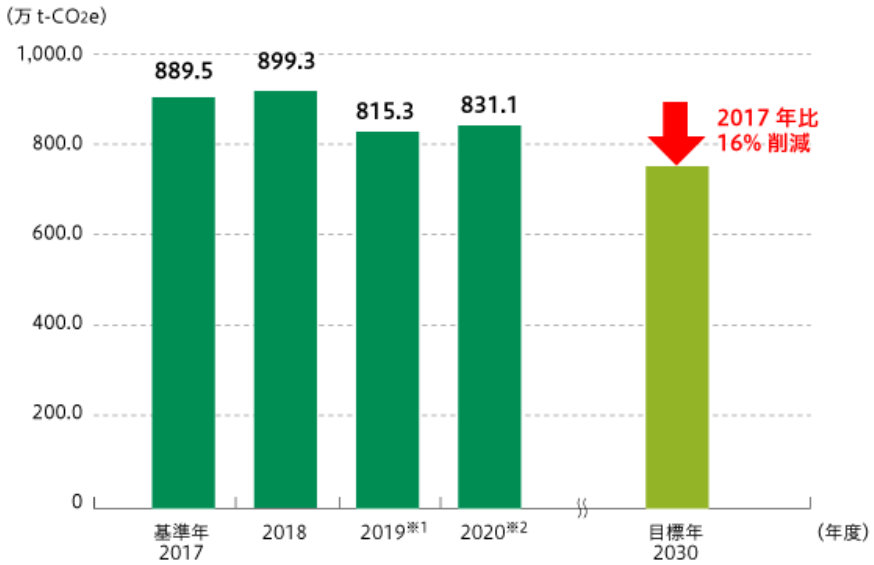

※1 2019年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）を適用したため、スコープ3のカテゴリー1の算定方法を見直し

※2 2020年度の総排出量の集計期間は2020年1月～12月、過年度の排出量の集計期間は各年4月から翌年3月

▸ 重要課題3：事業活動における環境負荷低減の推進

再エネ100%利用を目指し、RE100へ加盟

住友林業グループでは「事業活動における環境負荷低減の推進」を重要課題の一つに位置付け、省エネ活動、再生可能エネルギー（以下、再エネ）の活用に取り組んでいます。その取り組みの一環として、2020年3月、使用する電力の100%再エネ化を目指した国際的なイニシアティブRE100※に加盟し、温室効果ガス削減の取り組みを加速させることにしました。

「2040年までに自社グループの事業活動で使用する電力と発電事業における発電燃料を100%再生可能エネルギーにすることを目指す」

※ 国際的な環境NGOである「The Climate Group」と「CDP」が連携して運営する国際イニシアティブ。加盟企業数は2021年2月時点、世界290社、そのうち日本企業は50社

RE100目標に対する進捗状況

2020年度、当社グループの事業活動で使用する電力における再生可能エネルギー導入量は、住宅展示場に搭載した太陽光発電やバイオマス発電所の発電電力の自家使用分（隣接する燃料用木質チップ製造工場含む）で、グループ全体の使用電力量の約17%です。また、発電事業の燃料使用量に占めるバイオマス由来燃料の割合は88%です（発熱量換算）。

再生可能エネルギー導入加速に向け、今後、事業本部単位での目標を設定し、全社的に取り組む予定です。

再エネ100%の利用に向けたアプローチ

当社グループは、事業活動において使用する電力を100% 再生可能エネルギーにするために、当社の引渡し済み住宅の太陽光発電の余剰電力買取と電力供給を行う「スミリンでんき」を活用や、国内外の工場で太陽光発電システム導入などを検討しています。また、将来的には各国の制度を活用した多様な調達方法を検討しながら、再エネ100%利用を目指します。

国内使用電力に太陽光発電「スミリンでんき」を活用

住友林業は、2019年11月から当社及び当社グループの住友林業ホームテックの住宅のオーナーを対象に、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）による買取期間が満了する住宅用太陽光発電の余剰電力買取と電力供給の代理販売サービスを行う「スミリンでんき」のサービスを開始しました。

この「スミリンでんき」を、当社の事務所等で活用し、当社グループの国内電力使用全量に充当できるように取り組んでいます。「スミリンでんき」は太陽光発電であり夜間の電力使用への対応検討も必要なため、蓄電池設置や自社グループのバイオマス発電を含む他電源からの調達との組み合わせ等も含め、引き続き取り組んでいきます。2020年12月時点で、お客様との契約件数は403件です。今後、契約件数の拡大に向け、取り組みを浸透させていきます。

製造工場で太陽光発電の利用を拡大

住友林業グループは、製造工場から排出された温室効果ガスがグループ全体の排出量の約30%を占めています。 RE100達成に向けて、製造工場における省エネ活動の徹底、再生可能エネルギーの利用拡大が不可欠です。

住宅の内装部材の製造を行う住友林業クレスト鹿島工場は、2020年5月から現工場の敷地内に新工場が稼働しました。新工場棟には、初期費用を抑えるPPA（Power Purchase Agreement）モデル※で約1,540枚の太陽光発電パネルを導入したことによって、年間約549MWhの発電量が見込まれ、260tCO_2/年の温室効果ガス削減が期待されています。また、当社グループのインドネシアにある家具並びに木質建材・住宅内装部材の製造・販売を行うPT.AST Indonesia（AST）は、生産拡大のため新工場を建設しています。AST社は、電力使用による温室効果ガス発生量が90%を占めており、新工場の稼働に伴い、電力使用増が予想されていますが、新工場の屋根に約3,384枚の太陽光発電パネルを設置する予定で、年間約2,181MWhの発電が見込まれ、約1,600tCO_2/年の温室効果ガス削減が期待されています。

鹿島工場外観

これからも、国内外の住友林業グループ製造工場で太陽光発電パネルの導入・拡大などを検討し、再生可能エネルギー比率を高めていきます。

※ PPAモデルは、太陽光発電パネルの設置場所として、工場棟の屋根を発電事業者に貸し、発電した電力を買い取り自社消費するモデル

海外製造拠点におけるRE100達成に向けたアプローチ

当社グループで最も電力使用量が多い会社はニュージーランドのMDF（中密度繊維板）・単板・LVL（単板積層材）の製造・販売を行うNelson Pine Industries Ltd.です。ニュージーランドは水力発電や地熱発電など再生可能エネルギーが大きな電源構成を占めており、2016年では約8割になっています。2035年に再生可能エネルギー100%にすると政府が公表しており、その時点でRE100達成を見込んでいます。

その他の製造工場があるインドネシアやベトナムでは、東南アジア諸国で再生可能エネルギーの導入の機運が高まってきている他、 自社工場に太陽光発電設備の導入を検討しています。住宅事業を中心に展開する米国、豪州では、低コストで再生可能エネルギーの調達が可能になっていることに加え、十分な量の再エネ電力証書等が発行されているため、順次電力の切り替えなどを行っていく予定です。

再生可能エネルギー事業の推進

住友林業グループでは、建築廃材、林地未利用木材などをチップ化して燃料に利用するバイオマス発電、太陽光発電といった、再生可能エネルギー発電事業を進めています。

2021年6月には苅田バイオマス発電所、2023年11月には杜の都バイオマスエナジー発電所が運転開始予定です。木質バイオマス発電事業を推進することで木材資源の最大限の活用と、それに伴う地域経済の活性化を目指しています。

2020年の発電実績は、これら全てを合わせて50,111万kWhとなりました。

2020年度
発電量による
CO_2排出抑制効果※
107,946t-CO_2e

※ 電力会社から電力を購入した場合と比較したCO_2排出抑制量。また、主に北海道電力、東北電力のCO_2排出係数を用いて計算

再生可能エネルギーによる発電量推移

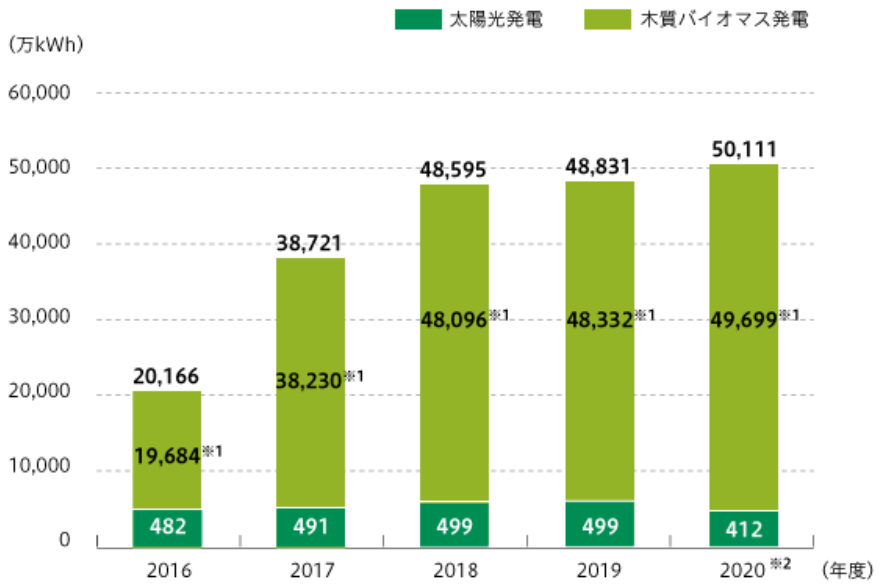

※1 木質バイオマス発電による発電量は当社連結子会社のみを対象とし、スムーズな運転とメンテナンスのため補助燃料として用いている石炭による発電量を含む

※2 2020年度の集計期間は2020年1月から12月、過年度の排出量の集計期間は各年4月から翌年3月

▸ 重要課題3：事業活動における環境負荷低減の推進

木質バイオマス発電事業

住友林業グループは、主に建築廃材に含まれる木材を原料とするリサイクルチップや、製材に適さない材、森林に放置されてきた間伐材などの林地未利用木材を燃料用木質チップとして利用する木質バイオマス発電事業を展開しています。

木材を燃焼することで放出されるCO_2は、木の成長過程で光合成により吸収された大気中のCO_2であるため、木のライフサイクルの中では大気中のCO_2を増加させません（カーボンニュートラルという考え方）。このため当社グループでは、木材の有効活用とCO_2の増加抑制、さらには地域の森林環境整備など林業の振興に大きく貢献する事業として木質バイオマス発電事業に取り組んでいます。

住友林業グループは、2011年2月に建築廃材等を主燃料とした都市型の川崎バイオマス発電所（発電規模33MW）を稼働させ、この分野に参入しました。また、2016年12月には国内の林地未利用木材を主燃料とした発電規模50MWの紋別バイオマス発電所、2017年4月には6.2MWの苫小牧バイオマス発電所、2018年4月には12.4MWの八戸バイオマス発電所の営業運転を開始しました。

2021年6月には75MWの苅田バイオマス発電所、2023年11月には75MWの杜の都バイオマスエナジー発電所が稼働すれば、当社グループでの発電規模は合計で約251.6MWとなり、約555,000世帯分の電力を供給することになります。

今後は、これまでの木質バイオマス発電事業の経験を活かし、地域の特性や条件に適した再生可能エネルギー事業の展開を図ります。

紋別バイオマス発電所

八戸バイオマス発電所

住友林業グループの木質バイオマス発電事業

事業名	事業地	発電規模	営業運転開始時期	主な特徴
川崎バイオマス発電事業 （住友共同電力株式会社、フルハシEPO株式会社との共同出資）	神奈川県 川崎市	33MW	2011年2月	● 建築廃材を主燃料とするバイオマス発電設備としては国内最大規模 ● 首都圏近郊の建築廃材や廃パレットなどから生産されるリサイクルチップ、剪定枝などを利用 ● 都市型バイオマス発電所として、排煙脱硫装置、排煙脱硝装置、バグフィルターなどの環境設備を備え、川崎市の厳しい環境基準をクリア
紋別バイオマス発電事業 （住友共同電力株式会社との共同出資）	北海道 紋別市	50MW	2016年12月	● 主に発電所の半径75km圏内から調達する林地未利用木材などを隣接する工場等でチップ化し、燃料として利用 ● 一部にパームヤシ殻や補助燃料として石炭を利用

事業名	事業地	発電規模	営業運転開始時期	主な特徴
苫小牧バイオマス発電事業 （三井物産株式会社、株式会社イワクラ、北海道ガス株式会社との共同出資）	北海道 苫小牧市	6.2MW	2017年4月	● 燃料は全量北海道の林地未利用木材をチップ化し利用
八戸バイオマス発電事業 （住友大阪セメント株式会社、東日本旅客鉄道株式会社との共同出資）	青森県 八戸市	12.4MW	2018年4月	● 主に青森県三八・上北・下北地域の林地未利用木材、製材端材、周辺鉄道沿線の鉄道林の間伐材などをチップ化し、燃料として利用 ● 一部にパームヤシ殻も利用
苅田バイオマス発電事業 株式会社レノバ、ヴェオリア・ジャパン株式会社、九電みらいエナジー株式会社、三原グループ株式会社との共同出資	福岡県 京都郡	75MW	2021年6月	● 燃料は北米産のペレットとインドネシア産のパームヤシ殻を使用する他、九州北部の間伐材や林地未利用木材を利用
杜の都バイオマスエナジー発電事業 株式会社レノバ、ユナイテッド計画株式会社、みずほリース株式会社、RenoDaパートナーズ合同会社による共同出資	宮城県 仙台市	75MW	2023年11月	● 燃料は北米産を中心としたペレットとインドネシア産、マレーシア産のパームヤシ殻

太陽光発電事業

住友林業は、茨城県鹿嶋市に発電規模3,429kWの太陽光発電施設を保有しています。

また、一部の太陽光パネル架台には、主に国産のスギ材を用いたオリジナル木製架台を採用し、発電施設の環境負荷低減と木材の利用用途拡大に配慮しています。

2020年度の発電実績は、412.3万kWhです。

太陽光パネルと環境にも配慮した木製架台

林地未利用木材の活用推進

林地未利用木材は、森林における立木の伐採または、間伐により発生する未利用の木質バイオマスです。FIT制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）の導入に伴い、各地で木質バイオマス発電所が稼働しており、木質バイオマスの需要が増加しています。林地未利用木材を活用することで、再生可能エネルギーを推進するとともに、森林の価値を高める効果も期待できます。2020年度では、333千トンの林地未利用木材を活用しました。引き続き、林地未利用木材の効率的かつ安定的な集荷システムの構築に努めていきます。

国産材における
林地未利用木材の
利用量
（2020年）
333千トン

林地未利用木材

高性能林業機械の導入

林地未利用木材の効率的な搬出

紋別山林事業所では、2015年に小回りの利く北欧製のハーベスタ、フォワーダを導入し、これまで伐採･搬出が困難であった切捨間伐材（林地未利用木材）を紋別バイオマス発電所向けの燃料材として納入する取り組みを開始しました。

また、狭い林内における走行性能が高い林業機械を選定することにより、オペレーターは伐採・搬出作業を全て機械に乗ったまま可能となり、安全性の向上、林業労働災害の撲滅にも役立つ取り組みであると考えています。

北欧製ハーベスタ※1

北欧製フォワーダ※2

※1 従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒、枝払い、測尺玉切り※3の各作業を一貫して行う自走式の高性能林業機械

※2 玉切りされた木材を荷台に積んで運搬する自走式の高性能林業機械

※3 原木を一定の長さにカットすること

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の推進

日本における家庭部門のCO_2排出量は増加傾向に歯止めはかかったものの、依然高い水準にあります。国は、2016年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」等において、「2020年までにハウスメーカー等が新築する注文戸建住宅の過半数をZEHにすることを目指す」旨の政策目標を打ち出しました。2018年7月に閣議決定された「第5次エネルギー基本計画」においては、「2020年までにハウスメーカー等が新築する注文戸建住宅の半数以上で、2030年までに新築住宅の平均でZEHの実現を目指す」と設定されています。

ZEHとは、高い断熱性能、省エネ設備機器、そして太陽光発電システム等の「創エネルギー」設備を組み合わせることで、年間の一次エネルギー消費量が正味（ネット）でゼロ以下となる住宅です。

「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」や目標13「気候変動に具体的な対策を」だけでなく、目標3「すべての人に健康と福祉を」や目標12「つくる責任 つかう責任」等にも対応しており、ZEH普及は持続可能な社会の実現に貢献するものです。

住友林業は以前より、再生可能な自然資源であり、成長の過程でCO_2を吸収・蓄積する「木」を主要構造材に使用するとともに、風や太陽など自然の恵みを活かす当社独自の設計手法「涼温房（りょうおんぼう）」を取り入れ、一年を通して快適に暮らせる住まいを提供してきました。こうした「木の特性・自然の恵み」を活かすノウハウと、断熱性能の向上や省エネ設備の導入など「エネルギー消費を減らす」技術、創エネ・蓄エネ機器やHEMS※1など「エネルギーを賢く活かす」技術を融合し、家庭内のエネルギー効率を高めることで、居住時のCO_2排出量の削減を図っています。

国のZEH目標を受けて住友林業は2020年度のZEH普及目標を80%※2と掲げ、2020年度には56%（北海道を除く全国）※2を達成しました。新築住宅においては2017年4月より、建物や開口部のさらなる断熱性能の強化、太陽光発電システムの搭載を基本仕様とし、ZEHの普及を推進しています。

ZEH普及目標（2020年度）
80%※2

ZEH普及実績（2020年度）
56%※2

※1 Home Energy Management Systemの略。発電量や電気使用量を“見える化”する家庭用エネルギー管理システム

※2 集計期間：2020年4月～2021年3月。Nearly ZEH、ZEH Orientedを含む北海道・沖縄を除いた受注ベースの値。北海道の2020年度目標は51%、2020年度実績は62%。なお、ZEHが「再生可能エネルギー（太陽光発電システム）等を加えて、基準一次エネルギー消費量からの削減率が100%以上」であるのに対して、Nearly ZEHは「同75%以上～100%未満」、 ZEH Orientedは再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量からの削減率が「20%以上」（ただし、都市狭小地に建築された住宅に限定）と定義
「中期経営計画サステナビリティ編」の「新築戸建注文住宅におけるZEH受注比率（%）」（2020年度（2020年4月～12月）実績52.1%／ZEH、Nearly ZEH、ZEH Orientedを含む受注ベースの値）とは異なる指標

▸ 「涼温房」の設計手法
▸ 重要課題2：安心・安全で環境と社会に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進

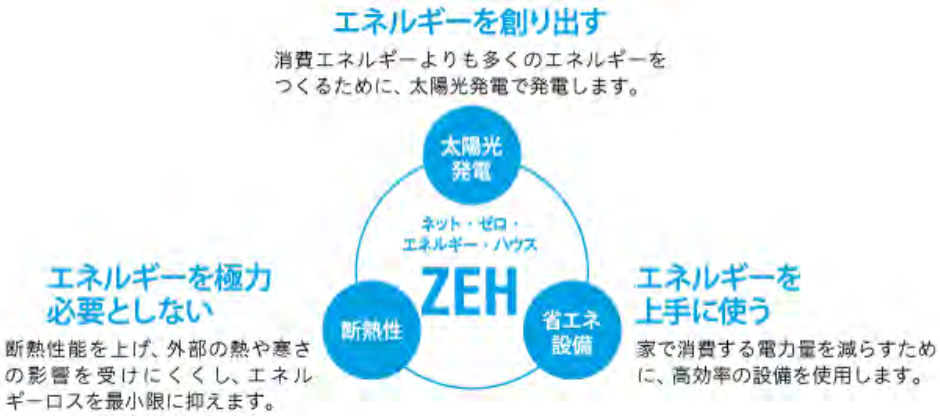

断熱性に優れた木の家

木の熱伝導率を「1」とすると、コンクリートは約13倍、鉄は約440倍もあります。木は熱を伝えにくい断熱性に優れた素材です。さらに、住友林業では独自の基準による、高い性能の断熱材「グラスウール（高性能品）24K」を使用しています。

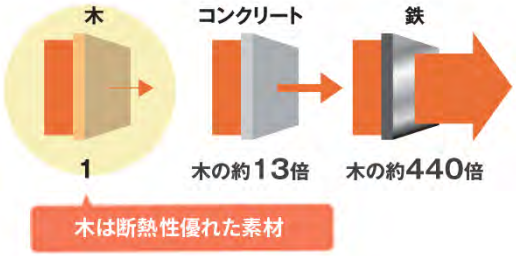

素材の熱伝導率比較

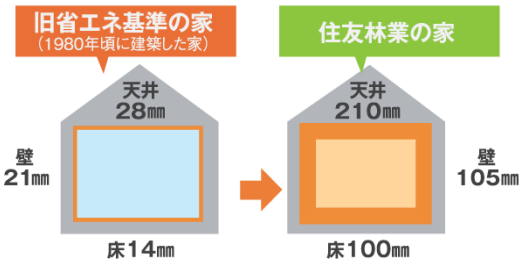

住友林業独自基準の断熱材

「360°TRIPLE(トリプル)断熱」の標準採用

住友林業では、戸建注文住宅（耐火仕様を除く）の断熱性能を強化した「360°TRIPLE断熱」を標準採用しています。高性能な「断熱材」に加え、断熱性の高い「構造材」と「窓」で建物全体を包み360°しっかり断熱し、経済的で快適な暮らしを実現します。

「360°TRIPLE断熱」は夏涼しく、冬暖かく、省エネルギー性能を高めた住まいです。国が進めるBELSベルス（建築物省エネルギー性能表示制度）※の最高ランクである5つ星に標準で対応しています。

当社では戸建注文住宅についてBELSを全棟で申請しています。BELSは新築・既存の建築物の省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度で、建物の省エネ性能、資産価値を示す指標となります。BELSの全棟申請は大手ハウスメーカーでは初めての取り組みです。断熱性能を強化した当社住宅は、BELSの評価書に裏付けされた確かな安心と快適さをお届けします。

※ 国土交通省が定めた「建築物の省エネ性能表示ガイドライン（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針）」に基づく第三者認証制度の一つ。制度運営主体は一般社団法人 住宅性能評価・表示協会。省エネルギー性能を客観的に評価し、5段階の星マークで表示する。「Building-Housing Energy-efficiency Labeling System」の略称

断熱性の高いガラスで、エネルギーロスを抑制

住まいの中で、一番熱損失が大きいのは窓です。夏は窓から入る熱を遮断し、冬は室内の暖気が窓から逃げないよう断熱することが大切です。住友林業では、もっとも熱のロスが大きい窓には、「アルゴンガス入りLow-E複層ガラス」を採用しています。これは複層ガラスの間に、空気より熱を伝えにくい「アルゴンガス」を封入し、さらに特殊金属膜をガラスにコーティングしたものです。優れた断熱・遮熱性で、夏は窓から入る熱を遮断し、冬は室内の暖気が窓から逃げないようにしています。

▸ 住友林業の家の断熱性

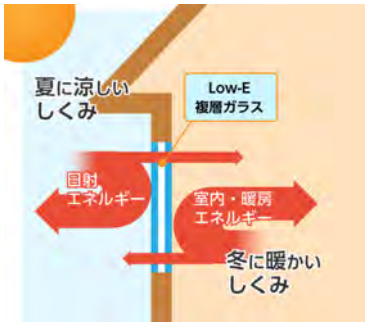

Low-Eガラスによる断熱イメージ

W発電

住友林業では、太陽光発電システムとともに、家庭用燃料電池「エネファーム」の設置も推奨しています。このW発電により、毎日の生活に必要な電気を自宅でつくることができます。さらにHEMSで住まいのエネルギー消費量を上手に管理することで、ゼロ・エネルギーの家（ZEH仕様）を実現します。

エネファーム

発電もする給湯器

発電の際に発生する熱と水。その熱を無駄なく回収して給湯や床暖房に利用できるので一次エネルギーの利用効率が大幅にアップします。

太陽光発電システム

太陽光発電システムとエネファームを組み合わせることで、それぞれ単体よりも光熱費やCO_2排出量を削減。電気の使用量が比較的少ない日中はエネファームでつくった電気を使い、太陽光発電システムで発電して余った電気を売電すれば、さらに経済的です。

環境配慮機器の搭載率推移（受注棟数ベース）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
太陽光発電システム	48%	46%	51%	56%	57%
エネファーム	34%	34%	35%	36%	27%
エコワン※	16%	18%	16%	17%	15%
環境配慮機器搭載率	68%	69%	72%	75%	70%

※ 電気・ガスのハイブリッド給湯・暖房システム

PRIME WOODが叶える木質感豊かな木の住まい「MyForest BF」新発売

住友林業は2021年4月、新商品「MyForest BF」を全国（沖縄を除く）で発売しました。「MyForest BF」では住友林業が厳選する高品質な木を活かしたオリジナル部材を「PRIME WOOD」として提案し、本物の贅沢さと温もりに包まれた室内空間を実現します。集中とリラックス効果を引き出す木の力を活かすことで、テレワークなどの在宅時間のストレスを緩和するとともに、家族との時間も大切に過ごせるニューノーマルな暮らし方に適した住まいです。

また、オリジナルのBF（ビッグフレーム）構法の力強さと先進性は住む人へ安心と快適さを与え、外装の随所に木調部材やタイルを使うことで街並みに合う飽きのこない外観をつくり出します。BF構法は、柱や壁を最小限に抑えた開放感溢れる住まいを創ることができるほか、子どもの 成長や家族のライフステージに合わせた間取り変更等、リフォーム対応力の高さも特徴です。

新しい生活スタイルの中で家族の暮らしを見つめ、安らぎを与え、暮らすほどに愛着が深まる木の住まいとなっています。

▸ MyForest BF

リフォームによる性能向上と資産価値向上

住友林業ホームテックでは、省エネリフォームを推進しています。断熱性能の向上と合わせて、省エネ効率の高い設備機器の設置を提案し、暮らしの中で消費するエネルギーを減らし、環境負荷低減を実現するとともに、生涯光熱費を減らす新しい暮らし方を提案しています。

断熱改修を行うことで、ヒートショックによる健康面でのリスクを低減させることもできます。

また「耐震改修」提案も引き続き注力しており、「断熱」「省エネ」「耐震」各性能を向上させることで、「既存住宅の長期優良住宅化」や「長期優良増改築認定基準」適合に積極的に取り組んでいます。

住友林業ホームテックでは、2019年5月に公表した中期経営計画サステナビリティ編において、「環境配慮型リフォーム受注率向上」を目標に掲げました。

2020年度は、一般物件（住友林業の家のオーナー以外）における耐震工事・構造補強工事・断熱改修工事・スマート商材設置工事の4つの合計受注割合55%を目標とし、実績は62.2%となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワーク環境の整備をはじめ「我が家時間」を充実させるための快適で安全な住まいづくりのニーズが高まる中、昨今、断続的に発生する地震への対応を踏まえた耐震・構造補強工事を積極的に進めたことにより、目標を上回ることができました。

蓄電池においては、太陽光発電システムを搭載されている「住友林業の家」のオーナーを対象として、「太陽光＋蓄電池（iedenchi-NX）」のレジリエンスリフォームのメリットをお伝えするセミナーやキャンペーンを展開しています。キャンペーンは非対面見積可能、セミナーはオンラインも実施するなど、新型コロナウイルス感染拡大防止策も充実させています。

環境配慮型リフォームは、自然災害時の備えにもなり、今後ますますニーズが高まると考えています。

▸ 耐震住宅

レジリエンスリフォームのセミナーやキャンペーンのご案内の例

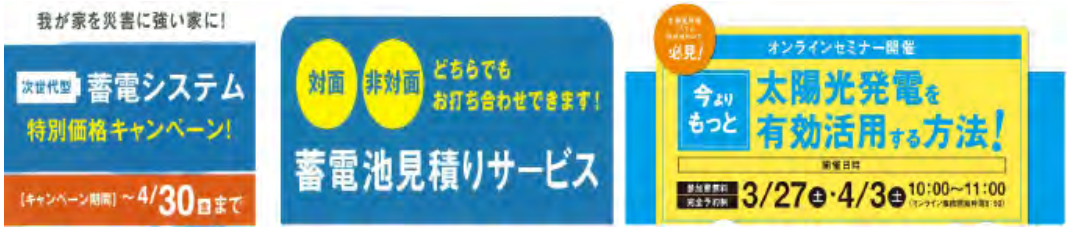

四阪島「日暮別邸」を移築し、記念館として再生

明治期を代表する建築家・野口孫市氏が設計したとされる「日暮別邸」。新居浜から瀬戸内海の沖合約20kmの四阪島に明治39年（1906年）、住友家の別邸として建築され、迎賓館などとして使用されていました。

住友グループ20社による、新居浜市内の高台への建物移築プロジェクトの一員として、住友林業ホームテックは施工面で携わり、住友の歴史を伝える「日暮別邸記念館」として2018年11月より一般公開されています。

日暮別邸は、別子銅山事業に伴う新居浜の煙害の克服を目的に住友の銅精錬所を四阪島に移築した際、隣接して建てられた歴史ある建物です。築後110年以上を経て老朽化が進んでいましたが、建物内外には貴重な意匠が多数残されていました。今回の移築工事では、耐震性を向上させ新設した構造体には愛媛県産の木材を使用しており、暖炉や天井、床などの意匠は既存建物から丁寧に取り解いて移設しました。

外観

屋内

濾水（ろすい）跡洗浄の様子

住宅・建築事業におけるカーボンストック

木は製品となってもCO$_2$を炭素として保持し続けるため、木造住宅を建てることは、都市に森をつくることと言われています。2020年度※1の住宅建設や木化事業に使用された木材によるカーボンストック※2は国内で18.5万t-CO$_2$になりました。住友林業グループは、山林や都市のカーボンストックを増やし、地球温暖化対策に貢献しています。

※1 集計期間：2020年1月～12月

※2 新築戸建住宅・賃貸住宅・木化事業で使用した実際の木材使用量を樹種別に分け、各々の比重を基に炭素含有量を算出し、CO$_2$固定量を計算

2020年度の国内の住宅建設や木化事業に使用された木材によるカーボンストック

海外における環境配慮型住宅の販売

豪州のヘンリー社は、2001年に、省エネ性能基準のエナジー・レイティング※1の5スターを他社に先駆けて自社標準仕様とするなど、同国住宅業界の省エネ性能向上の取り組みをけん引してきました。2009年に住友林業グループに加わった後は環境への取り組みをさらに加速させ、同国における大手ビルダーとして初の一般顧客向けゼロ・エミッション・ハウス※2の開発を実現させるなど、環境負荷低減のための様々な取り組みを行っています。

また、ビクトリア州においては、主に住宅の基礎部分に使用するコンクリートの材料であるセメントの約20%分を、フライアッシュ（化石燃料を燃焼する際に生じる廃棄物）と高炉スラグ（高炉での製鉄の過程で鉄鉱石から分離される副産物）に置き換えた低炭素コンクリートを採用。建築段階において、1棟あたり約3トンのCO_2排出量削減を実現しています。

また、豪州ではコスト等の理由から、日本の住宅では一般的な複層ガラスの普及が進んでおらず、新築住宅でも8割以上は単板ガラスが用いられています。このような中、同社は2018年以降、ビクトリア州の住宅ビルダーとして初めて複層ガラスを標準仕様としており、住宅のエネルギー効率性能を高めています※3。

さらにヘンリー社は、気密性能向上の取り組みにおいても業界をリードしてきました。2019年に実施した検査では、同社が建築した住宅は豪州の住宅の平均よりも約3倍の高い気密性能を持つという結果が得られました※4。これは、平均的な住宅の冷暖房に必要となるエネルギー量の約25%分を節約することができる水準です。

ヘンリー社は環境性能の向上だけでなく、居住者の健康に配慮した住宅の開発においても先進的な取り組みを行っています。同社は住宅内部の空気質改善のために、建設コストや光熱費を抑えつつ換気を行うシステムを開発。さらに、オーストラリア国立喘息評議会の助言のもと主な建材や仕上げ材の見直しを行い、超低VOC※5の内装塗料を採用。コストの上昇を抑え高い品質を保ちつつ、住む人の健康を守る住宅の提供を実現しています。

※1 豪州における建物内の冷暖房に対するエネルギー負荷を評価する指標で、断熱材や窓、建物の種類や大きさ、向き、立地する気候帯が評価項目。現在は6スターが標準仕様

※2 従来の住宅より70%以上の省エネ効果が期待できる環境配慮型住宅

※3 複層ガラスは単板ガラスと比較して熱還流率が35%程度低く、住宅の断熱性能を向上させる効果がある

※4 ヘンリー社の住宅の平均値が5.9ACHであるのに対し、豪州の住宅の平均は15.4ACH（ACHは内外気圧差が50Paのときの1時間あたりの漏気量を表す指標で、数値が低いほど気密性が高いことを表す）

※5 VOC（揮発性有機化合物）は常温常圧で大気中に揮発する有機化学物質。多くの建築塗料や接着剤にも含まれており、飛散量が多い場合はシックハウス症候群等、人への健康被害をもたらす恐れがある

換気システム開発の様子

VOC含有率の低い塗料

「LCCO$_2$（ライフサイクルCO$_2$）」に係る研究開発

住友林業は、木造建築のもたらす「公益的価値」を明らかにし、環境・社会により貢献するため、建設に係るCO$_2$排出量（Embodied Carbon）の削減とCO$_2$固定量の評価、また運用時のCO$_2$排出量（Operational Carbon）の削減に係る研究開発を推進しています。

建設に係るCO$_2$については、構造による排出量の違いや影響の大きい要因の特定など、排出量削減に向けた検討に加え、森林管理から資材調達、改修など、当社各部門を横断した取り組みを推進していくことで、より環境に貢献するための研究を進めていきます。今後は建築計画時にCO$_2$排出量を検討することのできるシステム開発にも着手していく予定です。

また、運用に係るCO$_2$排出量の削減については、ゼロエネルギービル実現のための様々な環境負荷低減技術を導入し2019年に竣工した「筑波研究所　新研究棟」における効果検証を実施、屋上の太陽光パネルによる創エネと再生可能エネルギー燃料である木質ペレットを利用した空調システムによるCO$_2$排出量の大幅な削減や昼光利用・自然換気などの自然エネルギーの利用による運用時の消費エネルギー削減を実現しています。引き続き測定データに基づく運用方法の工夫により、さらなるエネルギー削減に取り組んでいく予定です。

気候変動への適応

基本的な考え方

近年、地震や津波、台風による大規模自然災害が増加し、経済へ甚大な被害をもたらすとともに、それにより、社会及び私たちの生活を脅かす事態も発生しています。

住友林業は、安心・安全な住宅の提供を通じて、多くの人々の命や暮らしを守ることに貢献したいと考えています。

気候変動に適応した社内体制づくり

防災対策室の設置

震災や気候変動に伴い増加する風水害に備え、住宅・建築事業本部では「災害対策要綱」を整備し、住宅を引き渡したお客様などへの対策と行動指針を定め、迅速かつ的確な災害対策を講じるようにしています。その一つとして、平時より、有事に備えた防災対策の実施を各支店・各社に対して指示し、有事が起った際は当該部門・関係会社を指揮し、災害による被害を最小限に抑えるべく、2020年4月付けで「防災対策室」を新設しました。

初年度の活動として、2020年7月豪雨災害における熊本県での被害調査、及び被害を受けた拠点でお客様への初動対応支援を行いました。また、これまでの災害対策備蓄品の見直しとして、被災地での応急対応において、必要性が高く、効果的なものを配備しました。

IoT活用による災害復旧支援サービスの開発

「状況把握に時間がかかる」という災害時の課題

日本は地震が多い国ですが、近年では気候変動による自然災害の激甚化に伴い集中豪雨や台風などによる被害も多発しています。日本における自然災害による被害額は1991年から2018年の合計で4,466.3億ドルに達しています※。

大きな災害ほど復旧に時間がかかるのはもちろん、被災状況の把握も長期化する傾向にあります。2016年4月に発生した熊本地震では、二次災害を防ぐために行政が行う建物の応急危険度判定だけでも、完了までに約1.5ヵ月を要しました。「対応のために必要な情報が得られない、時間がかかる」など被災者の不安の声は強く、復旧を急ぐ上でも大きな課題となっています。

※ ルーバン・カトリック大学疫学研究所災害データベース(EM-DAT)より中小企業庁作成

センシング技術により被災住宅のデータを迅速に収集

住友林業ではこのような課題に対して、被災後の速やかな復旧を促すサービスの開発を進めています。2017年より、当社の解析技術を活かしたIoTサービス、具体的にはセンサーで建物の状況を計測・収集・分析する実証実験に取り組んできました。複数のセンサーを住宅に取り付け、地震の揺れの大きさや浸水状況などをデータとして取得、ネットワークを介して収集し、分析するものです。筑波研究所の膨大な木造住宅耐震実験データ等と組み合わせることで高い精度での分析が可能となります。

関東圏で始まったこの実証実験は、2020年12月までに全国60ヵ所に展開しました。2021年12月期はさらに拡大する予定です。サービス提供に向け判定精度をさらに高めていく他、大量のデータを確実に収集・処理できるよう、インフラの整備に取り組み、災害時にお客様の安心・安全を守るための新たなサービスとして、早期の実用化を目指しています。

住宅の内壁に取り付けられたセンサー

データ収集のしくみ

被災したお客様と地域の速やかな復旧をサポート

センサー設置により住宅の被害状況を遠隔で確認できれば、被害状況の迅速な把握・報告や復旧工事の手配などお客様に必要な支援が速やかに取れます。これまで担当者が一軒一軒目視で確認していた「時間がかかりすぎる」課題や、大きな災害では「そもそも現地に近づけない」といった課題もクリアされます。

また収集したデータを二次活用することで、多くの人びとの安心につながる新たなサービスを開発することも可能です。例えば、損害保険会社と連携し、保険金の支払いに必要な損害鑑定を迅速化することで、より早い生活再建をサポートできます。

また、お客様や自治体へデータを提供して応急危険度判定などの二次災害の防止に役立ててもらう、さらにはデータの分析結果を基に、耐震性や耐久性を高める技術開発も促進されます。

収集したデータの活用例

気候変動に適応した住宅の販売

地震・火災・台風にも強い「住友林業の家」

住友林業の木造住宅は、独自の「ビッグフレーム（BF）構法」が特徴です。これは、一般的な柱の約5倍の太さの主要構造材を強力な金属で固定する構法で、外から強い力が加わっても倒れない高い耐震性を備えています。3階建て住宅の実物大モデルを使用した実験では、東日本大震災クラスの地震や、繰り返し襲ってくる余震にも耐えられることを確認しています。また、防火性においても、「省令準耐火構造の住宅」に標準仕様で対応。火災保険料の水準は鉄筋コンクリート造（RC造）や鉄骨造と同等となっています。さらに、2019年に首都圏に大きな被害をもたらした台風15号（最大瞬間風速57.5m/秒）をはるかに上回る、最大瞬間風速88m/秒にも耐えられる高い耐風性能も備えています。

BF構法の住まい

住友林業独自の建物強度を誇る「BF構法」は建物の安全を確保し、充実した備蓄スペースと太陽光発電システム・壁掛型蓄電盤・雨水タンク等の設備により、万一ライフラインが遮断されても復旧までの一定期間生活を続けられる機能を備えています。ネットワークカメラ付きテレビドアホンは、ワイヤレスカメラで室内を確認することができ、災害時に外出先からも自宅の状況が確認できます。また、大きな備蓄スペースは日常生活でも部屋を片付けるのに役立ち、オリジナル造り付け家具は震災時の転倒防止にもなり、室内を調和の取れたすっきりとした空間にすることができます。

災害に強く、日常の快適性も高めた「BF構法の住まい」

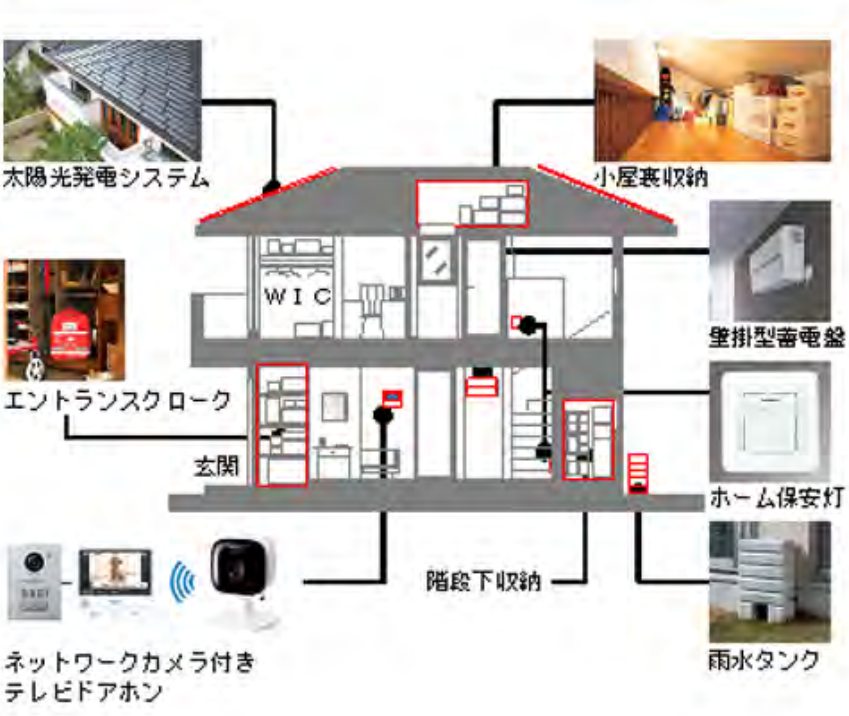

「自宅での避難生活」という考え方

大規模な災害では、災害発生時には無事だった一方、避難所生活によるストレスで体調を崩してしまうようなケースが少なくありません。また、電気や水などの生活ライフラインの復旧にも時間がかかります。

そこで重要なのが、自宅を避難場所とする「自宅での避難生活」という考え方です。

住友林業のZEH は、耐震性や耐火性に加え、高い断熱効果も備えています。さらに、太陽光発電システムで発電した電力を蓄電池に溜め、家庭用燃料電池「エネファーム」を使えば、最長8日間継続して発電でき、給湯や床暖房の利用も可能になります。エネファームで溜めたお湯を生活用水として使うこともできるため、ライフラインが寸断されていても安全で安心な「自宅での避難生活」が送れます。

こうしたZEHの特性は、災害時だけに役立つものではなく普段の生活においても、断熱性の高い建物と省エネ性能の高い設備機器により、快適な暮らしを送りながらも、使用エネルギー量を削減してくれます。また、木を使った高断熱な住友林業のZEH は、冬場のヒートショックや起床時の血圧の上昇を抑える効果がある等、住む人の健康も守る住まいです。

事業活動に伴うエネルギー使用＆再エネ導入

住友林業グループにおける2020年のエネルギー消費量は2,848,460MWh※となりました。2016年度から2017年度にかけて紋別バイオマス発電、八戸バイオマス発電が試験稼働及び営業運転を開始したことによりエネルギー消費量は増加しています。

2018年4月に八戸バイオマス発電が本稼働したことにより、大幅なエネルギー消費の増加は収まり、2020年度は前年並みの消費量となりました。発電事業以外の事業のエネルギー消費量については、様々な省エネ活動によりエネルギー消費量の減少に努めています。また、2020年の再生可能エネルギーの導入率は74.1％です。

※ マテリアルバランスにおけるエネルギー投入量は環境省「環境報告ガイドライン」に基づきTJの単位で算出。いずれも同じエネルギー使用量から算出

過去4年間のエネルギー消費量推移

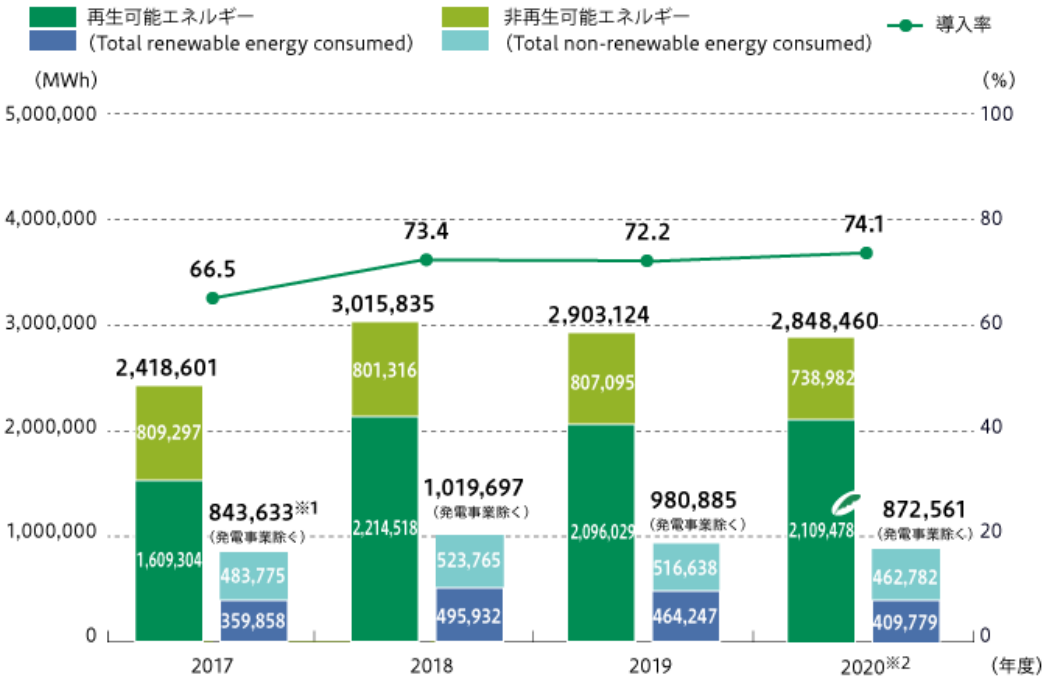

※1 2017年3月にアルパイン・エムディーエフ・インダストリーズ社（Alpine）を売却したため、同社の数値を除く

※2 2020年度の集計期間は2020年1月から12月、過年度の排出量の集計期間は各年4月から翌年3月

▸ 再エネ100%利用を目指し、RE100へ加盟

▸ （第三者保証マーク）について

事業活動に伴う温室効果ガス排出

GHGプロトコルに基づくスコープ別温室効果ガス排出量

住友林業グループは、2012年度より、国際的に広く用いられている温室効果ガス算定基準「GHGプロトコル」に準拠したスコープ別※の数値を把握しています。住友林業グループでは、近年の再生可能エネルギー需要増加に鑑み、2011年にバイオマス発電事業に参入、2020年度までに、稼働を計画している発電所を含め、当社グループは、6ヵ所の発電所に出資し、合計で約251.6MWの発電規模となり、約555,000世帯分の電力を供給することになります。また、連結子会社である紋別バイオマス発電所は、スムーズな運転とメンテナンスのために補助燃料として石炭を利用しているため、営業運転開始2016年度から当社グループのスコープ1・2排出量は大幅に増加しました。2020年度のスコープ1・2排出量は、2019年度より2.7%減となりました。その主な要因は、排出量の推計方法を見直したことにより海外住宅・不動産事業本部の海外子会社における排出量が減少（8,879t-CO_2）したことと、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、海外製造工場の生産量が減少したことなどです。事業別でみると、国内工場・発電事業が60.1%、海外工場が27.7%を占めています。

また、スコープ3については、2013年度に算定を始め、2015年度と2017年度に算定対象を大きく広げました。その中でも特にカテゴリー11「販売した戸建住宅の居住時の排出」の与えるインパクトが大きいことを認識しており、住宅・建築事業では2020年度のZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）普及、居住時のCO_2排出量の削減を図っています。

今後も、SBTによる目標達成に向け、一層の温室効果ガスの削減に努めていきます。

※ GHGプロトコルでは、以下の分類で温室効果ガス排出量を開示することを求める
スコープ1：自社での燃料使用などによる温室効果ガスの直接排出。 例）社有車のガソリン使用に伴う排出量
スコープ2：購入した電力・熱による温室効果ガスの間接排出。 例）オフィスの電力使用に伴う排出量
スコープ3：サプライチェーンの温室効果ガス排出量。 例）販売した製品の使用時の排出量

- SBT（Science Based Targets）の策定
- ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の推進

スコープ1・2排出量の推移

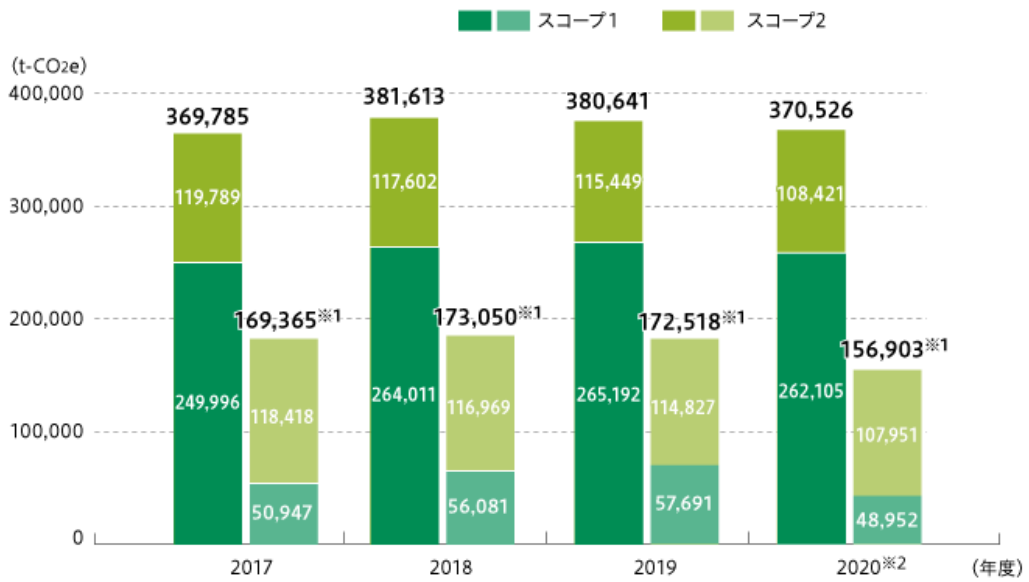

※1 発電事業（紋別バイオマス発電、八戸バイオマス発電）の数値を除く
※2 2020年度の総排出量の集計期間は2020年1月～12月、過年度の排出量の集計期間は各年4月から翌年3月

- （第三者保証マーク）について

スコープ1・2の事業別内訳（2020年度）

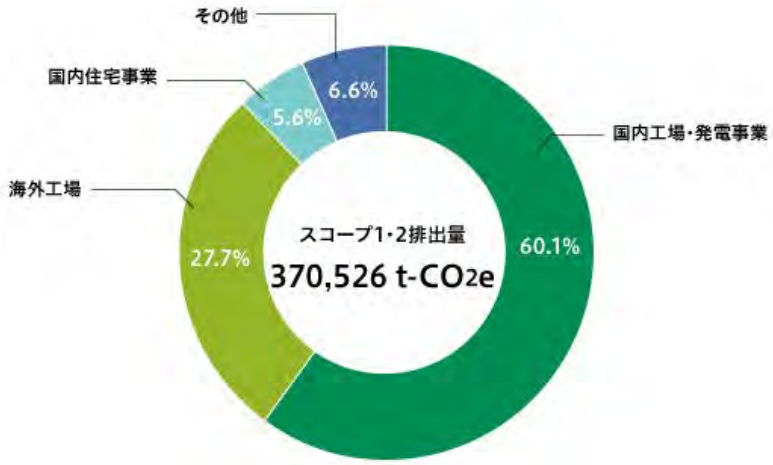

スコープ3のカテゴリー別排出量

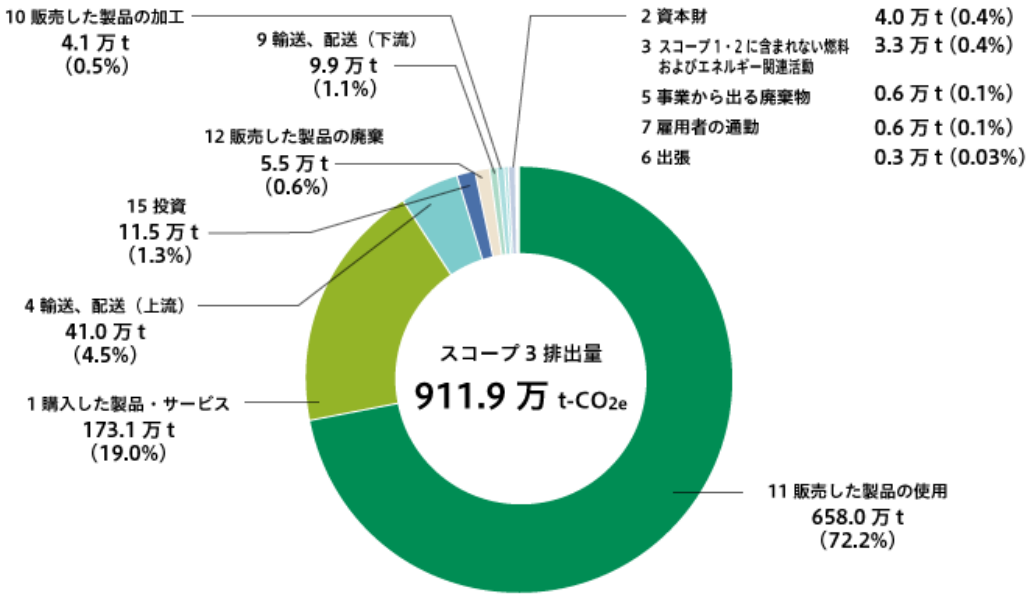

▸ （第三者保証マーク）について

スコープ3のカテゴリー別排出量（3ヵ年）

（万t-CO_2e）

カテゴリー	当社算定対象	2018年度	2019年度	2020年度 ※2
1 購入した製品・サービス※1	自社が購入した製品・サービスの上流の排出	262.5	171.6	173.1
2 資本財※3	購入した設備等の上流の排出	2.7	3.5	4.0
3 スコープ1・2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	購入した燃料・電力・熱・水の上流の排出	2.0	2.9	3.3

カテゴリー	当社算定対象	2018年度	2019年度	2020年度 ※2
4 輸送、配送（上流）	① 購入した製品・サービスのサプライヤーから自社への物流に伴う排出及び、自社が費用負担している①以外の物流サービスに伴う排出	43.3	44.5	41.0
5 事業から出る廃棄物	廃棄物の処理とその輸送時の排出	0.8	0.7	0.6
6 出張	従業員の出張（交通機関での移動・宿泊）に伴う排出	0.2	0.3	0.3
7 雇用者の通勤	従業員の通勤に伴う排出	0.5	0.5	0.6
8 リース資産（上流）	（上流のリース資産（オフィスビル、重機、車両、設備等）の使用時の排出はスコープ1及び2に計上）	-	-	-
9 輸送、配送（下流）	販売した製品の輸送時の排出	10.7	10.3	9.9
10 販売した製品の加工	販売した原木の合板への加工時及び販売した製材品のプレカット加工時の排出	5.4	4.3	4.1
11 販売した製品の使用	販売した戸建住宅の居住時の排出	638.4	643.7	658.0
12 販売した製品の廃棄	販売した戸建住宅の解体・廃棄時の排出	4.8	5.0	5.5
13 リース資産（下流）	（リース先は住友林業グループ内のみであり、当社グループのスコープ1及び2に計上）	-	-	-
14 フランチャイズ	（対象外）	-	-	-
15 投資	投資先の排出（当社持株比率分）	11.7	11.4	11.5

※1 2019年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）を適用したため、スコープ3のカテゴリー1の算定方法を見直し（2019年度の値については遡及修正）

※2 2020年度の総排出量の集計期間は2020年1月～12月、過年度の排出量の集計期間は各年4月から翌年3月

※3 資本財調達金額の範囲を見直し、2018年度に遡って排出量を修正した

2020年度企業活動に伴う温室効果ガスの総排出

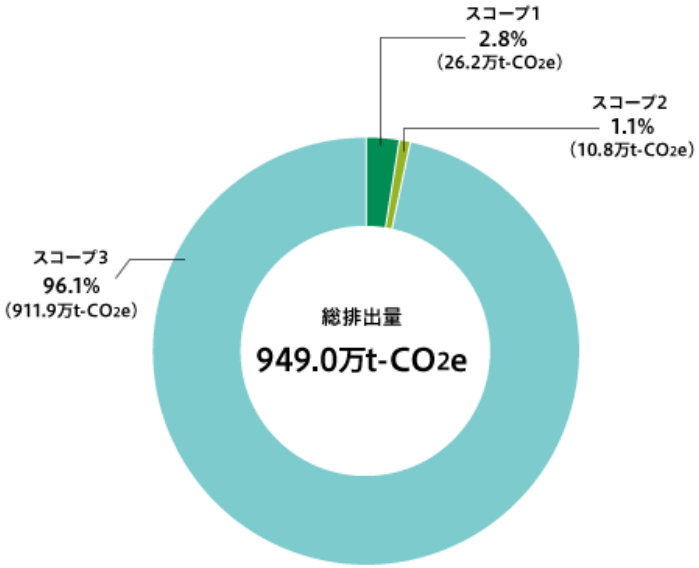

※ 2020年度の総排出量の集計期間は2020年1月～12月

- 温室効果ガス排出量集計の範囲と方法について
- （第三者保証マーク）について

温室効果ガス排出量の削減

各事業所での低燃費車の導入を推進

国内グループ会社の全事業所では、2019年度よりガソリン車の標準設定を廃止し、低燃費車の導入を進めています。2020年に導入した社有車428台のうち、379台を低燃費車としました（低燃費車の導入比率88.5%）。併せて、業務上車両を運転する社員を対象にJAF（一般社団法人 日本自動車連盟）が主催するエコトレーニングへの参加を促しています。

また、電力使用量の削減にも取り組んでいます。住宅・建築事業本部では、オフィスをフリーアドレス化して効率的に利用することで、電力使用量を削減しているほか、展示場などへの太陽光発電システムやLED照明の導入を進めています。

今後も、長時間労働の削減などを実施して社員の意識向上を図るなど、温室効果ガス排出量の削減を進めていきます。

輸送に伴う温室効果ガス排出量の削減

改正省エネ法では貨物の輸送に関して、荷主※1は「エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減する」ことが求められています。住友林業と住友林業クレスト、住友林業フォレストサービスは国への報告が義務付けられている「特定荷主（年間の貨物輸送量が3,000万トンキロ※2以上）」に該当しています。そのため、住友林業は輸送に伴うエネルギー消費原単位※3を前年度比1%以上削減するように年度単位で目標設定しています。また、住友林業クレスト、住友林業フォレストサービスでも前年度比でエネルギー消費原単位を減らすように目標設定しています。

2019年度の住友林業のエネルギー消費原単位は前年度比で99.7%、住友林業クレストは98.9%でした。住友林業フォレストサービスは2019年度から集計を開始しました。

今後はさらに、積載効率向上や陸送から海上輸送へのモーダルシフト、建築資材の配送の帰り便を利用した廃棄物輸送など、輸送業者と協力してCO_2排出量削減に取り組んでいきます。

※1 省エネ法上の「荷主」とは、自らの事業に伴う貨物を継続して輸送業者に輸送させる者のこと

※2 貨物輸送量（トンキロ）＝貨物重量（トン）×輸送距離（km）

※3 住友林業、住友林業フォレストサービスは取扱量、住友林業クレストは売上高による原単位で実績を管理

輸送に伴うエネルギー使用量・排出量・エネルギー消費原単位（2019年度実績）

	エネルギー使用量（原油換算）	CO_2排出量	エネルギー消費原単位
住友林業	1,988kL	5,305t-CO_2	0.00174kL/m³ （前年度比99.7%）
住友林業クレスト	1,896kL	5,035t-CO_2	0.0000572kL/千円 （前年度比98.9%）
住友林業フォレストサービス	1,340kL	3,587t-CO_2	0.000613kL/m³ ※2019年度から集計開始

効率的な配送システムの構築

住友林業は、複数メーカーから集める「住友林業の家」の資材を、全国約30ヵ所にある中継センターに集め、混載して配送するシステムにより、輸送過程で排出されるCO_2排出量の削減を図っています。

物流事業のホームエコ・ロジスティクスでは、住友林業グループの住宅事業を中心に物流業務を受託し、資材メーカーや住宅メーカー、ビルダー、建材流通店に対しても積極的に効率的な物流業務の提案を行っており、2020年12月現在、住友林業グループを除く物流業務の受託先は60社を超えています。また、倉庫内作業の効率化・在庫管理の合理化提案を主眼としたコンサルティング業務も実施しており、2020年度はコロナ禍で新規受託はありませんでしたが、前年からの継続案件として2社の建材納材店について業務を実施しました。

今後は住宅着工棟数減少による荷量不足が予想されるため、複数の企業による共同配送にも積極的に取り組んでいきます。

温室効果ガス排出量集計の範囲と方法について

当社グループは、2020年度より決算期（事業年度の末日）を3月31日から12月31日に変更しています。これに伴い、原則として2020年度の国内環境データの集計期間は4～12月の9ヵ月間とします。温室効果ガス排出量の集計においては、過年度比較を可能にするため、2020年度の集計期間は2020年1月～12月、過年度の集計期間は各年4月から翌年3月の12ヵ月間としています。

温室効果ガス排出量に関わるバウンダリー（対象組織範囲）

当レポートで掲載する温室効果ガス排出量は、特別な注記が無い限り、国内外の関係会社を含めたグループ全社が集計の対象となっています。なお、スコープ別の対象組織範囲及び算定範囲は下記のとおりです。

- スコープ1・2・3
  国内外の関係会社を含めたグループ全社

※ スコープ3については、2017年度から、算定範囲を従来の日本国内から住友林業グループ全体に拡大

▸ 対象会社一覧

集計対象となる温室効果ガスの種類

当レポートで集計している温室効果ガスの種類は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素です。なお、ハイドロフルオロカーボン類は排出量が微量（1%未満）であるため、集計対象外としています。

スコープ1排出量

国内及び海外における温室効果ガス排出量は、地球温暖化対策推進法に規定された熱量換算係数及び炭素排出係数、バイオマス発電所で測定した排出係数の平均値を用いて算出しています。

製造工場でエネルギー利用している廃棄物（木くず、廃プラスチック）、木質ペレットについても熱量換算し、地球温暖化対策推進法に規定されたCH_4、N_2O排出係数を用いて温室効果ガス排出量（CO_2e）を算出しています。

スコープ2排出量

国内における購入電力の使用に伴う温室効果ガス排出量は、地球温暖化対策推進法に規定された電気事業者ごとの排出係数を用いて算出しています。なお、2020年1月～3月実績は「2020年提出用電気事業者の排出係数」を用いて計算しています。2020年4月～12月実績は、「2021年提出用電気事業者の排出係数」を用いて計算しています。

購入熱の使用に伴う温室効果ガス排出量は、地球温暖化対策推進法に規定された排出係数を用いて算出しています。

海外における購入電力の使用に伴う2020年度の温室効果ガス排出量は、International Energy Agency（IEA）が発行する「IEA Emission factors 2020」における国ごとの最新（2018年）の排出係数を用いて算出しています。

▸ 環境省温室効果ガスの算定・報告

スコープ3排出量

カテゴリ1　購入した製品・サービス

（木造戸建住宅の施工時　外部委託分）

Σ（住宅1棟あたりの現場施工時エネルギー使用量×エネルギー源別排出係数）×当年度完工棟数のうち外部委託分

（自社が購入した製品）

Σ（販売製品の調達量または売上高×物量・金額あたり排出原単位）

海外における住宅販売会社について：国内住宅における売上高原単位を算出し、海外各社の売上高に乗じて算出

木材・建材を扱う国内外関係会社について：木材建材事業本部における木材・建材それぞれの売上高原単位を算出し、関係会社の売上高に乗じて算出

なお、収益認識に関する会計基準の早期適用に伴い、木建事業本部の売上高のうち他の当事者によって提供される財またはサービスを手配する場合の手数料金額のみを売上高として認識するものについては、2019年度から排出量算定の対象外としています。

カテゴリ2 資本財

Σ（全グループの会社別資本財調達金額×産業部門別排出原単位）

カテゴリ3 スコープ1、2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動

（調達）

Σ（エネルギー・水使用量×エネルギー源別排出原単位）

（小売店からの輸送）

※ 工場などの事業場での使用分が対象

Σ（エネルギー使用量（重量換算）×推定輸送距離×トンキロ法燃料使用原単位×排出係数）

※ 輸送シナリオに基づき算出

カテゴリ4 輸送、配送（上流）

（国内輸送）

Σ（各工場の調達量×推定輸送距離×トンキロ法燃料使用原単位×排出係数）

荷主分の輸送に係る排出量（省エネ法報告値。ただし廃棄物輸送分を除く）

※ 廃棄物の輸送はカテゴリ5に含む

（海上輸送）

Σ（輸入製品の調達量×調達国からの海上輸送距離×船舶輸送の排出原単位）

カテゴリ5 事業から出る廃棄物

Σ（廃棄物種類別排出量×廃棄物種類別・処理方法別排出原単位）

カテゴリ6 出張

全グループの従業員人数×出張時の排出原単位

カテゴリ7 雇用者の通勤

（交通手段：電車・バス）

全グループの従業員人数×通勤時の排出原単位

※ 通勤時の排出原単位：国内グループの通勤時排出量から算出

（交通手段：自動車）

全グループの従業員人数×自動車通勤時の排出原単位

※ 通勤時の排出原単位：住友林業単体の自動車による通勤費用を当年度平均ガソリン単価で除算。さらにガソリン燃焼時の排出係数を乗じて算出

※ 持ち込み車両による通勤時の排出はスコープ1に含む

カテゴリ9 輸送、配送（下流）

（販売した合板・繊維板等の置き場渡し）

Σ（販売数量×推定輸送距離×トンキロ法燃料使用原単位×排出係数）

※ 輸送シナリオに基づき算出

カテゴリ10 販売した製品の加工

（合板加工・プレカット加工）

Σ（原木・製材の販売数量×加工時の排出原単位）

※ 当社が過去に実施したLCA調査に基づく原単位

カテゴリ11 販売した製品の使用

（居住時の排出量）

Σ（住宅1棟あたりの年間エネルギー使用量×エネルギー源別排出係数）×居住年数×当年度構法別・地域別完工棟数

※ リフォームを事業とする関係会社（住友林業ホームテック株式会社）のスコープ1及び2の排出量と一部ダブルカウントになる可能性があるため、「改修」に関わる排出量を除く

※ 住宅1棟あたりのエネルギー使用量（電力・都市ガス）：
国内：国立研究開発法人建築研究所「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」を用いて算出
海外：政府公表の州ごとの燃料・電力エネルギー消費量を世帯数で割った平均値

カテゴリ12 販売した製品の廃棄

（解体時の排出量）

Σ（住宅1棟あたりの解体時燃料使用量×燃料種別排出係数）×当年度完工棟数

※ 住宅1棟あたりの解体時燃料使用量（軽油・ガソリン）：
当社モデルハウス解体時の燃料使用量について2006年に当社で行ったサンプリング調査をもとに推計

（廃棄時（輸送含む）の排出量）

Σ（住宅1棟あたりの解体時廃棄物量×廃棄物別減量化率・最終処分率・再生利用率×廃棄物種類別・処理方法別排出原単位）×当年度完工棟数

※ 住宅1棟あたりの解体時廃棄物量：
2006年度の当社年間解体時発生廃棄物量を、2010年度当社標準プラン（床面積147m²）の建物重量相当に換算して算出

カテゴリ15 投資

Σ（投資先企業のスコープ1、2排出量×当社の株式所有比率）

※ スコープ1、2排出量は投資先各社公表値または温対法公表値

持続可能な森林経営

基本的な考え方

森林には、水源かん養、土砂災害の防止、地球温暖化の対策となるCO_2吸収・固定、生物多様性の保全、木材生産、レクリエーションなど多様な公益的機能があります。

住友林業グループは、このような森林の公益的機能を保ちながら木材資源を永続的に利用するために、適正な管理のもと、持続可能な森林経営を国内外で進めています。また、川上の森林経営、川中の木材流通、川下の木造住宅の各事業において、国内外で、FSC森林管理認証、PEFC森林管理認証と相互認証できるSGEC森林管理認証の取得を推進しています。

国内森林事業において、社有林での生産により、収益性のある林業を実現するとともに、合法性を担保し、生物多様性や地域固有の文化等にも配慮した持続可能な森林経営を実践し、認証対象森林で100%森林認証を取得、維持します。

海外森林事業における新規森林取得については、下記の考え方のもと、実行しています。

1. 周辺の村落や地域社会と良好な関係が築かれていること
2. HCVA※1、HCSA※2、FPIC※3の実施を大前提とし、環境リスクが撲滅可能であり、過去に環境問題が認められない案件であること
3. FSC®-FM認証を取得していること（FSC-CW認証、PEFC認証も好ましい）（FSC-C113957）

※1 High Conservation Value Assessment：希少動植物の生息場所など保護価値の高いエリアを特定するためや保全策を講じるための調査及び評価

※2 High Carbon Stock Assessment：森林の転換利用に際し、森林が固定している炭素量が著しく低下しないよう炭素蓄積量の高いエリアを特定し、開発を規制するための調査及び評価

※3 Free Prior Informed Consent：ある事業が先住民族などの土地・領域・資源などに影響を及ぼすおそれがある場合に、事前に先住民などと事業実施に関する情報共有を行い、合意形成を図ること

▸ 住友林業グループ人権方針

森林管理と木材利用

2020年度森林管理及び認証林面積

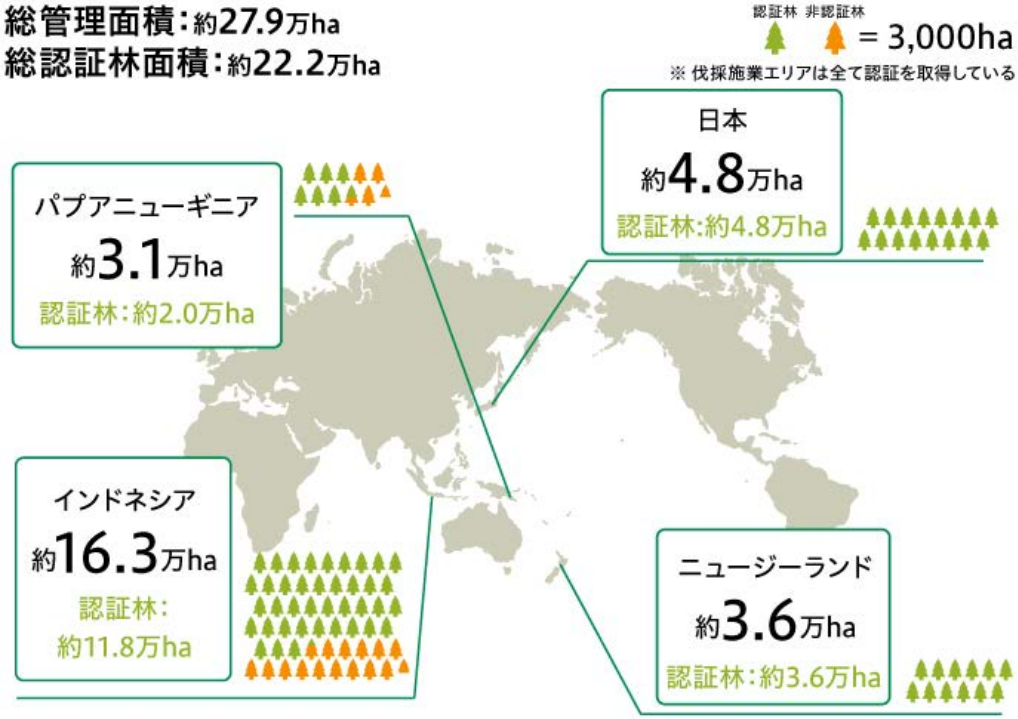

新居浜山林

ニュージーランド植林地

パプアニューギニア植林地

インドネシア植林地

住友林業グループにおける森林管理・保有など面積

2020年12月末時点

国別状況	管理面積 (ha)	認証面積 (ha)	施業面積 (ha)	社会林業による延べ植林面積 (ha)	FM認証制度※1	認証番号	認証機関
日本	47,965	47,736	27,161	0	-	-	-
住友林業	47,965	47,736	27,161	0	SGEC	JAFTA-010	日本森林技術協会（JAFTA）
インドネシア	163,324	117,628	36,925	8,190	-	-	-
マヤンカラ・タナマン・インダストリ（MTI）	104,664	74,870	10,534	0	PHPL※2	015.4/EQC-PHPL/IX/2018	PT Equality Indonesia
ワナ・スブル・レスタリ（WSL）	40,750	40,750	11,451	0	PHPL※2	10-PHPL-006	PT Almasentra Sertifikasi
クブ・ムリア・フォレストリ（KMF）	9,270	※3	6,300	0	※3	※3	※3
クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）	6,632	0	6,632	0	-	-	-
コペラシ・セルバ・ウサハ・アラス・マンデリKTI（KAM KTI）	1,005	1,005	1,005	1,005	FSC®	SA-FM/COC-002083	Woodmark
コペラシ・ブロモ・マンディリKTI（KBM KTI）	1,003	1,003	1,003	1,003	FSC®	SA-FM/COC-005493	Woodmark
社会林業による植林※4（KTI,PRI）	-	-	-	6,182	-	-	-
パプアニューギニア	31,260	19,920	11,060	0	-	-	-
オープン・ベイ・ティンバー（OBT）	31,260	12,854	11,060	0	FSC®	NC-FM/COC-005600	Preferred by Nature
		7,066			FSC®	NC-CW/FM-003093	Preferred by Nature
ニュージーランド	36,360	36,360	25,972	0	-	-	-
タスマン・パイン・フォレスト（TPF）	36,360	36,360	25,972	0	FSC®	SGS-FM/COC-010806	SGS South Africa (Pty) Ltd
合計	278,909	221,644	101,118	8,190	-	-	-

※1 FM（Forest Management）認証では、①法律や制度枠組の遵守、②森林生態系・生物多様性の維持・保全、③先住民・地域住民の権利の尊重、④森林の生産力の維持・向上などの項目を客観的な指標に基づき第三者が審査することで持続可能な森林経営が行われていることを認証

※2 PHPL（Pengelolaan Hvtan Produksi Lestari）インドネシアの持続可能な生産林管理認証

※3 KMF社が購入した森林資産（9,270ha）につき、旧所有者がFSC及びPHPL認証を取得していたが、所有者の変更に伴い、KMF社としての認証取得を申請中

※4 KTI、RPIでは配布した苗木の本数を植林面積に換算

苗木栽培・植栽：持続可能な森林経営の第一歩

持続可能な森林経営の第一歩として、優良苗木の確保を図ることが重要です。安定した優良苗木の生産が森林の適正な整備の推進につながります。住友林業では、いち早く苗木生産の近代化に着手。適切に環境管理された施設栽培型の生産施設の運営等を通じて、森林資源の持続性と積極的な資源生産に寄与しています。国内では、2019年度、福島県南会津町に生産施設を開設し、全国で6ヵ所の生産拠点を整備、年間190万本の苗木を生産できる体制を整え、自社社有林のほか、全国の国有林、民有林へ苗木を供給しています。海外のインドネシアやパプアニューギニアでも、植栽する苗木は自社で生産しています。また、ニュージーランドを含めいずれも事業地においても、植栽、育林、伐採、そして再植林を行うことで、持続的な森林経営を行っています。

育林：適正な管理で森林の公益的機能を保持

住友林業グループは、国内で総面積約4.8万ヘクタールの社有林を、海外で管理保有面積約23万ヘクタールの植林地を管理しています。これらの山林で下刈り、枝打ち、間伐など、育林のための適正な管理を実施することで森林の公益的機能の維持・向上に努めています。

2020年度末における当社グループの国内社有林のカーボンストック※は、1,348万t-CO_2（前年度比+14万t-CO_2）、海外植林地のカーボンストックは1,014万t-CO_2（同＋81万t-CO_2）となっています。

※ カーボンストックの計算式
蓄積量×容積密度×バイオマス拡大係数×（1＋地上部に対する地下部の比率）×炭素含有率（樹種ごとに拡大係数、地下部比率、容積密度、炭素含有率を変えて計算）なお、国内では天然林・人工林（約4.8万ha）を対象とするが、海外では人工林（約6.7万ha）のみを対象とする

国内外の森林におけるカーボンストック

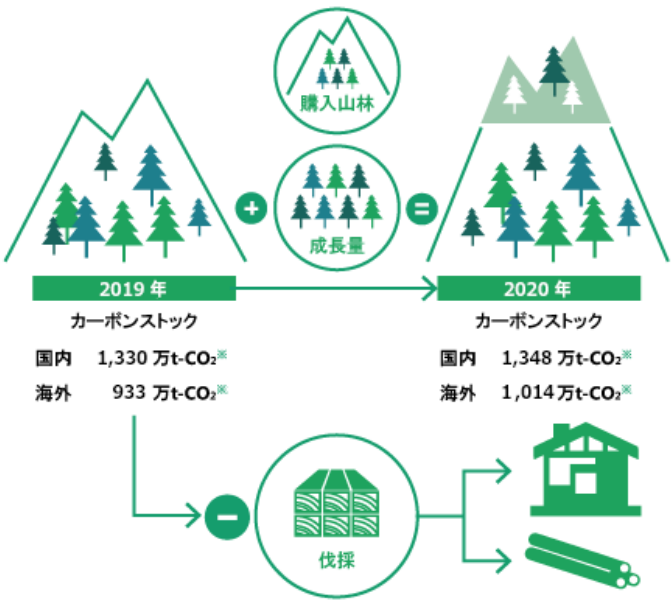

※ 当該年度末におけるカーボンストック

伐採・搬出：計画的な伐採により、木材製品を供給

住友林業グループが所有または管理する森林では長期的な伐採計画のもと、2020年度は、国内で約4万m^3、海外で約67万m^3の木を伐採しました。伐採された木は、製材・加工され、住宅や家具など様々な製品として世の中に供給されます。そして、例えば住宅の構造材であれば、数十年間使い続けられます。木造建築物や木材製品は、解体されるなど製品として役目を終えた後も、繊維板などの木質建材や製紙原料として再利用することができ、その間は吸収したCO_2を炭素として固定し続けます。また、最終的に木質燃料などとして燃やされた場合に放出されるCO_2は、木が成長する過程で大気中から吸収したものであり、木のライフサイクルの中では大気中のCO_2を増加させません。

▸ 住宅・建築事業におけるカーボンストック

地拵・植栽：次の循環に向けて

育てた木を伐採して使うだけでは、森林資源は減少していきます。住友林業グループは、伐採後に必ず植林することで、持続可能な森林経営を推進しています。

2020年度は国内で243ヘクタール、海外で4,288ヘクタールの植林を実施しました。 新たに植林された木々は、成長する過程でCO_2を吸収し、炭素を固定していきます。

国内森林資源の保全

基本的な考え方

日本では近年、全国各地でスギ・ヒノキなどの人工林の荒廃により、水源涵養などの森林の持つ多面的機能が損なわれることが懸念されています。木材価格の低迷から林業の採算性が悪化し、間伐などの適切な手入れができなくなっていることなどがその要因です。林業を活性化させて森林の荒廃を防ぐため、日本政府は2025年までに木材自給率をおおむね50%まで高めることを目標にしています。当社としては、経営山林面積の拡大、日本の地形等の条件に適応した林業機械の開発と導入、早生樹の増殖や植林・育林技術の開発、コンテナ苗木事業の拡大、ICTを活用したソリューションビジネスを推進しながら、日本政府の目標に貢献していきます。

住友林業社有林内訳

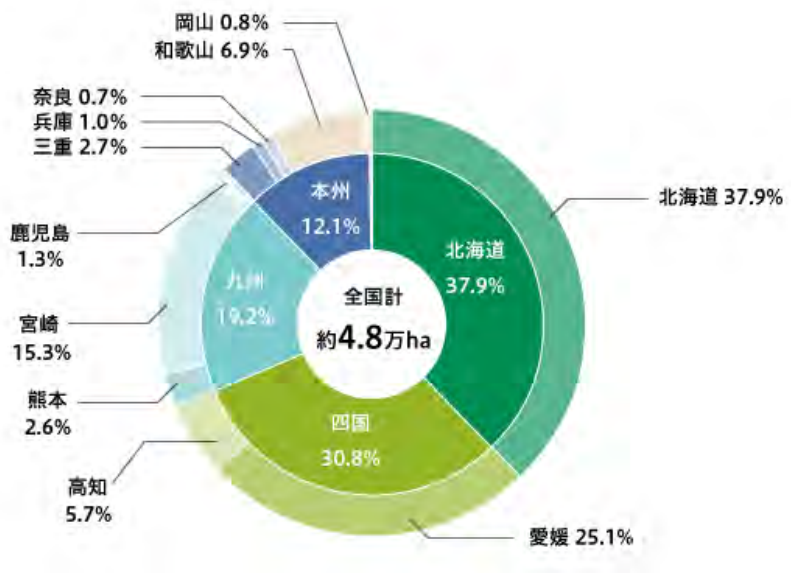

社有林管理を通じた森林資源の維持・拡大

住友林業は、国内に総面積約4.8万ヘクタール（国土面積の約800分の1）の社有林を保有しています。社有林は、木材生産を重視する「経済林」と環境保全を重視する「環境林」に区分しています。

当社では2006年に、日本独自の森林認証制度であるSGEC※1の森林認証を全社有林※2で取得し生物多様性の保全などを含め、社有林が適正に管理されていることを第三者から評価されています。森林認証の取得後に新たに購入した山林についても順次認証審査を受け、認証率は100%となっています。

施業においては、森林資源の維持・拡大を図るために、生態系など周辺の環境に配慮しつつ適正に間伐を実施しています。また、「適地・適木・適施業」を旨とした施業計画のもと、生産性の高い社有林経営を目指しています。

※1 「緑の循環認証会議」。持続可能な森林経営が行われていることを第三者機関が証明する日本独自の森林認証制度。生物多様性の保全や、土壌及び水資源の保全と維持など7つの基準に基づいて審査。2016年6月に国際的な認証制度であるPEFC※3森林認証制度との相互認証が認められたため、国際的な認知度が高まっている

※2 当社社有林のうち、グループ会社でゴルフ場を経営している河之北開発株式会社への賃貸地及びその周辺の山林は除く。新規に購入した山林は、翌年度に拡大審査を受けるため除く

※3 Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes。各国・地域で作成された認証基準を国際的に共通のものとして相互承認する国際的NGO。51ヵ国の森林認証制度がPEFCに加盟し、うち44ヵ国の森林認証制度が相互認証されている

社有林の分布・面積（2020年12月末現在）

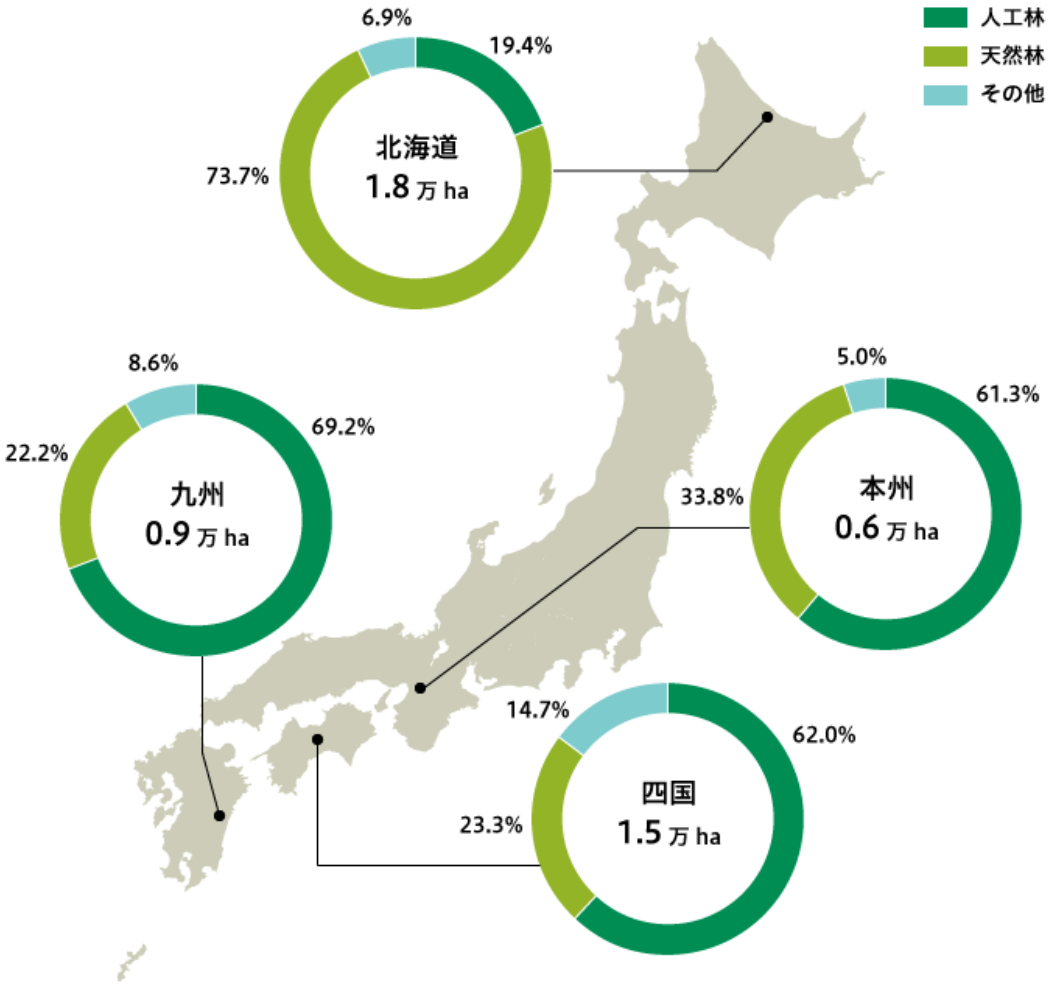

社有林 総面積 約4.8万ha（国土の約800分の1）

林業活性化に向けた取り組み

地方創生につながる苗木生産

地方創生の一環として、有効活用しきれていない森林資源の整備や林業再生に取り組む自治体が増えています。また、戦後植林されたスギ、ヒノキは収穫期を迎え、今後皆伐面積の増加が見込まれています。皆伐後の再造林面積の増加に伴い、苗木の安定供給が望まれますが、生産者の減少などにより今後、不足することが予想されています。

住友林業では、いち早く苗木生産の近代化に着手。独自に研究開発したコンテナ苗の生産技術を活用し、適切に環境管理された施設栽培型の生産施設の運営等を通じて、森林資源の持続性と積極的な資源生産に寄与していきます。

具体的には、2012年に宮崎県日向市に環境制御型苗木生産施設を開設したのを皮切りに、北海道紋別市でも生産用のハウスを整備。温度や湿度を制御することで、通年での生産が可能となり、従来の露地育苗と比べ、単位面積あたりの生産量が飛躍的に増加しています。2016年度は岐阜県下呂市、2017年5月には高知県本山町、2018年度には群馬県みどり市、2019年度には福島県南会津町に生産施設を開設し、全国で年間190万本の苗木を生産できる体制を整えました。

また、生産施設の整備以外に、苗木生産にかかる人材の雇用や新たな技術の開発・普及などの分野でも地域の自治体と連携し、地方の活性化に寄与していきます。

全国に広がる住友林業の苗木づくり

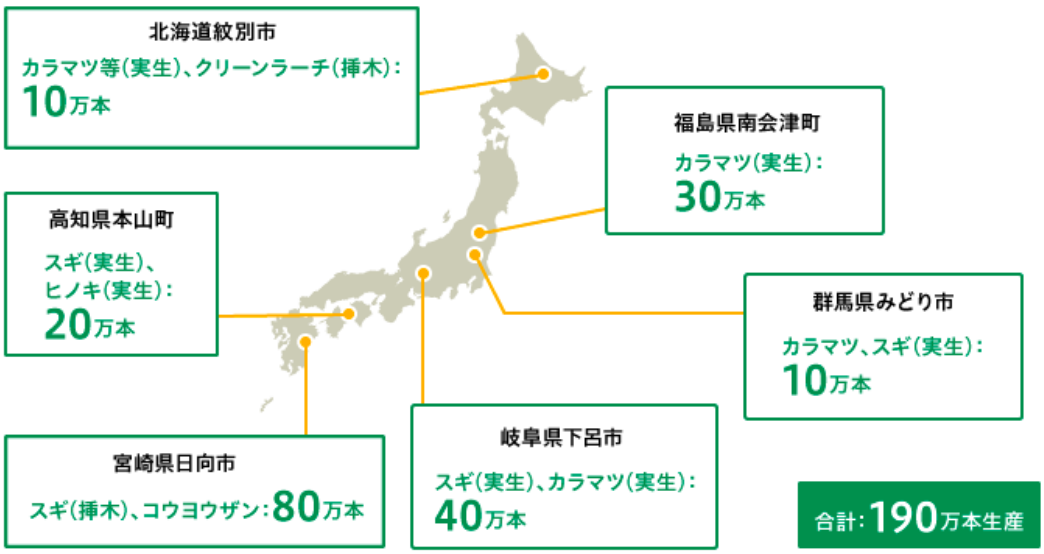

早生樹林業の取り組み

住友林業では、近年注目が高まっている早生樹林業への取り組みを始めました。早生樹とは、スギ、ヒノキと比較して成長が早く短い伐期で収穫が可能な樹木のことで、コウヨウザン、センダン、ヤナギ、シラカバなどがあります。

日向山林事業所では、熊本県に所在する人吉社有林において、コウヨウザンの試験植栽を実施しています。成長量の調査などを通じて、下刈回数の低減やスギとの成長比較をモニタリングし、新たな植栽樹種としての可能性を検討しています。

その他、成長の早い樹種の試験植栽等について、森林・緑化研究センターと共同の実施計画を進めています。

コウヨウザン

植栽作業の労働負荷軽減に向けた林業用苗木運搬ドローンの開発

スギやヒノキなどの植栽作業では、作業者が約10kgもの苗木を背負い運んでいます。特に日本では傾斜地が多く、作業者への労働負荷が大きく、労働力の確保が困難な状況になっています。

そこで住友林業では、農業分野で実績のあるドローン製造・販売会社と共同で苗木を運搬するドローンの開発を進めてきました。複雑な地形や厳しい気象状況において、安全にドローンを飛行させ、また、苗木を確実に荷下ろしする実証試験を当社社有林で繰り返し実施しました。試験を踏まえて、様々な改良を加え、2020年度に林業用苗木運搬ドローン「森飛（morito）」として、全国に販売を開始しました。

林業用苗木運搬ドローン「森飛（morito）」

林業用路網設計支援ソフト「FRD」の発売

国内林業においては、林道や森林作業道の整備が不十分である場合が多く、そのような場所では、森林の管理や伐採した木材の運搬をスムーズに行うことができません。現在、森林に林道や森林作業道を整備する際には、紙の地形図上に手書きで線形案を作成した上で現地へ向かい、線形案の通りに路網開設が可能かを繰り返し検証するのが一般的です。この線形案の作成と現地での確認・検証作業は、個人の勘や経験に頼る部分が大きく、多大な時間と労力が掛かっているのが実情です。

本ソフトは、航空レーザー計測等で得られた精密な地形データを活かして林道や森林作業道などの林業用路網を設計するために用います。最大の特徴は、操作画面上で出発地と目的地を入力することで、線形を自動的に設計できる「自動設計」の機能を備えていることです。この機能では、事前に設定した縦断勾配や曲線半径などの条件、幅員・作業コストなどのパラメータに基づき、線形案を作成できます。また、ソフト上で危険地形を意識できるようにしており、計画の時点で崩壊のおそれのある箇所など回避したい箇所がある場合は、回避箇所を設定することでそれを反映した安全な線形の設計が可能であるなど、実務上必要な機能を多く備えています。ソフト上で設計した路網の線形案を基に現地の踏査を行うことで、効率的な現地確認作業が可能となります。

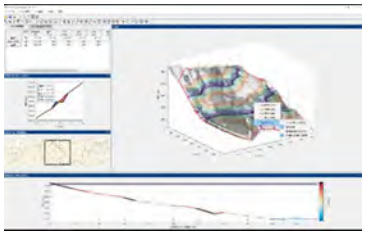

自動設計画面（イメージ）

造林作業負担軽減のための林業用アシストスーツの開発

住友林業が代表を務める林業用アシストスーツ研究開発コンソーシアムでは、林業分野と工学分野それぞれの専門知識を持つ4機関（当社、（国研）森林研究・整備機構 森林総合研究所、株式会社ATOUN、国立大学法人 奈良先端科学技術大学院大学）を構成員とし、農林水産省予算を活用して造林作業負担軽減のための林業用アシストスーツの研究開発を実施しています。2020年度に製作した試作機による実証試験では、苗木運搬作業時の身体的負担（エネルギー代謝量）の2割低減及び作業効率の1～2割向上などの効果を確認しました。2025年の実用化を目指して開発を進めています。

林業用アシストスーツの特徴としては、斜面の上り下りやトラバースの際に、歩行をアシストすることに加え、背負っている苗木や植栽器具の重さをアシストスーツに預けることで、作業者の肩や足への負担がさらに軽減される免荷の効果があります。林業用アシストスーツが実用化されれば、急な斜面で、体力の消耗を抑えつつ、より多くの苗木や道具を運搬できるようになり、身体的負担の軽減と作業効率の向上が期待できます。

試作機による試験風景

海外における森林管理

基本的な考え方

東南アジア各国政府は自国の木材産業保全を目的とした天然林の伐採・輸出規制を進めており、天然木の供給量は減少しています。また、SDGsなど持続可能な開発の機運が高まる中、環境配慮、安定供給の両面から、植林木や森林管理認証を取得した森林から木材へ転換することが必要になっています。住友林業グループは、地域社会や生態系に配慮した植林事業を展開し、安定的かつ持続的に木材供給を可能にすると同時に、天然林の負荷低減に寄与します。

2020年度の海外管理森林面積等（面積単位：ha）

国		植林事業名	管理面積	施業面積	2020年植林面積	2020年伐採面積
インドネシア	産業植林	マヤンカラ・タナマン・インダストリ（MTI）	104,664	10,534	1,284	1,464
		ワナ・スブル・レスタリ（WSL）	40,750	11,451	398	419
		クブ・ムリア・フォレストリ（KMF）	9,270	6,300	※	※
		クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）	6,632	6,632	926	167
	社会林業	コペラシ・セルバ・ウサハ・アラス・マンデリ（KAM KTI）	1,005	1,005	188	81
		コペラシ・ブロモ・マンディリ KTI（KBM KTI）	1,003	1,003	212	67
		小計	163,324	36,925	3,008	2,198
パプアニューギニア	産業植林	オープン・ベイ・ティンバー（OBT）	31,260	11,060	367	178
ニュージーランド	産業植林	タスマン・パイン・フォレスト（TPF）	36,360	25,972	913	732
合計			230,944	73,957	4,288	3,108

※ 2020年12月にKMF社の産業植林資産と事業権を取得

海外における森林管理

住友林業グループは、「産業植林」「環境植林」「社会林業」の3つのアプローチで植林事業を展開しています。木材を生産し、植林木の原材料供給を増やすことを目的とした「産業植林」では、管理する土地を適切にゾーニング（区分）することで、貴重な生態系の保全と植林事業による地域社会の発展を両立する事業を目指しています。

さらに、環境保全を目的とした「環境植林」も実施しています。そのままでは森林の成立が難しい土地で積極的に植林することで、森林面積の拡大や森林が持つ生態系サービスの機能発揮による環境保全への貢献を目指しています。また、周辺地域住民の協力を得ながら、地域社会にも植林による経済効果がもたらされる「社会林業」にも取り組んでいます。

海外植林地の分布・面積（2020年12月末）

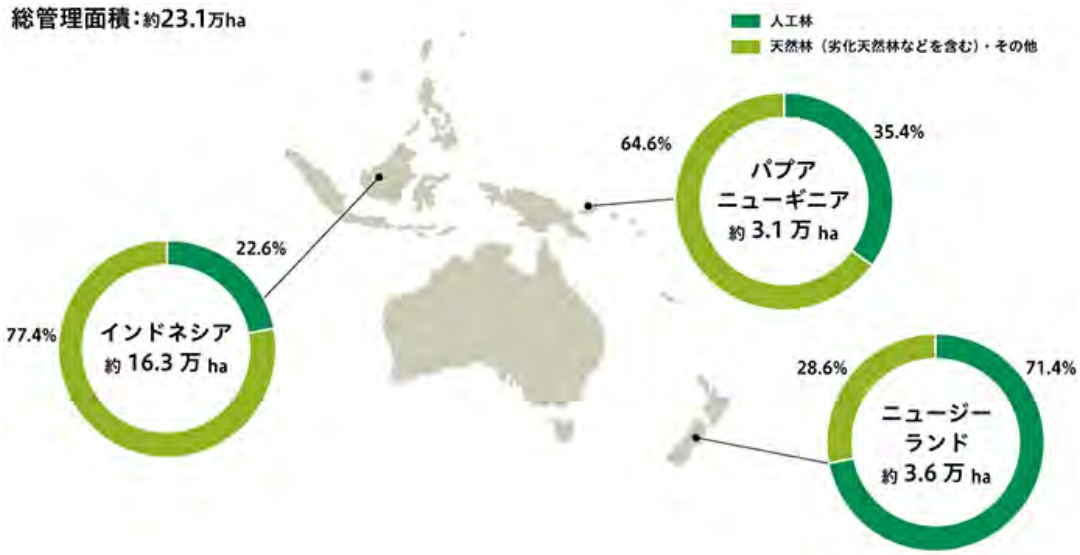

森林認証制度を活用した持続可能な植林事業

オープン・ベイ・ティンバー（OBT）が管理する約30,000ヘクタールのうち、3分の2を占める約20,000ヘクタールにおいてFSC®森林認証を取得しています※。年間400ヘクタールの植林を目標とし、地域社会・環境と調和した持続可能な森林経営を実践していきます。2020年度の植林実績は367ヘクタールでした。

また、タスマン・パイン・フォレスト（TPF）が管理する全エリア約36,000ヘクタールにおいてFSC®-FM認証を取得しています。2020年度は約913ヘクタールの植林を実施し、地域社会・環境と調和した持続可能な森林経営を実践していきます。

※ OBT：CW認証FSC-C019117、FM認証FSC-C103694、TPF：FM認証でFSC-C132002

インドネシア西カリマンタン州における植林事業（産業植林）

住友林業は、インドネシアの山林経営・合板製造会社のアラス・クスマグループ（以下、ALASグループ）と共同で、マヤンカラ・タナマン・インダストリ（MTI）社及びワナ・スブル・ レスタリ（WSL）社を設立し、インドネシア環境林業省から「産業植林木材林産物利用事業許可※1」の発行を受けて、2010年から大規模な植林事業を展開しています。

2020年度には、これまで当社とALASグループが折半で出資していた比率を変更し、WSL社及びMTI社を当社の子会社としました。また、WSL社とMTI社に隣接する植林地を取得し、当社100%子会社であるクブ・ムリア・フォレストリ（KMF）社を設立し、当社主導で事業運営や環境保全の取り組みを進めています。

本事業の植林対象地は、1960年代から1990年代前半まで商業伐採が行われ、さらに違法な森林伐採や焼き畑が繰り返され、森林の荒廃化が進んでしまったエリアです。

このような土地で、経済的にサステナブルな植林事業を行うこと、一方で保護価値の高い森林は責任を持って保全すること、さらに事業を通じて地域住民に経済的な基盤を提供することは、ESGの観点において大変意義のある事業と考えています。

また本事業地は、地球規模の炭素循環、水循環に極めて重大な役割を果たしている熱帯泥炭地に存在しています。

本事業を開始するにあたり、5年もの歳月をかけ、綿密な地形測量、また泥炭の分布や深さを把握するためのボーリング調査を実施しました。また、2012年に世界銀行のグループ機関であるIFC（International Finance Corporation：国際金融公社）とアドバイザリー契約を締結し、「保護価値の高い森林（High Conservation Value Forests：HCVF）※2」の考え方に沿って、IFCと共同で事業地内にて、土地利用計画の実施及び生物多様性や地域住民の生活への配慮などについて調査を行いました。調査報告書は第三者機関による査読も受けており、これらのステークホルダーからの貴重なコメントは事業計画に反映されました。さらに、2013年に、ステークホルダー（地域住民、周辺の企業、学識者、NGO、政府関係者）を招き、調査の内容と結果を共有するための公聴会を開催しました。インドネシア林業省が定めた持続可能な森林管理証である、PHPL認証（Sertifikat Pengelolaan Hutan Produksi Lestari）を取得しました。

事業を開始して以来、従業員が一丸となって地道な努力を継続してきた結果、1年間を通して地下水位を安定させる、独自の泥炭管理モデルを構築することができました。その結果、温室効果ガス排出や森林火災を抑制し、さらに水循環を適切に保つことで、地球規模の気候変動対策に大きく寄与することにつながります。本泥炭管理モデルは、成功事例として国内外で高く評価されています。

さらに、当エリア及び周辺には希少動植物が生息する生態系が島状に取り残されています。動植物を孤立させないよう、当社だけでなく隣接する事業体とも協力しながら生態系を一体的に保全することにも取り組んでいます。

当社は、熱帯泥炭地やそこに広がる泥炭生態系を貴重な自然資本の一つと捉えています。今後も産業植林と環境保全を両立した事業を行うことで、自然資本としての価値を高めていき、グローバルな課題の解決に貢献していきます。

※1 インドネシア政府から発行される、同国において産業植林を行うための事業許可

※2 森林の価値を考える際に、温室効果ガスの吸収源としての価値にとどまらず、絶滅のおそれがある希少な動植物の生息地であることや、水源の確保、土壌浸食抑制など自然の基本的なサービスを提供していること、地域住民の生活や文化に関係の深い土地であることなど、森林の持つ多面的な価値を一つひとつ客観的に抽出する方法

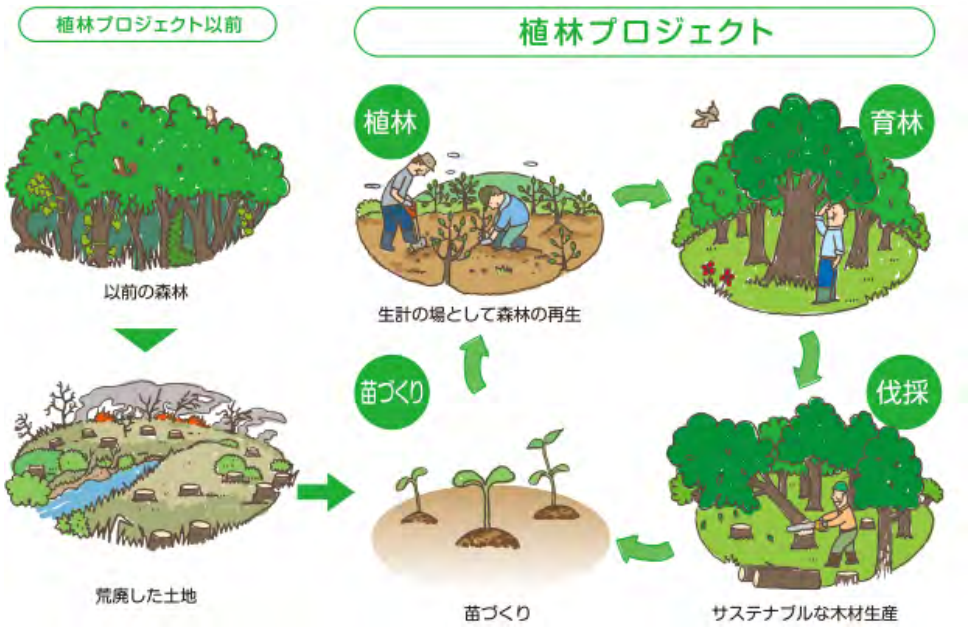

▸ 海外植林地生物多様性の保全

「自然資本の価値向上」の歩み

2017年	● 泥炭地を持続的に管理する独自の水位管理技術を検証し、インドネシアにおける泥炭地管理モデルを確立することを目的として、パイロット・プロジェクトのMOU（基本合意書）をインドネシア環境林業省（森林研究開発庁）と締結した。期間は5年間。プロジェクトは環境林業省及び泥炭復興庁と協力して実施する。 ● 先端的な優良泥炭管理事例として、インドネシア政府の要請を受けて2017年11月、ドイツ・ボンで開催された気候変動枠組条約締約国会議COP23において本事業の泥炭管理技術を紹介した。
2018年	● 2018年にはIFCの協力を得て、「苦情処理メカニズム（Grievance mechanism）」を策定した。 また、インドネシア大学と共に、事業地及び周辺を対象とした3年計画の社会調査を開始した。 ● 2018年12月にポーランドで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議COP24において、泥炭管理技術を発表した。
2019年	● 8月に横浜で開催された第7回アフリカ開発会議にて、当社がWSL社泥炭管理や植林事業の取り組みについて発表を行った。「熱帯泥炭林は地球の肺だけでなく、地球全体に水を送り込む心臓でもある」と紹介した。 ● 9月にニューヨークで開催された国連気候行動サミットのサイドイベントで、火災を予防する泥炭管理システムについて発表した。 ● 12月にマドリードで開催された国連気候変動枠組条約第25回締約国会議（COP25）において、水位管理技術や希少生物の保全について発表を行った。
2020年	● 国連環境計画（UNEP）主催のGlobal Landscape Forumにおいて、泥炭管理は炭素排出の問題だけでなく、森林・農業・食糧問題として捉えるべきという当社の意見が、メインテーマとして取り上げられた。 ● これまで培ってきた泥炭管理のノウハウについて論文の執筆を行い、また、国際泥炭学会編の泥炭管理専門書（2021年4月出版）の分筆を担当した。 ● 国際機関であるIDH（The sustainable trade initiative）と共に、自然資本の評価手法や付加価値化についての協議を開始した。

各施業地の森林火災対策について

ワナ・スブル・レスタリ（WSL）社及びマヤンカラ・タナマン・インダストリ（MTI）社

従来、泥炭地※での植林は排水型の水位管理によって行われており、多くの排水路をつくり、土壌中の水を川へ排水することで、土地を乾燥させた上で植林を行っていました。しかし、土地を乾燥させると、泥炭土壌中の有機物が分解され、温室効果ガスが放出されることで地球温暖化を促進します。また、乾いた泥炭は一度燃えると、火は地下にまで及び、消火が難しく、大規模な泥炭火災にもつながってきました。

一方、WSL社とMTI社は貯水型の水位管理を行っています。まずゾーニングやインフラ整備計画に必要な精緻な測量や泥炭調査を行い、その結果にもとづいて、（1）希少価値が高く貯水機能も併せ持つ保護林や水辺林（2）植林ゾーンの影響を保護林に与えないようにする緩衝帯、（3）植林ゾーンを決定しています。

これまでの取り組みの結果から、泥炭の厚みのリアルタイムでの計測開始以降、日、週、月ごとといった短期間では収縮を繰り返しつつも、長期的には泥炭の厚みが減少していないことが明らかになっています。つまり、泥炭からの温室効果ガス排出を抑制できていると言えます。

また、泥炭地の管理に必要なインフラ技術の開発も事業開始より継続しています。「シンプル・低コスト・容易なメンテナンス」をコンセプトとしており、インドネシアを含む世界の熱帯泥炭地で広く普及できる管理技術の確立を目指しています。さらに、当社の事業開始時のような膨大な量の調査に代わる手法として、ドローンやAIを活用してデータを収集・解析する技術の開発にも取り組んでいます。

アマゾン、コンゴ盆地、インドネシアといった主要な泥炭地の存在する地域は、世界で最も雨の多い地域です。泥炭地の土壌は8～9割を水で占めており、熱帯林と泥炭地は、雨季に降る大量の雨水を地中にため込み、そして蒸発散を通して、大気中に水を送り込む役割を担っています。熱帯林と泥炭地による膨大な蒸発散がローカルにも、大陸スケールにも、全球スケールにも重要な水循環の機能を果たしている可能性があります。地球の水循環が崩れれば、異常気象を引き起こし、農業活動にも影響を及ぼし、さらには食糧問題にもなり得ます。泥炭地での事業を通じてこの事実をいち早く確認した住友林業は、2019年8月に横浜で開催された第7回アフリカ開発会議において発表を行い、地球全体に水を送り込む「地球の心臓」とも言える熱帯林と泥炭地を適切に管理する重要性を唱えました。

※ 泥炭地の定義：泥炭湿地を特徴づける泥炭土壌は、不適切な開発が行われると、大気中に温室効果ガス（二酸化炭素やメタンなど）を大量に放出することが知られている。当事業では、日本やインドネシアの学術機関との共同研究によって、開発による泥炭の分解とそれに伴う温室効果ガスの放出を最小限に抑える配慮を行っている

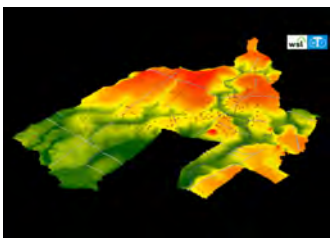

綿密なデータに基づく植林事業地のランドスケープマネジメント

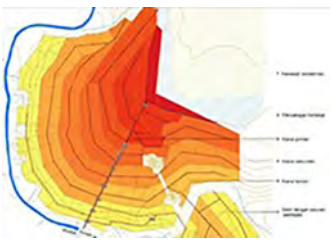

泥炭地水位のモニタリング

オープン・ベイ・ティンバー（OBT）

防火帯の整備や林地残材の整理による植林地の失火延焼対策の他、毎日の気温及び雨量の計測により火災発生危険度をモニタリングし、危険度が高まった場合には、通常1日1回実施している施業地の巡視を、2回の実施に強化し、火災の予兆確認の徹底を図っています。これらの取り組みにより、2020年の火災発生件数は0件を達成しています。

タスマン・パイン・フォレスト（TPF）

TPF社では、New Zealandの消防庁であるFire and Emergency New Zealand（FENZ）、自治体、近隣の林業会社など各関係機関と連携し、近隣住民への啓発活動を継続的に実施するなどの防火対策を積極的に行っています。具体的には、火災発生のリスク度合いを示すFire Indexの掲示板の設置、地域住民向けの注意喚起リーフレットの配布、火災リスクが高まった際の消火用ヘリコプターの常時待機の仕組みづくり、消火剤の常備、Water Pond（貯水池）の適正配置・管理や、延焼防止のための林縁部の重点的な枝打ち、消火装置購入と訓練、パトロールの実施、林道の整備などを実施しています。また、火災リスクが著しく高い日は、伐採作業の時間制限・レクリエーション目的の入山の規制などの各種規制も実施しています。

持続可能な森林資源の活用

木材・建材事業の取り組み

環境配慮型合板「きこりんプライウッド」の販売促進

住友林業では、2020年までに合板など、木質ボードの輸入商品の調達のうち、森林認証材・植林木を使用した製品の割合を目標設定し、その拡販に努めています。中でも FSC認証またはPEFC認証を受けた森林の木材や、持続生産可能な植林木を製品の50%以上使用しているJAS合板は、「きこりんプライウッド」として販売し、その売上の一部は、インドネシアで実施している植林事業に投入しています。森林認証材の採用、また植林木を50%以上使用した環境配慮型商品である点が評価され、2018年9月12日に第1回エコプロアワード※奨励賞を受賞しました。2020年度（4月～12月）の実績は42,051m³となっています。2021年度からは「きこりんプライウッド」の定義を木材調達基準に合わせ「持続可能性が確認された木材を100%利用した合板」とし、さらなる拡販に取り組んでいきます。

※ 一般社団法人産業環境管理協会が主催。エコプロダクツに関する情報を需要者サイドに広く伝えるとともに、それらの供給者である企業等の取り組みを支援することで、日本のエコプロダクツのさらなる開発・普及を図ることを目的に2004年度創設。2018年度にこれまでの「エコプロダクツ大賞」をリニューアルし、新たに「エコプロアワード」となる

きこりんプライウッド

エコプロアワード 2018
EcoPro Awards

「きこりんプライウッド」販売実績

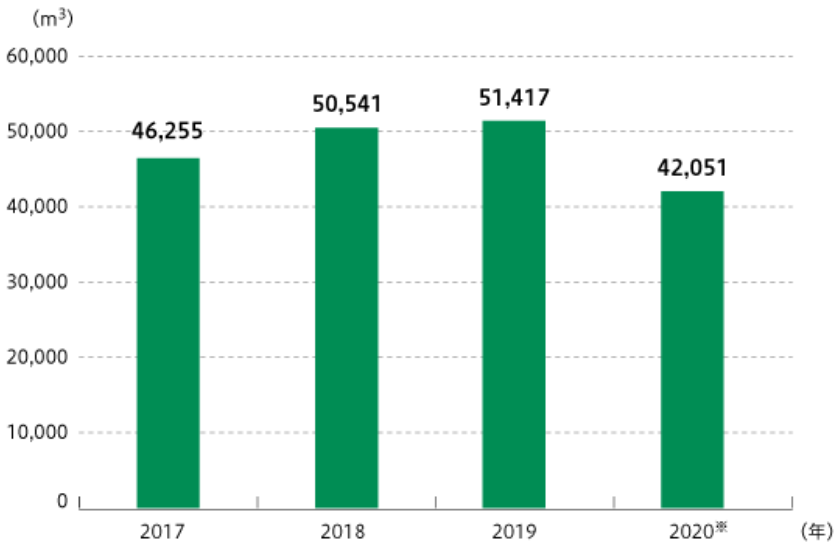

※ 2020年：集計期間は2020年4月～12月

国産材の輸出

中国をはじめとする新興国での経済発展や人口増加により、海外における木材需要は増加が見込まれています。そうした中で、日本からの木材輸出も近年増加傾向にあり、2025年度の国産材原木の輸出量を300千m³と目標設定し、国産材の海外における市場開拓を進めています。

2020年度は、年度始めに新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を受けましたが、中国市場における感染症の早期収束による市況回復を受けて、国産材の輸出は前期比で12.1％増となる123千m³となりました。

2021年度の輸出量は、中国などでのCOVID-19の収束及び市況回復を受けて、2020年度より増加する見込みです。

国産材の輸出実績

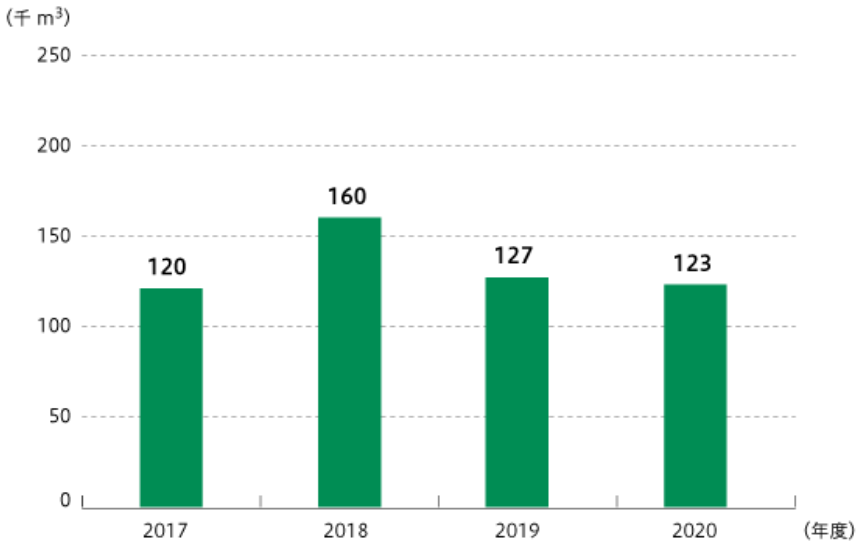

森林認証材の普及促進

森林認証材を販売する上でもっとも重要なことは、調達した森林認証材を他の木材等とは分別して管理することです。CoC認証では第三者による審査を受けることで、確実に森林認証を取得している森林から生産された木材等であることを保証してお客様に販売することができます。

住友林業グループは、持続可能な木材及び木材製品の取扱い比率を2021年末に100%とするために森林認証材の取扱い数量拡大に努めています。2020年度（4月～12月）の実績は163,005m³で、月平均数量では2019年度比で109%となりました。

チップ化による木質資源のリサイクル

住友林業グループでは、木材の製材過程で発生する端材や、新築・解体現場で出る木くずをチップ化することで、製紙やパーティクルボードなどの原料として、また発電ボイラーなどの燃料として供給するチップ事業を通じて資源の循環利用に貢献しています。

今後は、需要が高まるバイオマス発電向け燃料の供給を通じて、燃料用途の取扱量のさらなる拡大を目指します。

木材チップ取扱量

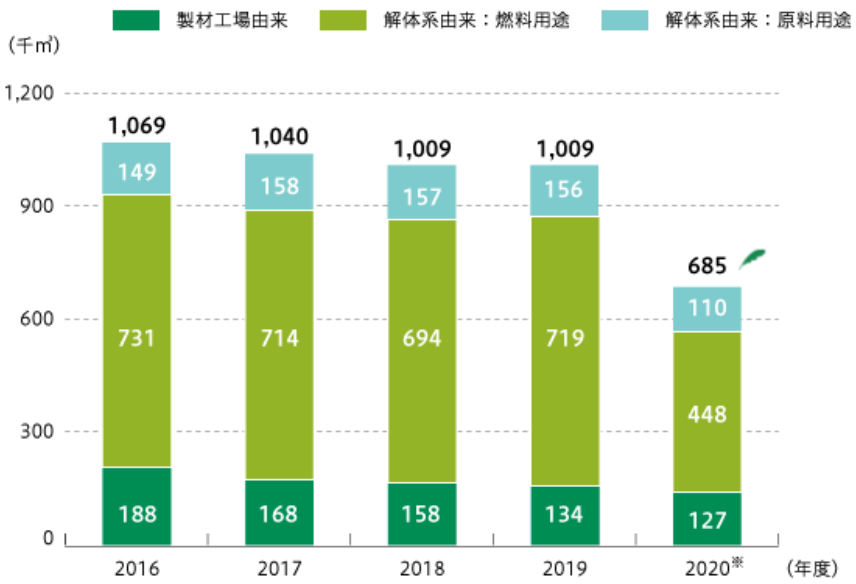

※ 2020年度の集計期間は2020年1月1日～2020年12月31日

▸ （第三者保証マーク）について

木化事業の取り組み

住友林業は、330年を超える歳月で森づくりを行っています。そして、世界の様々な木の特性を熟知し、木が活きる住空間をつくっています。その多様な経験・知識・技術を大きく発展させることで、住宅以外の中大規模建築での木造化・木質化を提案する「木化事業」を推進しています。近年では、2017年に土木・建築の事業分野で国内外で数多くの施工実績を持つ熊谷組との業務資本提携、そして2020年には鉄骨造／鉄筋コンクリート造建築の受注や施工管理ノウハウを持つコーナン建設をグループ化しました。住友林業が持つ木造建築や内外装の木質化技術等と組み合わせ、中大規模木造建築などの非住宅分野を拡大させます。木化事業を通して、木の文化の伝承や林業活性化、環境、経済が調和した持続可能な社会の実現への貢献を進めていきます。

木から発想する循環型社会の未来へ KURKKU FIELDS（クルックフィールズ）

クルックフィールズは千葉県木更津市にある約30ヘクタールの広大な敷地に、循環型社会を体現したサステナブルファーム＆パークです。木更津市協力のもと、音楽家であり、持続可能な社会をテーマとした非営利団体「ap　bank」を立ち上げた小林武史氏が総合プロデュースしました。コンセプトは、［人と農と食とアート 自然の協奏曲］です。「農業」「食」「アート」の3つのコンテンツを軸に、「FARM」「EAT」「ART」「PLAY」「STAY」「NATURE」「ENERGY」のカテゴリーをもつ7エリア。サステナブルな未来の形と「いのちのてざわり」を体験できる場として、これからの人や社会の豊かさ、消費や食のあり方を提案しています。

住友林業は、施設の「EAT」エリア、「STAY」エリアで4棟の建物を施工。構造や内外装に木を活かした建築となっています。一部、床材は牛舎の廃材を使用することで、「限りある資源を無駄にしない」という環境への想いも組み込みました。

「いのちのてざわり」を体験できるクルックフィールズでいのちが宿る木に触れ、その「てざわり」を感じてもらいたいという想いで、建物にも積極的に木を活かす提案をしました。新たに建築の計画もあり、グランドオープンに向けてさらなる進化を続けています。

三輪素麺「マル勝髙田商店」新社屋

手延べ素麺発祥の地と言われる奈良県桜井市三輪地区で素麺一筋に製造・販売を行っているマル勝髙田商店。

「伝統とは守ることではなく、挑み続けること」という同社の信念に基づき、新しい時代に新しい素麺の魅力を発信する「ラボ」を建てたいと、当社に木造木質の新社屋の設計・施工をご依頼いただきました。

そこで、斬新な外観ながら、地域の景観にも自然と溶け込めるデザインをご提案。1階の店舗部分は、木の質感や触感、香りなど、お客様の五感に働きかける空間にする一方、オフィス部分はワンフロアで全員一緒に仕事ができる空間にしました。

地域の人々にも長く愛されるよう、地元の木材を使い、年を経るごとに風合いが増す変化も楽しめる建物になっています。

同社の髙田社長からは「職場環境を変えることで、社員の意識が変わった」というお言葉をいただいており、ここから今までにない新しい素麺が生まれる期待も高まります。

未来に向けて～W350計画「環境木化都市」を目指して～

住友林業は、2018年2月にW350計画を発表しました。W350計画は1691（元禄4）年の創業から350周年を迎える2041年を目標に、高さ350mの木造超高層建物を象徴とした、街を森にかえる環境木化都市の実現を目指す研究・技術開発構想です。人と社会、地球環境に貢献するため、建築構法、環境配慮技術、使用部材や資源となる樹木の開発など未来技術を実現していく計画です。

2019年10月に完成した木造3階建の筑波研究所の新研究棟を研究開発拠点として計画を推進していきます。

W350計画の実現に向けて

研究・技術開発構想「W350計画」は、当社研究開発機関である筑波研究所を中心にまとめ、建築構法、環境配慮技術、使用部材や資源となる樹木の開発など未来技術開発へのロードマップとし、木造建築物はもとより自然資源である木の可能性を広げていきます。

環境木化都市の実現を目指す本計画を通じ、木材需要の拡大による林業再生や、CO_2固定量拡大等を通じた気候変動対策につなげ、地域活性化及び地球環境との共生に貢献します。

W350計画の研究拠点となる筑波研究所・新研究棟

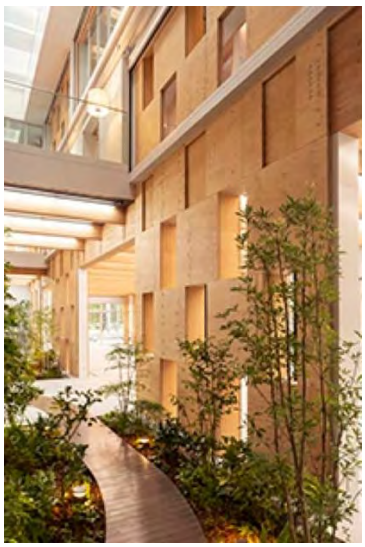

筑波研究所開設から30年が経過し、研究棟本館の老朽化と所員の増加に対応すべく2019年10月に完成した新研究棟は、木構造に関する新技術（ポストテンション耐震技術）※1を採用し、その他にもこの建物で使われている技術はW350計画の礎となります。ゼロエネルギービルディング（ZEB）の実現も視野に入れ、省エネや再生エネルギー利用技術も取り入れています。

新研究棟は木造3階建延床面積2,532.67m²で、梁（はり）、柱及び壁はもえしろ設計による木構造の現し（あらわし）にしています。全館避難安全検証法［ルートC（大臣認定）］※2により、内装制限を緩和し木質感のある空間を演出しました。屋上面にソーラーパネルを設置する他、木質ペレット焚吸収式冷温水機の導入でCO_2排出量を大幅に削減します。屋上やバルコニー、外壁も緑化の検証場所として、非住宅木造建築物向けの緑化技術も研究開発する他、オフィス空間で知的生産性を向上させる緑のレイアウトを検証しています。

本施設は収容人数最大140名のオフィスと木に関する情報を提供するギャラリー等も備えており、第23回木材活用コンクールで最優秀賞の国土交通大臣賞を、第33回日経ニューオフィス賞にてニューオフィス推進賞を受賞しました。

新研究棟をW350計画実現の礎と位置付け、その次の具体的な第一歩としては6～8階建クラス（高さ20～30m）の木造ハイブリッドビルの建築計画をスタートさせています。これをW30と呼び、その推進に注力しています。

※1 耐力部材に通した高強度の鋼棒やワイヤーロープに引張力を与えることで部材間の固定度を高める技術

※2 緊急時に入館者が安全に避難するための性能を計算で確認する検証方法。安全性が確認できれば建築基準法の避難関係規定の一部が緩和され、木構造の現しなど自由度の高い設計が可能となる。ルートCは国土交通大臣の認定が必要となるが、告示で定められていない高度な計算方法を用いて避難安全性能を確認するためもっとも自由度の高い設計が可能

筑波研究所 新研究棟概要

- 建築地：茨城県つくば市緑ヶ原3-2
- 建築面積：1,120.27m²（338.9坪）
- 延床面積：2,532.67m²（766.1坪）1F：1,001.95m² 2F：894.44m² 3F：636.28m²
- 構造：オリジナルポストテンション構造　木造3階建　準耐火構造
- 用途：研究施設
- プロジェクトマネジメント：住友林業株式会社 木化推進部※
- 設計：株式会社le style h/Atelier Asami kazuhiro 住友林業株式会社 木化推進部※
- 施工：川田工業株式会社
- 工期：着工 2018年3月26日 竣工 2019年9月30日

※ 2020年4月1日より「建築市場開発部」に組織改正

▸ 重要課題2：安心・安全で環境と社会に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進

「W350計画」 MIPIM AWARDS 2020で審査員特別賞を受賞

環境木化都市の実現を目指す研究・技術開発構想「W350計画」が、世界の優れた不動産開発を表彰する「MIPIM AWARDS 2020」※1の審査員特別賞を受賞しました。日本の応募作品が栄誉ある審査員特別賞を受賞するのは初めてです。2019年10月にW350計画の礎となる筑波研究所新研究棟が完成したことを機に応募し、2019年に続き2年連続で「BEST FUTURA PROJECT」部門※2の最終候補に選出され、さらに審査員特別賞を受賞したものです。「W350計画」は全体構想を住友林業が、象徴となる木造超高層建築物の設計は株式会社日建設計が担当しました。

※1「MIPIM AWARDS」は、世界最大の不動産見本市「MIPIM」※3内で1991年より毎年開催されている、革新性や偉業を成し遂げた優れたプロジェクトを表彰する式典

※2「BEST FUTURA PROJECT」部門は、建築、技術、環境面において、未来に革新的な影響を与えるようなプロジェクトを表彰する部門

※3「MIPIM」は、Marché International des Professionnels de l'Immobilierの略称。不動産プロフェッショナル国際マーケット会議のことで、世界の不動産・建築関係者が一堂に会する世界最大の不動産見本市

コンサルタント事業

国内事例

森林ICTプラットフォームの自治体導入支援

国内林業では、先進的な地域においては、航空測量による森林資源量解析や、森林資源データ・システムの整備が進められている一方、多くの地域では森林資源情報の整備が十分でありません。そのような状況の中、当社はASロカス株式会社と共同で森林林業クラウドシステム「森林ICTプラットフォーム」を構築しました。「森林ICTプラットフォーム」は、高度な森林資源情報や、森林・林業に関わる様々な機能を搭載できる総合的なシステムであり、2013年度から全国の市町村・林業事業体を対象に提供しています。地域の特性に応じた森林・林業に関わる多様なデータや機能を搭載し、導入地域ごとに最適なカスタマイズを行って提供していることが大きな特徴です。2020年末までに15の自治体の導入を支援しました。

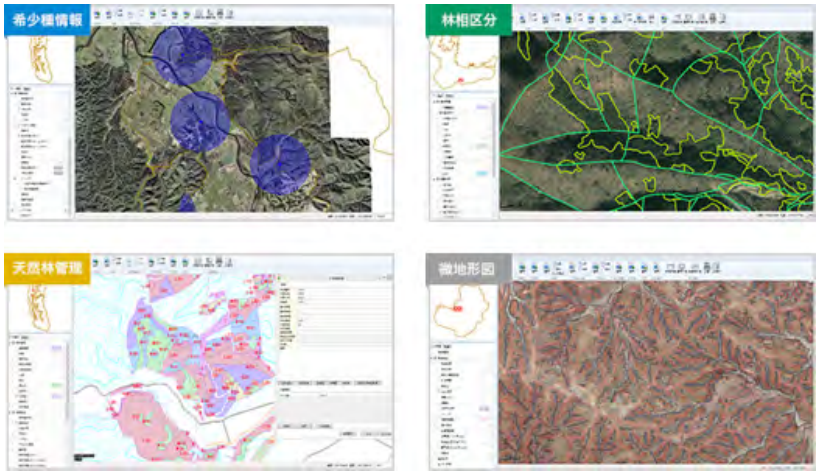

福岡県糸島市における「森林・林業マスタープラン」の作成支援

住友林業は、長年にわたる社有林経営で培った森林管理に関する豊富な知見を活かし、地方自治体などが行う森林整備や林業振興の計画作成にかかるコンサルティングを行っています。その一環として、2016年1月より、地域の森林資源活用に取り組む福岡県糸島市における「森林・林業マスタープラン」の作成支援を行いました。

同プランは、糸島市における適正な森林整備と市産材の有効活用に関する施策の根幹となるものであり、同市が推進する「ICTを活用した木材の市内活用型サプライチェーンの構築事業」の基本計画として位置づけられています。

マスタープランの作成方法としては、まず航空レーザー測量により市域の森林資源量を把握した後、森林が有する成長力や利便性、環境保全機能等に着目したゾーニングを実施。ゾーニングごとに森林の取り扱い方針を定め、伐採計画や産出された木材を運び出すための最適な路網計画を策定しました。さらにマスタープランに沿った施策を実行するための体制づくりを併せて検討しました。

現在は計画の実行体制の構築を支援しており、このマスタープランが地域の林業振興に貢献できるよう支援を継続していきます。

山口県長門市と林業成長産業化で包括連携協定締結

住友林業は山口県長門市と、同市における林業･木材産業の成長を促進し、地域経済を活性化させることを目的とした「林業成長産業化に関する包括連携協定」を2019年9月に締結しました。

長門市は2017年4月、林野庁から「林業成長産業化地域」に選定され林業の成長産業化を図ってきました。長門市林業・木材産業成長産業化推進協議会を立ち上げ、その下に各種部会を設置し林業活性化に向けて、地元の関係者や有識者による検討を重ねてきました。その結果、2020年7月には、長門市や地域の関係団体が中心となり、地域の森林管理を担う一般社団法人「リフォレながと」が設立されました。

住友林業と長門市が協定を結ぶことで、地域の原木生産量の増加、林業労働者の確保・育成、木材需要の拡大を目指します。また、長門市の山林を集約させることで効率的な森林整備を実施し、さらなる林業の成長産業化のため持続可能な森林経営を推進していきます。

（協定の概要）
- 主伐・再造林の推進に関すること
- コンテナ苗の安定的な生産・利用に関すること
- コンテナ苗生産技術の開発・普及及び事業者育成に関すること
- 森林管理の中核となる組織の設立及び運営に関すること
- 森林資源量の把握及び森林所有者の意向把握に関すること
- 林業・木材産業におけるICTの導入・有効活用に関すること
- 森林施業における林業機械の導入・有効活用に関すること
- 森林所有者・林業事業体の意欲向上に資する経営手法に関すること
- 林業・木材産業の人材確保・定着支援に関すること
- 市内の製材所等と連携したサプライチェーンの構築に関すること
- 都市部も含めた市産材の需要拡大に関すること

西粟倉村・三井住友信託銀行と包括的連携協定の締結

住友林業は、西粟倉村・三井住友信託銀行と、林業を中心とする地域振興策の推進に向けた包括的連携協定を2020年8月に締結しました。

本協定での3者の役割は、森林信託契約を通じて、森林所有者から委託を受けた三井住友信託銀行に対し、住友林業は林業の専門家として森林管理手法や森林管理専門会社が行う施業の効率化、木材の販売促進等について経営サポートを行います。西粟倉村は行政の立場から支援や路網、森林情報等のインフラ整備の検討等を行います。

現在、日本の林業は森林資源が充実し、利用期を迎えている一方、木材価格はピーク時の4分の1まで下がり、森林所有者の意欲が減退し、森林管理・森林施業の担い手も不足している課題を抱えています。解決策として森林管理を地方自治体や意欲のある林業経営体に委託する動きが始まっています。森林信託はその方策の１つであり、今回締結する3者の得意分野を活かし、森林信託の取り組みを村内外へ展開していきます。さらには林業をベースとした地域活性化の推進に貢献します。

（協定の具体的な連携事項）

1. 西粟倉村が進める林業及び林業を中心とした地域振興に関する事項
   （1）森林情報の利活用による森林管理の効率化と森林所有者への情報提供
   （2）環境に配慮した循環型林業の推進と村産材の供給力向上・需要拡大
   （3）森林を活用した新たなサービス産業の創出（特用林産含む）
2. 西粟倉村内の林業関連事業体の事業面、経営面に関する事項
   （1）林業関連事業体の森林所有者への各種サービス向上
   （2）林業関連事業体の森林管理・森林施業のコストダウンや素材の有利販売
   （3）林業関連事業体の経営体質強化
3. 森林信託導入及び普及に関する事項
   （1）森林信託普及に向けた課題抽出と解決策の検討
   （2）森林信託を活用した森林管理・森林経営手法の標準化
   （3）森林信託対象森林から産出される木材の有効活用
   （4）他地域への森林信託普及促進

本協定のスキーム

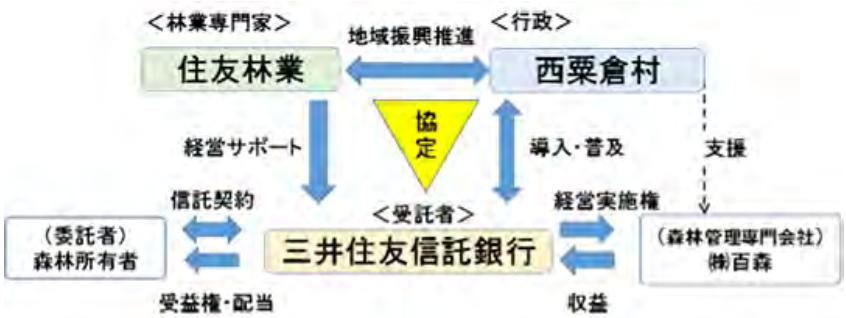

海外事例

森づくりに対する企業のニーズは多様化しています。近年は、事業を展開する海外の国や地域の森林への影響を緩和するために、また企業の社会的責任を果たすために、途上国での森林保全活動や植林活動を実施する企業も少なくありません。

住友林業は、国内外の森林経営で培ったノウハウを活かし、熱帯地域における荒廃地の修復、生物多様性の回復、地域社会との共生に配慮した植林・森林保全など、企業や団体へのコンサルタント事業を行っています。

三井住友海上火災保険株式会社のパリヤン野生動物保護林修復再生事業（環境植林・社会林業）

三井住友海上火災保険株式会社は2005年から、インドネシアのパリヤン野生動物保護林（ジョグジャカルタ特別州グヌンキドゥル県）において荒廃した森林の修復に取り組んでおり、住友林業はこのコンサルティングを行っています。

社会林業で配布する苗木を育成する地元の農業組合メンバー

第1期の活動として2011年3月までに350ヘクタールの土地に約30万本の植林を完了しました。第2期の活動として2011年4月からは、「豊かな森林を地元住民が自主的に保護していく仕組みづくり」を目標に、地域住民の生計向上のための農業組合の組織化と農業指導プログラムや、地元関係者と共に保護林の管理方法を検討する組織の設置、地元の学校と連携した環境教育プログラムなどを支援してきました。第3期の活動として2016年4月からは「保護林内の木の少ない場所での追加植林」と「保護林周辺での地域住民による社会林業」の支援に加え、社会林業で配布する苗づくりを行っています。2019年に開始した地元の養護学校での苗づくりは新型コロナウイルス感染症の影響で実施できませんでしたが、地元の農業組合を指導して苗づくりを行いました。これらの活動が評価され、2020年9月、インドネシアの自然保護の日の関連行事において、三井住友海上火災保険株式会社は環境林業大臣から感謝状を授与されました。

また、この事業では、植林地や研修センターなどの関連施設を開放し、森林修復のノウハウや経験を積極的に公開しており、地元の小中学生や、森林、環境、教育分野などの研究をしているインドネシア国内外の学生や専門家、多くの政府関係者が訪問しています。

社会貢献型植林活動

社会貢献型植林活動

苗木無償配布と丸太買い取り保証

KTI社とVECO社は、成長後の丸太を原材料として市況価格での買い取りを保証した上で地域住民に苗木を無償配布しています。KTI社は2015年11月に、地域住民の収入の安定に貢献すると同時に、地域社会の環境保全にもつながっているとして、インドネシア環境林業省より大臣賞を受賞しました。

大臣賞受賞を喜ぶKTI社現地スタッフ

苗木の提供本数

企業名	2020年度実績
KTI	57.1万本
VECO	50.4万本

地域住民との森林認証取得推進

KTI社は、地域住民と植林協同組合であるコペラシ・セルバ・ウサハ・アラス・マンディリ KTI（KAM KTI）※を組織。2008年に152ヘクタールの植林地で最初のFSC®-FM認証を取得し、2015年には1,005ヘクタールまで拡大。2017年1月には2件目となる認証を同じく植林共同組合であるコペラシ・ブロモ・マンディリ KTI（KBM KTI）※の206ヘクタールにおいて取得し、2020年には、1,003ヘクタールまで拡大し、原木の供給をKTI社に行っています。認証林面積は合計で2,008ヘクタールとなり、認証材の供給量も増加することから、環境価値の高い製品の製造・販売をさらに強化していきます。

※ KAM KTI：FSC-C023796、KBM KTI：FSC-C133562

植林地風景

政府との協働による森林再生への貢献

住友林業は2013年より国際協力機構(以下、JICA)と協定を結び、ベトナム社会主義共和国（以下、ベトナム）ディエンビエン省で、森林の保全や荒廃地への植林等による森林管理活動に加え、森林への過度な依存を減らす生計向上支援を総合的に実施しています。同省は、ベトナムでもっとも貧しい地域の一つで、住民による農地の拡大や野焼きなどにより森林荒廃が深刻化していました。しかし、発電用ダムが点在するなどベトナム全域における重要な水源地であることを考慮し、同省に対してJICAが実施する森林を守る組織づくりと保全活動、植林、果樹や野菜の栽培支援、魚や家畜の飼育サポートなどの支援の一部を行っています。当社が約7年間の支援活動を行ってきた本プロジェクトは2020年度をもって終了し、現地住民に累計で約4.5万本の苗木を無償提供するなど、同地域で森林再生・保全に取り組み、6ヵ所で、約29haの森林再生を行いました。

家畜の放し飼いの習慣がある同省では、植林した苗木が家畜の食害を受け、十分に活着・成長しないことが課題となっていました。そこで、当社は保護柵を導入した植林モデルを推進。従来の植林モデルより苗木の生存率が高くなり、保護柵付きの植林モデルの有効性を実証しました。これらの成果が同省農業農村開発局に認められ、2018年10月に同省より表彰されました。

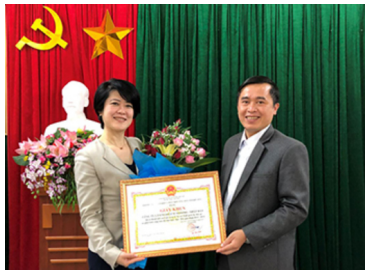

表彰式風景

生物多様性保全に関する方針と目標

生物多様性宣言と生物多様性行動指針

住友林業は、2006年度に国内社有林における「生物多様性保全に関する基本方針」、2007年度に「木材調達理念・方針」を定めました。また、2007年度に「環境方針※」を改訂し、生物多様性への配慮を加えました。さらに、2012年3月には、住友林業グループの生物多様性への認識や姿勢を示す「生物多様性宣言」、社内的な指針を取り決めた「生物多様性行動指針」、具体的な行動目標を定めた「生物多様性長期目標」を制定しました。

2015年7月には、「環境理念※」「環境方針」「住友林業グループ生物多様性宣言」「住友林業グループ生物多様性行動指針」を統合しました。これにより、生物多様性への取り組みも「住友林業グループ環境方針」で統一された方針のもと、運用しています。

※ 住友林業グループでは1994年に「環境理念」を、2000年に「環境方針」を策定

▸ 住友林業グループ環境方針

生物多様性長期目標

生物多様性保全への取り組みを推進すると同時に、2010年に生物多様性条約COP10で採択された「愛知目標」達成に向けた国際的貢献を図るため、2012年3月に生物多様性長期目標を策定しました。それぞれの目標に2020年までの概略的なタイムスケジュールを設けて、取り組みの指針として活動してきました。

住友林業グループ生物多様性長期目標＆結果総括

【住友林業グループ 生物多様性長期目標：要約】 2012年3月制定　2017年4月改定	結果総括
グループ共通目標	
1. ＜森林の持続可能性の追求＞ 木に関わる川上から川下まで全ての事業で、森林の減少防止に努め、森林の持続可能性を追求します。 ● 再植林や天然更新など森林の再生や、森林の生長力を考慮した持続可能な計画伐採に努めます。	日本国内においては、社有林の100%について森林認証を維持、社有林以外の外部から委託を受けた管理森林も含めて5年毎に森林経営計画を策定し、農林水産大臣の認定を受け、計画的な施業を実施している。海外管理森林においては、伐採跡地には全て再植林を行い、森林の再生、持続可能な計画伐採を実践している。

【住友林業グループ 生物多様性長期目標：要約】 2012年3月制定　2017年4月改定	結果総括
● 森林認証材・植林木・国産材など持続可能な木材の調達や利用を拡大します。	2015年以降、気候変動要因として森林減少への懸念が高まったことなどにより、「持続可能な木材及び木材製品」を再定義したアクションプランを2019年5月に策定、新たな定義に沿わないものを代替材へ移行、段階的に取り扱いを停止し、2021年度末までに、持続可能な木材及び木材製品の調達を100%にする目標を掲げた。
● 木材の有効利用と循環利用を進めます。	木材のカスケード利用や森林資源の循環と有効活用につながる木質廃材や林地未利用材などを主な燃料とするバイオマス発電事業を拡大させ、2012年時点の1ヵ所（発電規模33MW）から、2020年時点の計画・出資ベースで6ヵ所（同252MW）になった。
2. ＜森林および木材による二酸化炭素の吸収・固定の拡大＞ 健全な森林を育成し、木質建材・木造建築物により木材利用を推進することで、木材による二酸化炭素の吸収と固定を大きく拡大し、生物多様性保全と気候変動緩和に貢献します。	2012年4月に木化推進室（現 ‥建築市場開発部）により中大規模木造建築物への取り組みを本格化。2017年11月に熊谷組と業務・資本を提携、2020年11月にはコーナン建設をグループ会社化し、中大規模建築の木造化事業を拡大している。なお、炭素固定量は、2012年度国内森林1,100万t-CO_2、海外森林379万t-CO_2、国内住宅20.3万t-CO_2/年であったが、2020年度は国内森林1,348万t-CO_2、海外森林1,014万t-CO_2、国内住宅・中大規模木造建築18.5万t-CO_2になった。
個別目標	
3. ＜森　林＞ 生物多様性を再生･維持･拡大する森林管理を推進します。 ● 生態系や生物の生息環境を守るゾーニングを進めます。	日本国内及びインドネシアの管理森林においては、環境林や保護林などの名称で生態系や生物の生息環境を守るゾーニングを明確に実施している。パプアニューギニアやニュージーランドの管理森林では、植林地以外の管理エリアを天然林のまま管理しており、実質的なゾーニングが行われている。
● 国内社有林では環境保全を重視する環境林の面積を20%以上確保します。	国内社有林のうち、林道などを除いた森林面積に対して環境林は35.8%となり、目標の20%を大きく上回っている。海外管理森林では、保護林を含む非施業面積の割合は68.0%となっている（ただし、厳密に面積を測定していない林道、苗畑などの面積を含む）。
● 国内社有林は森林認証100%を維持します。	国内社有林において、新規山林購入の際も翌年までに森林認証を取得するなど対応を行い、100%を維持した。なお、海外の管理山林においては、管理面積23.1万haのうち、17.4万ha（75.3%）で認証取得している。

【住友林業グループ 生物多様性長期目標：要約】 2012年3月制定　2017年4月改定	結果総括
● 国内社有林では生物多様性モニタリング結果に基づき、施業現場における生物多様性を維持、向上していきます。	2016年度まで毎年社有林でのモニタリング調査を実施し、施業（皆伐）前後における鳥類や哺乳類への影響について、一定の評価を得た。一方、日本の森林全体で、シカ生息数が大きく増加し、生態系のアンバランス化、植生被害による生物多様性の損失や土壌の流出が深刻化したため、現在、当社社有林でもシカの生息状況及び行動の把握、捕獲・駆除を行い、生物多様性保全に取り組んでいる。
● 海外植林では、地域社会・経済・教育への貢献に配慮しながら事業を行います。	海外管理植林地では、地域社会の持続的な発展を重要な経営課題と位置付け、教育、医療・衛生、インフラ整備、農業を通した生計向上などの分野において、地域住民のニーズに応じた活動を実施している。集落への浄水装置の設置、施設や先生が不足している地元小学校の増築や教師派遣を通した基礎教育支援、さらに周辺住民の無料診療などの医療支援にも取り組んだ。
4. ＜商　品＞ 森林認証や環境評価などの生物多様性に配慮した商品やサービスを提供します。	「持続可能な木材及び木材製品」を再定義して、2021年度末までに、持続可能な木材及び木材製品の調達を100%にする目標を掲げた。一方で、2020年までに環境評価などを付随する商品、サービスの提供はできなかったが、引き続き、検討中である。
5. ＜設　計＞ 自然環境や街並みに調和した家づくり、まちづくりに努めます。	常に周辺環境に配慮した住宅設計を行ってきた。戸建住宅団地の開発においては、いきもの共生事業所認証（ABINC認証）の戸建住宅団地・街区版部門の第1号認証を取得した。
6. ＜建　設＞ 建設・施工では、ゼロエミッション推進により廃棄物の発生を管理・抑制します。	建設・施工におけるリサイクル率は、新築住宅で2011年度86.8%であったが、2020年度で95.2%になった（ゼロエミッションの定義は、リサイクル率98%以上で、2021年目標としている）。また、この期間中に目標として加えたリフォーム事業のリサイクル率は2020年度72.3%、解体現場のリサイクル率は同99.0%となった。
7. ＜緑　化＞ 周辺の生態系や植生に配慮し、自生種を積極的に植栽します。	新築戸建住宅の外構・緑化工事で取り組んでいた自生種植栽の積極的推進を、環境緑化事業や緑化資材販売の分野まで拡大して取り組んだ。2013年12月に設立された生物多様性認証であるABINC認証にも積極的に取り組み、2018年3月には同認証の戸建住宅団地・街区版部門の第１号認証も取得した。

【住友林業グループ 生物多様性長期目標：要約】 2012年3月制定　2017年4月改定	結果総括
8. ＜工　場＞ 汚染物質、廃棄物、騒音を管理・抑制し、生物多様性への影響を減らします。	廃棄物については、国内製造工場は2009年のゼロエミッション達成後、継続して達成している。海外製造工場は、トータルで98.4%のリサイクル率に到達し、ゼロエミッションを達成。汚染物質や騒音などは規制値の管理を適切に行い、規制値をオーバーした場合は速やかに行政に届け出るとともに改善策を立案し対処してきた。
9. ＜広　報＞ お客様、取引先、地域社会などのステークホルダーに生物多様性の大切さを積極的に伝えます。	2010年生物多様性条約COP10での愛知目標制定以後、生物多様性自体への社会的な関心の低下および自然資本全体への関心の高まり、気候変動への危機感の高まりなどを要因に、生物多様性に関する広報も減少した。ポスト愛知目標の制定などに基づき、今後、改めてその展開を検討する。
10. ＜研　究＞ 生物多様性への取り組みのため、最新の情報を収集し保全技術を開発します。	生物多様性に関連する技術の開発や検証を行った。具体的には、鉱山跡地における緑化回復技術の開発、地域性に配慮し管理コストも抑える林床植生を模したマットの開発、自社植林地における植栽苗の遺伝的多様性の検証などを実施した。
11. ＜社会貢献＞ 歴史的･文化的に貴重な樹木やその遺伝子を保護します。	挿し木、接ぎ木などの従来手法のほか、組織培養の技術も駆使し、桜を中心に日本各地の貴重木の遺伝子の保護を行った。2015年度から、梅や松（針葉樹）の組織培養による増殖にも成功し、保護する樹種や対象を拡大している。

生物多様性保全への社内体制

住友林業グループにおける生物多様性保全に向けた取り組みは、環境マネジメント体制にのっとり、住友林業の代表取締役社長を責任者に、サステナビリティ推進担当執行役員及びサステナビリティ推進室長が、住友林業グループ各社の活動を統括しています。

保護地域などに関するコミットメント

住友林業は、木材資源を生産、確保するため、国内外で多くの山林を所有・管理しています。これらの山林は、世界遺産エリアに指定された地域ではありません。また、世界自然遺産に指定されたエリアでの施業は今後も行いません。国土が狭い日本の国立公園は、土地の所有に関わらず指定を行う「地域制自然公園制度」を採用しており、国立公園内にも多くの私有地が含まれています。住友林業の社有林も、一部、国立公園に含まれるエリアがありますが、その他の保安林等に指定されている地域とともに、法令を遵守した施業を行っています。

また、リスクアセスメントの上で、その他生物多様性の観点から重要と判断された地域においては、法令遵守にとどまらず、活動の見直し、最小化、回復、及びオフセットなど、影響の緩和に努めています。

住友林業グループでは、国内に約4.8万ヘクタールの社有林を、海外では約23万ヘクタールの森林を管理しています。これらの管理山林を「環境林」「経済林」などに区分し、国内外とも、「環境林」「保護林」においては原則的に施業を行わない自然保護エリアとしています。

一方、行政によって決められた事業地の境界は、生態系の境界と一致するとは限りません。インドネシアの関係会社ワナ・スブル・レスタリ社（以下、WSL社）及びマヤンカラ・タナマン・インダストリ社（以下、MTI社）では、政府管理下の隣接する保全林を含めた徹底した動植物調査の上、保護すべきエリアと活用すべきエリアを設定しています。オランウータンやテングザルといった希少な動物の生息地が島状に取り残されないよう、隣接する企業とも相談し、グリーンコリドーを網の目状に設定するコンサベーションネットワークを構築しています。これらの保全エリアは事業地の20%を超え 、生物多様性条約の愛知目標が目指す陸域の17%を保護地域とする目標よりも大きな割合となっています。

WSL/MTI/KMFの管理エリア

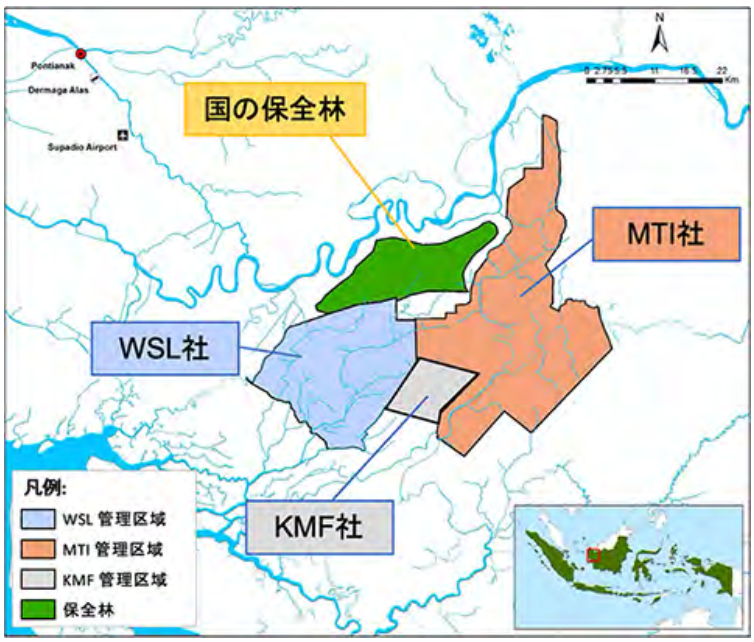

コンサベーションネットワーク

ステークホルダーによる取り組みの評価

WSL社・MTI社が提唱したコンサベーションネットワークの概念と具体的な取り組みは、世界的にも稀有な取り組みとして国内外で注目されており、2019年にスペイン・マドリードで開催された第25回気候変動枠組条約締約国会議（COP25）では、インドネシアパビリオンにて民間企業代表として発表し、国際機関代表、研究者、NGOから高く評価されました。

また、都市の緑化事業においては、発注いただいたお客様に「一般社団法人いきもの共生事業推進協議会（ABINC）」が推進する「いきもの共生事業所®」や公益財団法人都市緑化機構が推進する「SEGES緑の認証」への認証登録を積極的に働きかけ、第三者による評価をいただいています。

関連イニシアティブの支持や団体との協働

住友林業は、生物多様性保全に積極的に取り組む団体等に多数参加しています。一般社団法人日本経済団体連合会加盟企業から構成される「経団連自然保護協議会」では、住友林業の会長が副会長を務めるほか、事務局員として社員を出向させ※、さらに運営を担う企画部会に委員を派遣しています。2020年6月には、「経団連生物多様性宣言イニシアチブ」において提言された「経団連生物多様性宣言・行動指針（改訂版）」への賛同を行いました。また、生物多様性への取り組みに熱心な企業が参加する「一般社団法人 企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）」にも参加し、分科会等で企業の生物多様性への取り組みのあり方を共同研究しています。

愛知目標を達成するための国内プロジェクト「にじゅうまるプロジェクト」には、「住友林業グループ生物多様性長期目標」「生物多様性に配慮した住友林業社有林施業」「住友林業富士山『まなびの森』プロジェクト」の3つのプロジェクトを2016年6月に登録しています。この3つのプロジェクトは、多様な主体との連携を図っていること、取り組み自体が企業の特徴を活かした影響力が大きい内容であること、愛知目標との関係性を整理しており関連業界への波及効果が期待できることなどが評価されて、2017年3月に「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」の連携事業（第10弾）として一括して認定されました。

さらに、住友林業緑化株式会社では、環境緑化事業で手がけた物件について、「一般社団法人いきもの共生事業推進協議会（ABINC）」が推進する「いきもの共生事業所®」や公益財団法人都市緑化機構が推進する「SEGES緑の認証」への認証登録を積極的に行っています。なお、この公益財団法人都市緑化機構の会長を住友林業の最高顧問が務めています。

※ 2019年度まで取り組みを実施

- 住友林業グループの生物多様性保全活動 「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」の連携事業に認定
- 一般社団法人 企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）

「生物多様性民間参画ガイドライン」策定への参画

環境省は、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていく上で、企業活動が重要な役割を担っているという認識の下、事業者向けに「生物多様性民間参画ガイドライン（第１版）」を2009年に策定しました。住友林業は検討会の委員として同ガイドラインの策定に携わりました。

同ガイドラインは、生物多様性の問題に取り組んでいない事業者にもわかりやすく、またより効果的に取り組みを進めたい事業者にも役立ててもらえるように、生物多様性保全や損失削減に必要な基礎情報や考え方をまとめたものです。

また2017年12月には、SDGs等の影響による生物多様性への関心・期待の高まりを受け、第2版が公表されました。その中で当社の持続可能な木材調達が優良取り組み事例として紹介されました。

- 生物多様性民間参画ガイドライン（第2版）

Business for Nature「Call to Action（行動喚起）」への賛同・署名

世界に多数あるビジネスと生物多様性に関するイニシアティブの声を一つにまとめて政策決定者に伝えようとする目的で、2019年7月に、Business for Natureが結成されました。2020年5月には、ポスト2020生物多様性グローバルフレームワークを策定する中、「これからの10年間で自然の損失を逆転させる」ための政策を採用するよう働きかけようという行動喚起がなされました。この行動喚起に対して、住友林業は、2020年9月に賛同、署名しました。

- https://www.businessfornature.org/call-to-action#CTA-signatory-list

国内社有林・海外植林地の生物多様性保全

国内社有林における生物多様性保全

国内社有林においては「生物多様性保全に関する基本方針」として、保護地域の適正管理や森林の連続性配慮による「生態系の多様性」、希少動植物の保護による「種の多様性」、個体数の維持による「遺伝的多様性」の3つを掲げています。これらの方針のもと、樹木の成長量などの一定基準に沿って森林を適切に区分・管理しています。また、絶滅危惧種リストやマニュアルの整備、鳥獣類のモニタリング調査にも取り組んでいます。

国内社有林における「生物多様性保全に関する基本方針」（抜粋）（2006年6月）

1. **生態系の多様性**
   自然公園法などに指定された厳格な保護地域は法律に則り適正に管理する。それ以外の区域は、特に皆伐作業を行う場合にその面積を限定することにより森林の連続性に配慮する。
2. **種の多様性**
   天然林について、拡大造林などの樹種転換を伴う生態系に大きな影響を及ぼす極端な施業を行わないことにより、森林に存在する種数の減少を防ぐ。希少動植物の保全については、あらゆる作業において、レッドデータブックを活用し、その保護に留意する。
3. **遺伝的多様性**
   遺伝子レベルの変異とそれを維持するための個体数の維持が問題となるが、この分析は容易ではなく、行政や公的機関が実施しているモニタリング調査の結果が存在すれば、それを注視するなどを、今後の取り組み課題としたい。

「住友林業レッドデータブック」「水辺林管理マニュアル」の作成

住友林業では、社有林内に生息する可能性がある絶滅が危惧される動植物のリスト「住友林業レッドデータブック」を作成し、山林管理に従事する社員及び請負事業者に配布しています。施業時にデータブック記載の動植物を確認した場合には、専門家の意見を参考に適切に対処しています。現在の最新版ブックを用いながら、生物多様性を重視した施業を引き続き進めていきます。

また、多様な生物が生息する水辺では、「水辺林管理マニュアル」を作成して、適切な管理と保全に努めています。

住友林業レッドデータブック

鳥獣類のモニタリング調査

住友林業では、社有林における鳥獣類の生息状況をモニタリングしました。生物多様性に関連する基礎資料作成、及び森林施業が周辺の環境に及ぼす影響を長期的に把握するため、紋別（北海道）、新居浜（四国）、日向（九州）、兵庫・三重など（本州）の4地域において調査し、各地域のデータを蓄積しました。

これまでの9回にわたるモニタリング調査によって、皆伐施業地が徐々に森林に遷移する段階で、様々な生息環境が発生し、哺乳類や鳥類の成育数にも変化を生じさせ、生物の多様性を維持していることが判明しました。

また、皆伐施業地は一時的に生息種数を減少させることがある一方で、クマタカ等のアンブレラ種※の営巣適地と狩場適地をモザイク状に分布させることに寄与し、上記種等の成育に良好な環境が実現されていることが確認できました。

今後も、これまでのモニタリング状況を踏まえ、社有林が有する環境保全、生物多様性の維持などの機能を適切に維持できるような施業に取り組みます。

※ その地域における生態ピラミッド構造、食物連鎖の頂点の消費者

これまでの調査で確認された哺乳類と鳥類の種

	管理面積(ha)		確認された鳥獣類（単位：種）								
			2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
四国社有林	14,782	哺乳類	14				11				10
		鳥類	31				34				24
九州社有林	9,182	哺乳類		11				12			
		鳥類		33				29			
北海道社有林	18,199	哺乳類			10				9		
		鳥類			38				40		
本州社有林 ※2013年 岡山、兵庫、三重取得 ※2015年 和歌山追加取得	5,804	哺乳類				12				（和）10 （兵）6	
		鳥類				25				（和）29 （兵）21	
合計	47,967										

※ 2015年は和歌山、兵庫の2地区にて実施

2016年度新居浜（四国）山林で確認されたニホンジカ

2016年度新居浜（四国）山林で確認されたニホンザル

シカ生息数の適切な管理

近年、日本全体でシカが増加することにより、若木が食害を受けたり、樹皮が剥がれてしまったりするといった林業被害の増加や、林床の草本が食べられてしまい植生が単純化することによる生物多様性の損失、土壌の流出が懸念されるようになっています。

住友林業グループでは、森林を適切に管理するために、シカを捕獲・駆除したり、ツリーシェルターを設置したりすることで苗木の食害を抑制し、森林の成長を促しています。

シカの数を適切に管理することで、森林の成長促進による次世代の森づくりと、多様な林床植生の維持による生物多様性の保全、土壌流出防止による地域の災害防止に貢献しています。

海外植林地における生物多様性保全

ワナ・スブル・レスタリ（WSL）社及びマヤンカラ・タナマン・インダストリ（MTI）社の取り組み

熱帯林には全世界の生物種の半数以上が生息しているとされ、生き物の宝庫といえます。一方でその面積は、無秩序な開発や違法伐採、森林火災などにより現在でも減少の一途をたどっています。住友林業グループの関係会社であるワナ・スブル・レスタリ（WSL）社及びマヤンカラ・タナマン・インダストリ（MTI）社は、インドネシアの西カリマンタン州において、産業植林と環境保全を両立した事業を行っています。

当事業を開始するにあたっては、精緻な測量や調査を行い、保護エリア、緩衝帯、植林エリアを決定しています。保護林においては、定期的に動植物の調査を行い、希少動物であるオランウータンやテングザルについては、個体数のモニタリングだけでなく、食べ物となる実をつける樹木が十分にあるかどうかといった調査まで行っています。

また、動物の活動時間は早朝もしくは夜間が多いため、暗い中での観察となり、熟練したスキルが必要とされます。そこで、カメラトラップによる自動撮影や、ドローンに熱センサーを搭載させて、早朝、夜間にテングザルやオランウータンを直接観察することに成功しています。

保護エリアに設置したカメラトラップにより、合計38種・766個体（撮影期間:2019年8月上旬～2021年2月上旬）の動物が撮影され、このうち哺乳類は26種でした。

2019年度はオランウータンの親子が初めて撮影され、また、2020年度に、近隣よりも個体数の密度が多いことが確認されました。これらの結果は、オランウータンの個体数が増えている証しといえます。

泥炭地は膨大な水を蓄えており、事業実施に伴う河川への影響が懸念されるため、陸上の生態系だけでなく、水棲生物の調査も行っています。WSL社の管理エリアの下流域では、絶滅危惧種であるカワゴンドウの生息が確認されています。熱帯泥炭地における水棲生物のモニタリング調査は事例が少なく、世界的にも先駆的な取り組みです。

調査で発見された水棲生物の一覧

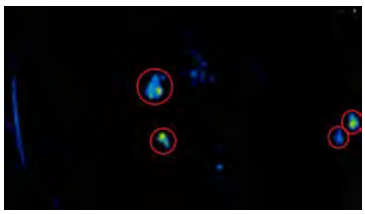
熱センサーによる動物の直接観測

オランウータンの親子（2019年10月撮影）

タスマン・パイン・フォレスト（TPF）社の取り組み

ニュージーランド固有種であるKea （ミヤマオウム）を保護するKea Conservation Trustへの寄付を実施しました。Keaは世界で唯一の山岳地帯に生息するオウムであり、世界で最も賢い鳥の一つともいわれています。絶滅危惧種としてニュージーランドでは保護されており、国民の間で親しみ愛されている鳥です。TPFの山林内でも時折発見されており、都度関係機関へ報告し保護しています。今回の寄付はKeaの保護官のトレーニングに使われます。

Kea（ミヤマオウム）

▸ ニュージーランド自然保護局ホームページ

緑化による環境都市への貢献

基本的な考え方

自然共生を目指す社会的な動きの中で、都市再開発やまちづくりなどにおいても地域に根ざした植物をできるだけ活用していこうとする動きが広がってきています。

このような動きの中、これまで住友林業緑化では、自然再生を目指す緑化計画においては郷土種、在来種の採用が好ましいとの考え方のもと緑化対象地に応じた樹種選定の指針を「ハーモニックプランツ®」として定義し、その普及に努めてきました。

樹木には、日本に古くから自生している植物（自生植物）と、外国から入ってきた植物（移入植物）があります。移入植物の中には、その特質により自生植物の生息する場所を奪い、地域の生物多様性を脅かすような種（侵略植物※）もあります。

植栽計画においては、保全レベルを考慮した4つのエリア（保護エリア、保全エリア、里山エリア、街区エリア）に分け、これに応じて植物種を選択します。例えば、住宅の庭づくりを行う「街区エリア」では、「園芸品種を含む自生植物」を主体に「侵略性のない移入植物」からも緑化植物をバランスよく選択することで「彩り」を演出しています。さらに地域の生態系への悪影響が明らかな侵略植物を使用しない方針を立て、同社の技術統括部署において、その使用の有無をチェックしています。

※ 外来生物法に規定されている特定外来生物及び生態系被害防止外来種

植栽エリアについての考え方

まちづくりへの貢献

「知多半島臨海部の企業緑地群における生態系ネットワーク形成担い手育成事業」が2019年度「環境賞」審査員会特別賞を受賞

愛知県知多半島北部臨海工業地帯では、企業緑地を連携し、地域の生態系拠点として保全していこうとする取り組みが、学生・企業・NPO・行政が一丸となって行われています。

2019年6月この知多半島の生態系保全活動は、多様な主体がかかわり生態系保全に取り組む好例として、第46回「環境賞」（国立研究開発法人 国立環境研究所・株式会社日刊工業新聞社共催、環境省後援）において、審査員会特別賞を受賞しました。

本プロジェクトに対して、住友林業緑化では、MS&ADインターリスク総研株式会社、株式会社地域環境計画と共に、コンサルタント・アドバイザリーとして、生物多様性を高める緑地の改修方法や学生・社員参加のいきものモニタリング方法などをアドバイスするなど、広く協力を行ってきました。

生物多様性の健全化が、大きな高まりを見せている今日、生物多様性保全に係るコンサルティングをさらに深化し、広めていきます。

命をつなぐプロジェクト学生活動

「愛知製鋼株式会社 中新田緑地」「ENEOS株式会社根岸製油所 中央緑地」でABINC認証取得を支援

ABINC認証※取得支援を行った「愛知製鋼株式会社 中新田緑地（愛知県）」は、同社の本社地区の工場に隣接する約2haの企業緑地です。かつてここは工場用地でしたが、地域の生態系拠点として地域に開放することが計画され、湿地環境や草地環境を活かしながら、自然生態園として整備されてきました。従業員・地域住民・学生ボランティアなど、多様な主体が協力し、生物多様性を高める緑地づくりが進められています。

同様にABINC認証取得支援を行った「ENEOS株式会社 中央緑地（神奈川県）」は、3ヵ所のビオトープ池がある幅100m延長800mに及ぶ大規模な緑地です。近年、隣接する「三渓園」など周辺の豊かな自然と連携し、生物多様性に配慮した緑地を目指す取り組みが行われています。カワセミが訪れる水辺、アオスジアゲハが舞う草地など、多様な環境が整備され「工場の中の里山づくり」が進められています。

この2つの事例が示すように、近年、生産工場の緑地を生物多様性に配慮した緑地に改変していこうという試みが活発化しています。今後も生物多様性保全に関するコンサルティングに注力していきます。

※ 自然と人との共生を企業に促すため生物多様性保全の取り組み成果を認証する制度

愛知製鋼中新田緑地植樹イベント

愛知製鋼中新田緑地環境コミュニケーション活動

ENEOS 根岸製油所自然観察会

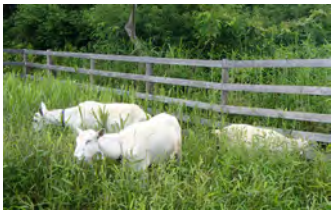
ENEOS 根岸製油所 ヤギによる除草

第37回全国都市緑化ひろしまフェアに出展

2020年3月19日～11月23日までの250日間、広島県広島市（広島市中区基町中央公園）をメイン会場として、第37回全国都市緑化ひろしまフェア「♬「花笑（はなえみ）」ひろしまから花と笑顔と平和のわ♬」（主催：広島県、広島市を含む23市町、公益財団法人都市緑化機構　提唱：国土交通省）が開催されました。

全国都市緑化フェアは、緑がもたらす快適で豊かな暮らしがあるまちづくりを進めるための普及啓発事業として1983年から毎年、全国各地で開催されている花と緑の祭典です。

本フェアでは、「ひろしま未来ガーデン」として「ひろしまの未来のライフスタイルの提案～住まい、仕事、遊び、子育て、趣味など、人々が過ごすあらゆる空間における花と緑のライフスタイルの提案～」をテーマに、庭園出展コンテスト（50の企業・団体が出展）がおこなわれました。住友林業緑化は作品タイトル「緑と暮らすルーフトップガーデン」を出展し、「金賞・一般財団法人日本造園建設業協会会長賞」を受賞しました。シック＆モダンなアイアンと風合いのあるウッド、そして緑の木々に包まれたアーバンな隠れ家「緑と暮らすトップガーデン」は、屋上という都市の無機質な環境に潤い豊かな庭空間を創出します。植栽は、ハイノキ、クロバイ、ヤマグルマ等、宮島や広島の山野に自生する種を主体にセレクト、ウッドフェンスは地元広島県産材のスギを使用しました。ウッドデッキ床材はヒノキの間伐材を採用しサステナビリティに配慮。木材腐朽を抑制する熱処理により高い耐久性を実現しました。水景施設は太陽光発電を利用した循環ポンプ式とし、心地よい水音を楽しむことができます。

「緑と暮らすルーフトップガーデン」

自然と和の美しさを感じる高層階の日本庭園

2020年7月、東京都八重洲・八丁堀地区に「ホテル八重の翠（みどり）東京」が開業しました。「日本の美しさを重ねる」をコンセプトに、都心のビジネス街にいながら非日常感と日本らしい上質な安らぎをお客様に味わっていただけるよう、最上階に日本庭園を設置、鹿威しや水盤等をしつらえた水景を中心に、四季の移り変わりを感じられる木々に囲まれ、自然と日本文化の美しさを五感で感じられる空間づくりを目指しました。

この空間の実現にあたっては、樹木を地上と地中の二重の支柱で固定するなど、高層階ならではの荷重制限を考慮した綿密な設計・施工の工夫に加え、自生種の植栽にこだわるなど、随所に住友林業緑化の経験と技術が活かされています。

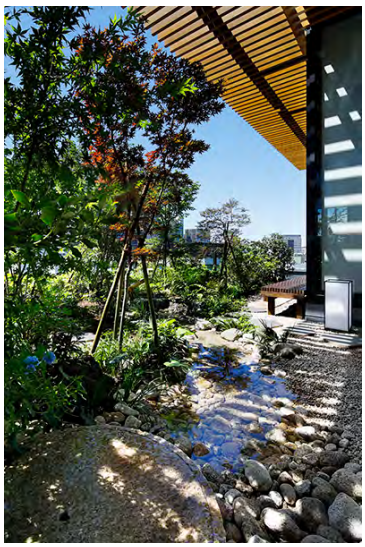

高層階の日本庭園

生物多様性保全の啓発

「生物多様性読本VOL2地域性植物編」を刊行

生物多様性に配慮した緑化に求められる地域性植物とはそもそもどういうものなのか、地域に根ざした植物の生産・流通・消費について現状はどうなっているのか、地域に根ざした植栽計画とはいかなるものか、今後どのように進んでいくのかなど、多くの疑問が寄せられるようになってきました。

住友林業緑化ではこれらの声に対応する形で「生物多様性読本VOL2 地域性植物編」を2018年1月に制作しました。

ここでは主に以下の内容について、地域性植物を活用した最先端の事例を交えて解説しています。

1. 地域性植物による東日本大震災復興事業
2. 大規模テストコース開発における地域性植物活用
3. 地域性植物を用いた海浜植生再生事業
4. “江戸” 由来の地域性植物による都市再開発
5. 大規模人工地盤上の地域性植物による雑木林再生

生物多様性読本VOL2地域性植物編表紙

「住まいの樹木図鑑 改訂版」を刊行

環境省及び農林水産省は、外来種についての国民の関心と理解を高め、様々な主体に適切な行動を呼びかけることを目的とした、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」を新たに公表しました。

これまでの特定外来生物だけでなく、侵略性が高く生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすおそれのある外来種が選定されています。

住友林業緑化では、生態系被害防止外来種リストの制定を受け、生態系に係るさらなる影響も勘案し、住友林業緑化独自の外来種に対する基準を再構築しました。この基準に基づき刊行済みの「住まいの樹木図鑑」掲載の樹種を一部入れ替え、2017年3月に改訂版を刊行しました。

今後は「ハーモニックプランツ®」や外来種に対する基準の活用を進め、お客様への植栽提案や社員の意識啓発を図っていきます。

住まいの樹木図鑑 改訂版表紙

海外緑化事業

豪州のメルボルン市北部で住友林業とNTT都市開発株式会社が共同で宅地開発を行うAnnadale分譲地（総販売区画数1,087区画）にて、当社のノウハウを活かし、現地ランドスケープ設計会社Tract社と設計協業を行いました。

2017年1月から始まった設計協業において、当社はTract社作成の基本設計案に対し「Growing Wellness Life&The Five Sense（健康的な暮らしと五感の育み）」というコンセプトを提案しました。Tract社より、「豪州では通常設計企画にストーリー性を持たせることは少ないため、非常に参考になる」と高い評価を受け、子どもの運動機能を発達させる自然石や丸太を使った遊具、植栽計画が実施設計に採用されました。引き続き実施された2期の公園計画においても当社から基本コンセプトを提案し、その案を基に基本設計が行われ、2020年11月に完成いたしました。

豪州や北米において緑地は、宅地開発の価値を高めるためになくてはならないものであり、緑あふれる魅力的なオープンスペースの創造が求められています。また、住友林業が住宅不動産事業を進める東南アジア地域においても、2019年から現地造園会社との協業についての取り組みをスタートしています。当社の海外緑化事業の取り組みはまだ始まったばかりですが、海外のお客様や住民に愛される美しく快適な空間創造を目指し、これからも事業化を進めます。

自然石を使ったNature Play（自然遊び）道具（Annadale分譲地1期公園）

（左）Annadale分譲地2期公園コンセプト提案

（右）完成写真

自然を活かしたまちづくり

基本的な考え方

住友林業のまちづくり事業では、注文住宅事業や緑化事業で蓄積した技術ノウハウをもとに、良質な戸建分譲住宅を年間約300棟規模で提供しています。持続可能な開発目標（SDGs）につながる「持続可能で豊かな社会の実現」を目指し、自然を活かした長く住み続けられるまちづくりを行います。「暮らしづくりをデザイン」という考えの下、地域の歴史や環境、文化を尊重し、自然と調和した街並みを特徴としています。用地の仕入れから街並み設計・住宅空間設計まで住まいに関する全てを考慮し、資産価値の高い理想のまちづくりを進めています。

美しく長く住み続けられる街並みづくり

美しく長く住み続けられる街並みづくりのために分譲地の特性・規模・立地・環境などに応じてプロジェクトごとに「街並みガイドライン」を策定しています。建物のデザインコードに加え、家と緑が一体となった統一感のある街並みの形成を図ります。また周辺環境を考えながら、風の流れや日差し、緑の特性を活かしたランドプラン・建物配置を計画し、快適な住まいの実現を目指しています。特に、住まいの設計と配棟計画を同時に行うことで、プライバシーにも配慮した心地よい住環境が生まれます。

まちづくり事業における取り組み

戸建住宅団地で第1号となるABINC認証の「フォレストガーデン秦野」

神奈川県秦野市の戸建住宅団地「フォレストガーデン秦野」が2018年3月、戸建住宅団地・街区版部門での認証第1号となる、いきもの共生事業所認証（ABINC認証）を取得しました。ABINC認証制度は自然と人との共生を企業に促すため、生物多様性保全の取り組み成果を認証する制度です。2014年からオフィスビルと商業施設を対象に認証を開始。その後、集合住宅や工場へと対象を拡充しています。2017年度には戸建住宅団地・街区版と物流施設版を新設し、先進的な取り組みをしている「フォレストガーデン秦野」が戸建住宅団地・街区版の第1号として認証されました。

「フォレストガーデン秦野」の街並みのコンセプトは「生きものと共生できる緑のまちづくり」です。自生種をはじめ「ハーモニックプランツ®」の手法により質の高い緑を実現しています。湧き水を活かした持続可能な水循環への配慮などが認証の決め手となりました。

「フォレストガーデン秦野」の街並み

廃棄物削減とリサイクルのマネジメント

基本的な考え方

住友林業グループは、持続可能な循環型社会の構築のために、「住友林業グループ環境方針」に基づき、各事業のプロセスにおいて産業廃棄物の発生抑制・再利用・リサイクルによるゼロエミッションを推進しています。2019年5月に公表した住友林業グループ中期経営計画サステナビリティ編において、2021年度までの重点目標を「資源保護および廃棄物排出削減とゼロエミッションの達成」と定めて取り組みを推進しています。住友林業グループでは、この重点目標の達成を目指し、各事業本部においても重点施策を定め、その達成状況を年度ごとに確認しています。2020年度は住友林業グループ全体の排出量は昨年度より12.9%の削減となりました。最終処分量は計画数値の56,632tに対して実績は40,547tとなり、目標が達成できました。また、昨年度よりも27%削減となりました。今後も資源の有効活用に努めます。

▸ 重要課題3：事業活動における環境負荷低減の推進

過去5年廃棄物発生量及びリサイクル率推移

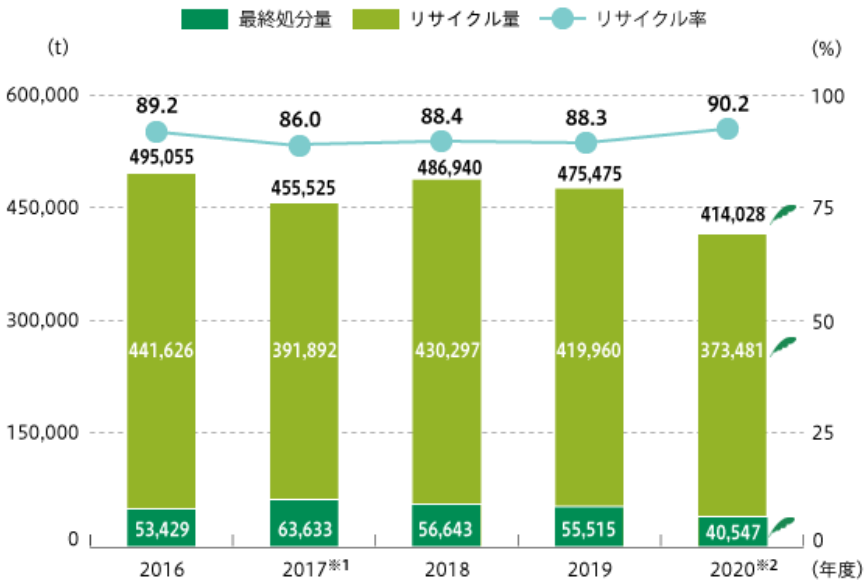

※1 2017年3月にアルパイン・MDF・インダストリーズ社（Alpine）を売却したため、同社の数値を除く

※2 2020年度の排出量の集計期間は2020年1月から12月、過年度の排出量の集計期間は各年4月から翌年3月

▸ （第三者保証マーク）について

国内製造工場での取り組み

住友林業グループでは、各製造工場で産業廃棄物の分別を強化して有価売却するなど、継続して廃棄物排出量の削減に取り組んだ結果、2020年度は、リサイクル率99.2%の計画に対して99.1%となり、住友林業クレスト、住友林業緑化　農産事業本部でゼロエミッション（リサイクル率98%以上）を達成しました。

国内製造工場でのリサイクル率推移
（住友林業クレスト、住友林業緑化 農産事業本部、ジャパンバイオエナジー、オホーツクバイオエナジー、みちのくバイオエナジー）

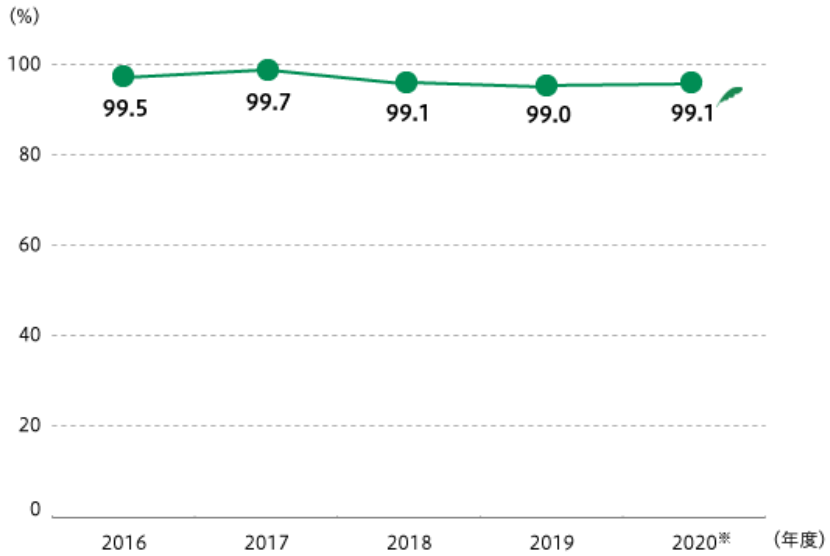

国内製造工場からの廃棄物等排出量の内訳（2020年度※）

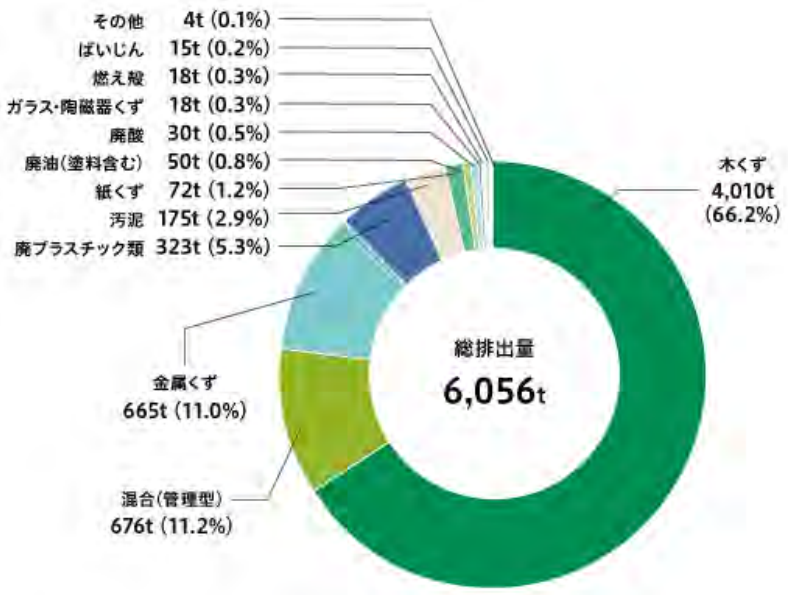

※ 2020年度のリサイクル率の集計期間は2020年1月1日から2020年12月31日

▸ （第三者保証マーク）について

海外製造工場での取り組み

海外主要製造会社5社※に加えて2019年度からは、新たに、インドネシアのシナール・リンバ・パシフィック社（SRP）とアメリカのキャニオン・クリーク社（CCC）を対象に含めてゼロエミッションを推進しています。例えば、インドネシアのクタイ・ティンバー・インドネシア社では合板・建材の製造過程で発生する木くずを、パーティクルボードの原料やボイラー燃料などとして再利用しています。

2020年度は、総排出量は222,816t、最終処分量は3,674t、リサイクル率は中期経営計画サステナビリティ編の計画97.9%に対して98.4%でした。中期経営計画サステナビリティ編では2021年度リサイクル率98%を目標に掲げています。

※ インドネシア：クタイ・ティンバー・インドネシア、リンバ・パーティクル・インドネシア、アスト・インドネシア
ニュージーランド：ネルソン・パイン・インダストリーズ
ベトナム：ヴィナ・エコ・ボード

海外製造工場からの廃棄物排出量の内訳（2020年度）

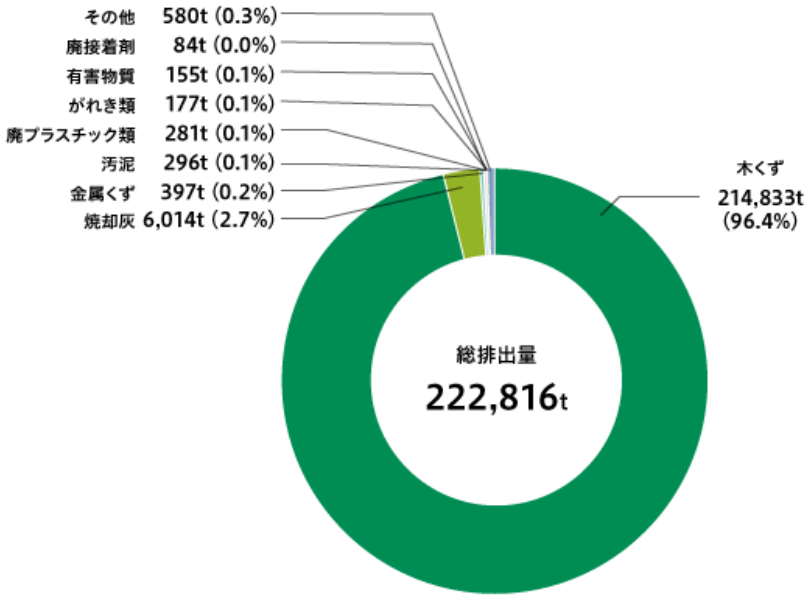

▸ 製造事業での取り組み

新築現場での取り組み

住友林業の新築現場では、発生する廃棄物削減へ取り組んでいます。毎月開催する「廃棄物削減ワーキング」にて、各部署の担当者は問題点を抽出し、共有するとともに、目標に対しての進捗状況の管理を行っています。これまでに、必要最低限の梱包材の採用や床養生材のリユース製品の採用などにより、廃棄物の削減を図ってきました。中期経営計画サステナビリティ編の目標であるリサイクル率98%達成を目指した取り組みを行い、2020年度は97.7%の計画に対して95.2%となりました。今後は、屋根スレートや外壁サイディングのプレカット化による廃棄物の排出削減やリサイクル率の向上に取り組んでいきます。

また、首都圏エリアでは、広域認定制度取得を機に「首都圏資源化センター」を設置し、廃棄物の高度な分別の実施に取り組んでいます。2018年度からは新築現場における廃棄物処理は広域認定の運営エリアの拡大などを実施し、リサイクル率の改善を推進しています。

新築現場のリサイクル率推移
（住宅・建築事業本部、住友林業緑化、住友林業ホームエンジニアリング）

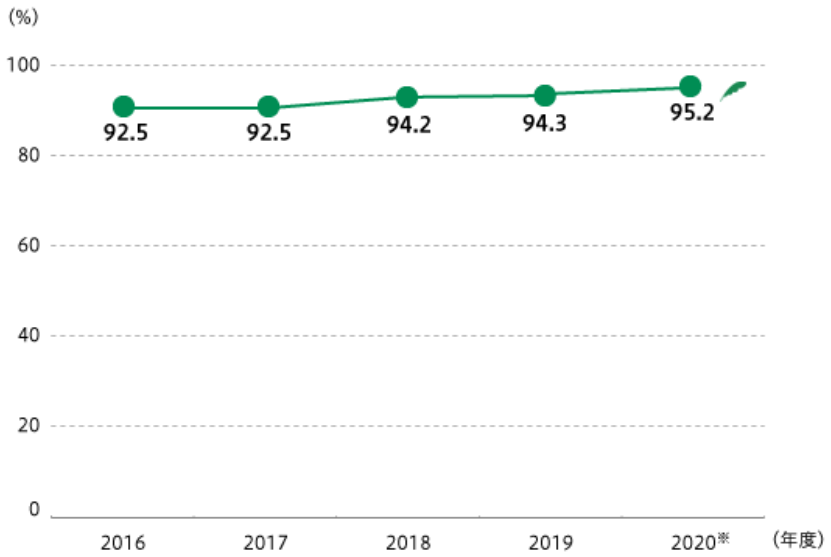

新築現場の廃棄物等の処理状況別内訳（2020年度※）

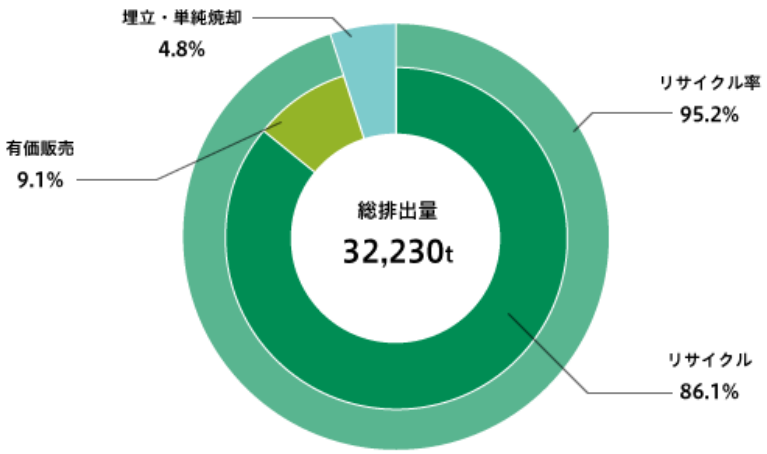

新築現場の廃棄物等排出量の内訳（2020年度※）

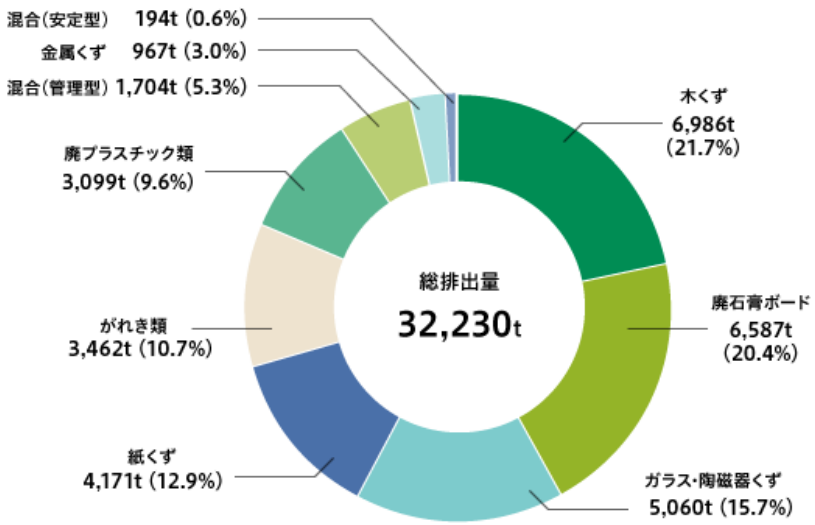

※ 2020年度の集計期間は2020年1月1日から2020年12月31日

▸ （第三者保証マーク）について

リフォーム事業での取り組み

リフォーム現場においては、養生材のリースを使用することなどにより、発生量の削減に取り組んでいます。住友林業ホームテックは、2014年度より自社のリフォーム現場で発生する木くずのマテリアルリサイクルを開始しました。マテリアルリサイクルされる木くずは、パーティクルボードの原料として使われ、資源の有効活用に努めています。2020年度のリサイクル率は80.0%の計画に対して65.2%でした。今後は、現場での分別の徹底を図ることなどにより、リサイクル率80%を目指します。

リフォーム事業の廃棄物等排出量の内訳（2020年度※）（住友林業ホームテック）

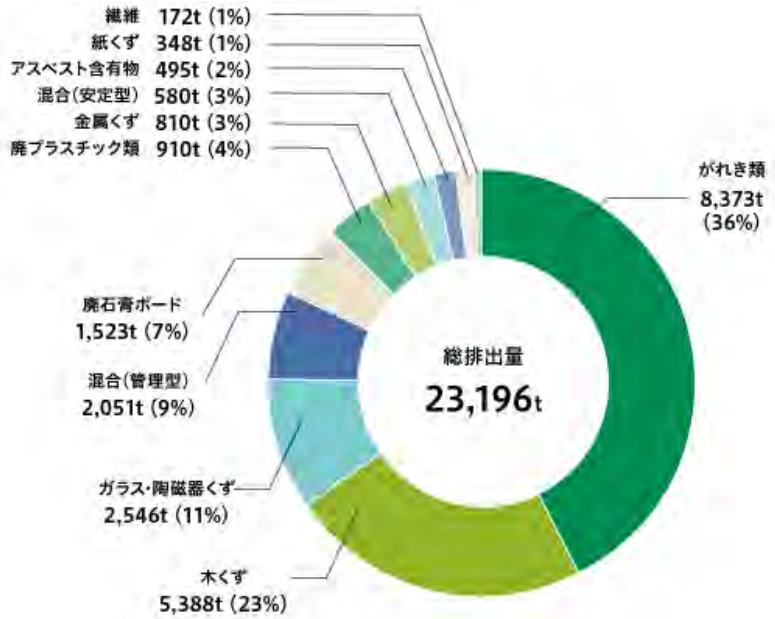

※ 2020年度の集計期間は2020年1月1日から2020年12月31日

▸ 住宅・建築事業での取り組み

解体現場での取り組み

住友林業は、2002年の建設リサイクル法の施行以前から、住宅の新築に伴う解体に際して、分別解体の徹底や廃棄物の分別排出による資源リサイクルを推進しています。2002年の施行以降は、同法で義務付けられた品目（木くず、コンクリートなど）について、発生現場で分別した上で、リサイクルを実施しています。

2020年度実績は、コンクリート、金属くずについては前年度に引き続き、リサイクル率※がほぼ100%となりました。木くずについても付着物の除去撤去などにより、リサイクル率100%を達成しました。中期経営計画サステナビリティ編では、建設リサイクル法に基づき、建設リサイクル法の対象工事範囲外（延べ床面積80m²以下）も含め、リサイクル率98%を目標に掲げています。

※ リサイクル率の算定について、建設リサイクル法に基づき特定建設資材（コンクリート、アスコン、木くず）に加え、金属も対象に含む

解体廃棄物の排出量と内訳（2020年度※）

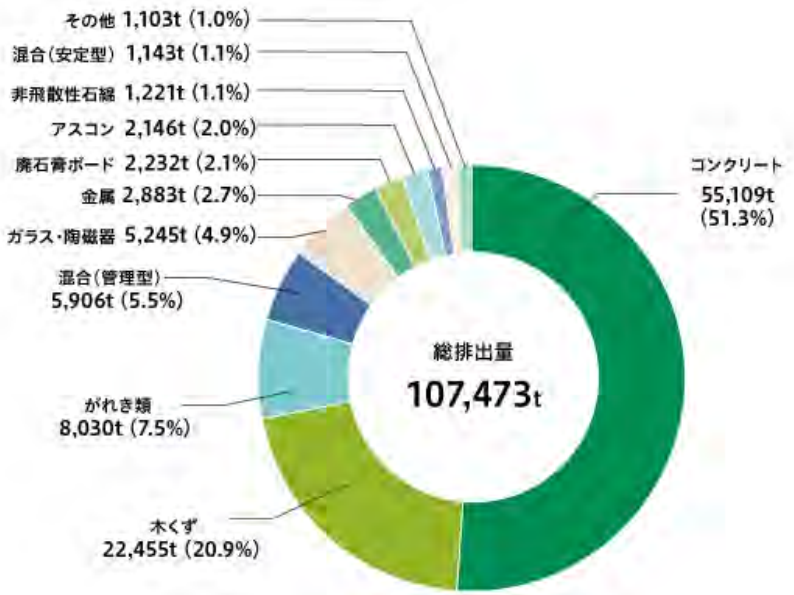

※ 2020年度の集計期間は2020年1月1日から2020年12月31日

▸ 住宅・建築事業での取り組み

発電事業での取り組み

発電事業では、バイオマスボイラーから排出されるばいじん（焼却灰）は、生石灰と混合し、主に林道の路盤材として再利用しています。2018年度は、「ロバンダー」という製品名で、北海道認定リサイクル製品として認定されました。2020年度はリサイクル率79.3%の計画でしたが焼却灰の有効活用により実績は91.0%と目標を達成しました。

発電事業の廃棄物等排出量の内訳（2020年度※）（紋別バイオマス発電、八戸バイオマス発電）

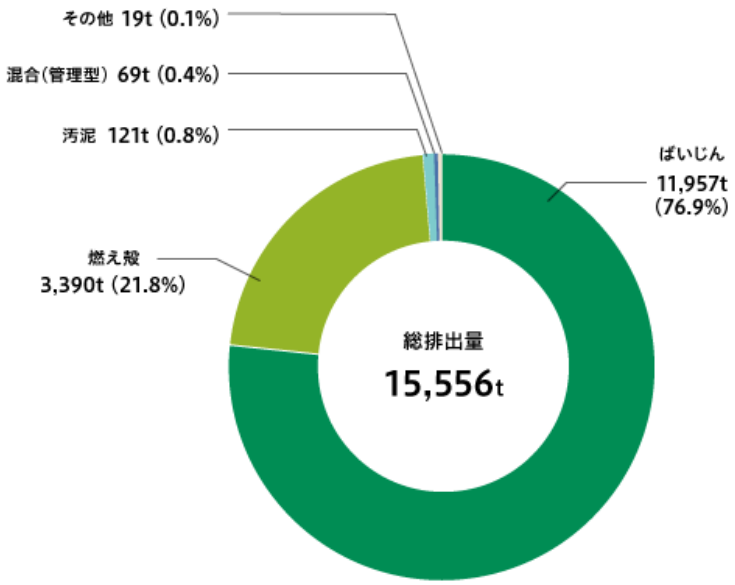

※ 2020年度の集計期間は2020年1月1日から2020年12月31日

▸ バイオマス発電事業での取り組み

生活サービス事業、住宅関連資材販売※1などでの取り組み

生活サービス事業や住宅関連資材販売などの各排出事業所においても 、無駄な廃棄物の発生をなくすため、部署ごとに取り組みを実施しています。

生活サービス事業、住宅関連資材販売などでの廃棄物等排出量の内訳（2020年度※2）

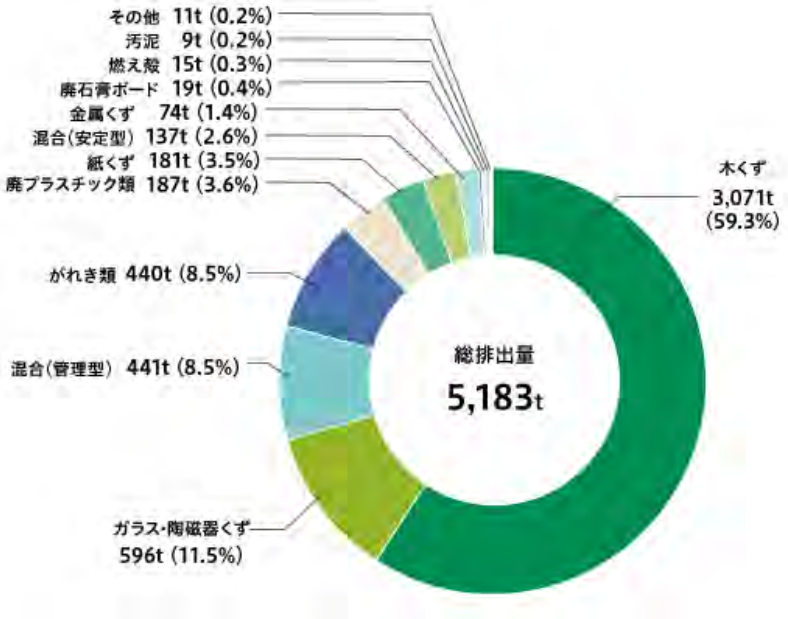

※1 住宅関連資材販売とは、流通事業、リノベーション事業、筑波研究所など

※2 2020年度の集計期間は2020年1月1日から2020年12月31日

プラスチックへの対応基準を策定

プラスチックは短期間で社会に浸透し、われわれの生活に利便性と恩恵をもたらした一方、他素材に比べてリユース・マテリアルリサイクルされる割合は世界全体でもいまだ低く、海洋に流出したプラスチックによる汚染問題などが、世界的な課題となっています。当社グループは2019年8月に「プラスチックに関する対応」を定め、関連部署への啓発・周知を行いました。ノベルティ類、文房具類は、包装も含めて、プラスチック製品はできる限り代替を検討。社内の自動販売機・飲料保管等において、防災など特別な理由がない限り、ペットボトルを缶に切り替え、会議時におけるペットボトル飲料の配布を行わないなどの取り組みを実施しました。また、プラスチックへの対応内容を「住友林業グループグリーン購入ガイドライン」に反映し、改訂を行いました。

ゼロエミッション達成のための取り組み

ゼロエミッションの考え方

住友林業グループは、各事業所※から発生する全ての産業廃棄物について、単純焼却・埋立処分を行わない、「リサイクル率98%以上」をゼロエミッション達成と定義しています。この定義に従い、国内製造工場では2009年度に、新築現場でも2012年度に首都圏エリアにおけるゼロエミッションを達成しました。また、海外製造工場では、2020年度にゼロエミッションを達成しました。

2019年度から新たに2021年度を目標年度とした中期経営計画サステナビリティ編において、さらなる事業活動における環境負荷低減の推進に向け、住友林業グループ全体の最終処分量を2017年度比15%削減する目標を加え、ゼロエミッションに取り組んでいます。また、中期経営計画サステナビリティ編では、事業活動状況や発生する廃棄物状況などを考慮し、「新築現場」「国内製造工場」「発電事業」「リフォーム事業」「生活サービス事業など」「海外製造工場」「解体工事現場」の7区分に分けて、今までのCSR経営中期計画より細かい管理を通じ、ゼロエミッションの達成を目指しています。

※「新築現場」「国内製造工場」「発電事業所」「生活サービス事業など」「海外製造工場」「解体工事現場」を指す

製造事業での取り組み

国内製造工場での取り組み

住友林業グループでは、各製造工場で産業廃棄物の分別を強化して、単純焼却を行うことなく、資源としての有効利用（熱利用）や有価売却するなど、継続して廃棄物排出量の削減に取り組んだ結果、2020年度※のリサイクル率は、99.3%の計画に対して99.1%となり、住友林業クレスト、住友林業緑化　農産事業本部でゼロエミッション（リサイクル率98%以上）を達成しました。

※ 集計期間：2020年1月～12月

海外製造工場での取り組み

海外主要製造会社5社※に加えて2019年度からは、新たに、インドネシアのシナール・リンバ・パシフィック社（SRP）とアメリカのキャニオン・クリーク社（CCC）を対象に含めてゼロエミッションを推進しています。例えば、インドネシアのクタイ・ティンバー・インドネシア社では合板・建材の製造過程で発生する木くずを、パーティクルボードの原料やボイラー燃料などとして再利用、製材過程で出た端材はノベルティグッズに活用するなど、ゼロエミッション活動を推進しています。

2020年度のリサイクル率は、98.2%の計画に対して、98.4%となり、ゼロエミッションを達成しました。

※ インドネシア：クタイ・ティンバー・インドネシア、リンバ・パーティクル・インドネシア、アスト・インドネシア
ニュージーランド：ネルソン・パイン・インダストリーズ
ベトナム：ヴィナ・エコ・ボード

ゴミ分別による再資源化

製造時に発生する端材をノベルティ原材料に再利用

住宅・建築事業での取り組み

新築現場での取り組み

新築現場における廃棄物削減への取り組み

新築現場から発生する産業廃棄物の削減

住友林業グループ中期経営計画サステナビリティ編では、2021年度までに新築現場から発生する1棟あたりの産業廃棄物の量を2017年度比18%削減することを目標に掲げています。2020年度は、新築住宅1棟あたりの産業廃棄物排出量が2017年度比で10%削減と停滞しましたが、2020年度から運用を開始した、きずれパネル、屋根スレートのプレカット化が順調に進んでおり、2021年度はプレカット化した構造材を使用した建物が順次完成を迎え、産業廃棄物排出量の削減効果が表れてくる予定です。

新築現場から発生する産業廃棄物の削減（1棟あたり）

	総排出量（kg）	削減率
2017年度（基準年度）	3,325	-
2018年度実績	3,274	▲2%
2019年度実績	3,002	▲10%
2020年度※実績	2,977	▲10%
2021年度目標	2,730	▲18%

※ 集計期間：2020年1月～12月

2020年度産業廃棄物削減の取り組み

住友林業は2014年7月、新築現場の廃棄物削減のため、商品開発、資材調達、生産管理、環境部門の担当者による「廃棄物削減ワーキング」を発足させ、多くの施策を立案し、実行に移してきました。

2012年から運用を開始した広域認定産廃管理システムから得られた廃棄物発生状況に関する詳細データから、「木くず」「石膏ボード」「ダンボール類」の3品目が、全体の2/3を占めることが明らかになり、この3品目の削減に重点的に取り組んでいます。

2020年度は、現場で採寸加工していた、屋根スレート材、サイディング材、きずれパネルのプレカット化の取り組みを進め、段階的に実運用を開始してきました。2021年度には全国の支店へエリアを拡大し、本格的に運用を開始します。これらのプレカット化による産業廃棄物の削減重量は大きく、屋根スレートは170kg/棟、サイディングは550kg/棟、きずれパネルは80kg/棟と排出量削減を期待しています。

また、2021年度は建築する場所や地域、仕様等により産業廃棄物の排出量の差が生じるため、支店毎に適正な産業廃棄物排出量を算出し、支店毎の適正産業廃棄物排出量の目標を作成しました。この産業廃棄物の適正排出量を目標にすることで、建築現場の意識改革、啓発活動に取り組み、産業廃棄物の排出量の分析、及び改善対策を計画、実行し、排出量削減に取り組んでいきます。

新築現場における廃棄物のリサイクルへの取り組み

住友林業は、新築現場より発生する廃棄物の分別を徹底しています。当社が定めた11分類に分別しやすくするため、具体的な廃棄物を記載したポスターを掲示するなど啓発を図っています。また、プレカット構造材等資材の運搬の際に使用されたリンギやパッキン材を現場で使い捨てせず再利用する取り組みも行ってきました。

住友林業グループ中期経営計画サステナビリティ編では、2021年度までに新築現場における廃棄物のリサイクル率を98.0%にすることを目標に掲げています。2020年度は、95.2%と一部の地域で中間処理場からのリサイクルが進まず停滞しましたが、2021年度は、リサイクル可能な処理場の新規採用を検討してリサイクル率の向上に取り組みます。

産業廃棄物分別ポスター

新築現場における廃棄物のリサイクル率

	リサイクル率
2017年度（基準年度）	92.5%
2018年度実績	94.2%
2019年度実績	94.3%
2020年度※実績	95.2%
2021年度目標	98.0%

※ 集計期間：2020年1月～12月

環境省広域認定制度の認定取得

住友林業は2010年12月、環境省より広域認定制度の認定を取得しました。この認定によって産業廃棄物の運搬が産廃業者以外でも可能となり、当社独自の産廃回収システムを構築することができました。

当社の新築工事の産廃管理システムは、資材の現場搬入車両の帰り便等を廃棄物の回収に利用し、運送を合理化しただけでなく、廃棄物にバーコードを取り付け管理することでトレーサビリティの確保、正確な重量等発生状況データの収集を行っています。

首都圏資源化センターの稼働

住友林業は、広域認定制度の認定取得を機に、高度な分別とデータ収集のため「首都圏資源化センター」を埼玉県加須市に設立しました。

首都圏資源化センターは、2012年度より運用を開始し、関東地方一都五県（東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県）の新築現場から発生する廃棄物を集積し処理を行っています。

首都圏資源化センターの設置によって、仕様、施工店、地域ごとに詳細な廃棄物発生状況、傾向のデータが収集できるようになり、データを商品開発、資材調達、生産管理部門へフィードバックし、廃棄物削減の取り組みに活かしています。

また、首都圏以外の地域でも広域認定制度の運用を拡大しました。現在、全国63支社・支店のうち、62支社・支店にて運用を開始しています。首都圏資源化センターと同様、全国の廃棄物発生状況データを収集することが可能になり、地域ごとに、建物の仕様や建築条件で排出量や排出品目の傾向があるため、それぞれ分析を行うことで、廃棄物削減につなげます。

首都圏資源化センター

広域認定を利用した産業廃棄物回収フロー

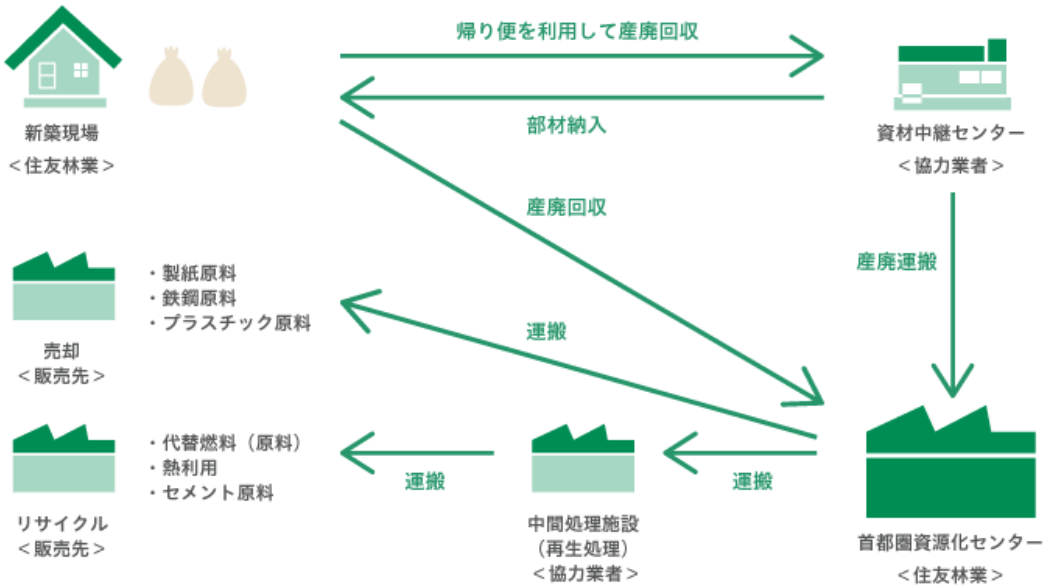

解体現場での取り組み

住友林業は、2002年の建設リサイクル法の施行以前から、住宅の新築に伴う解体に際して、分別解体の徹底や廃棄物の分別排出による資源リサイクルを推進しています。2002年の施行以降は、同法で義務付けられた品目（木くず、コンクリートなど）について、発生現場で分別した上で、リサイクルを実施しています。近年は、石綿含有建材を使用した住宅の解体工事が増加しており、2020年には石綿関連の改正法案が施行されています。これを踏まえ、住友林業では、特に石綿含有建材の除去方法や処理の指導や管理の徹底に努めています。

解体工事における廃棄物管理

携帯電話やスマートフォンを使って解体工事現場から搬出する廃棄物の品目、数量、荷姿を確認できるシステムを構築し、協力解体工事店へ導入し、管理を強化しています。

産業廃棄物事務センター開設

2021年度より、産業廃棄物事務センターを全国3拠点に開設しました。産業廃棄物の管理業務に特化した担当者が、精度の高い管理に統一することで全国の産廃リスクの撲滅に取り組みます。

全国で排出される産業廃棄物の電子マニフェスト登録を行い、排出事業者の責務である最終処分終了までの適正処理の確認や期限管理を始め、電子マニフェストの登録内容と委託契約書の記載内容の照合、及び委託契約書内容の更新管理等の法令を厳守した管理を行います。

リフォーム事業での取り組み

リフォーム現場では、養生材を繰り返し使用できるリユース養生材にすることで、発生量の削減に取り組んでいます。

首都圏エリアの木くずについては、2014年度よりパーティクルボードの原料とするマテリアルリサイクルルートを運用するなど、資源の有効活用にも努めています。

排出量の多い3大都市圏では、エリア全体を統括する工事部を設置し、産業廃棄物の管理全般、リサイクル率の向上の指導・教育を行っています。2020年1月～12月のリサイクル率は72.3%となりました。今後も現場での分別の徹底を図るとともに、「ガラス・陶磁器くず」のリサイクル能力の高い処理委託先への持ち込みをさらに増やす計画です。

施工業者と共に

住友林業では、安全や環境についての情報やトピックスを掲載した「安全･環境･検査室情報」を毎月発行し、支店や施工業者に対して繰り返し周知することにより、産業廃棄物関連のリスク回避ができるようにしています。

新築施工店及び解体業者への教育

新築施工店に対して、産廃教育と確認テストを実施しています。解体業者は産業廃棄物について、解体着工前から解体完了まで、マニュアルに沿って施工管理記録書を各支社、支店に報告しています。また、各支社、支店ではその施工管理記録書のチェックを行い、不備があれば是正するように指導をしています。

バイオマス発電事業での取り組み

焼却灰を利用したロバンダー、北海道認定リサイクル製品に認定

紋別バイオマス発電株式会社では、バイオマスボイラーから排出されるばいじん（焼却灰）を利用し、林道用の路盤材（商品名「ロバンダー」）を製造しています。これにより廃棄物の発生を抑制、環境負荷低減へ配慮するとともに、山林資源を活用した発電で発生した副産物を山林の整備に利用するという、循環型事業の構築を目指しています。

また、「ロバンダー」は環境安全性の基準を満たしていることが認められ、北海道認定リサイクル製品としての認定を受けました。

北海道認定リサイクル製品マーク

原木置き場のロバンダー材敷設した道路

ジャパンバイオエナジー株式会社が優良産廃処理業者に認定

木質燃料チップの製造・販売を行うジャパンバイオエナジー株式会社が、2016年5月に川崎市の優良産廃処理業者に認定されました。

優良産廃処理業者認定制度は、都道府県や政令市が優良な産廃処理業者を審査して認定する制度です。認定を受けるためには、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取り組み、財務体質の健全性などの基準に全て適合していることが必要となります。本制度の認定を受けることにより、産廃処理業許可の有効期限が5年から7年に延長となりました。

汚染の防止

化学物質の管理

国内工場の化学物質管理

住友林業グループでは、国内は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）に従って、対象となる住友林業クレスト株式会社の3工場（鹿島工場・新居浜工場・伊万里工場）それぞれについて、有害化学物質を管理しています。

国内工場の化学物質管理表（2020年度）

※2020年1月～12月の実績

対象会社	対象部署	物質番号	化学物質の名称	取扱量（kg/年）	排出量（kg/年）				移動量（kg/年）		製品への転換（kg）
					大気	水域	土壌	埋立処分	下水道	当該事業所外	
住友林業クレスト	鹿島工場	186	塩化メチレン（ジクロロメタン）	8,515	5,879	0	0	0	0	2,635	1
		448	メチレンビス（4,1-フェニレン）＝ジイソシアネート	1,246	0	0	0	0	0	43	0
	小計			9,761	5,879	0	0	0	0	2,678	1
	新居浜工場	186	塩化メチレン（ジクロロメタン）	4,160	2,973	0	0	0	0	1,186	0
	小計			4,160	2,973	0	0	0	0	1,186	1
	伊万里工場	4	アクリル酸及び水溶性塩	14,299	0	0	0	0	0	0	14,299
		7	アクリル酸ノルマル-ブチル	8,397	0	0	0	0	0	23	8,374
		84	グリオキサール	2,330	0	0	0	0	0	4	2,326
		134	酢酸ビニル	2,154,375	2,259	95	0	0	0	94	2,151,927
		349	フェノール	34,200	0	0	0	0	0	16	34,184

対象会社	対象部署	物質番号	化学物質の名称	取扱量（kg/年）	排出量（kg/年）				移動量（kg/年）		製品への転換（kg）
					大気	水域	土壌	埋立処分	下水道	当該事業所外	
		395	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩	3,649	0	0	0	0	0	9	3,640
		407	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までの及び混合物に限る）	3,393	0	28	0	0	0	10	3,355
		411	ホルムアルデヒド	137,599	42	0	0	0	0	235	137,322
		415	メタクリル酸	868	0	0	0	0	0	0	868
		448	メチレンビス（4,1－フェニレン）＝ジイソシアネート	6,240	0	0	0	0	0	33	6,207
	小計			2,365,350	2,301	123	0	0	0	424	2,362,502
合計				2,379,271	11,153	123	0	0	0	4,288	2,362,504

▸ （第三者保証マーク）について

海外工場の化学物質管理

海外の工場においては、各国の化学物質管理規制に従って、下表の通り、接着剤や塗料などに含まれる化学物質を管理しています。

海外工場の化学物質管理表（2020年度）

対象会社	国	化学物質の名称等	取扱量（t/年）	排出量（t/年）		移動量（t/年）
				大気	水域その他	廃棄物処分
KTI	インドネシア	MA、UA他接着剤等	31,384	-	-	75
ASTI	インドネシア	スチレン、キシレン、溶剤	30	-	-	9
RPI	インドネシア	イソシアネート、ホルムアルデヒド	444	-	-	0
NPIL	ニュージーランド	ホルムアルデヒド	298	-	-	0
VECO	ベトナム	イソシアネート、ホルムアルデヒド他	397	-	-	8
CCC	アメリカ合衆国	MEK、アルコール類他	340	328	-	12
合計			32,893	-	-	104

大気汚染物質の管理

国内工場の大気汚染物質管理

大気については「大気汚染防止法」及び地域条例にのっとり、対象となる住友林業クレストの各工場（鹿島工場・静岡工場・新居浜工場）、住友林業緑化の新城工場、紋別バイオマス発電株式会社それぞれについて、ダイオキシン、NOx、SOx、ばいじんの大気中への排出濃度検査を定期的に実施しています。2020年度は、排出濃度検査の結果は全て基準値以内でした。

国内工場の大気汚染物質管理表（2020年度）

※ 2020年1月～12月の実績

対象会社	対象部署	測定物質	単位	（基準値）	測定濃度	大気への排出量（mg-TEQ）
住友林業クレスト	鹿島工場	ダイオキシン	ng-TEQ/m³	5	0.025	1
	静岡工場	ダイオキシン	ng-TEQ/m³	5	1.1	3.5

対象会社	対象部署	測定物質	排出量（kg/年）	単位	（基準値）	測定濃度	乾きガス流量（Nm³/h）
住友林業クレスト	新居浜工場（木くずボイラー）	SOx（硫黄酸化物）	197	ppm	0.42	0.04	5,950
		NOx（窒素酸化物）	1,443	ppm	350	36	5,950
		ばいじん	19	g/Nm³	0.3	0.001	5,950
	新居浜工場（重油ボイラー）	SOx（硫黄酸化物）	1	ppm	0.1	0.026	440
		NOx（窒素酸化物）	1	ppm	180	57	440
		ばいじん	3	g/Nm³	0.3	0.004	440
	伊万里工場	SOx（硫黄酸化物）	1,024	ppm	-	- ※ 小型貫流ボイラーの為、測定頻度の規定なし	-
住友林業緑化農産事業部	新城工場	SOx（硫黄酸化物）	32	ppm	0.49	1.2未満	10,100
		NOx（窒素酸化物）	717	ppm	200	38	10,100
		ばいじん	677	g/Nm³	0.2	0.061	10,100
紋別バイオマス発電所		SOx（硫黄酸化物）	77,905	ppm	373	4.0	189,000
		NOx（窒素酸化物）	279,343	ppm	250	89	189,000
		ばいじん	3,516	g/Nm³	0.1	0.004	189,000
八戸バイオマス発電所		SOx（硫黄酸化物）	827	ppm	32.3	0.05	58,000
		NOx（窒素酸化物）	69,007	ppm	250	63.6	58,000
		ばいじん	0.0	g/Nm³	0.3	0.0	58,000

▸ （第三者保証マーク）について

海外工場の大気汚染物質管理

海外の工場においては、各国及び地域の規制に従って、インドネシアとベトナムではNOx、SOx、ばいじんの排出濃度測定を、アメリカ合衆国では、VOCの排出量の測定を実施しています。2020年度は、排出濃度検査の結果は全て基準値以内でした。

海外工場の大気汚染物質管理表（2020年度）

対象会社	国	測定物質	単位	（基準値）	測定濃度
KTI	インドネシア	CO（一酸化炭素）	μg/Nm³	22,600	4,720
		SOx（硫黄酸化物）	μg/Nm³	262	35
		NOx（窒素酸化物）	μg/Nm³	150	42
		H_2S（硫化水素）	μg/Nm³	0.03	0.003
		NH_3（アンモニア）	ppm	2	0.02
		O_3（オゾン）	ppm	0.1	0.02
		ばいじん	mg/Nm³	0.26	0.02
RPI	インドネシア	SOx（硫黄酸化物）	mg/Nm³	800	531
		NOx（窒素酸化物）	mg/Nm³	1,000	114
		ばいじん	mg/Nm³	350	※
ASTI	インドネシア	CO（一酸化炭素）	μg/Nm³	15,000	1,144
		SOx（硫黄酸化物）	μg/Nm³	632	検出限界以下
		NOx（窒素酸化物）	μg/Nm³	316	13
		H_2S（硫化水素）	μg/Nm³	0.02	0.001
		NH_3（アンモニア）	ppm	2.0	0.073
		TSP (Debu Total) 総浮遊粒子状物質	μg/Nm³	230	133
VECO	ベトナム	SOx（硫黄酸化物）	mg/Nm³	500	2
		NOx（窒素酸化物）	mg/Nm³	850	151
		ばいじん	mg/Nm³	200	84
CCC	アメリカ合衆国	VOC（揮発性有機化合物）	1bs	200,000	127,271

※ ドライヤーの状況の確認及び調整実施中。調整後2021年4月に測定

水質汚染物質の管理

国内の水質汚染物質管理

水質については「水質汚濁防止法」にのっとり、対象となる筑波研究所及び住友林業クレスト株式会社全工場（鹿島工場・静岡工場・新居浜工場・伊万里工場）、紋別バイオマス発電所、八戸バイオマス発電所それぞれについて、定期的に排水の水質濃度検査を実施しています。2020年度は、鹿島工場の測定濃度は所在地の土壌の影響で基準値を超えていましたが、その他工場の測定濃度は全て基準値以内でした。

国内工場の水質物質管理表（2020年度）

対象会社	対象部署	検査項目	単位	（基準値）	測定濃度
住友林業	筑波研究所	pH	-	5～9	7.5
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	＜ 600	6
		COD	mg/L	-	-
		SS（浮遊物質量）	mg/L	＜ 600	6
		ノルマルヘキサン抽出物（鉱油類）	mg/L	≦ 5	＜1
		ノルマルヘキサン抽出物（動植物類）	mg/L	≦ 30	＜1
		ヨウ素消費量	mg/L	≦ 220	＜5
		フェノール類含有物	mg/L	≦ 5	＜ 0.02
		シアン化合物	mg/L	≦ 1	＜ 0.1
		銅含有物	mg/L	≦ 3	＜ 0.02
		亜鉛含有物	mg/L	≦ 2	0.05
		溶解性鉄含有物	mg/L	≦ 10	0.06
		溶解性マンガン含有量	mg/L	≦ 10	＜ 0.02
		ベンゼン	mg/L	≦ 0.1	＜ 0.001
		ほう素及びその化合物	mg/L	≦ 10	0.08
		ふっ素及びその化合物	mg/L	≦ 8	＜ 0.17

対象会社	対象部署	検査項目	単位	(基準値)	測定濃度
住友林業クレスト	鹿島工場	pH	-	5.8～8.6	12.6
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	-	1.8
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	10.0	4.8
		SS（浮遊物質量）	mg/L	10.0	<1
	静岡工場	pH	-	5.8～8.6	7.8
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	≦ 160	5
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	-	-
		SS（浮遊物質量）	mg/L	≦ 200	1
	新居浜工場	pH	-	5.8～8.6	6.7
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	-	-
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	160	1
		SS（浮遊物質量）	mg/L	200.0	20
	伊万里工場	pH	-	5.8～8.6	7.8
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	-	-
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	70	15
		SS（浮遊物質量）	mg/L	70	5
紋別バイオマス発電所		pH	-	5～9	7.7
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	5日間に1,000mg/L未満	9
		SS（浮遊物質量）	mg/L	1,000	0
八戸バイオマス発電所		pH	-	5.8～8.6	7.5
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	30mg/L以下（日間平均20mg/L以下）	0.8
		SS（浮遊物質量）	mg/L	40mg/L以下（日間平均30mg/L以下）	13

海外の水質汚染物質管理

海外の工場においては、各国の排水水質規制に従って、水質汚染物質の濃度検査を実施しています。2020年度は、排出濃度検査の結果は全て基準値以内でした。

海外工場の水質物質管理表（2020年度）

対象会社	対象部署	検査項目	単位	（基準値）	測定濃度
KTI	インドネシア	pH	-	6～9	7.6
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	75	8.1
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	125	25
		TSS（浮遊物質量）	mg/L	50	5.3
		NH3-N（アンモニア濃度）	mg/L	4	0.8
		Fenol（フェノール濃度）	mg/L	0.25	0.02
RPI	インドネシア	pH	-	6～9	7.8
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	75	9
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	125	28
		TSS（浮遊物質量）	mg/L	50	8
		NH_3-N（アンモニア濃度）	mg/L	4	0.471
		Fenol（フェノール濃度）	mg/L	0.25	＜ 0.001
ASTI	インドネシア	pH	-	6～9	7
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	500	55
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	1,600	171
		溶解性鉄含有量	mg/L	5	0.32
		溶解性マンガン含有量	mg/L	2	0.05
		銅含有量	mg/L	2	＜ 0.02
		亜鉛含有量	mg/L	5	0.12
		六価クロム化合物	mg/L	0.1	＜ 0.005
		クロム化合物	mg/L	0.5	＜ 0.1
		カドミウム化合物	mg/L	0.05	0.001
		鉛化合物	mg/L	0.1	0.042
		硫化水素化合物	mg/L	0.05	＜ 0.015
		硝酸塩化合物	mg/L	20	0.57

対象会社	対象部署	検査項目	単位	（基準値）	測定濃度
		亜硝酸塩化合物	mg/L	1	＜ 0.002
VECO	ベトナム	pH	-	5～9	8.0
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	200	28
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	300	49
		SS（浮遊物質量）	mg/L	200	9
		窒素化合物	mg/L	60	検出限界以下
		リン酸塩化合物	mg/L	10	0.12
NPIL	ニュージーランド	pH	-	6～9	7.0
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	2,350	1,561
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	6,400	4,430
		SS（浮遊物質量）	mg/L	650	345

アスベスト（石綿）含有建材の適正処理

住友林業グループは、石綿の適正な処理ルートを確保しています。住友林業では、「解体工事適正対応ガイド」を策定し、住宅の解体工事における石綿の飛散防止に努めています。

一方、各事業所の建築物においても、法律に基づき適正に処理しています。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管・適正処理

使用済みの高圧コンデンサーなどに含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については、「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」にのっとり適切に管理し、処理を進めています。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理状況※1

対象会社	対象施設	2018年度 処理量（kg）※1	2019年度 処理量（kg）※1	2020年度 処理量（kg）※1
住友林業クレスト	（旧）名古屋工場※2	0	0	0
ASTI	ASTI工場	0	0	0
小計		0	0	0

※1 上記処理量（kg）は、処分届の数量で、保管容器込みの重量を記載

※2 （旧）名古屋工場は、2015年6月末に閉鎖

ポリ塩化ビフェニル（PCB）の管理状況※1

対象会社	対象施設	2020年度以降 処理予定（台数）	管理状況
住友林業クレスト	（旧）名古屋工場※2	513台	安定器保管中
ASTI	ASTI工場	17kg	電子基盤

※1 上記記載の機器は、現在使用中もしくは保管中の機器であり、処理検討中のもの

※2 （旧）名古屋工場は、2015年6月末に閉鎖

フロン排出量の管理

筑波研究所などの試験設備や関係会社の空調・保冷庫などの冷媒として使用されているフロン類ガスについては、2015年4月に施行された「フロン排出抑制法」にのっとり、フロン排出量を定期検査時のフロン充填量で管理しています。2019年度、フロン類の漏洩量はゼロでした。

植物の力を活用した土壌浄化技術・環境修復事業

現在、日本国内では工場などの跡地の利用において、土壌汚染に伴う環境負荷とその対策コストの負担が課題となっています。例えば、ガソリンスタンドは、埋設から40年以上たった地下タンクの改修が、改正消防法で義務化されたことに伴い、年間で約1,000～2,000ヵ所が閉鎖される見込みです。

こうした土壌汚染対策・環境修復の需要に応えるべく、住友林業グループは、植物の作用を活用した汚染土壌の浄化（ファイトレメディエーション）に取り組んでいます。その一環として、2012年度、独自に品種登録した日本シバ「バーニングフィールド」による油汚染土壌浄化工法を、ENEOS株式会社（当時：JX日鉱日石エネルギー株式会社）と共同開発しました。

この工法で使用する日本シバは、根から出る栄養分が油分を低減する微生物の働きを活性化させる作用を持ち、環境負荷を抑え低コストで汚染土壌を浄化することが可能です。2020年度まで、ガソリンスタンドや油槽所跡地の浄化に9件導入され、そのうち5件で浄化が完了しました。

なお、2013年「環境対策に係る模範的取組表彰（大臣表彰）」を受賞するとともに、環境省が2013年度、2014年度に実施した「低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査」において、油分分解微生物の活性化傾向が認められた他、高濃度の油汚染地で適用することができる可能性があるとの評価を得ました。2018年10月、公益財団法人日本デザイン振興会が主催のグッドデザイン賞を受賞しました。2020年3月に、日本シバ改良品種「バーニングフィールド®」が、国土交通省の新技術情報提供システム（NETIS）へ登録されました。　NETISは、国土交通省が新技術活用のため情報の共有及び提供を目的とした新技術情報提供システムです。NETIS登録技術の活用により、入札段階における総合評価方式や活用段階における工事成績評定で加点対象になるため、公共工事に携わる事業者等への新技術の認知度向上や普及が期待できます。

今後も、この工法による浄化実績を積み重ね、全国の油汚染問題の解決に貢献していきます。

ガソリンスタンド跡地に施工されたシバ

水資源の有効利用

事業活動における節水

世界では今、水不足に対する危機感が増しています。今後、人口増加や途上国の経済成長によって水需要が高まることにより、この問題はますます深刻化することが予想されます。

住友林業グループの主要事業は、木材建材流通事業、住宅・建築事業などであり、水の使用量は少ないビジネスモデルです。しかしながら、水を重要な資源とする事業も展開しており、そうした事業を中心に、水使用量を削減し、リスクアセスメントの実施や問題が発生した場合の対応策の検討を行う方針としています。

住友林業グループでは、国内外の製造会社に加え、2012年度からは当社グループが所有する建物など、水使用量の実数測定が可能な拠点で水の使用量や水源を把握しています。そして、2016年度のグループ会社全体の水使用量を分析し、連結売上高の7.2%にあたる8社のグループ会社で水使用量の91.8%を占めていることがわかりました。そこで、この8社を水の重点管理会社と位置付け、まず、国内の5社で水使用に関するリスクアセスメントと水不足になった場合の具体的な対応策をまとめました。また、海外3社に関しても、水使用の実態把握を開始しました。

そして、2016年度から2018年度にかけて紋別バイオマス発電、八戸バイオマス発電の稼働により水の使用量は増加しています。バイオマス発電では、木材などのバイオマス燃料を燃焼させて水を沸騰、その水蒸気でタービンを回して発電するため、水使用量の増加につながっています。

2019年5月に公表した中期経営計画サステナビリティ編では「水資源の節減・有効利用」を掲げ、当社グループ全体の水使用量を目標化し、進捗管理を行っています。2020年度、グループ全体の水使用量は2,851千m³で、目標数値2,824千m³以内に対して目標を達成しました。住友林業クレストの伊万里工場における工業用水の循環利用の節水策が主な要因です。海外の製造工場においては、ベトナムのVECO社で冷却水の循環利用により、2020年度の実績は2019年比33.7%削減となりました。

また、住友林業では、サプライチェーンにおける水使用量を把握するため、2015年度に住宅施工現場で協力会社が使用する水使用量のサンプリング調査を実施し、施工時の水使用量は床面積1m²あたり約0.0887m³であることを把握しています。

▸ 重要課題3：事業活動における環境負荷低減の推進＞各目標のマネジメント

過去4年間水使用量の推移※

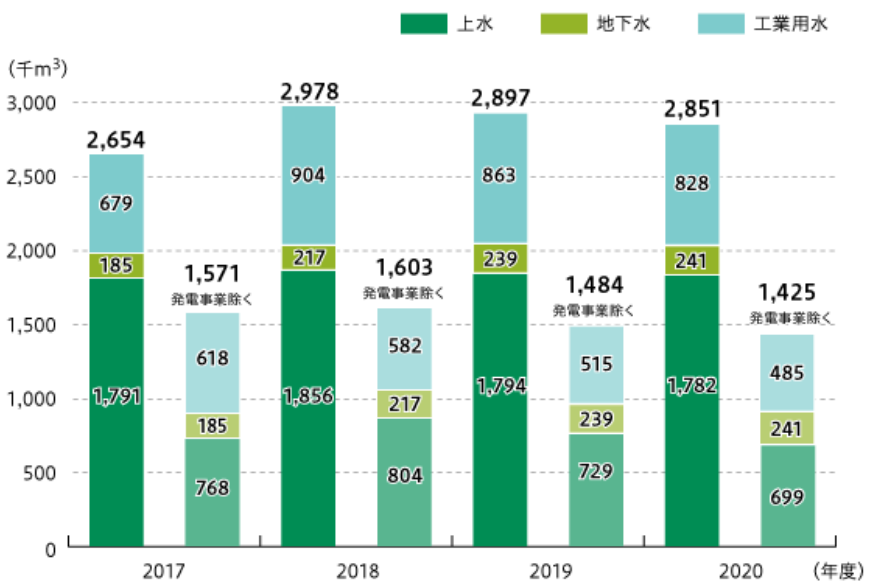

▸ （第三者保証マーク）について

部門別水使用量推移※

	オフィス部門他 (単位：千m³)			国内工場・発電事業部門他 (単位：千m³)			海外工場 (単位：千m³)			合計 (単位：千m³)
	2018年度	2019年度	2020年度	2018年度	2019年度	2020年度	2018年度	2019年度	2020年度	2020年度
上水	79	78	81	1,302	1,324	1,359	475	392	342	1,782
地下水	29	37	42	14	12	10	174	190	189	241
工業用水	235	114	120	470	432	419	310	318	288	828
合計	232	230	243	1,786	1,768	1,788	959	900	820	2,851

※ 対象は当社グループが所有する建物など、水使用量の把握が可能な拠点

※ 2020年度の水使用量の集計期間は2020年1月から12月、過年度の排出量の集計期間は各年4月から翌年3月

住友林業クレストの取り組み

合成樹脂接着剤などを製造している住友林業クレストの伊万里工場では、工業用水を製造設備の冷却に使用したあと、工場排水の希釈に再利用するなどの節水施策に取り組んでいます。加えて、2018年度からは、廃水（凝縮沈殿処理済み水）をさらに生物処理することで、工場排水の水質管理に必要な希釈水を抑制するなど、新たな節水施策を開始しました。これら節水施策により、2020年度の工業用水使用量は76,150m³となり、2018年度比で31%削減できました。

生物処理設備（曝気ブロワー）

生物処理設備（曝気槽）

排水のCOD測定

住友林業クレスト伊万里工場の節水施策

1. 廃水（凝縮沈殿処理済み水）をさらに※1生物処理することで、水質管理に必要な希釈水を抑制（約350 m³/日）する。
2. COD※2自動測定装置による水質管理を実施し、必要最低限の希釈水で排水処理を行う。
3. 製造設備の冷却に使用したあとの水を工場排水の希釈に利用する。
4. 雨水回収用ポンプの増強などで雨水の利用率を向上させる。

※1 好気性微生物に空気（酸素）を供給し、有機物を吸収・分解させることで、COD値を下げる

※2 化学的酸素要求量のこと。水中の被酸化性物質を酸化するために必要とする酸素量を示したもので、代表的な水質の指標の一つ

関連イニシアティブへの参画

2017年度より、住友林業グループは、「CDPウォーター」の質問書に回答し、より詳しい水関連リスクへの取り組み内容等を公表しています。

マテリアルバランス

マテリアルバランス

住友林業グループでは、事業活動における環境への影響を正しく把握した上で、適切に評価・管理することで環境経営を実践しています。そのため、各工場や事業ごとに、エネルギーや原材料の投入から製造・廃棄にいたるまでの各段階の環境負荷データを集計し、低減に向けた取り組みに活かしています。

2020年度 住友林業グループのマテリアルバランス※

※ 2020年度の集計期間は、2020年1月1日から12月31日

▸ （第三者保証マーク）について

研究開発※

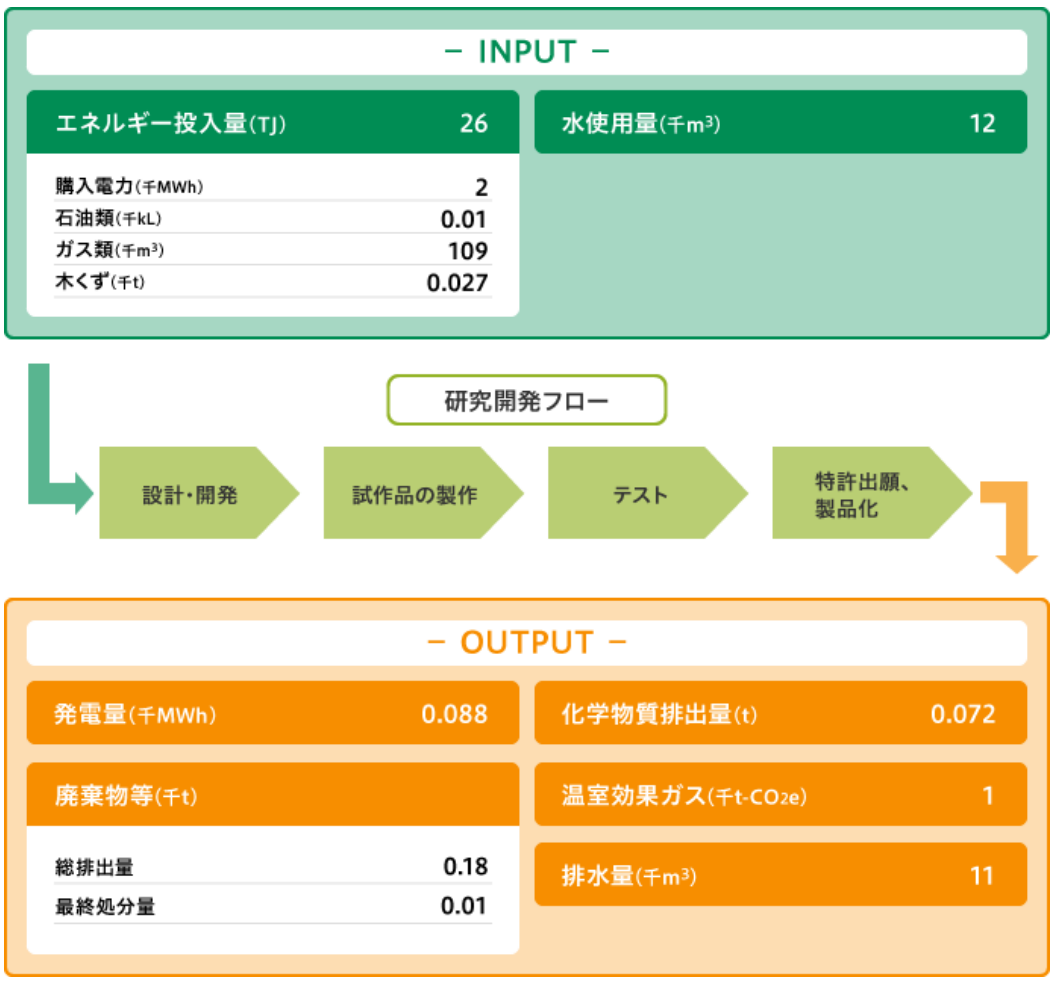

※ 対象：筑波研究所

森林経営※

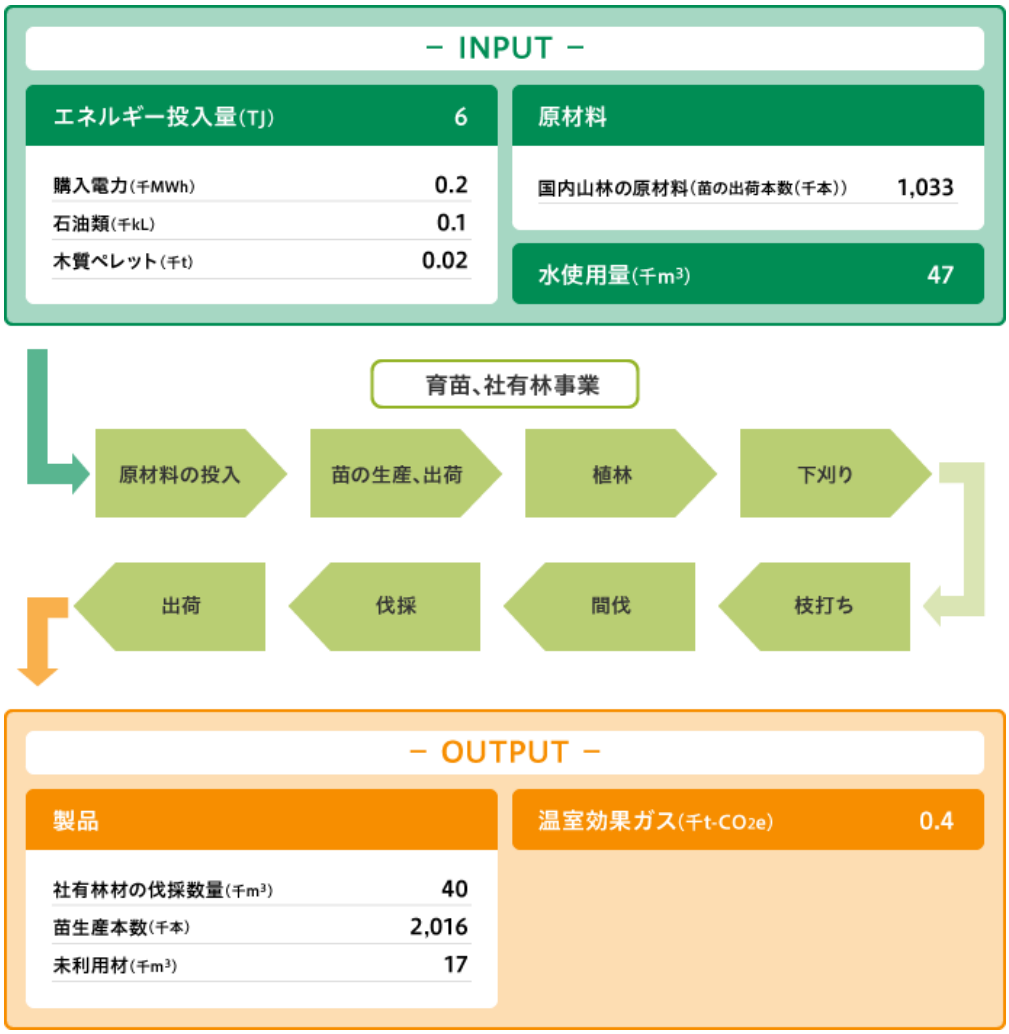

※対象：山林事業所（日向、新居浜、大阪、紋別）、育苗センター（東郷、本山、岐阜、わたらせ、紋別）

製造事業※

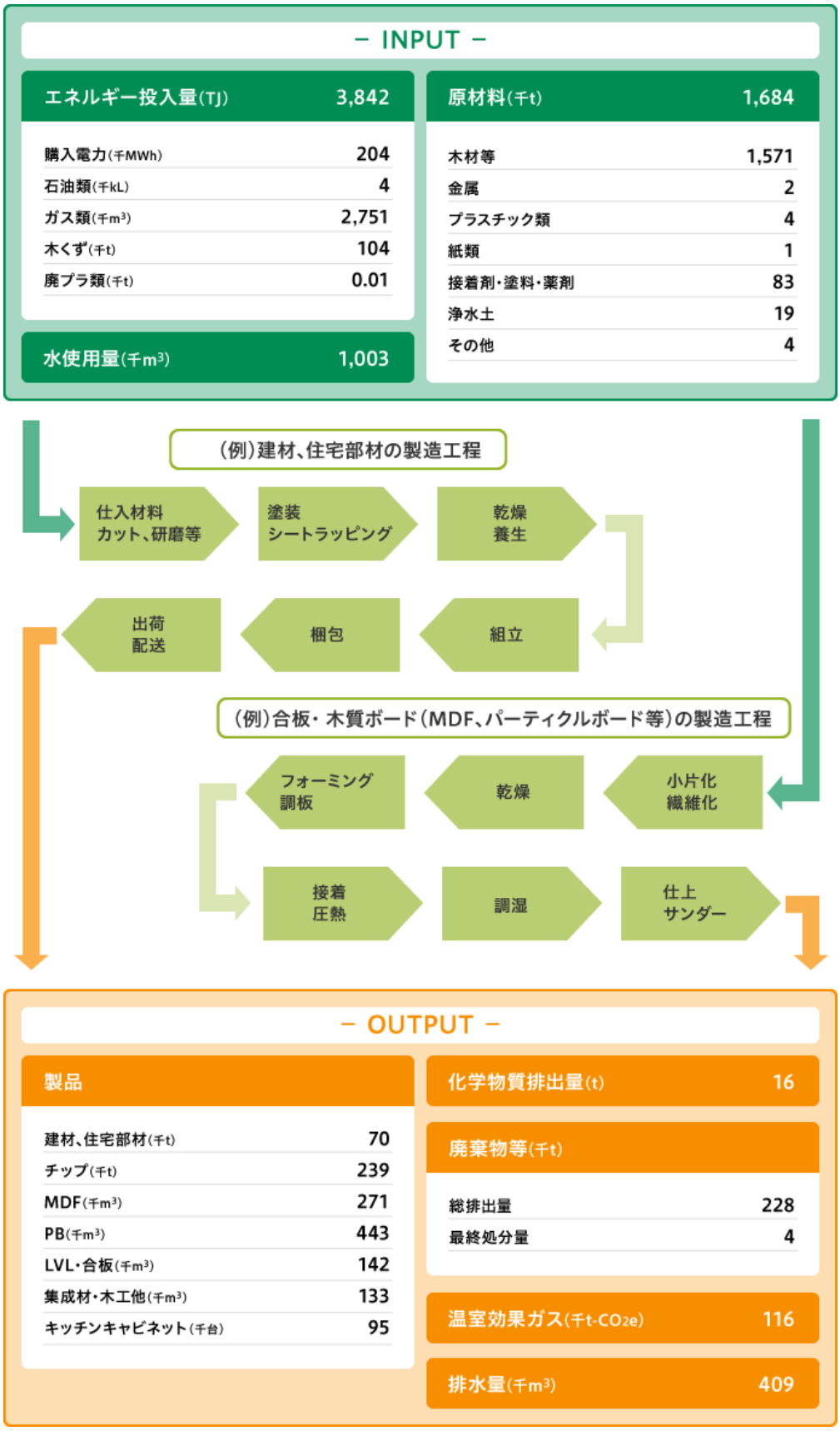

※ 対象：住友林業クレスト（鹿島工場、静岡工場、新居浜工場、伊万里工場）、住友林業緑化（農産事業部 飛島工場、新城工場）、クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI、インドネシア）、リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI、インドネシア）、シナール・リンバ・パシフィック（SRP、インドネシア）、アスト・インドネシア（AST、インドネシア）、ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL、ニュージーランド）、ヴィナ・エコ・ボード（VECO、ベトナム）、キャニオンクリークキャビネット（CanionCreakCabinet、アメリカ）、ジャパンバイオエナジー、オホーツクバイオエナジー、みちのくバイオエナジー

住宅事業（国内）※

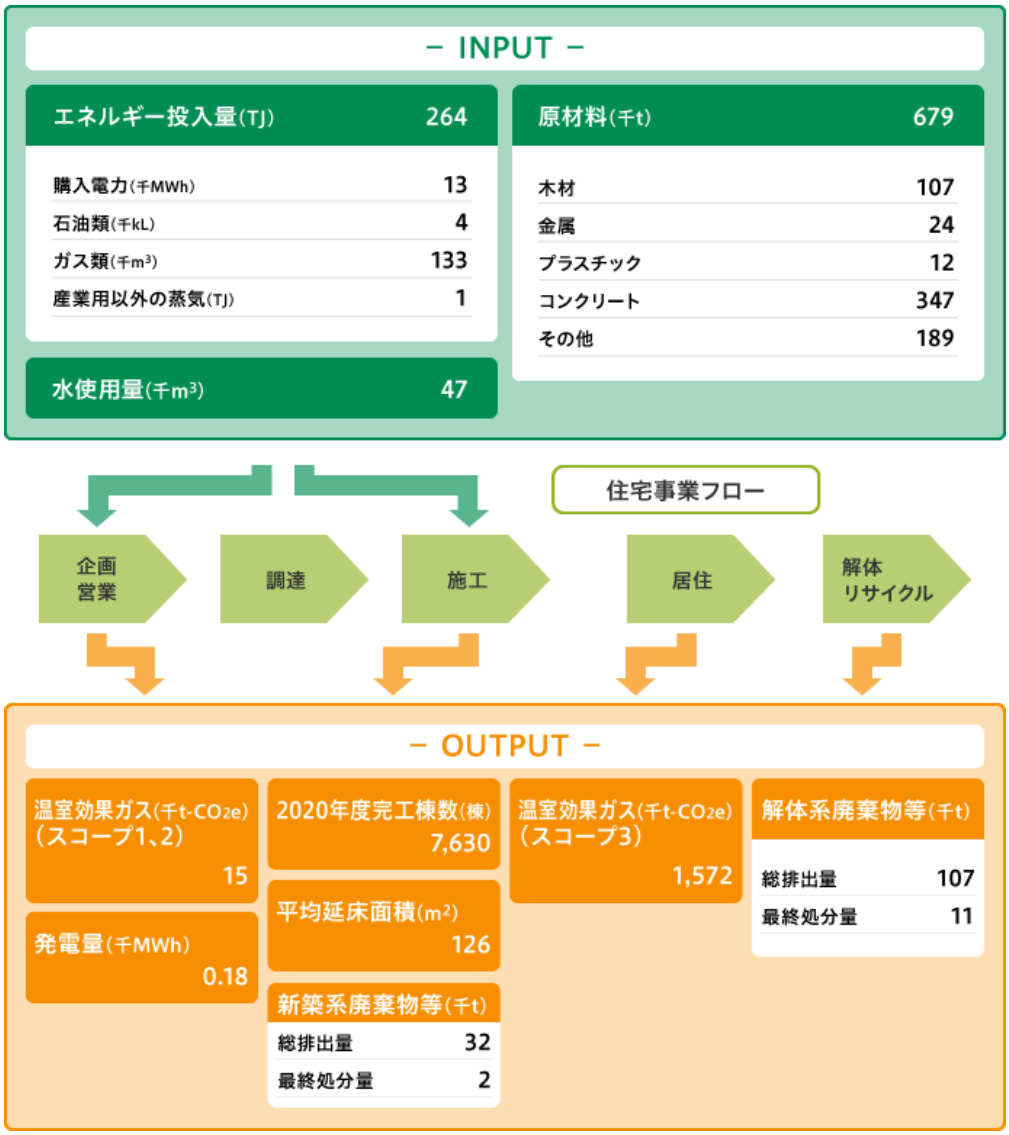

※ 対象：住友林業 住宅・建築事業本部、住友林業ホームエンジニアリング

再生可能エネルギー事業※

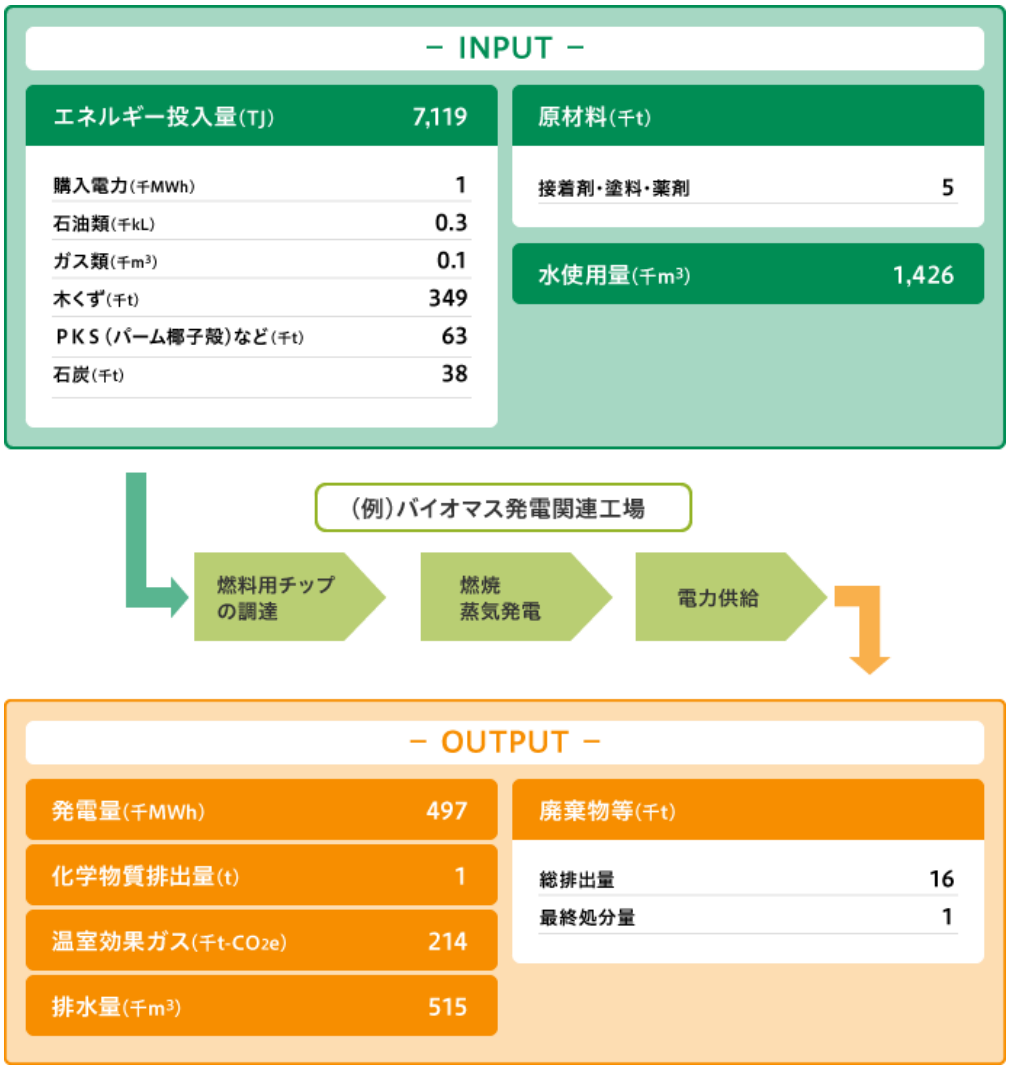

※ 対象：紋別バイオマス発電、八戸バイオマス発電

▸ データ集計の範囲と方法について

データ集計の範囲と方法について（マテリアルバランス）

※ 2020年度マテリアルバランスの集計期間は2020年1月1日から12月31日

バウンダリー（対象組織範囲）について

開示区分	バウンダリー
事業活動全体	住友林業グループ全社
研究開発	筑波研究所
資源環境事業（森林経営）	山林事業所（日向、新居浜、大阪、紋別）、 育苗センター（日向市、本山町、下呂市、みどり市、紋別市、南会津町） ジャパンバイオエナジー、オホーツクバイオエナジー、みちのくバイオエナジー
木材建材事業（製造事業）	住友林業クレスト（鹿島工場、静岡工場、新居浜工場、伊万里工場）、 リンバ・パーティクル・インドネシア、アスト・インドネシア、クタイ・ティンバー・インドネシア、ネルソン・パイン・インダストリーズ、ヴィナ・エコ・ボード、シナール・リンバ・パシフィック、キャニオン・クリーク・キャビネット・カンパニー
資源環境事業 （再生可能エネルギー事業）	紋別バイオマス発電、八戸バイオマス発電
住宅・建築事業（国内）	住友林業（住宅・建築事業本部）、住友林業ホームテック、 住友林業ホームエンジニアリング、住友林業緑化、住友林業アーキテクノ、 住友林業緑化（新城工場、飛島工場）
オフィス・その他	上記以外の住友林業及びグループ各社

▸ 住友林業グループ全社

前提条件

開示区分	前提条件	
研究開発	エネルギー・温室効果ガス	研究所のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量
	原材料	研究開発時に使用した原材料
	水	研究開発時に使用した水使用量
	廃棄物	研究開発時に発生した廃棄物量

開示区分	前提条件	
資源環境事業（森林経営）	エネルギー・温室効果ガス	社有林の伐採及び苗木生産時のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量
	原材料	社有林の伐採及び苗木生産時に使用した原材料
	水	社有林の伐採及び苗木生産時に使用した水使用量
	廃棄物	社有林の伐採及び苗木生産時に発生した廃棄物量
木材建材事業（製造事業）	エネルギー・温室効果ガス	各工場のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量
	原材料	木材製品・建材などの生産時に使用した原材料
	水	木材製品・建材などの生産時に使用した水使用量
	廃棄物	木材製品・建材などの生産時に発生した廃棄物量
資源環境事業（再生可能エネルギー事業）	エネルギー・温室効果ガス	発電所のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量
	原材料	発電時に使用した原材料
	水	発電時に使用した水使用量
	廃棄物	発電時に発生した廃棄物量
住宅・建築事業（国内）	エネルギー・温室効果ガス	住宅事業に関わる事業所（展示場含む）のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量
	原材料	住宅施工に投入した資材
	水	住宅事業に関わる事業所の水使用量
	廃棄物	住宅施工（リフォーム含む）・解体で排出した廃棄物量
オフィス・その他	エネルギー・温室効果ガス	国内・海外製造、住宅設計・施工・販売以外の住友林業及びグループ各社の事業所のエネルギー使用量及び温室効果ガスの排出量
	水	国内・海外製造、住宅設計・施工・販売以外の住友林業及びグループ各社の事業所の水使用量
	廃棄物	国内・海外製造、住宅設計・施工・販売以外の住友林業及びグループ各社の事業所で排出された廃棄物量

集計方法

温室効果ガス：下記ページ参照

▸ 温室効果ガス排出量集計の範囲と方法について

廃棄物：マニフェストの回収データより排出量を算出

環境関連データ

国内グループ会社の環境データ

環境影響度の大きい国内製造会社及び発電事業所について、会社別、工場別の環境負荷情報を報告しています。

※ 集計期間：2020年1月～12月

住友林業クレスト

項目（単位）	鹿島工場	静岡工場	新居浜工場	伊万里工場	小計
エネルギー投入量（GJ）	33,389	29,842	29,259	17,011	109,501
原材料投入量（t）	8,184	30,583	3,786	7,830	50,383
水資源使用量（m³）					
上水	4,695	6,197	4,974	109	15,975
主な水源地	湖沼-霞ヶ浦北浦（保護地域：一部、水郷筑波国定公園）	地下水-大井川流域	-	貯水池	-
工業用水	-	-	-	76,150	76,150
主な水源地	-	-	地下水（新居浜市水道局）	河川-有田川流域（一部、黒髪山鳥獣保護区）	-
温室効果ガス排出量（t-CO_2）					
二酸化炭素（CO_2）	1,016	1,496	1,660	878	5,051
メタン（CH_4）※	19.1	4.1	12.9	-	36.0
一酸化二窒素（N_2O）※	3.2	0.5	1.2	-	4.9
廃棄物排出量（t）	1,583	1,995	900	358	4,836
排水量（m³）					
下水道	3,361	0	4,974	0	8,335
海域	0	0	0	67,803	67,803
河川	0	6,197	0	0	6,197
湖沼	0	0	0	0	0
大気への排出量（kg）					
硫黄酸化物（SOx）	-	-	198	1,024	1,222
窒素酸化物（NOx）	-	-	1,443	-	1,443
ばいじん	-	-	19	-	19

※ メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

▸ （第三者保証マーク）について

住友林業緑化 農産事業部

項目（単位）	飛島工場	新城工場	小計
エネルギー投入量（GJ）	2,317	6,300	8,617
原材料投入量（t）	13,013	6,359	19,372
水資源使用量（m³）			
上水	937	560	1,497
主な水源地	河川-木曽川流域（保護地域該当なし）	河川-豊川系統の県水	-
工業用水	-	-	-
主な水源地	-	井戸水	-
温室効果ガス排出量（t-CO_2）			
二酸化炭素（CO_2）	129	389	518
メタン（CH_4）※	-	-	-
一酸化二窒素（N_2O）※	-	-	-
廃棄物排出量（t）	30	38	68
排水量（m³）			
下水道	0	0	0
海域	0	0	0
河川	937	560	1,497
湖沼	0	0	0
大気への排出量（kg）			
硫黄酸化物（SOx）	-	32	32
窒素酸化物（NOx）	-	717	717
ばいじん	-	677	677

※ メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

▸ （第三者保証マーク）について

発電事業所

項目（単位）	紋別バイオマス発電	八戸バイオマス発電	オホーツクバイオエナジー	ジャパンバイオエナジー	みちのくバイオエナジー	小計
エネルギー投入量（GJ）	5,535,570	1,583,504	18,149	10,599	8,563	7,156,384
原材料投入量（t）	4,348	744	78,046	55,172	101,604	239,914
水資源使用量（m^3）						
上水	1,073,652	9,255	459	5,484	261	1,089,111
主な水源地	渚滑川水系	白山水系白山配水池	渚滑川水系	相模湖、相模川水系、宮ヶ瀬ダム	白山水系白山配水池	-
工業用水	-	342,992	-	-	-	342,992
主な水源地	-	馬渕川	-	-	-	-
温室効果ガス排出量（t-CO_2）						
二酸化炭素（CO_2）	89,623	454	1,139	233	580	92,030
メタン（CH_4）※	6,732	2,575	-	-	-	9,307
一酸化二窒素（N_2O）※	88,882	25,357	-	-	-	114,239
廃棄物排出量（t）	13,390	2,162	1	578	-	16,131
排水量（m^3）						
下水道	420,117	-	459	-	261	420,837
海域	-	95,003	-	-	-	95,003
河川	-	-	-	-	-	-
湖沼	-	-	-	-	-	-
大気への排出量（kg）						
硫黄酸化物（SOx）	77,905	760	-	-	-	78,665
窒素酸化物（NOx）	279,343	44,635	-	-	-	323,978
ばいじん	3,516	0	-	-	-	3,516

※ メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

▸ （第三者保証マーク）について

国内全工場合計

項目（単位）	合計
エネルギー投入量（GJ）	7,274,502
原材料投入量（t）	309,669
水資源使用量（m^3）	
上水	1,106,583
主な水源地	上記表記とおり
工業用水	419,142
主な水源地	上記表記とおり
温室効果ガス排出量（t-CO_2）	
二酸化炭素（CO_2）	97,599
メタン（CH_4）※	9,343
一酸化二窒素（N_2O）※	114,244
廃棄物排出量（t）	21,035
排水量（m^3）	
下水道	429,172
海域	162,806
河川	7,694
湖沼	0
大気への排出量（kg）	
硫黄酸化物（SOx）	79,919
窒素酸化物（NOx）	326,138
ばいじん	4,212

※ メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

海外グループ会社の環境データ

環境影響度の大きい海外製造会社について、会社別の環境負荷情報を報告しています。

海外製造会社（1/2）

項目（単位）	リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）	アスト・インドネシア（ASTI）	クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）	シナール・リンバ・パシフィック（SRP）
エネルギー投入量（GJ）	467,458	70,673	1,208,278	25,475
原材料投入量（t）	97,957	18,710	427,719	5,729
水資源使用量（m^3）				
上水	-	708	-	-
工業用水	-	30,874	257,461	-
地下水	65,112	-	121,493	-
温室効果ガス排出量（t-CO_2）				
二酸化炭素（CO_2）	19,118	5,370	45,101	1,936
メタン（CH_4）※	380	-	1,085	-
一酸化二窒素（N_2O）※	36	-	101	-
廃棄物排出量（t）	20,806	3,247	75,289	1,259
排水量（m^3）				
下水道	0	11,725	0	-
海域	0	0	16,522	-
河川	63,968	0	0	-

※ メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

海外製造会社（2/2）

項目（単位）	ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）	ヴィナ・エコ・ボード（VECO）	キャニオン・クリーク（CCC）	合計
エネルギー投入量（GJ）	1,482,915	387,602	48,920	3,691,322
原材料投入量（t）	625,863	196,542	6,677	1,379,197
水資源使用量（m³）				
上水	266,044	71,969	3,304	342,025
工業用水	-	-	-	288,335
地下水	-	-	2,838	189,443
温室効果ガス排出量（t-CO_2）				
二酸化炭素（CO_2）	10,910	14,913	2,286	99,633
メタン（CH_4）※	1,093	124	-	2,682
一酸化二窒素（N_2O）※	198	12	-	346
廃棄物排出量（t）	95,731	24,562	1,922	222,816
排水量（m³）				
下水道	203,646	25,191	3,324	243,886
海域	0	0	0	16,522
河川	0	0	0	63,968

※ メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

環境会計2020年度の集計結果

住友林業では、環境経営を推進していくために、環境保全コストならびに環境保全効果、経済効果を集計し公表しています。

※ 集計範囲は住友林業単体と一部グループ会社を含む

※ 集計期間：2020年4月～12月

環境保全コスト

コストの分類		主な取り組みの内容	費用額（百万円）
事業エリア内コスト	地球環境保全コスト※1	持続可能な森林の育成	462
		環境ビジネス（海外コンサルティング、REDD+関連事業など）	43
	資源循環コスト※2	産業廃棄物の適正処理・削減・リサイクル推進	5,119
		廃木材チップの流通事業運営	75
		浄水場沈殿土のリサイクル培養土事業	212
上・下流コスト※3		グリーン購入	17
管理活動コスト※4		環境管理活動の運営･推進（ISO14001運用、環境教育、LCA調査など）	138
		環境負荷の監視	1
		環境情報の開示及び運用（サステナビリティレポート、環境関連広告、環境関連展示など）	18
研究開発コスト※5		研究開発活動のうち環境保全に関する要件	875
社会活動コスト※6		「まなびの森」管理・運営	13
		「フォレスターハウス」管理・運営	7
		その他社会貢献活動	2
		経団連自然保護基金への寄付	2
合計			5,879

※1 地球環境保全コスト：持続可能な森林育成のための社有林保全管理にかかる経費、環境ビジネスにかかる国内外の経費を算出

※2 資源循環コスト：廃木材流通事業の運営、建設廃棄物の分別・リサイクル・適正処理・収集運搬・管理、リサイクル培養土事業にかかる経費を算出

※3 上・下流コスト：グリーン購入にかかる経費を算出

※4 管理活動コスト：ISO14001認証維持に関する事務局経費及び審査費用、環境関連広告、環境関連展示、サステナビリティレポートなど環境情報の開示にかかる費用、環境教育、LCA調査、環境負荷の監視などに関わる費用を算出

※5 研究開発コスト：筑波研究所で実施している環境関連テーマの研究にかかる経費を算出

※6 社会活動コスト：富士山「まなびの森」自然林復元活動運営、「フォレスターハウス」の維持管理・運営、その他社会貢献活動にかかる経費及び経団連自然保護基金への寄付金を算出。経団連自然保護協議会が委託する経団連自然保護基金への資金支援を実施

▸ 経団連自然保護協議会

環境保全効果

効果の分類	効果の内容	効果
事業エリア内コストに対する効果	流通事業による廃木材リサイクル量（チップ換算）	1,685千m^3
	浄水場沈殿土のリサイクル培養土の販売量	10千トン
上・下流コストに対する効果	グリーン購入率	68.8%
管理活動コストに対する効果	内部環境監査員取得者	62名
研究開発コストに対する効果	BELSの最高ランク5つ星に対応 断熱材・構造材・窓でしっかり断熱「360° TRIPLE（トリプル）断熱」標準採用	-
	「第33回日経ニューオフィス賞」を初受賞 木と緑を科学する、筑波研究所 新研究棟	-
	推定樹齢400年の盆梅（ぼんばい）、組織培養で増殖 「長浜盆梅展」でお披露目	-
	移動式木造建築CLT combo（仮称）実証棟 完成 茨城県境町に宿泊施設として運用	-
社会活動コストに対する効果	富士山「まなびの森」でのボランティア活動参加人数	152名
	富士山「まなびの森」環境学習支援プロジェクト参加児童人数	959名
	「フォレスターハウス」来場者数	1,754名
	住友林業グループサステナビリティレポート2020 第24回環境コミュニケーション大賞で最高位の「環境報告大臣賞」受賞	-

社会性報告

人権

ダイバーシティ＆インクルージョン

ワーク・ライフ・バランス

労働安全衛生

製品・サービスの安全及び品質

お客様とのコミュニケーション

サプライチェーンマネジメント

社会貢献

社会性関連データ

人権尊重の取り組み

基本的な考え方

住友林業グループでは、2019年7月より住友林業グループ人権方針を定めるとともに、国連グローバル・コンパクトやWBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）等へ参加し、国際人権章典（世界人権宣言と国際人権規約）、国際労働機関（ILO）中核的労働基準、国連グローバル・コンパクトの10原則、及び国連のビジネスと人権に関する指導原則を尊重しています。また、これら国際規範をもとに、「住友林業グループ倫理規範」において人間尊重と健全な職場の実現を掲げています。女性、子ども、先住民、マイノリティー、社会的弱者を含む、あらゆる人びとの人権を尊重するとともに人種、民族、国籍、性別、宗教、信条、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティーなどによる差別を一切しない旨を定め、強制労働、児童労働についても一切容認していません。

また、ビジネスパートナーに対しても同内容を含む方針の浸透を図り、適宜調査を実施しています。さらに、人権デューディリジェンスの実施及び人権リスクへの対応を通じ、人権リスクの把握と低減に努めています。

- 経営理念
- 行動指針
- 住友林業グループ倫理規範
- 住友林業グループ人権方針
- イニシアティブへの参加・賛同

デューディリジェンスの実施及び重要リスクへの対応

住友林業グループは、人権デューディリジェンスのしくみを通じて、人権への負の影響を特定し、その防止、または軽減を図るよう努めています。

住友林業グループにおけるサステナビリティ実態調査

2012年度からグループ各社のサステナビリティの取り組みについてサステナビリティ実態調査を毎年実施し、人権についても各社の状況を把握、その結果はESG推進委員会を通じて取締役会に報告するとともに改善を行っています。2020年度は、主な国内外グループ会社59社（国内28社、海外31社）の状況について、人権研修の実施や救済窓口の設置状況の調査を行いました。結果として、人権研修の実施が45社、救済窓口の設置が49社、リスク緩和の措置が53社で行われていることを確認しました。 また各社調達先に対しては、アンケート調査と対面ヒアリングを通じ、人権侵害の未然防止に努めています。

この調査による2020年度の当社倫理規範に関する人権に対する違反件数は0件でした。

サステナビリティ調達による人権の尊重

住友林業グループは、人権や労働者の基本的権利の擁護や腐敗防止を調達先に求める「住友林業グループ調達方針」に基づき、公正で責任ある調達活動を行っています。とりわけリスクの高い輸入材の調達については、2年間で200を超える全ての仕入先に対して、供給品やその原材料の調達地域に労働者及び地域住民の権利侵害が存在しないかどうか、また存在する場合、労働者及び地域住民の権利に配慮した伐採が行われていることを確認しているかどうかを含むサステナビリティに関するアンケート調査を行い確認しています。さらに、リスク区分によりリスク緩和措置が必要と認められる対象サプライヤーに対しては、現地踏査やヒアリングを実施するなどして確認しています。

- 住友林業グループ調達方針
- 流通事業における取り組み

重要な人権リスクの特定と対応

住友林業グループ人権方針の制定に伴い、これまでの人権デューディリジェンスの取り組みを強化すべく、2019年に事業本部ごとにバリューチェーン上のステークホルダーにおけるリスクのマッピングを行い、おのおのの重要な人権リスクを洗い出しました。

資源環境事業では「先住民やコミュニティーが有する土地の権利侵害及び関連法令への対応」「山林での労働安全衛生管理（危険作業など）」、木材建材事業では「先住民が有する土地の権利侵害」「工場での労働安全衛生管理（火災や粉じん爆発など）」「木材伐採地での児童労働（危険作業含む）」、住宅・建築及び海外住宅･不動産事業では「移民労働者の労働条件（強制労働など）」が重要リスクとして特定されました。

すでにリスク対応を行っているものに加え、2020年度は、特定された重要リスクのうち、特に重要度が高く国内で大きな社会的注目を集めるテーマである「外国人技能実習生の人権尊重」について、協力工務店及び技能実習生の監理団体に対し第三者機関によるヒアリング及び書類確認、外国人技能実習生へのインタビューを行いました。結果として、人権侵害等につながる大きな問題は確認されませんでした。

事業部ごとに特定されたリスクについて、今後はさらに予防、回避、軽減、是正するための対応策、実施計画をステークホルダーごとに定め、取り組みを行っていきます。

住友林業グループ 人権インパクト分析マップ

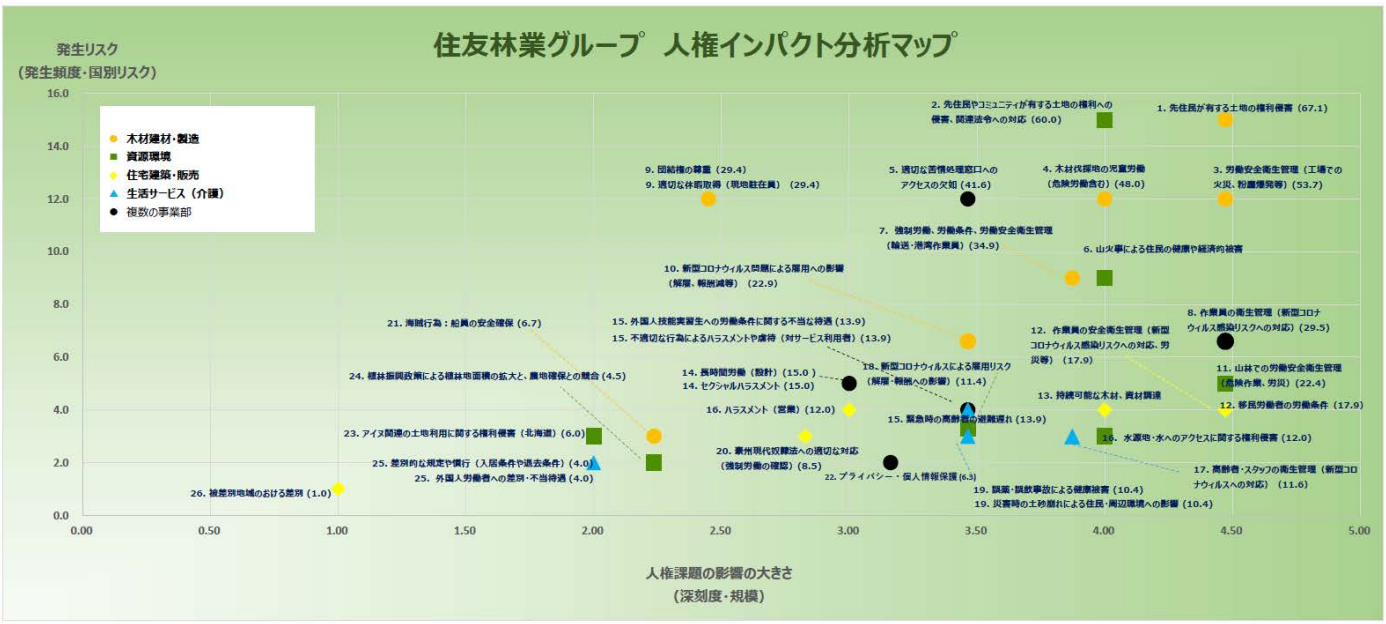

海外植林における人権の尊重

インドネシアの西カリマンタン州における植林事業では、2012年に世界銀行のグループ機関であるIFC（International Finance Corporation：国際金融公社）とアドバイザリー契約を締結しました。近年重要視されている「保護価値の高い森林（High Conservation Value Forests: HCVF）」の指標である先住民の権利や文化遺産の保護の考え方に沿って、事業地の土地利用計画が適切に実施されているか、また地域住民の生活への配慮が十分であるかなどについて、IFCと共同で事業地内の調査を実施しました。

2013年には調査の内容と結果を共有するため、そして2015年には植林木の伐採に先立って事業内容、環境への配慮についての理解を深めるために、ステークホルダー（地域住民、周辺の企業、学識者、NGO、政府関係者）を招いて公聴会を開催するなど、人権に配慮した植林事業を進めています。

2018年にはIFCの協力を得て、「苦情処理メカニズム（Grievance mechanism）」をワナ･スブル・レスタリ社（WSL）／マヤンカラ･タナマン・インダストリ社（MTI）にて構築しました。このメカニズムには2通りの苦情処理経路があり、一つはWSL社／MTI社に地域住民が意見を書面で伝える方法、もう一つはWSL社／MTI社が地域住民を訪問し、意見を収集する方法です。両経路とも7営業日以内に地域住民に対してWSL社／MTI社経営陣承認に基づく回答を行っています。また、インドネシア大学と共に、事業地及び周辺を対象とした3ヵ年計画の社会調査を開始し、2020年に報告されました。

また、パプアニューギニアのオープン・ベイ・ティンバー（OBT）社においても、社内外を問わず地域の誰もが投函できる目安箱を設置しています。2020年に投稿された意見として、例えば賃金に対する要望が数件ありましたが、内容を精査し対応が必要な場合には適切に対応しています。従業員だけでなく、周辺住民等からの相談なども受け付けているため、自分の意見を会社に伝える手段があることで会社に対する信頼の向上にも役立っています。

さらに、ニュージーランドのタスマン・パイン・フォレスト（TPF）社では、近隣住民や協力業者等のステークホルダーと重要なやりとりがあった場合は、ステークホルダーレジスターに登録しています。過去の経緯を把握した上でコミュニケーションをとることで、円滑な関係性の構築の一助としています。

▸ 相談窓口

人権研修

住友林業グループでは、国内の新入社員研修で人権に関する講義を行っています。また、住友林業では、新任主管者研修においても人権の講習を取り入れています。さらに一人ひとりが人権を尊重し、差別のない職場づくりに向けて取り組めるよう、社内WEBサイトが利用できるグループ全社員にe-ラーニング「仕事＋人権」講座の受講（テスト80点以上で修了）を毎年義務付けています。この講座は、障がい者や外国人の他LGBTなどに対する理解も促す内容で、2020年度は10,873名（単体4,276名、グループ6,597名）が受講しました。今後も、e-ラーニングを活用して社員の人権意識をより高めていきます。

米国での取り組み

米国では、連邦法や州法によって人種、性別、宗教、出自、健康状態等を理由とした雇用上の差別が禁止されています。当社グループの米国各社においても、従業員ハンドブックへの記載などを通じて機会均等・差別禁止に関する会社の姿勢・理念の共有に努めています。

ハラスメントの防止

住友林業では、就業規則の中で、役職員が守るべき規則の一項目（服務規律）としてセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントやマタニティハラスメントを禁止する規程や懲戒基準を定め、会社としての方針を明確にしています。また、「住友林業グループ倫理規範」においても、各種ハラスメント行為を禁止し、社内WEBサイトや社員手帳・リーフレットで周知している他、人権・倫理研修における、事例を交えた情報提供、定期的な啓発通知の実施など社内啓発に努めています。さらに、半年ごとに人事部長名で全社員宛てにハラスメントの撲滅を訴える注意喚起のメールを配信しています。

2000年度から、人事部に設置した「ハラスメント相談窓口」 や社内外に設置した相談窓口「コンプライアンス・カウンター」で、相談や苦情に適切に対処できる体制を整えています。また、関係者全員のプライバシーの保護、相談者・協力者への不利益な取り扱いの禁止などを徹底しています。

- 住友林業グループ倫理規範
- メンタルヘルスケア

米国での取り組み

米国のグループ各社で職場でのハラスメント・差別行為に関する相談窓口設置などの対策を実施しています。クレセント社では傷病・精神疾患等を理由に7日間以上就業できない場合に給与の60%を会社加入保険からカバーする制度を設けるなど、法令の遵守にとどまらない、従業員に働きやすい環境を提供するための取り組みを実施しています。

ダイバーシティ＆インクルージョン

基本的な考え方

住友林業グループでは、行動指針の一つとして「多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくります」を掲げ、社員の雇用・処遇機会均等や多様性の尊重はもちろん、人権に関する国際規範に基づき、女性、子ども、先住民、マイノリティー、社会的弱者を含む、あらゆる人びとの人権を尊重することを「住友林業グループ倫理規範」に定めています。

また、「多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進」をサステナビリティに関する重要課題の一つとして定め、その具体的な戦略・目標である中期経営計画サステナビリティ編において、“多様な発想と働きがいで活力を生む職場づくり”、“若年層育成と高齢者活用による人財の確保”を目標とし、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込みマネジメントを行っています。

さらに、採用活動においても応募者の志向や意欲を重視し、学歴や性別などで選考方法を分けることはありません。海外グループ会社では、人種や性別にかかわらず、現地採用を積極的に推進し、優秀な人財の雇用、管理職への登用を行っています。

なお、社員の懲戒、解雇については、コンプライアンス違反などがあった場合には、就業規則にのっとり適切に対処し、不当な解雇ができない仕組みを構築しています。

近年、日本国内では少子高齢化などを背景に人財の確保が経営における大きな課題の一つとなっていますが、当社では、こうした考え方を採用活動においてしっかりと発信するとともに、多様な働き方や女性社員の活躍を支援する制度を拡充することで、次代を担う優秀な人財の確保に努めています。

▸ 住友林業グループ倫理規範

推進体制

2013年4月に人事部内の独立組織として創設された「働きかた支援室」では各部署と協力して、女性社員や定年再雇用者、障がいのある社員など、多様な社員の活躍を支援し、ダイバーシティを推進しています。

2018年度には、執行役員兼務取締役及び各本部長で構成され、執行役員社長が委員長を務める、ESG推進委員会を立ち上げ、中期経営計画サステナビリティ編の進捗管理などを行っています。

また、社外取締役の一人が、当社のダイバーシティ及び女性活躍の推進役を担っており、社内の意見交換会における女性社員との対話や、取締役会出席メンバーによるミーティングなどにおいて、女性の活躍推進のみでなく、当社のダイバーシティ推進を牽引しています。

女性の活躍推進

住友林業グループでは、性別・年齢・国籍・人種・宗教・障がいの有無にかかわらず、意欲を持った社員が活躍できる職場環境を目指しています。中でも女性社員の活躍に向けて、育児制度・教育研修制度などの充実を図ると同時に、それらの活用推進に積極的に取り組んでいます。

2013年度は、「仕事・キャリア」「女性活躍推進」「出産・育児」に対する意識、ニーズを調査し、女性社員の活躍推進、及び育児中の働き方支援の参考とするため、住友林業の全女性社員を対象とした「女性社員意識アンケート」を実施しました。また、改めて当社グループとして女性活躍推進の意義を3つに集約し、2013年12月に、「住友林業グループ女性活躍推進宣言」を社長名でグループ全体に発信。それ以降は、この宣言に掲げた方針のもとに取り組みを進めています。

2014年12月には、女性社員のさらなる活躍を推進するため、住友林業では女性管理職登用に関する数値目標を策定。2020年までに女性管理職比率5%以上を目指すことを社内外に発表し、取り組みを進めてきました。2016年度からは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、第1期行動計画（2016年4月1日～2019年3月31日）を策定。2019年度からは第2期行動計画（2019年4月1日～2022年3月31日）を策定し、女性管理職比率の目標数値達成時期を新たに2021年度までとし、「2021年度までに5.5%以上」（2020年12月31日現在、4.8%）と掲げて取り組みを進めています。

2016年度からは、女性社員が管理職として活躍するための成長促進を目的とした「メンター制度」を実施しています。「メンター制度」とは、メンター（先輩社員）がメンティ（後輩社員）と定期的に面談し、メンティの成長を支援するものです。女性の管理職ならびに管理職候補の社員をメンティ、部長クラスの管理職をメンターとし、これまでにのべ27名のメンティがさらなる活躍と自己変革を目指して参加しました。2020年度は、社外のメンタープログラムに、2名の社員を派遣しました。

女性管理職比率
2021年度目標
（単体）
5.5%以上

女性管理職比率
2020年12月31日現在
（単体）
4.8%

- 住友林業グループ女性活躍推進宣言
- 育児中の働き方支援
- 住友林業株式会社 女性活躍推進法第2期行動計画

女性採用・雇用の状況（単体）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
女性従業員比率※1（%）	20.4	21.0	21.6	22.0
女性管理職比率※1（%）	3.2	3.7	4.2	4.8
女性新卒採用比率※2（%）	18.0	24.8	26.9	30.2
事業部門の女性管理職比率※1 ※3（%）	-	-	-	3.2
STEM関連女性比率※1 ※4（%）	-	-	-	21.1

※1 女性従業員比率と女性管理職比率は、2017年度から2019年度は各年度の3月31日在籍人員により算出。2020年度は決算期の変更により12月31日在籍人員により算出。
関係会社への出向者を含み、役員・受入出向・交流派遣は含まず

※2 女性新卒採用比率は各年度4月1日入社人数により算出

※3 比率には人事やIT、法務等のサポート機能を担う部門は含まない

※4 STEM: Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）

女性採用・雇用の状況（国内子会社）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
女性従業員比率※1（%）	31.6	32.0	32.7	32.4
女性管理職比率※1（%）	4.6	6.0	6.1	7.1
女性新卒採用比率※2（%）	40.2	43.5	45.7	43.4

※1 女性従業員比率と女性管理職比率は、各年度の3月31日在籍人員により算出。2020年度は12月31日在籍人員により算出

※2 女性新卒採用比率は各年度4月1日入社人数により算出

女性目線の開発・営業

2013年3月に発足した「女性目線開発プロジェクト」は、住まう方の目線を大切にした住まいづくりを目指し、本部や全国の支店、グループ会社など、幅広い部門から集まった女性社員で構成されています。これまでの成果としては、空間提案「こまま（comama）」の開発や、半年で全9棟が完売した奈良県生駒郡の分譲住宅「イーストヒルズ勢野（せや）」などがあります。

また、住宅展示場勤務の女性ホームアドバイザーを対象として「女性目線接客ブラッシュアップ研修」を断続的に実施しています。この研修は家の中での悩みや不便さ、こういう家にしたいという夢を女性ならではの目線で会話をして、奥さまなど特に女性のお客様と共感しあうことでセールスプロセスの基本段階である「信頼関係」を築くための具体的なスキルを学ぶことを目的としています。未受講者の在籍数により、2〜3年に一度のペースで実施しており、これまでに累計462名が受講しました。

女性社員のモチベーションアップに向けた主な取り組み

住友林業では、女性社員を対象とした様々な研修を行っています。

2019年度の女性営業職研修は、女性営業として働き続けることに対する意欲の源を見つけることを目的に実施しました。女性営業の中で活躍している4年目社員と12年目係長の2名より、女性という枠にとらわれない「一人の営業として」存在意義を見つける秘訣を発表してもらいました。女性営業は、ライフイベントによる離職も多いため多様な働き方が可能となる環境整備が重要ですが、同時に個人の意識を高めていくことも重要であり、営業スキル向上と共に意欲向上のセルフマネジメントができるよう取り組んでいます。

また、住友林業グループ女性現場技術者研修では、社外の女性施工技術者の活躍事例を知り、技術及びモチベーションの向上につなげることを目的として、同業他社や工務店との情報交換及び女性現場管理者の建築現場見学を行っています。

2020年1月には、20～30代の若手女性社員向けのイベント「Women's Conference 2020」を実施しました。ロールモデルとなる女性役員や女性管理職の話を聞き、参加者同士がディスカッションすることで、女性社員が長期的に自身のキャリアを考え、切り開いていくための気付きを得ることを目的としています。

また、女性社員のみでなく管理職の意識改革を目的に、「女性部下を持つ管理職研修」を開催し、女性社員のみならず全ての社員が、アンコンシャス・バイアスも含めた性別役割分担意識を払拭し、ダイバーシティ推進への理解を広げる機会としました。

2020年11月～2021年2月には、「Women's Conference 2020」の参加者の中から、今後のさらなるキャリアアップに対する意識醸成を目的に、社外のメンタープログラムへ2名の社員を派遣しました。

各々の目標を掲げる「Women's Conference 2020」の参加者たち

女性社員のモチベーションアップに向けた主な取り組み

対象者	内容	開催年月	参加者数
営業職	女性営業職定期研修	2020年4月～12月	94名
	住宅メーカー合同の「女性住宅営業職交流会」	2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施見合わせ	
生産職	女性現場技術者定期研修	2020年4月～12月	337名
管理職・管理職候補	メンター制度	2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施見合わせ	
事務企画職	キャリアアップ研修	2020年4月～12月	115名
事務企画職 技術職	社外メンタープログラム	2020年11月～ 2021年2月	2名

多様なキャリア形成のための制度

社員が自分自身のキャリアを考え、自ら形成することができるよう、FA制度や公募制度、職群転換制度を設けています。一定の条件を満たす社員に対し、担当業務変更の希望をかなえることで、能力発揮のチャンスとし、働きがいの向上と組織の活性化を図っています。

また、30歳対象の「キャリア30」研修（希望者）、40歳対象の「キャリア40」研修（全員対象）と、節目の年にそれぞれのフェーズに合ったキャリア研修を実施し、キャリア形成を支援しています。

障がい者雇用の推進

住友林業では、障がい者それぞれの個性と、職場・業務内容とのマッチングを最優先に考え、障がい者雇用を推進しています。2020年12月末日時点の障がい者雇用率は2.25%でした。また、入社後の定着率向上のため、必要に応じて定期面談や電話でのヒアリング、キャリアアドバイスなどを実施しています。

さらに、2018年度からユニバーサルマナー検定※1取得を推進しています。2022年度までに住友林業の全社員が3級を取得する計画で、2020年度は約2,200名が取得しました。障がい者雇用の促進と定着を図るとともに、障がいをお持ちのお客様や取引先への接遇の向上を目指します。

※1 高齢者や障がい者、ベビーカー利用者、外国人など、多様な方々に向き合うためのマインドとアクションを身につけるための検定

※2 当社及び特例子会社スミリンウッドピースと グループ適用会社スミリンビジネスサービスの合算値

ユニバーサルマナー検定の初回社内受検後、認定書を授与される市川社長（当時）

障がい者雇用率
2020年12月末日時点
（単体※2）
2.25%

障がい者雇用の状況（単体）※1

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
障がい者雇用率（%）	2.12	2.26※2	2.32※3	2.40※3	2.25※3

※1 2016年度から2019年度は各年度の3月31日時点、2020年度は決算期の変更により12月31日時点で算出

※2 2017年度は、特例子会社スミリンウッドピースを含んで算出

※3 2018年度以降は、特例子会社スミリンウッドピース及びグループ適用会社スミリンビジネスサービスを含んで算出

障がい者雇用の積極的な推進を目指して ースミリンウッドピース設立ー

住友林業は2015年7月、障がいのある方により多くの働く機会を提供することを目的に、愛媛県新居浜市に原木シイタケ栽培や、木工製品の製作・加工、印刷などを行うグループ会社を設立しました。2017年3月には新社屋が完成、同年4月には「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく特例子会社認定を受けました。設立時5名だった障がい者雇用者数も、業務を拡大する中で雇用を推進し、2020年12月時点で11名に増えています。今後もさらなる雇用促進と事業の安定を図っていきます。

スミリンウッドピース社屋外観

定年再雇用と選択型定年制度の導入

選択型定年制度の導入

住友林業は、2020年4月より、「選択型定年制度」を導入し、定年を65歳到達年度末（人事年度末3月31日）まで延長するとともに、本人の希望により満60歳の誕生日の前日まで定年を繰り上げることができる制度を導入しました。

65歳到達前に定年退職を選択し、出勤日数を減らすなど柔軟な働き方を希望する場合は、有期雇用契約（再雇用）によって働き続けることも可能です。

選択型定年制度導入前の定年再雇用率は、年度によるばらつきがあるものの、平均して80%前後で推移してきましたが、選択型定年制度導入初年度である2020年度は60歳到達者のうち91.9%が定年延長を選択しており、選択型定年制度の導入は、60歳以上の安定雇用に結びついています。

定年再雇用

2006年度より定年再雇用制度を導入し、勤続10年以上で特定の資格や経験があること、本人に再雇用の意思があることなどを条件に、60歳で定年退職した社員を最長満65歳到達年度末まで再雇用してきました。定年が一律60歳であった2020年4月以前は、毎年60歳到達者の約8割が再雇用を希望し、再雇用を希望した社員の初年度再雇用率は100%を達成してきました。

シニア人財バンクセンター

2018年4月より「シニア人財バンクセンター」制度を設け、会社が必要とし、本人に再雇用延長の意思がある場合、定年再雇用の上限年齢であった満65歳到達年度末以降も70歳まで再雇用契約を延長することが可能になりました。さらに選択型定年制度が導入された2020年4月からは上限年齢を撤廃し、70歳以降の再雇用契約も可能になりました。

これまでに47名がシニア人財として登録され、2021年1月1日現在38名が就業中です。

再雇用希望申告制度

住友林業は、育児や介護など、やむを得ない事由で退職する社員の再雇用ニーズに応えること、優秀な人財を確保することなどを目的に、2008年度から「再雇用希望申告制度」を運用しています。これは社員が自己の都合により退職する際、勤続3年以上などの一定の申告可能要件を満たしていれば、将来における会社への再雇用を希望することができる制度で、2020年12月末までに266名の社員が申請を受理されています。

退職事由が解消され、再雇用の申し出があった場合には、会社が雇用の必要性や本人の能力を勘案し、再雇用の選考を行います。また、退職から3年未満で再雇用となった際には、退職時の職能等級を引き継ぐことができます。

非正規雇用社員の正社員登用

近年、雇用形態による格差問題と関連して派遣制度の規制が強化される傾向にあります。そこで住友林業では、有能な社員を登用するため人事制度を見直し、2011年4月に派遣社員を「有期雇用社員（呼称：パートナー社員）」としての直接雇用へと転換しました。さらにパートナー社員から正社員に登用する制度も実施しており、2021年度は17名を正社員として登用しています。

パートナー社員の正社員登用数

2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
19名	12名	14名	12名	17名

※ 各年度4月1日時点

また、障がい者雇用枠で入社した有期雇用社員（呼称：チャレンジド社員）から正社員への登用制度も実施しています。

チャレンジド社員の正社員登用数

2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
1名	0名	2名	1名	0名

※ 各年度4月1日時点

人財育成

基本的な考え方

住友林業は、「自立と支援」を人財育成のキーワードとしており、高い士気と誇りを持つ社員の成長を支援し、自由闊達な社風を醸成することで、経営理念を実現することを基本方針としています。

推進体制

人事部スミリンビジネスカレッジ
人事部スミリンビジネスカレッジは、住友林業に在籍する、新入社員からミドルマネジメント層・経営層までを対象とし、「1.住友の事業精神に基づく経営理念の理解と習得」「2.汎用的なビジネススキルの習得と人事制度と連携した能力確保」「3.海外人財の育成」「4.経営者の育成」に取り組んでいます。
また、グループ経営を推進するための「5.グループ社員の一体感の醸成」にも取り組んでいます。

住宅・建築事業本部人財開発部
人財開発部では、住宅・建築事業本部所属員（営業・設計・インテリア・生産・総務・本部スタッフ）を対象に、「お客様視点」と「プロ意識」を基軸とした実践的研修を行っています。
また、住宅・建築事業本部が主管するグループ各社と連携を密にし、各社の研修をサポートしています。

グループ各社、各部門
グループ各社、各部門では、それぞれの分野での必要なスキル教育を実施し、各々の事業領域におけるプロフェッショナルを育成する研修を実施しています。

人財育成体系の整備

2011年度に発足した人事部スミリンビジネスカレッジ（SBC）では、「自ら学び、自ら考え、自ら行動する社員の育成」を目標に、「やる気ある人応援します」をテーマに掲げ、それまで一律に召集していた「階層型」研修のみならず「自己啓発型」「選抜型」研修のプログラムを増やし、社員の自主性を重んじた能力開発を図っています。

1. **住友の事業精神に基づく経営理念の理解と習得**
   住友グループの歴史と事業精神を学ぶため、旧別子銅山の遺跡と当社保有山林を訪問する四国山林研修を実施し、新卒・キャリア入社の社員と新任主管者が全員参加しています。（2019年度は221名が参加しましたが、2020年度はコロナ禍のため中止しました）
   また、SBC・e-ラーニングにおいて、住友林業の歴史と当社の経営理念プログラムを、全社員が毎年視聴しています。

2. **汎用的なビジネススキルの習得と人事制度と連携した能力確保**
   自己啓発型研修では、2020年度において、コロナ禍でも受講しやすいe-ラーニング・通信教育など102のオンライン講座に延べ165人が受講しました。
   また、社員自らが探した外部研修受講への5万円を補助する制度を利用し、52名が自己啓発を行いました。

   階層型研修においては、2020年度に人事制度と連携した研修を実施しました。
   まず、2020年4月に、合理化への提案・実施等、業務の拡大を通じた生産性向上を目的として、一般職である事務職を事務企画職に職種変更したことに伴い、参加を希望した115名に対し、意識変革を促す延べ345時間（一人当たり平均3.0時間）のワークショップをオンラインで実施しました。

   次に、2019年4月より導入した評価制度を定着活用するための評価者研修を2019年度より実施し、2019年度には726名に対し延べ5,808時間（一人当たり平均8.0時間）の集合研修を実施し、2020年度は新任評価者を中心とした293名を対象に延べ2,344時間（一人当たり平均8.0時間）のオンライン研修を実施しました。2020年度の社員満足度調査の設問「キャリア・能力開発を意識したフィードバック面談が行われている」において、5段階評価で、平均3.34（2018年度）から3.41（2019年度）、3.46（2020年度）へ満足度が上昇しました。（調査会社他社平均3.37）

   また、住宅・建築事業本部の62名の全支店長に対して、延べ900時間（一人当たり平均14.5時間）の住宅支店長ワークショップを人財開発部と共同で実施し、支店でのビジョン設定から戦略構築、拠点責任者としての心構えを、支店長同士や経営陣との対話を交えながら伝え、マネジメント力の向上を図りました。

3. **海外人財の育成**
   拡大する海外での事業運営に資する人財を育成するため、長年、海外駐在を含む、海外関係業務を担当した社員が、海外勤務を希望し、かつ業務成績に優れた社員を1対1で指導する海外人財育成プログラムを実施しています。指導内容は英語学習を主とし、受講社員一人ひとりのレベルと勤務内容に合わせたオリジナルのプログラムを設計し進捗をフォローする他、簿記や会計の勉強を促しています。将来的な海外赴任を見据えた海外関係業務を担当する最低限の知識（英語をはじめとする語学や会計関係）を取得した者、あるいは、自己啓発でそのレベルに達すると判断された者より卒業となりますが、2018年度から累計で56名が卒業し、2020年度は44名が参加しています。（2020年12月1日現在の海外駐在員は100名：渡航準備含）

4. **経営者の育成**
   35歳以上の社員を対象に選抜研修を実施しています。2019年度は16プログラムに51名を派遣しましたが、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により集合研修が中止となり8プログラムに31名を派遣しました。

5. **グループ会社社員の一体感の醸成**
   新入社員研修をグループ合同の集合形式で実施し、早期の人脈形成を図っています。（2019年度は485名が参加しましたが、2020年は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できませんでした）
   その他の研修も目的を共有するグループ会社が参加し2020年度は147名の社員が参加しました。
   また、グループ社員が共有する学びのツールとして、SBC・e-ラーニングシステムを展開し、現在、96講座を国内グループ会社社員が共有し学んでいます。

人事部SBC研修体系（2020年度）

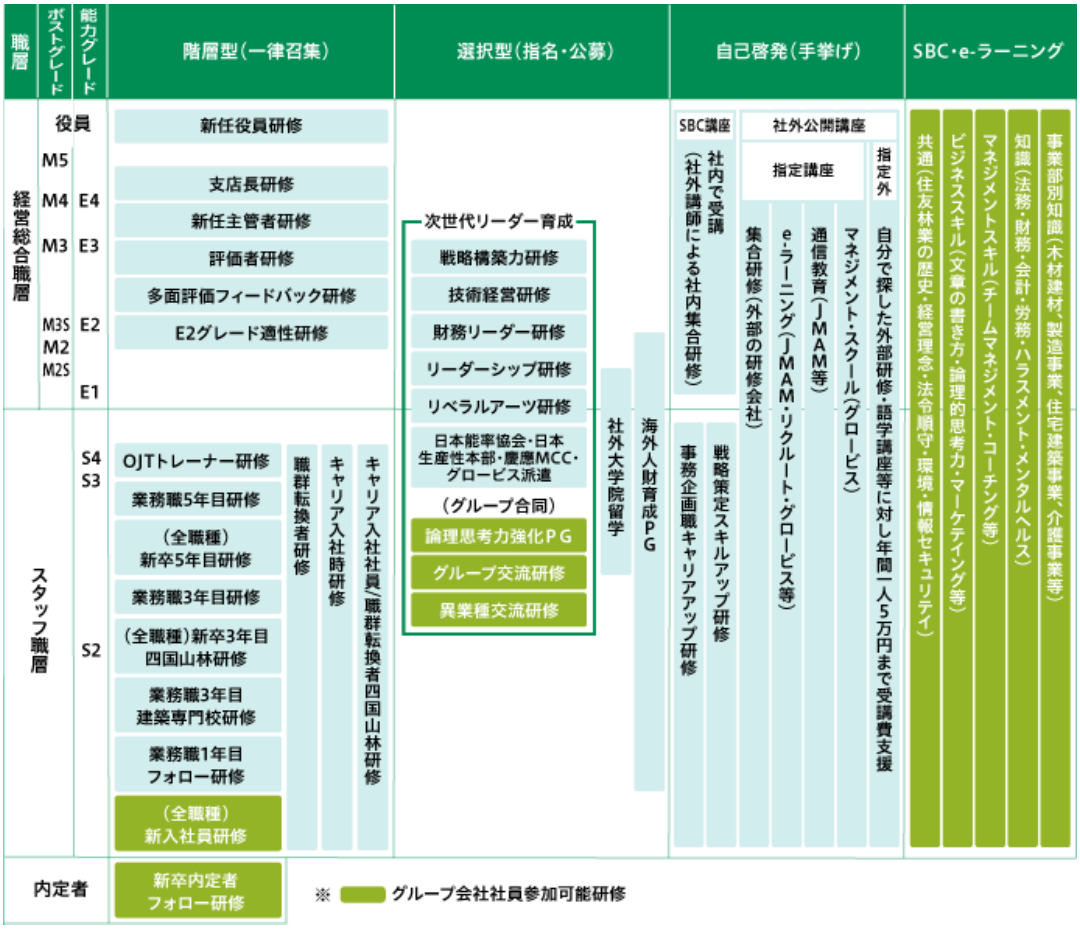

主な研修プログラム受講者数（2020年度）※

研修プログラム	受講者数（単体）（名）	受講者数（グループ会社）（名）	計
階層型研修（21講座）	1,300	251	1,551
選抜型研修（21講座）	91	0	91
自己啓発型研修（103講座）	217	1	218
e-ラーニング（必須6講座）	4,218	6,554	10,772

※ 2020年4月1日～12月31日

研修受講時間・研修関連費用（単体）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度※1
従業員1人あたりの研修受講時間（時間）	9.4	13.1※2	13.6	18.0	10.5（13.0）※3
従業員1人あたりの研修関連費用支出（円）	100,000	100,000	97,000	102,000	59,000（77,000）※3

※1 2020年度の集計対象期間は2020年4月～12月（決算期変更に伴い9ヵ月）
※2 2017年度より算出方法を変更した
※3 ( )内は2020年1月～12月の参考集計値

資格取得・社外教育の支援

住友林業では、「資格取得・社外教育支援規程」にて社員が資格を取得する際や社外教育機関を利用する際の支援について定め、自立的な能力開発とキャリア形成を推進しています。

資格取得支援としては、業務において取得が必要なものの他、能力開発の観点から取得を奨励するものについて、資格ごとに支援範囲を定めています。

特に1級建築士試験に合格し、1級建築士免許を取得した社員には、一時金を支給しており、2020年度は31名が対象となりました。

住宅・建築事業本部人財開発部の取り組み

教育・育成方針に基づき、研修をはじめとする様々な取り組みを行っています。中でも若手社員には3年目終了時までの自立（一人前化）を目指し、「考えさせる」ことを重視した育成を実施しています。OJTにおいては、トレーナーとの連携を強化するとともに、OJT強化の手法として反転学習の手法を取り入れており、研修がより実践的なフォローアップの場となることによる早期習得を目指しています。

反転学習のフローイメージ

また、若手社員及び中間層に対するOJTを確実に機能させるため、管理職ならびに次期管理職に対してマネジメント能力・商品知識・人財育成能力の養成も行い、効率的な働き方の支援や指導にも力を入れています。

かねてより取り組んでいるVR動画を活用した研修は、従前実施していた現場研修の代替として非常に効果を発揮しました。現場での研修に加え、受講生が様々な仮想体験をすることで建築に必要な知識を素早く、また環境に左右されず習得することができ、実際の現場で受講しているような体感を通じて業務プロセスの理解を深めています。引き続き、機材の内製化の効果を最大限発揮し、グループ会社や他事業本部等積極的な利用を行うことで生産性の高い研修を行うと同時に、研修運営における費用的効果も上げていくことを目標としています。

装着したヘッドマウントディスプレイへ投影される動画を視聴しての研修（イメージ）

育成期間中で特に研修機会の多い1年目研修の教材にペーパーレスシステムの導入を行い、研修時のタブレット支給を開始しました（従来は入社2年目以降に配布）。本システムを活用することで、研修中もテキストへ重要事項の書き込みを行う等、加筆・保存が出来るようになりました。受講生においては、研修終了後もタブレットを用いることで、場所を問わない復習や教材の活用などが可能になりました。

2020年は、新型コロナウイルス感染症の影響でWEBを活用した研修を多く実施しました。WEB研修は、受講生の移動が削減され、生産性の高い講義を実現できます。従前の研修と異なり、短時間の研修を複数日設ける等、研修の運営手法の選択肢も増え、今後の研修カリキュラムの構成に大きく寄与すると考えています。一方で、WEB研修では研修効果が低くなる講義内容もあり、今後はWEB研修活用に加えて、小規模化した対面型研修とWEB研修を融合させたハイブリッド型の研修運営手法も確立させ、より生産性が高く価値観を向上させた研修の構築を進めます。

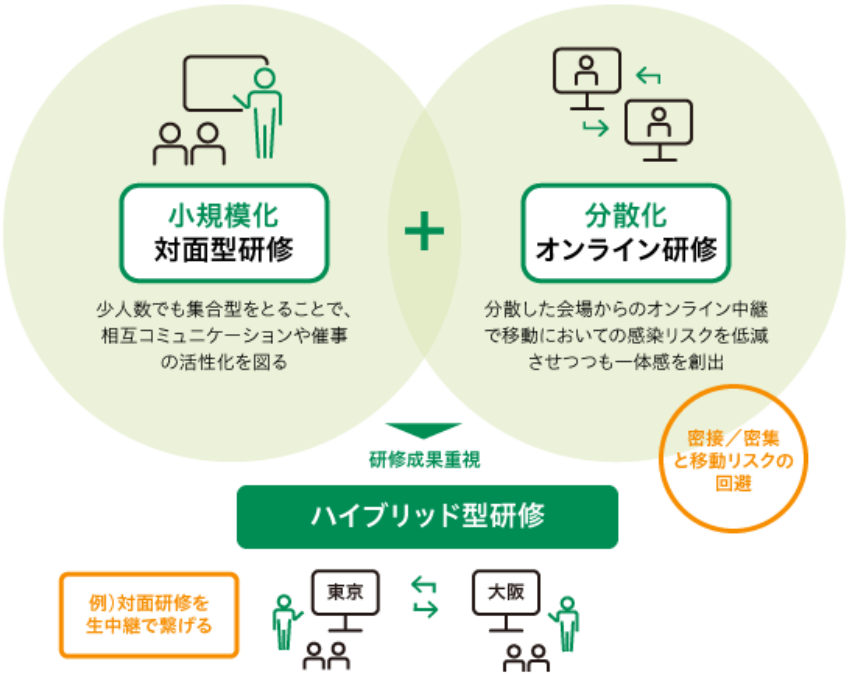

定期研修前の反転学習効果を目的に、事前学習の動画配信を行うため、動画教材の内製化を開始しました。動画は360度動画を活用し、情報ホットスポット、クイズ、知識確認モジュールなどのインタラクティブな要素を追加することにより、受講者のエンゲージメントとリテンション率を高めています。またLMS（学習管理システム）との連携も進め、各社員の学習状況の管理に加え、スキル把握を進め社員のデータを蓄積していくことで、将来的な人事戦略や人財マネジメント等、中長期先を見据えた取り組みを進めていきます。

動画活用した反転学習

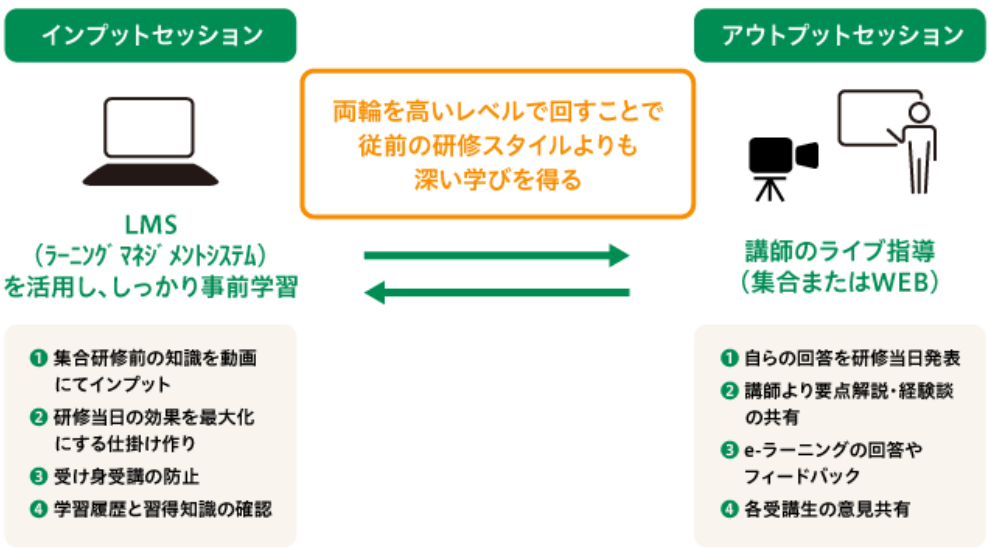

LMSの活用イメージ

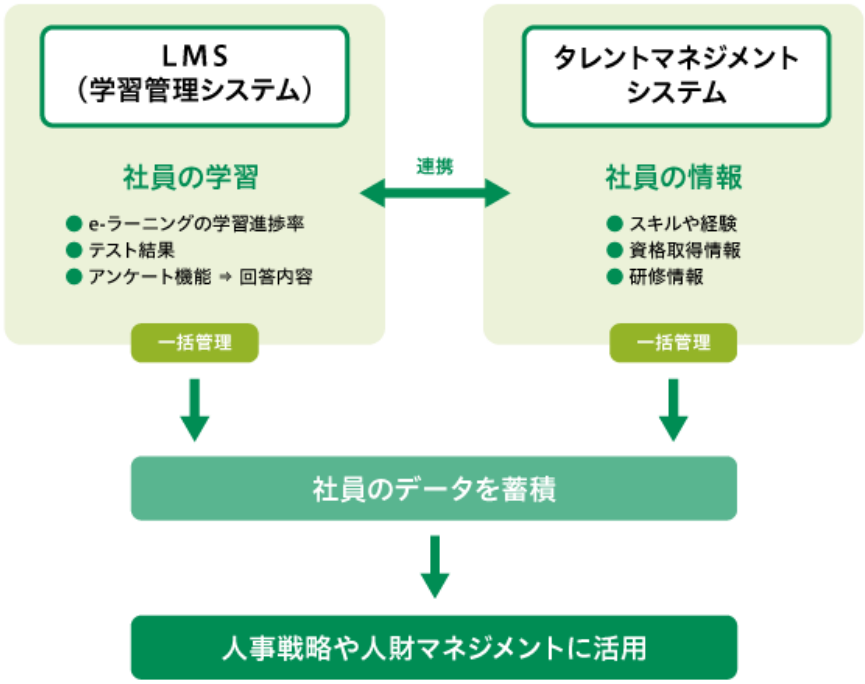

木造住宅建造技術の継承

日本の伝統的な木造軸組構法の良さを活かした家作りを残していくために、次世代への技術・技能の継承が課題となっています。

住友林業では、1988年に企業内訓練校として、千葉県知事認定の教育機関である「住友林業建築技術専門校」を設立し、大工職を目指す住友林業ホームエンジニアリング株式会社の新入社員に対し、1年間の訓練カリキュラムを実施しています。建築関連学科としては概論、構造、製図、工法、材料、監理などの座学から、工具類操作や手入れ、伝統的な技法である墨付けや規矩（きく）術、加工、安全作業、模型実習、実棟実習、パソコン操作などの実技を学び、修了時には2級大工技能士取得を目指しています。また、訓練の修了後は全国各地の事業所に配属されますが、数年後にリターン研修として和室研修や1級大工技能士取得準備研修が7～10日間用意されています。

2019年度の入校者は、外部協力会社に勤める大工も含め57名、修了者は55名で、2020年度は61名の入校者を迎えました。

建方の実習の様子

「住友林業建築技術専門校」入校者と実績

	2016年度（29期生）	2017年度（30期生）	2018年度（31期生）	2019年度（32期生）	2020年度（33期生）
入校者数（名）	63	67	69	57	61
修了者数（名）	61	66	68	55	-
2級大工技能士取得者（名）	57	49	62	55	-

社員とのコミュニケーション

基本的な考え方

住友林業は、社員が誠実さと思いやりを持っていきいきと仕事ができるよう、自由闊達に意見を述べ合う雰囲気づくりに努めています。また、一人ひとりの個性を尊重し、成果や努力に正当な評価が行われる風土の中で、共に成長していくことを目指しています。

人事評価や業務遂行におけるコミュニケーション

住友林業は、人事評価を通して人財を育成・開発することを主眼に、全ての社員を対象に評価結果をフィードバックしています。半年に一度、上司と面談を行い、目標の設定と評価結果について説明を受ける機会を必ず設けています。

また、経営総合職の社員のマネジメント能力を評価し、スタッフ層が自ら考えて行動する力を育て、短期業績に加えて長期的な会社の発展や社員の成長を実現するため、2019年度より「バリュー評価」を導入しました。「バリュー評価」では、「バリュー」を会社の経営理念・行動指針や経営課題を十分に理解し、倫理規範を遵守したうえで将来的な会社の発展に貢献するものと定義しています。そして具体的な行動や取り組みとして「バリュー」を発揮している社員を評価する仕組みとしています。

多面評価制度（360度評価）については、2020年度は経営総合職の社員のうち、組織のマネジメントを担っている社員、及び新しく経営総合職となった社員でマネジメント志向を持つ社員を対象に実施しました。この評価結果から、「現在の状態を正しく認識（＝気づき）」し、具体的なマネジメント行動につながるヒントを得て、自身のアクションプランを描き、実践につなげられるよう、フィードバックワークショップを実施しました。また、所属組織の責任者にも評価結果をフィードバックし、本人への指導や評価の参考としています。

勤続年数が10年、20年に達した社員に対しては、長年の会社への貢献をねぎらい、永年勤続表彰を行っています。また、年に一度、人事部にて、全社員に仕事や職場についての所見や異動の希望、家族状況などについて自己申告の形で直接聞き取りを行っています。

カジュアルフリーディスカッション

住友林業グループのさらなる発展を目指し、2007年度より社長と社員のコミュニケーションの場として「カジュアルフリーディスカッション」を定期開催しています。

2020年度も住友林業グループ内から参加者を募り、ディスカッションを開催しました。各事業部の若手社員が中心に集い「私達が大切にしていること」をテーマに仕事とプライベートで大切にしていることについて意見を出し合いました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、2020年度は1回限りの開催となりましたが、経営者と社員が直接対話でき、かつグループ間のコミュニケーションを活発化させる活動として2021年度も継続する予定です。

カジュアルフリーディスカッションの様子

社員意識調査

2020年7月から8月にかけて、住友林業は10回目となる社員意識調査を実施しました。

調査は「仕事／業務負荷／職場／上司／評価・処遇・能力開発／キャリア／経営・ビジョン／お客様志向／コンプライアンス／満足度」の10カテゴリ、全91問について聞き取りを行いました。

対象者は正社員及び有期雇用社員4,981名で回答率は92.5%でした。

調査の結果、「当社で働いていることに満足している」という設問に対して「まったくその通り・どちらかといえばその通り」と回答した社員の割合は80.1%でした。経年で向上している項目としては「評価結果について説明を受けている」や「自分の評価に納得している」「キャリア・能力開発を意識したフィードバック面談が行われている」など評価に関するものがあげられ、2019年度より進めている人事制度改定の取り組みの結果が表れているといえます。

また、この調査は国内の住友林業グループ25社と合同で実施しており、住友林業を含む全対象者は正社員・有期雇用社員を含む社員（一部パート社員を含む）12,334名、回答率は90.4%でした。

今後も国内の住友林業グループ共通の調査を毎年実施し、経年変化を把握していく予定です。

社員意識調査回答率（住友林業）

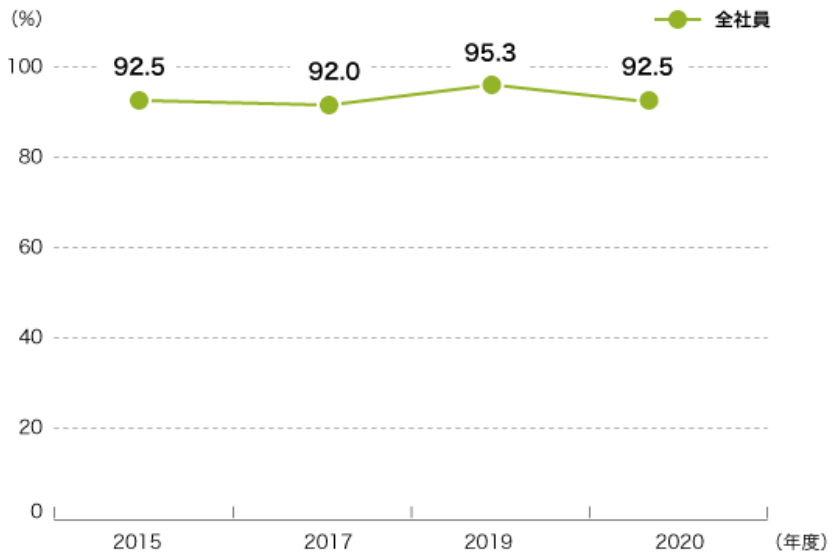

社員意識調査による社員満足度の推移（住友林業）

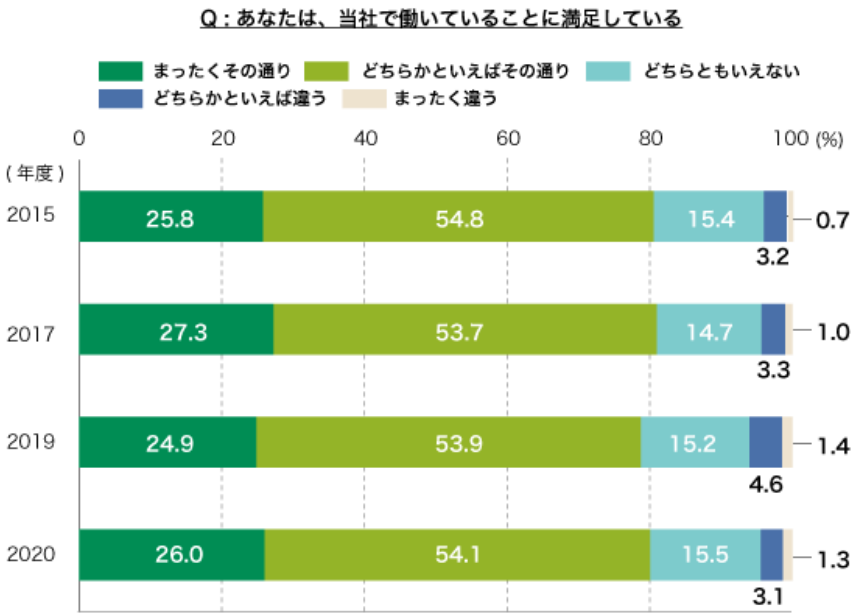

労働組合との関わり

住友林業では、2021年1月1日現在、労働協約で定められている対象社員の100%（3,746名）が労働組合に加入しています。会社と住友林業労働組合が締結する労働協約において、会社は組合活動の自由と団体交渉権を認め、組合員の生活の安定を保証すること、労使双方の委員で構成する「経営懇談会」を設置して賃金規定を含む労働条件の維持改善を図ることを約束しています。

2020年度は労使協議を17回実施し、2019年度に引き続き長時間労働の削減や働き方の見直しについて対策を検討しました。

労働組合加入率
（単体）
100%

ワーク・ライフ・バランス

基本的な考え方

住友林業は、多様な働き方を認め社員がやりがいを持って仕事に取り組み、さらに社員一人ひとりの生活を充実させる職場を目指して、育児・介護諸関連制度の運用や女性活躍推進、時間外労働の削減などに取り組んできました。

2013年度からは人事部内に「働きかた支援室」を設置し、育児や介護、キャリアサポート、メンタルヘルス、定年再雇用などの働き方・キャリアに関する支援窓口を集約。社員が従来以上に相談しやすい体制を整えて、多様な働き方をサポートしています。

2017年度からは、長時間労働の削減と生産性向上を目的として、フレックスタイム制度や勤務間インターバル制の導入、勤務時間のみなし労働時間制度から実カウント制への移行、時間あたりの生産性評価の導入などを行いました。

長時間労働による疲労の蓄積で健康を害することを防ぐとともに、時間に対するコスト意識を高め、またワーク・ライフ・バランスを実現することで、社員のモチベーションと生産性を向上させることを目的としています。

長時間労働削減の取り組み

住友林業では、長時間労働を放置することは、労働災害発生やブランドイメージ低下を誘発し、将来的な労働力不足につながりかねない大きな経営リスクだと認識しています。

2019年度より、住友林業グループ中期経営計画サステナビリティ編において、2021年度までの重点目標に「働き方改革による長時間労働の削減」を定め、取り組みを推進しています。国内関係会社も含め、各本部において、その達成状況を年度ごとに確認しています。

住友林業では、中期経営計画サステナビリティ編において策定した目標に加え、各拠点独自の働き方改革目標と行動計画、半期ごとの振り返りを専用システムに入力し、管理しています。各拠点の業務内容、定休日や地域特性、人員構成など、それぞれの状況にフィットした取り組みを進められるようにしています。

また、毎月、各部署の平均所定外労働時間及び管理職も含めた部下の所定外労働時間を各部の責任者に通知して、長時間労働削減の意識付けを強化しています。

特に、住宅・建築事業本部では、注文住宅の販売・施工において、お客様との密なコミュニケーションが欠かせず、結果として長時間労働になりやすい状況にあります。

そのため、各支店に「働き方向上委員会」を設置し、それぞれの支店でノー残業デーの実施等、工夫した長時間労働削減の取り組みを実行しています。

勤務制度や業務フロー改革など、支店単位での実施が難しいものについては、住宅・建築事業本部内で制度提案し、長時間労働削減運動を継続・実施しています。

▸ 多様な発想と働きがいで活力を生む職場づくり

人事制度の改定

2017年度には、人事制度の改定を行い、時間外労働時間をみなし労働時間制から実カウント制へと移行するとともに、フレックスタイム制度や勤務間インターバル制、時間あたりの生産性評価を導入し、長時間労働削減と生産性向上を推進しています。

実カウント制への移行と生産性評価の導入は、時間によるコスト意識を高めて、長時間労働を削減し、仕事の質と生産性を高めることを主な目的としています。

また、フレックスタイム制度では、1ヵ月の総労働時間を定め、1日の労働時間をフレキシブルにすることで、業務時間全体の平準化に取り組んでいます。

さらに、勤務間インターバル制では、前日の終業時刻から翌日の勤務開始まで11時間の休息時間をとることとし、休息時間が始業時刻またはコアタイムに及ぶ場合は、勤務を免除し働いたものとみなします。これにより過重労働の防止や社員の健康の保持増進を目指します。

年次有給休暇取得の促進

住友林業では、リフレッシュ休暇や夏季休暇を含めて年間14日以上の計画的な年次有給休暇取得を推奨しています。拠点ごとの年次有給休暇取得実績一覧を社内WEBサイトに公開し、年次有給休暇の取得を促進しています。

2017年は、勤怠管理システム上で、社員はもちろん管理者も休暇予定を確認できるようにすることで、より計画的に休暇を取得しやすい環境を整備しました。また、住宅・建築事業本部では、2017年度より全部署が休業する計画年休を設定しています（原則年4日）。

さらに半日単位の年次有給休暇制度や時間単位の年次有給休暇制度も導入し、休暇を取得しやすい環境を整備しています。

また、2020年の年次有給休暇の取得率は60.7%でした。

引き続き、2021年も「年次有給休暇取得平均14.0日以上」をサステナビリティ予算に掲げ、この取り組みをさらに進めていきます。

有給休暇取得率
（2020年）
（単体）
60.7%

年次有給休暇取得率の実績

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
年次有給休暇取得率（%）	35.9	47.4	53.2	60.2	60.7

※ 各年の年次有給休暇取得日数をその付与日数で除して算出

リフレッシュ休暇・ファミリーフレンドリーデー休暇制度

住友林業では、心身の健康を保ち、精力的に業務に取り組めるよう、休暇を取得したい時に取得できる職場環境づくりを進めています。その一環として、夏季休暇・年末年始休暇とは別に、本人の予定に合わせた連続休暇を「リフレッシュ休暇」として取得を奨励。2019年よりリフレッシュ休暇日数を従前の「3日」から「5日」へ変更し、年次有給休暇の連続取得を奨励し、より取得しやすい環境を整えました。

また、住宅・建築事業本部の支店では、火・水曜日が定休日となっていますが、お客様と土日に商談をすることが多く、社員が家族の行事などへ参加するための休暇を取得しづらい場合もあります。そこで、土日のうち月1日は休暇を取得し、家族との時間や趣味の時間に充てる「ファミリーフレンドリーデー休暇」を整備。支店内での社員間の業務分担や打ち合わせスケジュールの調整を促し、土日の休暇取得がしやすい職場環境整備を進めています。

リフレッシュ休暇・ファミリーフレンドリーデー休暇制度の利用実績（単体）

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
リフレッシュ休暇取得率（%）	42.3	38.9	32.1	43.7	31.3
ファミリーフレンドリーデー休暇取得率（%）	27.0	28.3	28.7	36.8	30.5

育児中の働き方支援

住友林業では、子育てをしながら仕事をする社員に対して、様々なサポート体制を整えています。

例えば、希望者には育児休業取得予定の社員と上司に加え、働きかた支援室担当者も同席する面談を実施。育児休業に関連する制度を説明し、復職後の働き方についての相談に応じている他、子育てと仕事を両立している他の社員の事例などを紹介しています。

また、育児中で希望する社員は、柔軟な働き方ができるよう、フレックスタイム制度や短時間勤務制度などの利用を申請することができます。

昇進、登用にあたっては、育児休業を取得したことが有利にも不利にもならないように考慮しています。

次世代育成支援対策推進法第7期行動計画

住友林業は、次世代育成支援対策推進法が施行された2005年に第1期行動計画を策定し、それ以降継続し、現在は第7期行動計画について取り組みを進めています。

第7期（2020～2021年度）は、育児中の女性社員はもとより、社員全員がワーク・ライフ・バランスを実現させ、より活躍できる職場環境を整えるために、下記の3つを目標に掲げ、実行しています。

1. 場所に捉われない働き方を選択可能とするため、テレワークに関する制度や環境の整備を促進する。
2. 社員のキャリア形成等を支援するための相談体制を整備する。
3. 住生活にかかわる会社に勤める社員として貴重な生活経験となる育児や家事に、男女関わらず積極的に関われる環境づくりを行う。

「業務変革委員会」の取り組み

住友林業は、2019年4月より、取締役副社長を委員長とし、本社・本部の責任者を委員とする業務変革委員会を発足。アンケートや提案箱から社員の声を吸い上げ、業務改革・働き方改革関連の全社テーマに取り組んでいます。テレワークの推進やペーパーレス化、検印手続きの見直し等、社員の業務の見直し、効率化を進めています。

「家族の職場参観日」の開催

住友林業は、2014年7月より、社員の家族が職場を訪問するイベント「家族の職場参観日」を開催しています。このイベントは、社員を支える家族に感謝の気持ちを表現するとともに、家族の仕事への理解、社員間の相互理解を促進し、いきいきと働くことができる職場環境づくりを目的にしています。

毎年夏に、これまでに18拠点で開催し、149組433名の社員とその家族が参加しています（2020年度はCOVID-19の影響により中止）。朝礼参加やお子さんたちが木製台紙に名前を書いて作った名刺の交換、職場の同僚への「お仕事インタビュー」などの定番プログラムの他、各拠点で工夫を凝らして開催しています。

男性社員の育児参加促進

子どもが生まれた社員に支給している「子育て支援一時金」の支給申請の際に、男性社員に対して「育児関連制度利用者希望調査票」の提出を必須としています。この調査票は、申請者の上司が、部下の育児関連制度の利用希望を聞き取り、制度活用のための指導や配慮についてのコメントを記入し、申請するしくみです。これにより、男性社員の育児参加について、職場の理解が進むとともに、促進につながり、2020年度は51名が育児休業を取得しました。

主な育児支援制度（2020年度）

制度	内容
育児休業	子が2歳到達直後の3月31日までの期間内で、休業を取得することが可能。男性社員の場合、理由を問わず２回まで取得可能。育児休業開始当初５日迄は給与全額支給
配偶者の出産休暇	配偶者の出産から２週間以内に５日間取得可能。給与全額支給
勤務時間の短縮等の制度	子が小学校6学年末を迎えるまでの間、短時間勤務、週休3日制、所定外労働免除、法定時間外労働の制限、深夜業の制限の利用が可能
フレックスタイム制※のコアタイム短縮	子が小学校6学年末を迎えるまでの間、コアタイムの終了時刻を30分単位で1時間まで短縮できる
子の看護休暇及び行事休暇	小学校6学年末までの子が病気やけがをした場合、子が1人の場合は年10日、2人以上の場合は年15日、30分単位で休暇を取得することが可能（100%給与支給）。そのうち5日（子が2人以上の場合は10日）までは、子の行事のために利用可能。子が2人以上の場合に行事のために5日以上利用した場合でも、看護のために10日まで利用することが可能（ただし、15日を超えた分は無給）

※ フレックスタイム制度は2021年1月より全社適用(管理監督者、裁量労働制社員及びパートナー社員を除く)

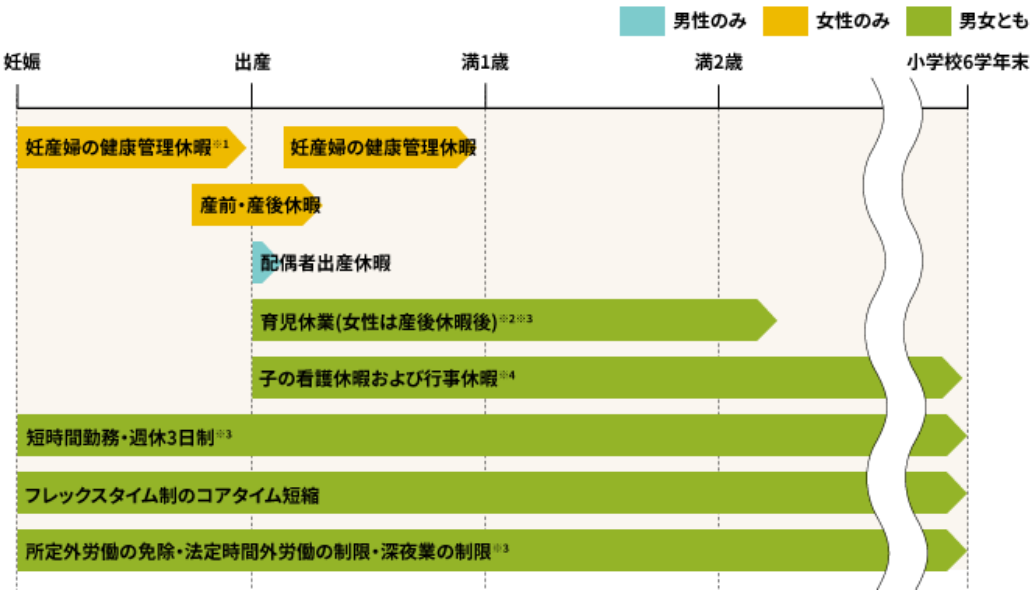

※1 妊娠中または産休・育休復帰後で出産後1年未満

※2 2歳到達直後の3月31日までの期間。準備保育の理由に限りさらに14日間を加えた期間まで可能

※3 勤続1年以上

※4 勤続6ヵ月以上

育児休業者座談会とママフィットの実施

住友林業は、2021年3月、育児休業復職予定者を参加者とした座談会とママフィットをオンラインで実施しました。ママフィットは、産後の身体ケアを子どもと一緒に出来るエクササイズで、インストラクターの指導のもとに実施しました。復職前の不安解消、健康づくり、育児者同士のネットワーク構築につながっています。

育児休業復職者と上司のペアセミナーの実施

住友林業は、2020年11月、育児休業からの復職者とその上司、配偶者を対象にペアセミナーを実施しました。セミナーでは、出産・育児を取り巻く社会情勢、仕事と育児の両立、今後のキャリア等についての講義や育児中の先輩社員のパネルディスカッション、参加者同士のグループディスカッションを行いました。育児者が仕事と育児、キャリアをいずれも両立していくために、上司、本人それぞれがどのような行動をとっていくべきか改めて考える機会になりました。

介護中の働き方支援

住友林業では、家族の介護をしながら仕事をする社員の支援を行っています。対象家族1人につき365日の休業を取得できるように「介護休業」を改定し、フレックスタイム制度、短時間勤務、週休3日の勤務形態も可能にしました。なお、2021年1月からのフレックスタイム制度の全社員適用（裁量労働制社員を除く）に合わせ、介護の理由により、コアタイムを短縮できるようフレックスタイム制度を改定しました。また、年10日の休暇を30分単位で取得できる「家族の介護休暇及び傷病休暇」も整えています。

主な介護支援制度（2020年度）

制度	内容	利用実績
介護休業	家族を介護する社員が対象家族1人につき複数回、通算365日の休業を取得することが可能	● 介護理由の制度利用者：延べ4名（フレックスタイム制度3名、週休3日制1名） ● 介護休業者：2名
勤務時間短縮等の制度	短時間勤務、週休3日制、所定外労働の免除、法定時間外労働の制限、深夜業の制限の利用が可能。 フレックスタイム制適用の社員は、コアタイムの終了時刻を30分単位で1時間まで短縮可能 （※フレックスタイム制は2021年1月より裁量労働制社員を除き全社員に適用）	
家族の介護休暇及び傷病休暇	家族を介護する社員が年10日の休暇を30分単位で取得することが可能（要介護状態の家族が2人以上の場合は年5日を追加）。年10日のうち5日までは、家族の傷病のために利用が可能	

※ フレックスタイム制度は2021年1月より全社適用(管理監督者、裁量労働制社員及びパートナー社員を除く)

介護支援制度利用実績（単体）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
介護休業者数（名）	2	2	1	1	2
介護理由の制度利用者数（名）（延べ人数、フレックスタイム制度、短時間勤務など）	3	7	3	4	4

テレワークへの取り組み

住友林業では、通勤時間が削減でき、それにより生まれた時間を仕事や家庭生活に活かせることや、自宅の静かな環境で集中して業務を行えることなどから、2009年度より在宅勤務制度を導入しています。

2017年度から、対象者を新卒入社3年未満及びキャリア入社6ヵ月未満の社員をのぞく全社員に拡大し（認可制）、育児・介護などを理由とする社員や、移動時間の長い社員を中心に利用されてきました。

2018年度からは、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、内閣官房、内閣府と東京都及び関連団体、企業が連携し働き方改革を推進する「テレワーク・デイズ」の取り組みに、特別協力団体として参加してきました。期間中、約300名の社員がテレワークを実施し、この取り組みを通じて在宅勤務やモバイル機器活用の効果をより多くの社員に実感してもらうことで、テレワークに対する理解を促し定着を図ってきました。

2020年度は、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）への対応を機に全社員がテレワークを実施できる環境を整備し、サテライトオフィスの利用も開始しています。

2021年1月からは、フレックスタイム制度を改定し、全社員へ適用（管理監督者、裁量労働制社員及びパートナー社員を除く）することで、時間と場所にとらわれない働き方を進めています。

勤務地の希望を申告する制度

住友林業は、結婚または配偶者が転居を伴う転勤をした場合にも勤務を継続できるよう、結婚と配偶者の転勤の理由に限り、本人が希望する地域への異動を配慮する制度を2008年度に整備しました。

2014年度には、申請理由に新たに「育児」を加え、育児と仕事の両立のために配偶者との同居を希望する場合にも異動を配慮。また「介護」を理由に異動希望を申告できる制度も新設するなど、仕事と育児、介護の両立のために勤務地に制限がある場合にも異動を配慮しています。

これらの制度を利用して、2020年12月末までに累計で46名が異動しました。

さらに、育児や介護、自身の疾病などのやむを得ない理由により、現在の勤務地から転居を伴う異動の無い働き方を希望する社員に対して、申請認可制によりコースを設けており、それぞれの事情に応じた働き方ができるようにしています。

健康経営の推進

基本的な考え方

住友林業グループは「人間尊重」を行動指針の一つに掲げダイバーシティ経営を推進するとともに、「家族の尊重：自らと家族を大切にし、豊かな未来を築く」ということを掲げ、社員一人ひとりの健康の保持増進に努め、いきいきと働くことができる職場環境づくりを推進しています。社員の健康は何より重要であり、健康でいきいきと生活できることで仕事への意欲が高まり、生産性の向上や仕事の効率化にもつながります。

住友林業では、人事部働きかた支援室　ヘルスケア推進チームに、臨床心理士1名、保健師2名を置き、様々な制度、施策を行っています。

社員の健康保持・増進への取り組み

住友林業では、新入社員研修での健康管理セルフケア研修をはじめ、働きかた支援室イントラサイト上で、健康に関するイベントの案内やコラムを発信するなど、社員の健康保持・増進への取り組みを行っています。

疾病予防に重要な定期健康診断においては予約システムを利用し、受診率100%を保っています。また、50名以下の拠点にも産業医を選任するなど、人数の少ない拠点勤務者も、定期健診、ストレスチェックの事後措置や過重労働時等に、産業医面談、保健師面談を実施できる体制をとっています。

さらに、海外赴任者については、赴任前及び帰任時に健康診断結果のチェックを行うとともに、本人と面談し、健康状態の聞き取りやアドバイスなどを行っています。

メンタルヘルスケア

メンタルヘルスケアの実践

住友林業では、厚生労働省が策定した「労働者の心の健康保持増進のための指針」に基づき、メンタルヘルスについて「セルフケア」「ラインによるケア」「事業場内産業保健スタッフなどによるケア」「事業外資源によるケア」の4つのケアを実践しています。

管理職向けのメンタルヘルス教育

2013年4月以来、臨床心理士の資格を有する社員が、社外提携EAP※機関と連携しながら、メンタル不調者へのフォローや復職支援に取り組んでいます。

2019年度は社外提携EAP機関を変更し、管理職相談窓口を新設することで、よりラインケアをサポートする体制作りをすすめました。また、従業員のみならず従業員の家族からの相談も可能とすることや、英語や中国語にも対応が可能になったことで、幅広く従業員のケアができるようになっています。

復職にあたっては、リハビリ出社制度を設け、個々人の状態に合わせて段階的に勤務時間や業務負担を調整し、心身を働く環境に慣らしていけるようリハビリプランを作成し、実行しています。

休業時には「メンタル休業ガイドブック」を本人に配布し、休業中の過ごし方や休業に関する社則等を載せ、休業中の不安軽減を図るとともに、上司に対しても「管理職のためのガイドブック」を配布し、その時々にあった対応方法などの情報を提供しています。

※ EAP：Employee Assistance Programの略語。従業員支援プログラムと呼ばれる職場のメンタルヘルスケアサービス

ストレスチェックの活用

2015年12月に労働安全衛生法の改定に伴い義務化されたストレスチェックを、他に先がけて、2013年度から継続実施しています。全社員（産休・疾病療養などによる長期休業中社員等を除く）を対象にWEBサイト等を利用し、メンタル不調の予防に役立てています。

2020年度は、積極的な健康づくりをより促進するために、ストレスチェックの項目にプレゼンティーズム、アブセンティーズムを測る項目を追加し分析を行ないました。またストレスチェックの事後措置として、各拠点に個別の組織分析結果表を配布し、よりいきいきとした職場環境作りに対する意識を高めるストレスチェック結果フィードバック研修を主管者対象として実施しました。その他、部署の課題に合わせ部署ラインケア研修、セルフケア研修をオンラインで実施しました。事後措置で実施した研修内容はe-ラーニングで全社展開しています。

▸ 人権尊重の取り組み

メンタルヘルスケア予防対策の実績

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
ストレスチェック回答率（%）	88.2	92.1	91.6	93.3	96.4

労働安全衛生マネジメント

基本的な考え方

住友林業は、社員が安全で健康に働くことができる職場環境づくりを目指し、「安全衛生管理規程」を定めています。この規程の中で、規模に関わらず各事業所に総括安全衛生管理者などを設置することを定め、設置状況や衛生委員会の開催状況を毎年確認しています。

また、資源環境事業本部や木材建材事業本部、住宅・建築事業本部などの各事業本部においては、事業特性を踏まえた安全衛生管理に関する方針やマニュアルを個別に定め、建築現場などでの災害の防止や作業員の健康確保を目指しています。

労働安全衛生のマネジメントシステム

2020年4月1日、住友林業グループ全体の製品及びサービスの品質を継続的に改善すること、労働災害を撲滅させることを目的に、社長直属の組織として「品質・安全マネジメント室」を新設しました。グループ全体の指導・助言を行うことにより、品質及び労働安全衛生マネジメント体制を整備・強化していきます。併せて、グループ全体に関わる重要な労働安全衛生の事案については、ESG推進委員会において審議・報告しています。

住友林業単体における安全衛生に関する事項は人事部が管理し、人事部長は事業所に対する安全衛生管理上の指導、援助を行い、安全衛生管理体制の確立を図っています。また、各事業所の長（本社は人事部長）を委員長とし、衛生管理者、産業医、労働組合員などをメンバーとする衛生委員会を各事業所に設置し、毎月1回開催した内容を社内イントラネットに掲示し、情報共有と啓発を図っています。

また、住友林業グループでは、木に関わる幅広い事業をグローバルに展開しているため、事業や現場ごとに各現場の形態に応じた安全衛生研修を行っています。

労働災害に関する目標と実績

住友林業グループ中期経営計画サステナビリティ編において、2021年度までの重点目標を「労働災害件数・休業災害件数ゼロ」と定めて取り組みを推進しています。住友林業グループでは、この重点目標の達成を目指し、各本部においてもサステナビリティにおける重点施策を定め、その達成状況を年度ごとに確認しています。

2020年度は、グループ63社の安全管理体制について実態を調査し、ESG推進委員会で報告しました。今後も調査を継続し、安全体制の強化を進めていきます。

2021年度は、組織全体の安全衛生の傾向を把握し、社員がより質の高い業務を実施できるよう、“組織と社員の安全意識と行動”に関するアンケートを実施し、取り組むべき課題を把握し今後の改善に活かしていきます。

労働災害の発生状況（単体）※1

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度※4
労働災害件数（件）※2	3	0	2	1	0
休業災害度数率※3	0.30	0.10	0.20	0.20	0.19
職業性疾病度数率	0	0	0	0	0

※1 上記報告年度における死亡にいたる労働災害は0件

※2 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示

※3 休業災害度数＝休業1日以上の労働災害による死傷者数÷延べ実労働時間数×1,000,000

※4 2020年度実績の対象期間は2020年1月～2020年12月

▸ 重要課題4：多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進

また、国内外で活動する各国の法令に準拠して労働安全衛生推進活動を進めるとともにISO45001労働安全衛生マネジメントシステムやOHSAS※などの認証取得を推進しています。

品質・安全マネジメント室では、ISO45001マネジメントシステム取得の部門への内部監査実施や導入検討会社への研修会などを支援するとともに、グループ社員を含めた内部監査員研修を実施し、人財の育成にも努めていきます。

当社グループの製造事業における労働安全関連の認証取得割合は39.4%（売上高ベース）になっています。

※ OHSAS：Occupational Health and Safety Assessment Seriesの略語。労働安全衛生に対するリスク低減や責任の所在を明確化することを目的に策定された国際的な規格

▸ 森林事業における労働安全衛生
▸ 製造事業における労働安全衛生
▸ 建築現場における労働安全衛生

グループ各社の労働安全関連認証取得状況

グループ会社	国	認証の種類	取得年月	更新年月
住友林業クレスト	日本	ISO45001:2018	2013年2月	2020年1月
リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）	インドネシア	OHSAS18001	2013年3月	2019年3月
クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）	インドネシア	ISO45001:2018	2020年1月	-
ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）	ニュージーランド	ISO45001:2018	2019年10月	-
ヘンリー・アーチ※1	オーストラリア	ISO45001:2018	2019年4月	-
ウィズダム プロパティーズ	オーストラリア	AS-NZS4801:2001※2	2018年11月	-

※1 ヘンリーグループ他2社も同認証を取得

※2 オーストラリア規格協会とニュージーランド規格協会が共同で運営する規格で、4801は労働安全衛生マネジメントシステム規格

▸ 海外における労働安全衛生のマネジメントシステム

森林事業における労働安全衛生

国内森林事業における取り組み

住友林業グループは、日本国内で約4.8万ヘクタールの社有林を管理しています。これら森林においては、植栽、下刈り、除伐、間伐及び皆伐などの作業を委託した方々の労働災害を防止するために、社員による安全パトロールに加え、山林事業所ごとに「労働安全大会」を上期・下期の年2回実施しています。2020年度はコロナ禍における会合の制限により、労働安全大会は日向山林事業所で1回のみの実施となりました。

2020年度は、住友林業社有林の作業現場において、労働者災害補償保険法における休業補償給付対象の災害が1件発生しました。災害発生後は、当該の請負業者と再発防止に向けた対策を迅速に協議・確認した他、「労働安全大会」を通じて他の請負業者にも注意を促しています。

伐倒作業における安全講習（日向山林事業所）

住友林業社有林の作業現場において発生した請負業者の労働災害件数

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度※
3件	1件	4件	1件	1件

※ 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示

※ 集計期間：2020年1月～12月

外部専門家による講習

「労働安全大会」では、林業分野の災害に多く見られる事例を参考にした労災防止教育や、環境教育、救命救急分野など専門家による講義、現地での安全指導などの啓発活動を強化しています。さらに、作業に慣れて、危険な作業に対する注意力が散漫になることのないように繰り返し安全教育を実施しています。

2019年度に行った各山林事業所での「労働安全大会」では、合計約30社（参加人数：約120人）の取引先が参加し、林業・木材製造業労働災害防止協会による最近の林業労働災害事例の原因分析を踏まえた災害防止策講習や、救命に関する講習を実施しました。

2020年度に行った日向山林事業所での「労働安全大会」では、合計9社（参加人数：27人）の取引先が参加し、林業・木材製造業労働災害防止協会による風害木の安全な処理作業に関する伐倒の実践演習や林業に係るガイドライン改定に関する講習を実施しました。

安全大会の様子（日向山林事業所）

海外森林事業における取り組み

住友林業グループは、海外で約23万ヘクタールの植林地を保有管理しています。労働災害を防止するために、海外植林会社（オープン・ベイ・ティンバー（OBT）社、マヤンカラ・タナマン・インダストリ（MTI）社、ワナ・スブル・ レスタリ（WSL）社、タスマン・パイン・フォレスト（TPF）社）の全社でオペレーターの安全装備装着を徹底するとともに、定期的な安全講話や朝礼等を通じた安全・衛生意識喚起を実施しています。

セーフティギアボックスを設置し、装備品の管理を徹底（OBT社）

例えば、TPF社では、①作業前の装備確認の徹底、②伐採請負会社との定期ミーティングにおける安全管理や事故発生時の即時報告に関する注意喚起の実施、③労働安全の専門家による自社及び伐採請負会社のHealth & Safetyに関するアセスメントの実施、④担当社員による現場訪問を通じた注意喚起、等を実施しています。

またOBT社では、①毎日の作業前の装備確認の徹底、②担当社員による現場訪問を通じた注意喚起実施、③装備品管理徹底のために保管場所の設置、を実施しています。

WSL社及びMTI社においては、新型コロナウイルス感染症対策に関する社内独自のガイドラインをいち早く策定し、感染対策を行ってきました。

植林事業地でのラジオ体操の実施

西カリマンタン州ポンティアナックの本社においては、必要最低限の交代出社、ジャカルタの事務所では、行政の規制を上回る対応で完全テレワークを実現しました。植林事業地においては人の出入りを厳しく管理することで、従業員やコントラクターへの感染防止を行いました。

さらに、マスク不足への対応として、自社社員による手作りマスクの製作及び配布も実施しました。その結果、社内でのクラスターの発生を防ぐことにつながりました。また、感染対策が続く中での従業員の心身の健康を維持するため、事業地での毎朝のラジオ体操の導入や、アプリを用いた運動の奨励にも取り組みました。

自由な移動や帰省が出来ない中で事業を行うことは、多くの従業員にとって非常に大きな負担を伴います。しかし、これまで以上にコミュニケーションを取り、互いに励まし合うことで、全員が一丸となって新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組んでいます。

作業現場において発生した請負業者の労働災害件数

Open Bay Timber Ltd.	PT. Mayangkara Tanaman Industri PT. Wana Subur Lestari FPT. Kubu Mulia Forestry	Tasman Pine Forests Ltd.
0件	0件	3件

※ 日本の労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示

製造事業における労働安全衛生

安全衛生の取り組み

住友林業クレストは、「災害ゼロから危険ゼロへの転換」を基本方針に“危険の芽”を摘み取ることで、労働災害ゼロを目標としています。その実現に向けて、2012年7月に「労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）」の運用を開始し、2013年2月にOHSAS18001の認定を取得しました。また、OHSAS18001が2021年3月にISO45001へ移行することから、移行審査を経て、2020年1月にISO45001へ移行しています。各工場では社員が主体的にヒヤリ・ハット報告（2020年度：441件／515名） を安全衛生委員会内で報告するなど、職場の小集団活動（TPM活動／週次開催）を通じて意見を出し合い、PDCAの管理サイクルを回すことで、生産活動の効率化と同時にリスクの低減を進めています。2020年度の労働災害件数は1件でした。

国内の木質建材製造事業における労働災害件数

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度※
1件	0件	1件	0件	1件

※ 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示

※ 集計期間：2020年1月～12月

安全パトロール・リスクアセスメント

住友林業クレストの各工場では、定期的に職場の安全パトロールを行っています。パトロールで発見した「危険の芽」については、安全対策を迅速に実施し、事故防止を図っています。また、はさまれ、巻き込まれなどリスクのある作業・設備を洗い出し、次の3つの視点で対応を図り、職場の安全確保に努めています。

1. 危険源に近づく頻度の低減（人を遠ざける・治具の利用・安全教育など）
2. 事故が成立する確率の低減（カバー・自動停止・歩車分離など）
3. ケガの重篤度の低減（保護具・速度を落とすなど）

安全パトロール

海外における取り組み

インドネシアの製造会社を中心とした海外製造会社※に対し、リスクアセスメント（毎月1回100名に実施を目標に、設備の安全性評価など）や危険予知訓練（毎月1回の実施を目標に、作業者に不安全な行動をさせないことや作業員の危険に関する感度上昇を狙った訓練）の実施を進めています。また、取り組みが先行するグループ他社の安全推進手法の導入などを実施し、職場の安全確保に努めています。

※ ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）、クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）、アスト・インドネシア（ASTI）、シナール・リンバ・パシフィック（SRP）、キャニオン・クリーク・キャビネット（CCC）、ヴィナ・エコ・ボード（VECO）の6社（連結対象会社）

インドネシア製造会社現地社員による危険予知訓練

海外の木質建材製造事業における労働災害件数

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
16件	23件	11件	10件	12件

※ 日本の労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示、連結対象会社の合計

建築現場における労働安全衛生

国内建築現場での安全衛生

住友林業では、現場での安全衛生を第一に施工を行っています。そのために住友林業グループ社員はもとより、現場での施工業者など「住友林業の家」に携わる作業者全員に安全衛生に関する「情報」と「注意喚起事項」の周知を徹底し、安全知識と安全意識の向上について指導しています。

建築現場の安全確認

住宅・建築事業本部では期初に、前期の災害発生状況、安全衛生管理推進状況ならびに関係法令の遵守等、現状を踏まえ、住宅・建築事業本部長名により「安全衛生管理方針」を策定し、周知を行っています。また基本方針として、「安全文化の浸透」を掲げ、「法令遵守」「安全衛生教育の推進」「労働災害の撲滅」の三つを主要取り組みとしています。

「安全第一」の認識を常に周知・啓発することで、「安全文化の浸透」を図り、支社・支店・工事店が年度の重点管理目標を策定し、「墜転落」「工具」「転倒」「重機」「熱中症」による5大災害の撲滅を図ることとしています。

住宅・建築事業現場における安全衛生管理体制

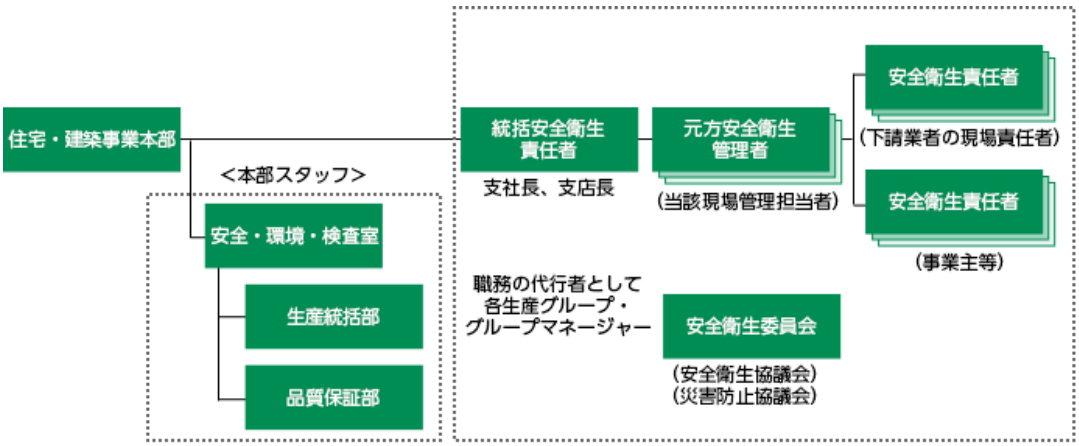

住宅の施工現場における請負業者の労働災害発生状況

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度※1
労働災害件数※2	12件	9件	7件	11件	8件
休業災害度数率※3	3.35	2.31	2.79	4.13※4	5.12
職業性疾病度数率	0	0	0	0	0

※1 集計期間：2020年1月～12月

※2 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示

※3 休業災害度数＝休業1日以上の労働災害による死傷病者数÷延労働時間数×1,000,000

※4 社内精査時に労働災害件数の誤りを発見したため、2019年度の値を遡及修正しています

- 労働災害の発生状況
- （第三者保証マーク）について

労働安全衛生意識の向上を図る研修

住宅・建築事業本部、各支社、支店では、毎月1回実施している安全衛生パトロールや現場調査の結果に基づき安全衛生管理者、建築現場の各職種のリーダー（請負事業者）を対象に、具体的な事例を交えた安全衛生に係わる教育を実施しています。

また、2022年1月より装着が義務化される墜落制止用器具(フルハーネス型安全帯)や、丸のこやグラインダー※など、手軽で使いやすい反面、誤った使用法により事故につながりやすい電動工具による作業の安全確保を目的とした特別教育を実施しています。

※ 電気工具を使用し、研削砥石を回転させることにより加工切断する作業

丸のこ特別教育

新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染防止対策として、『新型コロナウイルスの現場対応ガイドライン』を策定し現場作業が継続できる環境を維持するための取り組みを行っています。また、手指消毒徹底などの旨を記載した「現場入場前確認」、作業時の具体的な対策としてマスク着用の徹底や室内作業時は常に窓を開けての換気の徹底などを記載した「感染防止対策の徹底事項」のポスターを作成し、現場に掲示して常に関係者に注意喚起を行っています。

感染予防対策

1. **現場への石鹸、手指消毒液、マスク等の設置**
2. **手洗い、うがい、咳が出る場合のマスクの着用などの励行**
3. **複数の職方で内部作業する場合やお客様が入場された場合の換気とマスクの着用**
   特に内部作業時は、換気に留意し新鮮な空気の入替を実施
   外部吹付け工事等、窓を開けて換気が出来ない場合は、内部作業工程を調整

注意喚起ポスター

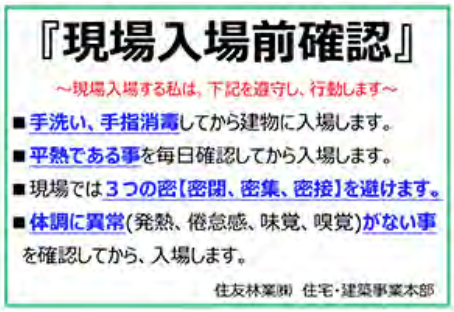

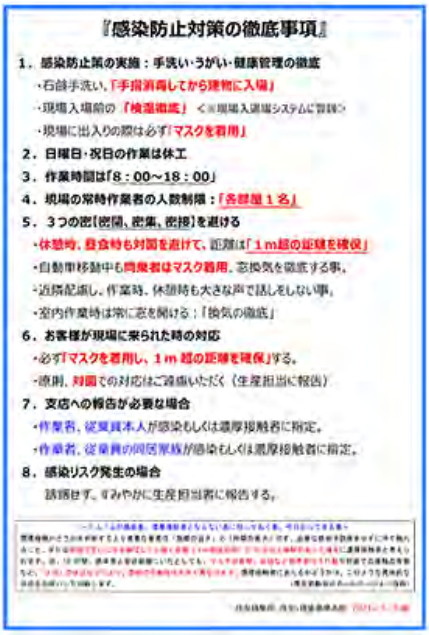

施工業者と共に

住友林業では、安全衛生や環境についての情報やトピックスを掲載した「安全・環境・検査室情報」を毎月発行し、支社・支店や施工業者に対して繰り返し周知することにより、災害の防止やリスク回避ができるようにしています。

施工業者への安全研修

全国の工務店や解体工事店に出向いて、安全に関する研修を実施しています。これまで、特別教育(労働安全衛生法第59条3項)を826件開催、受講人数は29,638人になりました。現場で働く作業員に直接指導をすることにより、「安全文化の浸透」という当社の指導内容を理解してもらい、現場の安全や環境への取り組みを進めています。

施工業者の育成

支社、支店では、安全衛生を推進し労働災害の発生を防止することを目的として発足した安全衛生協議会を毎月開催し、現場の安全衛生パトロールによる現場状況の確認と改善指導等、施工業者の安全意識・知識が向上するよう指導を行っています。

また、2018年度からは、地区安全向上委員会を発足し、本部と支社・支店との連携をより強化することで、安全に関する本部の方針・施策が、現場（＝施工業者）へ周知徹底され、確実に実行できる体制づくりを進めています。

海外住宅の建築現場における労働安全衛生

海外における労働安全衛生のマネジメントシステム

豪州のビクトリア州、クイーンズランド州、ニューサウスウェールズ州、南オーストラリア州の4州にまたがって事業を展開しているヘンリー社は、労働者の安全管理に力を入れています。全社的な安全管理方針のもと、年次での安全管理方針・目標の設定、各現場におけるリスクアセスメント（危険性の評価及び対策立案）の実施、現場監督者・労働者への安全管理教育、協力会社の安全管理能力の把握、事故発生時の報告の徹底等、高度な安全管理体制を構築しています。また、同社は2019年4月に労働安全衛生の国際的な規格であるISO45001の認証を取得しました。

この他、ニューサウスウェールズ州で事業を行うウィズダム社も労働安全衛生管理体制を確立し、豪州の労働安全衛生の規格であるAS4801の認証を取得。事故発生を未然に防ぎ、労働者の安全と健康を守ることで、安心して働ける労働環境を整備しています。

製品・サービスの安全及び品質マネジメントシステム

基本的な考え方

住友林業グループでは、お客様の安全・安心の確保を確実にするとともに、お客様の声に真摯に対応し、品質の向上と顧客満足を追求します。この考えを基本とする一方、木を中心に幅広い事業展開をしている当社グループでは、主要な事業において、それぞれの事業の特徴を踏まえ、個別の基本方針を定め運用しています。

- 製造事業における製品安全・品質管理
- 住宅・建築事業における製品安全・品質管理
- 木化事業における製品安全・品質管理

品質のマネジメントシステム

住友林業グループでは、単体及び国内・海外のグループ会社において品質のマネジメントシステム認証であるISO9001を取得し、お客様に提供する製品・サービスの品質の継続的な向上を図っています。

2020年4月には、製品及びサービスの品質を継続的に改善すること、労働災害を撲滅することを目的に、社長直属の組織として「品質・安全マネジメント室」を新設しました。2020年度は、グループ63社の品質管理体制について実態調査をし、ESG推進委員会で報告しました。また、ISO9001マネジメントシステム取得の部門への内部監査実施やISO研修会などの支援を行いました。

今後もグループ全体への指導・助言を行うことにより、品質及び労働安全衛生マネジメント体制を整備・強化していくとともに、グループ社員含めた内部監査員研修の実施など、品質に関する人材育成への取り組みを進めていきます。

なお、当社グループの製造事業における品質関連の認証取得割合は75.6%（売上高ベース）になっています。

グループ各社の品質マネジメントシステム（ISO9001）認証取得状況

会社名	国	認証の種類	取得年月	更新年月
住友林業株式会社 住宅・建築事業本部 建築市場開発部	日本	ISO9001:2015	2015年9月	2018年8月
住友林業クレスト株式会社	日本	ISO9001:2015	1999年3月	2019年11月
住友林業緑化株式会社 環境緑化事業部	日本	ISO9001:2015	2002年9月	2020年9月
住友林業緑化株式会社 農産事業部	日本	ISO9001:2015	2020年3月	−
住友林業ホームエンジニアリング株式会社	日本	ISO9001:2015	2006年3月	2020年3月
住友林業ホームテック株式会社	日本	ISO9001:2015	2017年3月	2020年3月
コーナン建設株式会社※1	日本	ISO9001:2015	2011年9月	2020年3月
ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）	ニュージーランド	ISO9001:2015	1993年7月	2019年10月

会社名	国	認証の種類	取得年月	更新年月
クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）	インドネシア	ISO9001:2015	1997年9月	2019年9月
リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）	インドネシア	ISO9001:2015	2003年6月	2019年3月
アスト・インドネシア（ASTI）	インドネシア	ISO9001:2015	2002年10月	2020年10月
ヴィナ・エコ・ボード（VECO）	ベトナム	ISO9001:2015	2014年3月	2020年3月
キャニオン・クリーク（CCC）	米国	ISO9001:2015	2003年8月	2019年3月

グループ各社の製品認証取得状況

グループ会社	国	認証の種類	認証更新年月
ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）	ニュージーランド	JAS（LVL）	2008年5月
		JIS認証:2014（MDF）	2015年10月
		CARB認証（MDF）※2 EPA認証（MDF）※2	2020年8月 2020年8月
クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）	インドネシア	JAS（合板、LVL、集成材）	2019年8月
		Q-Mark（ドアブランクス）	2019年5月
		CARB認証（PB） EPA認証（PB）	2020年5月 2020年5月
		CARB認証（合板） EPA認証（合板）	2020年10月 2020年10月
		CE Marking（合板）	2020年12月
リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）	インドネシア	JIS認証:2014（PB）	2019年1月
		CARB認証（PB） EPA認証（PB）	2018年2月 2018年11月
シナール・リンバ・パシフィック（SRP）	インドネシア	JAS（フローリング／集成材）	2020年6月
ヴィナ・エコ・ボード（VECO）	ベトナム	CARB認証（PB） EPA認証（PB）	2019年7月 2019年7月
		JIS認証:2014（PB）	2018年12月

※1 2021年1月に当社グループ会社化

※2 カリフォルニア州大気資源局（CARB）、米国環境保護庁（EPA）の定める特定木質製品からのホルムアルデヒド放散量規制

製造事業における製品の安全・品質管理

基本的な考え方

法的要求事項やお客様のご要望に応え、企画・製品開発から生産・販売に至るまでの事業活動の各段階で、PDCA管理サイクルを用いて、製品安全性と品質の確保・向上に取り組んでいます。提供する製品・サービスの品質向上のために、「継続的な改善」を進めることが、製造事業の方針です。

国内木質建材製造事業の製品安全・品質管理

製品安全・品質管理に関する基本方針

住友林業クレストでは、ISO9001に基づき、品質方針を下記のとおりに制定。各工場・部門では、この品質方針に沿って具体的な品質目標と展開活動計画を策定し、安全性の維持・品質の向上に取り組んでいます。

品質マネジメントシステムISO9001の2015年版での運用に際し、実務との連動強化することで品質とサービスの向上に努めていきます。

住友林業クレストの品質方針

1. 関連する法令、規制要求事項を遵守し、安心、安全な商品を提供する。
2. 顧客ニーズを把握し、魅力ある商品を提供することにより、顧客満足度の向上に努める。
3. 品質マネジメントシステムの継続的改善に努め、QCDを追求する。

製品安全・品質管理体制

住友林業クレストでは、2010年10月から全国にある工場のISO9001を統合し、運用しています。品質方針に基づき品質マネジメントシステムのPDCAサイクルを回していくために、内部監査を全工場で年2回、外部監査を年1回実施し、そのレビューを重ねていくことで厳密な工程管理体制を構築させ、高品位な製品を製造しています。

また、品質情報管理システムを活用し顧客からのご意見やご要望を生産現場に反映する仕組みや、製品の安全と品質に関する重大な不具合情報を入手した場合は緊急連絡網を通じて担当者から社長まで2時間以内に報告が届く体制を整えており、情報を活かしたモノづくりを心掛けています。

全社目標に基づく品質改善活動の推進

住友林業クレストでは、各工場・部門で品質目標を設定して品質改善活動を推進しています。

2018年度より、全社で製造現場の管理体制及び協力工場の管理体制の強化と維持に努めてきました。基準・手順、帳票類の見直しや作業標準・QC工程表の遵守によるヒューマンエラー対策に取り組み、製造系ミスクレームは2018年度比で2019年度が48%、2020年度が50%と半減できています。

2021年度は新しい品質目標を掲げ、さらなる改善を進めていきます。

工場での品質チェック

バルサを活用した、軽く、安く、デザイン性の高い「木製防火戸」

住友林業クレストは、世界一軽い木材といわれている「バルサ」を活用し、従来製品に比べ、軽くて割安かつデザイン性の高いオリジナル木製防火戸の販売を2015年5月より開始しています。 本製品は、防火戸の設置が求められる都市部の3・4階建て建築物や、異なる用途が混在する病院併設住宅等のニーズに対応したものです。また、バルサ材は当社のグループ会社であるクタイ・ティンバー・インドネシア社（KTI）が苗木から育成した植林木を利用しており、環境にも配慮した製品となっています。

バルサを活用したオリジナル木製防火戸

海外製造事業の製品安全・品質管理

製品安全・品質管理に関する基本方針・体制

海外で木質建材を製造するグループ各社では、ISO9001や日本工業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）といった品質に関する認証を取得しています。それらの認証要件に沿って、各社では品質管理に関する方針や基準を定めるとともに、教育訓練などを通じて社員への周知を図っています。また、毎年外部機関による認証監査や定期的に実施する内部監査により、品質管理体制の継続的改善を行っています。

製品安全性や品質については、ユーザーとのコミュニケーション、フィードバックを重視し、特に安全性や品質要求の厳しい日本向け製品を生産する中で、全社的な品質水準のさらなる向上、安定化を図っています。

▸ 製品・サービスの安全及び品質マネジメントシステム

ISO9001:2015への更新

ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）、クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）、リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）、アスト・インドネシア（ASTI）、キャニオン・クリーク・キャビネット（CCC）、ヴィナ・エコ・ボード（VECO）の6社がISO9001：2015への更新を完了しました。

新しい品質マネジメントシステムのもと、さらに「継続的な改善」を進め、安全な製品及び高品質な製品の製造を維持・向上していきます。

また、これまで継続していたグループ工場間の交流会や本部監査等は、2020年はCOVID-19の影響により一時開催中止していましたが、今期はリモートでの活動を確立し、COVID-19 が終息を迎えた後も、オンライン会議や非接触を前提にした様々な情報を共有する活動を推進していきます。

住宅事業における製品の安全・品質管理

基本的な考え方

住友林業では、「社会的資産」となる高品質で長寿命な住宅を普及させることが、豊かな社会づくりのために重要な役割であると考えています。こうした考えの下、住宅・建築事業においては「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が2009年6月に施行されたことを機に、2009年度に製品安全・品質管理に関する基本方針を策定しました。

住宅・建築事業の製品安全・品質管理に関する基本方針

- 安心して住むことができる建物の基本性能の向上
- ライフスタイルの変化に応じて住まいを楽しむことができる空間の可変性の向上
- 長期にわたる維持管理をサポートするメンテナンスプログラムの充実
- 現場不具合情報の把握と迅速な対処方法の情報共有

住友林業は、耐震性・耐久性・断熱性能の向上、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）やユニバーサルデザインの推進、維持管理のたやすさ、防犯性能・防火性能の向上など、様々な面から住宅の性能を高めることで、お客様が長く安心・快適に暮らせる住まいを提供しています。

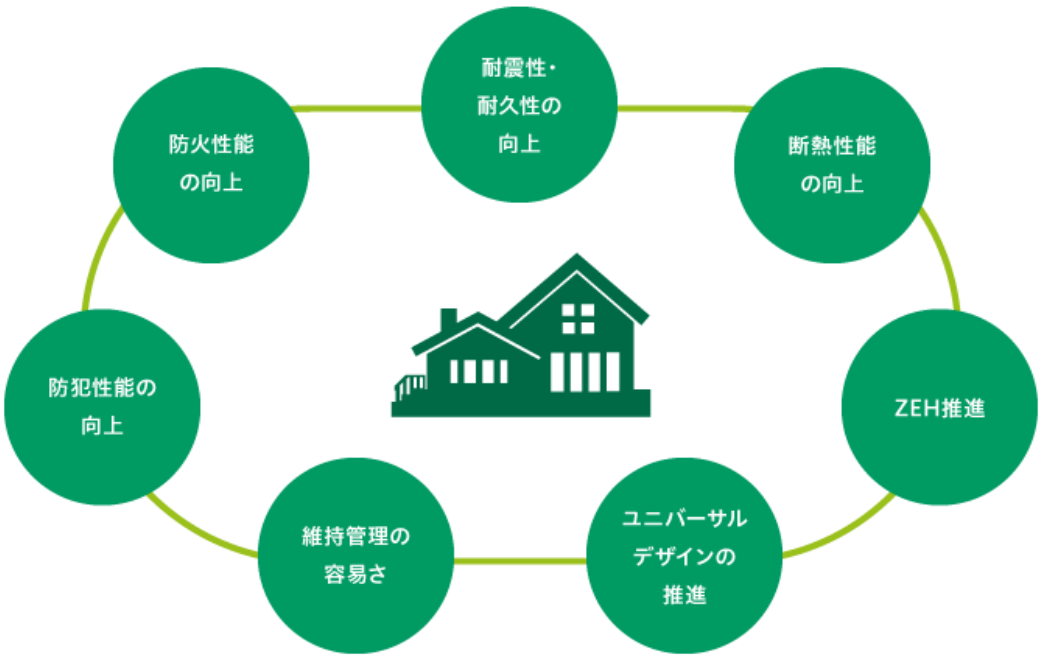

設計性能評価

お客様の安心・安全、そして資産価値向上につなげるために、住宅性能表示制度※1の利用を積極的に推進しています。2020年度における住宅性能表示制度の実施率※2は、設計性能評価で99.4%、建設性能評価で99.3%となり、長期優良住宅の認定取得率は94.7%となりました。

※1 お客様が客観的に住宅の品質・性能を判断できるよう、第三者機関が設計時の「設計性能評価」と建設完了時の「建設性能評価」を提供するしくみ

※2 住宅・建築事業本部における増改築を含む戸建住宅の全着工棟数に対する申請数比率（2020年4月1日～2020年12月31日の設計・建設性能評価申請が対象）

住宅性能表示制度の実施率

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
設計性能評価	98.8%	98.9%	99.0%	99.1%	99.4%
建設性能評価	97.8%	97.9%	98.4%	98.8%	99.3%

長期優良住宅認定

住友林業では、「住友林業の家」の標準仕様として、「長期優良住宅※1」の認定条件※2を全て最高等級（「住宅性能表示制度」の評価を適用）でクリアすることを設定しています。商品開発から施工、アフターサポートに至る製品安全・品質管理体制を確立することで、高品質でトータルバランスに優れた住まいを提供しています。

※1 ストック型社会の実現に貢献する住宅の普及を目的にした国土交通省が定める長寿命住宅の認定制度

※2 戸建住宅では住宅性能表示制度に基づき、耐久性、耐震性、メンテナンス性、省エネルギー性などを評価

長期優良住宅認定取得率

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
長期優良住宅認定取得率	93.3%	93.3%	93.8%	94.4%	94.7%

長期優良住宅の基準と「住友林業の家」の標準性能

認定の種別		認定の条件	住友林業の家の標準性能
耐久性	長持ちする家であること	劣化対策等級 3 定期的な点検を可能とする措置	最高等級 3 に対応
耐震性	地震に強い家であること	耐震等級 2 以上	最高等級 3 に対応
メンテナンス性	メンテナンスしやすい家であること	維持管理対策等級 3	最高等級 3 に対応
省エネルギー性	省エネな家であること	断熱等性能等級 4	最高等級 4 に対応

※ 等級の数字が大きくなるほど評価は高くなる

製品安全・品質管理のしくみ

- 消費者ニーズやオーナーアンケートを基に、新たな技術や部材、住宅商品、ライフスタイル提案などを開発
- 住宅・建築事業本部と筑波研究所が共同で実証棟実験や試作品検証を行い、保証内容に至るまでお客様の声を活かした商品づくりを推進

- 契約時と実施設計段階において、独自システムを使用して意匠・構造をチェック

専属の設計士が担当

- 全ての資材について毎月1回実施する「部材採用会議」でデザインレビューを実施。筑波研究所と部材採用会議が定めた採用基準・品質基準をクリアしていることを部材ごとに確認
- 部材採用会議にて認可し、実際に現場で使用後（約2年後をめどに）、再度デザインレビューを行い、計画通りの出荷数量かどうか、品質面で不具合がないかどうかを確認

- 独自の現場管理システムによって、各建物の施工情報、工程管理、品質管理、安全管理の最新情報を一元的に管理・共有
- 基礎・構造・木工事完了・竣工など各現場作業者、協力施工業者管理者、工事監理者が、工事現場においてチェックポイントを検査し、施工管理記録書によって検査管理を実施。さらに、検査・管理状況を本部検査部門がチェック

施工管理

- 住宅の引渡し後30年間、無料で定期点検を実施。30年目以降は、維持保全計画書に基づく有料メンテナンス工事を実施し、10年ごとに建物保証を延長することで無料の定期点検を60年目まで継続、大切な住まいを長持ちさせるため、60年間にわたってサポート
- リフォームを含むメンテナンス提案、メンテナンス履歴管理などを通じてお客様をサポートする「60年メンテナンスプログラム」を構築

定期点検

リフォーム

- 耐震補強などに使用するオリジナル部材は筑波研究所で性能や信頼性を検証。さらに、一般財団法人日本建築防災協会の技術評価を取得することで、「耐震改修」を促進

耐震住宅

阪神・淡路大震災、東日本大震災、近年では熊本でも大きな地震が発生し、甚大な被害をもたらしました。また、南海トラフでの大地震も予測されるなど木造住宅の耐震化への需要は年々増してきています。

お客様の耐震化へのニーズにお応えするために、住友林業ホームテックでは、既存の床と天井を撤去処分せずに設置できるなど、高強度・高施工性があり、また、建物の断熱性能などの諸性能を損なわずに耐震化ができるオリジナル工法を開発しています。

「K型筋かい」「ハイパーパネル」の開発

「K型筋かい（筋かいパネル）」本耐力壁は、厚み24mmの構造用合板を用い、厚み75mmのグラスウール断熱材を納めることが可能です。軽量であるため施工性も良く、本工法は、一般財団法人日本建築防災協会の技術評価を取得しています（標準タイプの壁基準耐力6.0KN/m²）。

「ハイパーパネル」は、既存の床と天井を撤去処分せずにその間の石膏ボードだけ撤去することで撤去作業を減らし、ハイパーハードT（吉野石膏株式会社）という高強度ボードを3等分して貼ることにより1枚のボードをそのまま貼るより施工性を向上させています。ボードを3等分して貼ることで、ボードが割れずに粘り強さも発揮します。本工法も、一般財団法人日本建築防災協会の技術評価を取得しています（標準タイプの壁基準耐力6.9KN/m²）。

今後は、建物が大地震を受けたときにできる限り損傷を軽減させる、新しい制震装置を開発する予定です。

筋かいパネル

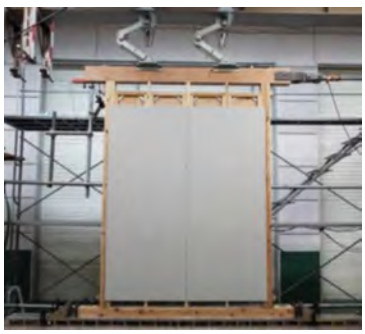

ハイパーパネル

BF構法

住友林業では、2005年2月に3階建て商品として「BF（ビッグフレーム）構法」の販売を開始し、2009年10月には2階建て商品、2015年4月に4階建てが可能な耐火仕様商品に展開しています。その後、お客様の災害などに対する意識向上から、さらに進化を遂げて高い耐震性を強みとしてきたBF構法が顧客ニーズとマッチし、今では住友林業の主力商品となっています。

高層ビルにも用いられるラーメン構造を、木造住宅において日本で初めて木質梁勝ちラーメン構造として実現したのが、住友林業オリジナルのBF構法です。

ラーメン構造は、柱と梁を強固に一体化する剛接合により、地震や風といった横からの力に抵抗する構造です。BF構法では一般的な105mm角の柱の約5本分に相当する560mm幅の大断面集成柱「ビッグコラム」と、構造材に埋め込まれ、金属相互の接合による「メタルタッチ接合」の組み合わせにより、堅固なラーメン構造を実現しています。

ビッグコラムは「メタルタッチ接合」により梁や基礎が強固に接合され、壁倍率22.4（倍/m）相当の許容水平力を発揮。耐震性を確保しながら、大空間・大開口を両立することができます。

また、オリジナル技術を様々に展開・応用することで、さらに多彩な設計条件への対応を可能とします。接合金物を2倍にした「ツインボルトコラム（壁倍率33.6倍/m相当）」やビッグコラムを2本重ねて配置した「ダブルビッグコラム（壁倍率44.8倍/m相当）」により制約の多い土地でも間取りの自由度が高まり、開放感が広がります。さらに、大スパン梁「プレストレストティンバー梁」により複数台駐車可能のビルトインガレージや大空間のリビングの実現、併用住宅など設計自由度が高まります。

住友林業ではBF構法の構造躯体（くたい）とともに、実物大の検証モデルで振動実験を行い、万一の大地震を想定した耐震性能を検証しています。

BF構法の3階建て実物大の検証モデルでは、東日本大震災と同等の最大加速度2,699galの揺れ（阪神・淡路大震災の3.3倍の揺れ）にも耐え抜き、巨大地震への強さを実証しました。さらに、東日本大震災の震度7を2回、阪神・淡路大震災の震度7を20回、合計22回加振するという過酷な実験にもねばり強さを発揮。さらに、巨大地震と強い余震が繰り返し発生することも想定し、合計246回の加振を実施。震度4から6弱、そして震度7という厳しい加振の繰り返しにも、構造躯体の耐震性が維持され続けることが確認されています。

このように、BF構法は安心感をもたらす強靭な構造と、気持ちよい広々とした空間を可能にする設計の自由度で、お客様のニーズにお応えします。

一般的な柱の5倍以上の幅をもつ強靭なビッグコラム

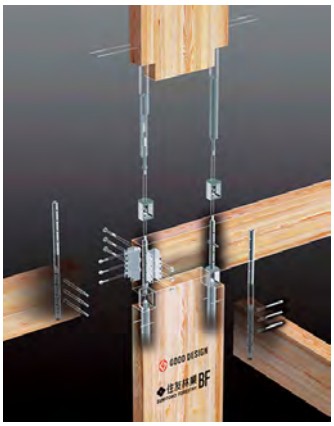

金属相互の接合「メタルタッチ接合」により堅固なラーメン構造を実現

住宅商品における国産材の利用

住友林業の家は、主にBF（ビッグフレーム）構法、及びMB（マルチバランス）構法による住宅です。2020年度、この2つの構法における一棟あたりの構造材及び羽柄材の国産材比率は、BF構法では50%、MB構法では71%（モデルプランにて計算）となりました。

ユニバーサルデザインの推進

住友林業では、住む方の安全性を高めるための取り組みとして、業界に先駆けて引き戸や開き戸といった全ての室内建具にソフトクローザーを設置しています。また、居室やホールまわりの内壁出隅部、腰壁出隅部をR形状の仕様とするとともに、フロアに段差をつくらないオールフラット化を標準仕様にしています。将来的に車いすや介助が必要となる場合を想定し、介助用車いすが使用できる780mmの廊下幅を標準仕様とし、玄関へのスロープやホームエレベーターの設置など、自由設計によりお客様の要望に柔軟に対応しています。

さらに、視認性の高い階段の開発や、ヒートショックやハウスダストを軽減し温度差のない快適な空間を実現する全館空調システム「エアドリームハイブリッド」、住友林業ならではの木質内装と間接照明による眠りに適した室内環境で睡眠改善効果をもたらす快適な寝室空間など、様々なお客様のニーズにお応えできるような住まいのデザインに力を入れています。

段差の視認性の高い階段。
2010年度キッズデザイン賞受賞

通常の階段より更に視認性を高めた、樹脂目地階段セイフティータイプ。
2012年度キッズデザイン賞受賞

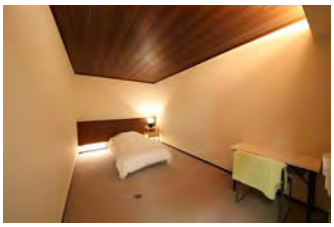

木の間接照明による睡眠改善効果と疲労軽減効果。
2016年度キッズデザイン賞受賞（調査・研究、リサーチ部門）

レジリエンスの強化

住友林業の家はこれまでも木の特性を活かす技術や、数々の実験に裏付けられた性能により、想定外ともいわれる自然災害に力を発揮してきました。災害発生後も自宅での避難生活が、よりスムーズにできるよう、レジリエンス部材を推奨設定としています。

レジリエンス強化の3つのポイント

- **「地震に強い」**BF（ビッグフレーム）構法
- **「火災に強い」**省令準耐火構造（外部からのもらい火はもちろん、耐火性の高い壁・天井材やファイヤーストップ構造で室内からの延焼を防止）
- **「雨や風に強い」**万が一の災害に備え、強風対策仕様の屋根施工と災害用基礎水抜きスリーブを設定

2020年にはレジリエンス性能向上のために以下の仕様を推奨設定としました。

- 雨水タンク
- スレート屋根の強風時仕様
- 災害用基礎水抜きスリーブ（床下浸水、床上浸水時、基礎に溜まった水を排水するためのスリーブを設けることで水害時初期のリカバリーが可能に）
- ホーム保安灯（普段はナイトライトとして、停電時は保安灯として利用。非常時は取り外して携帯電灯として使用）
- 漏電火災警報器（万が一漏電が発生した場合、警報音にて異常を知る音が可能）

今後もお客様が安心していただける安全な「住友林業の家」を提供していきます。

木化事業における製品の安全・品質管理

木化事業における製品安全・品質管理に関する基本方針

住友林業は、商業施設や公共施設など住宅以外の分野でも幅広く木造化・木質化を提案する「木化事業」を推進しています。建築市場開発部の木化事業では、建築物の木造化・木質化を通して、利用者への健康配慮、安全、安心及び高品質の建築物を提供し、お客様の期待にこたえるため、2015年9月にISO9001を取得しました。この国際規格に基づき、品質方針を下記のとおり制定しています。各施工現場では、この品質方針に沿って具体的な品質目標と展開活動計画を策定し、安全性の維持・品質の向上に取り組んでいます。

品質方針

木を愛する組織として、建築物の木造化・木質化を通して、人への健康、安心、安全及び高品質の建築物を一貫して提供することがお客様の幸福を実現する道であり、以下のことに取り組む。

1. **継続的改善とお客様満足の向上**
   規格要求事項への適合及びお客様の要求事項を満たすことはもとより、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善すると共に、品質パフォーマンスを高めてお客様の満足向上に取り組む。
2. **法令の順守**
   建築物の設計及び施工に関係して、適用される法令及び当社が同意するその他の要求事項を熟知し、順守する。
3. **方針の取り組み**
   この品質方針を具体的に推進するために、品質目標を設定し、定期的に達成度を評価して見直しをする。
4. **教育・訓練**
   この品質方針を建築市場開発部内で働く木化事業に携わる従業員及び当社のために働く要員が理解し、行動できるように教育・訓練を行い、周知する。
5. **方針の公開**
   この品質方針は、住宅・建築事業本部建築市場開発部のWEBサイトを通して外部に公開する。

木化事業における製品安全・品質管理体制

建築市場開発部の木化事業では、品質方針のもとで品質管理体制を整備し、厳密な工程管理体制を構築しています。

また、ISO9001で設定された品質マネジメントシステムのPDCAサイクルを回していくために、内部監査を施工現場で年に2回実施しています。

より良い品質の施工を提供することにより、ウッドデザイン賞やグッドデザイン賞を受賞するなど外部から高い評価をいただいています。

住宅・建築事業における取り組み

基本的な考え方

住友林業は、住宅購入を検討されるお客様に有用･有益な情報発信を行い継続したコミュニケーションを通して、理想の家づくりの提案を行っています。

家づくりの流れとして、はじめにデザインの実例や構造・テクノロジーなど、住まいづくりに役立つ情報を紹介します。次に住友林業の家づくりを確かめることができるショールームや木の温もりを体感できる展示場の案内をします。また、実際にお客様が住んでいる家を見学できる見学会などの案内も行っています。

また、日本の住宅政策は、長期優良住宅及びZEHの普及促進を掲げ、「いいものを作り、きちんと手入れを行い、長く大切に使っていただく」ストック重視に転換しています。住友林業は、オーナーの皆様に末永く快適な住まいを維持・継続してもらうために、家のメンテナンスを含む設備の入れ替え、外装工事等のご提案を適時案内しています。全国各拠点で行っているオーナーズイベントの開催など、継続したコミュニケーションを通じて相談や問い合わせなどのきっかけをつくり、お客様の快適な暮らしを長期的にサポートすることで資産価値の維持･継続を図っています。

セールス力の強化

理想の家づくりを実現するための住友林業オリジナルの「お申込み制度」があります。

お申し込みいただくと、営業担当者、設計担当者、インテリア担当者、生産担当者、外構担当者などからなる家づくりのお客様専任チームを編成し、外観や間取り、インテリア、外構などについて打ち合わせを開始します。ご予算、家族構成、ライフスタイル、こだわりなど、住まいに関するご要望をじっくり伺い、それぞれの専門知識をもった担当者が、総力をあげて理想の住まいを実現するためのお手伝いをします。

また、お客様を実際の建築中の現場や完成現場に案内し、リアルな住宅をイメージしていただくことで、理想の家づくりを実現していきます。2020年度より、WEBサイト「MYHOME　PARK」では、建築中の現場や完成現場をご紹介する動画を掲載しており、ご自宅でも住友林業の家づくりをご体感いただくことができるようになりました。

多様なニーズやライフスタイルに合わせた住宅の販売

住友林業は、初めて住まいを取得する一次取得者層、共働き世帯、子育てを終えて二人暮らしの住まいを計画する夫婦等幅広いお客様に向けて住宅提案を行っています。

共働き家族向け注文住宅「DUE CLASSO(ドゥーエ クラッソ)」は、効率的かつ家族が参加しやすい動線や間取り、収納アイデア、最新機器などにより、「サク家事（さくっと家事のはかどる提案）」「トモ家事（家族でともに楽しく家事をする提案）」「シン家事（最新技術で家事をサポート）」を提案し、家族が協力し合うことで創出される大切な時間を豊かに過ごす工夫を盛り込んでいます。仕事と家事を両立し、ゆとりある暮らしを実現する住まいです。

また、約30万邸の注文住宅の実績から生まれた厳選1,000プランを提案する「Forest Selection BF」は、豊富な選択肢の中からお客様のニーズやライフスタイルに合わせた住まいを実現しています。

各商品ともZEH仕様を推進し“暮らしの環境”と“地球環境”を大切にする住まいを提供しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化に応じて、自宅での仕事が増える中、新築戸建住宅では仕事用スペースを確保したプランを新たに5つ提案しています。そして戸建分譲住宅では注文住宅のハウスメーカーとして30万件以上のお客様のご要望に応えてきたノウハウや設計力を活かし、「職住融合」の住まいを提供しています。

木の家WORKING STYLE

戸建分譲住宅「職住融合」

展示場・ショールーム

住友林業は、約300ヵ所の展示場や約80拠点のショールームを全国に展開しており、この他、東京・大阪・名古屋に「住友林業の家」の技術や性能面での特長を訴求することに特化した「テクノロジー展示場」もあります。新型コロナウイルス感染症の状況下では、各展示場・ショールームでは感染予防策を徹底し、お客様に安心してご覧いただける環境を整えています。また、展示場事前予約、オンライン相談も実施しています。

展示場では住友林業が提案する住まいの魅力を体感できます。

住友林業の展示場（モデルハウス）は、先進的な外観デザインの2階・3階建て展示場など多彩な展示場を用意しています。

1. **木の魅力あふれる上質な空間**
   それぞれの展示場では、木の良さと魅力を知りつくした住友林業ならではのデザイン力を最大限に活かした木質感豊かな空間に触れることができます。特に世界の銘木を使用したフロア材やその風合いに合わせた建具や内装など、実際の空間の中でしか感じることができない上質な雰囲気を味わうことができます。
2. **暮らしやすさを考えた設計提案**
   住まいは構造の強さはもちろん、そこで暮らしていくご家族にとっては、住み心地のいい間取りや家事動線、収納計画などが大切です。展示場では、住友林業が提案する間取りの工夫や家事のしやすさなどをご自身の目で確かめることができます。例えば、お子さまがいるご家族は子育てのしやすい間取り提案や子ども部屋、スタディーコーナーなど、お子さまの成長をイメージしながら検討することができます。また、集中力を高めるという木の効能を活かしたワークスペースでは、自宅での仕事がはかどる上質な木の空間をご体感いただくこともできます。
3. **環境に配慮した設計と最新機器**
   住友林業では、「涼温房（りょうおんぼう）」という設計の工夫をしています。これは、自然の心地良さを住まいに採り入れて、冷暖房機器に頼り切らない暮らしを目指すものです。展示場では、南北に抜ける風の通り道、深い軒で夏の日差しをさえぎる設計の工夫などを実際に確かめられます。また、太陽光発電システムや家庭用燃料電池「エネファーム」、全館空調など、最新の環境機器を装備している展示場もあります。

住友林業のショールームは、住宅メーカーならではの独自のラインアップを用意しています。システムキッチンやバスルーム・洗面台などの水回りの設備をはじめ、カーテンや壁紙、内装材、家具、外壁や玄関ドアなどの外装部材を豊富にそろえているので、見て触って比較しながら、住まいのイメージを具体的に検討できます。

1. **最新設備のバリエーションを多数展示**
   システムキッチンは複数のメーカー製品を展示。シンクトップをはじめ、扉の色、質感などメーカーごとに異なるデザインの特徴はもちろん、収納スペースや使い勝手などを比較しながら検討できます。また、バスルーム、洗面台といったサニタリーコーナーも用意しており、普段の生活での家事のしやすさなどを思い描きながら水回りを確認できます。
2. **インテリアや外観イメージをトータルコーディネート**
   豊富な色・柄のカーテンや壁紙をはじめ、床材、建具、家具、照明などを豊富に展示。お客様がイメージされるインテリアに合わせて、室内の雰囲気をより具体的に検討できます。また、玄関ドアや外壁など外観イメージの決め手となる外装部材も豊富に取りそろえており、住まい全体をトータルでコーディネートできます。
   木は樹種ごとに色あいや木目が異なり、個性豊かな風合いを醸し出します。ショールームには、床材をはじめとする多数の内装部材や外装部材をご用意。カタログやホームページでは分からない触り心地や質感など、その違いを実際に肌で感じながら確かめられます。
3. **住まいの構造や最新の環境機器も展示**
   気になる住まいの構造も展示。その強さを実感することができます。また、太陽光発電など最新の環境機器も展示しています。

2019年4月オープンの千里第一展示場（大阪北支店／大阪）

テクノロジー展示場の展開

家づくりにおけるお客様とのコミュニケーションの場である住宅展示場において、「住友林業の家」の技術や性能面での特長を訴求することに特化した「テクノロジー展示場」では、日本初の木質梁勝ちラーメン構造で、住友林業のオリジナル構法「ビッグフレーム（BF）構法」の構造面での特長や、木の家の優れた性能を分かりやすく説明するため、目で見て直接触れて、納得いただけるように展示物や展示方法に工夫を凝らしています。

2020年度※はコロナ禍にもかかわらず、東京、大阪、名古屋のテクノロジー展示場へ例年並み（累計2,670組）の来場をいただきました。

※ 集計期間：2020年1月～12月

テクノロジー展示場の外観

テクノロジー展示場の内観

「お客様の声」の尊重と活用

お客様相談室の運営

住友林業は、グループ全体のお客様相談窓口として、2000年4月にお客様相談室を設置しました。近隣住民の方を含むお客様のご意見や苦情を各担当部署や経営層に伝え、改善につなげることで、お客様最優先の行動をさらに向上させることが同室の重要な使命です。また、お客様の感動を生む、高品質の商品・サービスを提供するため、各事業部門やグループ会社と定期的に会議やワーキングを設けて情報共有を図り、問題点や対応事例については討議・検証し、具体的な施策としてまとめています。 施策は、グループ内に展開するとともに、当室が定期的に実施状況や効果を検証し、見直しや改善を加えるなど、PDCAサイクルに沿った対応を行っています。

さらに、社員の意識啓発を図るために、日常的に実践できるお客様満足向上のための工夫や心温まる事例の紹介などを、社内WEBサイトを活用し、定期的に社内やグループ会社に発信しています。また、不具合事象の再発防止のために、当室に寄せられたお客様の声やご意見、ご相談の内容及びその分析結果、対応や優良事例など定期的に公開しています。加えて、社内研修の支援やグループ会社との個別協議も実施しています。

「住友林業コールセンター」の運営

住友林業は、お客様対応のライフラインの緊急手配などにも迅速に対応できるよう、全国統一の補修専用窓口としてフリーコールで24時間365日依頼を受け付ける「住友林業コールセンター」を設けています。この窓口をお客様に広くご利用いただけるよう、引渡し時に電話番号を記載したマグネットカードの配布や、オーナー専用WEBサイト・情報誌などで告知しています。

現在、センターは東京と沖縄に設置しており、2拠点をネットワークで結ぶことで、全国統一のフリーコールでご連絡いただいたお客様の待ち時間を短縮させています。また、コロナ禍におけるオペレーターの職場環境を改善するため、移転・事務所増床を実施しました。2020年度はコールセンターに、コロナ禍における巡回・修理依頼延期の連絡を多くいただいた年でもありました。これからも、お客様からのご依頼やご相談に迅速に対応し、お客様満足度の向上に努めます。

住友林業コールセンターお問い合わせ内訳（推移）

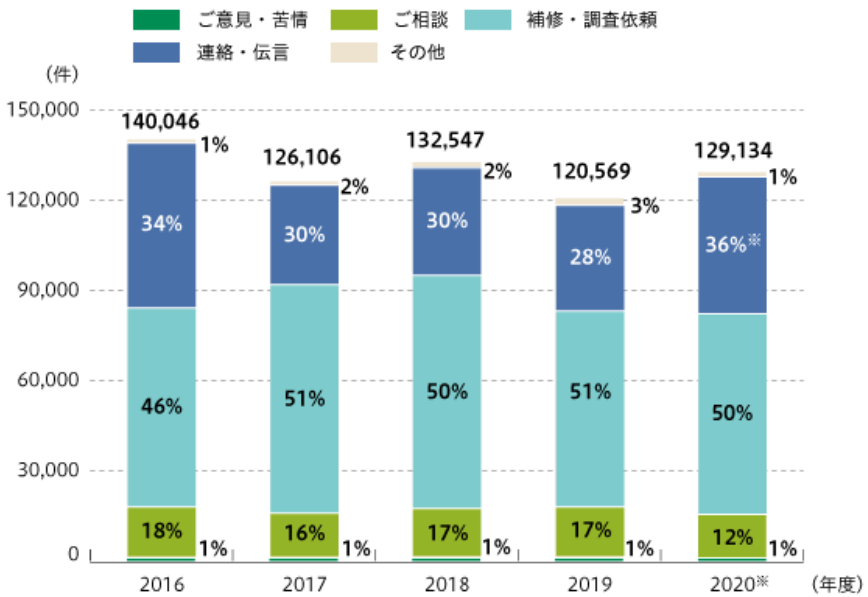

※ コロナ禍により巡回、修理依頼の延期連絡等が増加

※ 集計期間：2020年1月～12月

お客様アンケートの実施

住友林業ではお客様に一層の満足とサービスをお届けするため、入居時、2年目、10年目の3回にわたってアンケートを実施し、オーナーの皆様からのご意見や感想をいただいています。

アンケートは、主に仕様・設計、各種部材・設備機器、各担当者の対応などについてお答えいただき、その結果を統計的に処理・分析し、商品開発や社員教育に活用しています。

アンケートに寄せられたコメントは、お客様の生の声であり、その声を社内関係部署にて情報共有することで、満足度向上に努めています。

営業・設計・インテリア・生産・外構の担当ごとに決められた項目を、満足割合という形で支店ごとに集計し、ランキングにします。ランキング結果は3ヵ月ごとに本部から各支店へフィードバックをしています。各支店は、結果を基に都度施策の見直しを行うことで、社内で切磋琢磨しながら総合的なお客様満足度向上を目指しています。

2020年度のアンケートでの満足割合は、入居時96.5%、2年目96.3%でした。

また、住友林業ではさらなる満足度向上を目的とし、住宅業界では先駆けとなるNPS（ネット・プロモーター・スコア）※を採用しています。2017年10月より、上記設問について5段階から11段階評価に改訂しました。

今後、NPS調査分析によりお客様の声をさらに活かし、お客様の感動を生む、高品質の商品・サービスを提供し続けていきます。

※ 顧客ロイヤルティー（企業やブランドに対する「信頼」や「愛着」の度合い）を測る新しい指標

お客様への情報発信

WEBサイトの運営・情報誌の発行

「住友林業の家」のオーナーとのコミュニケーション、アフターフォローの場として、オーナー専用WEBサイト「clubforest」を設置し、2020年12月時点で約130,000名のオーナーに会員登録していただいています。

同サイト内では、「建築中現場の写真を工事進捗に合わせてご覧いただけるページ」「『住友林業の家』に合わせた商品を、特別価格で販売しているオーナー限定通販ページ」「建物の補修依頼の24時間受付窓口」など様々なコンテンツを通じて、オーナーの暮らしをより楽しく、より快適にするために役立つ情報を提供しています。

また、情報誌「すてきな家族」を年2回発行。リフォームや土地活用などグループ会社の取り組みも含め、住まいや暮らしに関する情報を提供しており、2020年度は各号とも約31万部発行しました。

情報誌「すてきな家族」
2020年秋冬号

「clubforest」内、工程確認ページ

生活サービス事業における取り組み

事業を通じた超高齢社会への貢献

日本の高齢化率は2010年に超高齢社会に突入した後も上昇を続け、2019年10月には28.4%※に達し、2025年には30%を超えると推測されています。急速に進む超高齢社会への対応は、日本の最重要の社会課題の一つとなっています。

当社はこの課題に対応すべく、住宅・建築事業で培った快適な住空間を創造するノウハウを活かし、高齢者に向けた安心・安全な住環境の提供を中心に、いきいきとして不安のない生活を一日も長く続けていただくための様々なサービスを展開し、質・量両面での拡充に努めています。

※ 2020年版「高齢社会白書」より

お客様ニーズに応え、サービスを拡大

住友林業は、スミリンフィルケア社（本社：東京都新宿区）とスミリンケアライフ社（本社：神戸市中央区）を通じて、高齢者向けの介護サービスを提供しています。

スミリンフィルケア社は、介護保険基準を上回る職員配置を行い、ご入居者一人ひとりにきめ細かなサービスを提供しています。2016年度から2018年度には東京23区内に5施設、神戸市に1施設の介護付き有料老人ホームを新設し、現在の提供居室数は766室です。併せて同社ではデイサービスセンター3施設の運営を行っています。

スミリンケアライフ社は、これまで神戸市内に自立と介護の混合型の大規模介護付き有料老人ホーム3施設を展開してきました。介護保険基準の2倍以上のスタッフを配置し、24時間常駐の看護スタッフと全施設に併設された医療機関が連携し高度なサービスを提供。その質は外部機関からも高く評価されています。2020年5月には、兵庫県西宮市に総戸数309戸の住宅型有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）「エレガーノ西宮」を開設しました。エレガーノ西宮を合わせると提供居室数は4施設で998室となります。併せて同社は、訪問看護・訪問介護・通所介護など在宅ケアサービスを提供するサービスステーションを7ヵ所展開しています。

このように当社グループの質の高いサービスをより多くのお客様へ届けるため、近年提供室数の拡大を進めています。中期経営計画サステナビリティ編において提供居室数を2,014室に拡大することを目標として掲げており、2020年度は2社合計で提供居室数1,764室となりました。

なお、2020年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大が国内外で続いていますが、上記2社では感染防止に最大限注力するとともに、ご入居者への適切なケア、高品質なサービス提供を維持できるよう努めています。

提供居室数
2021年度目標
2,014室

提供居室数
2020年度実績
1,764室

グランフォレスト学芸大学

お客様目線での健康寿命の延伸に向けた取り組み
ーICTを活用した健康サポートサービス「フォレストライフ」の提供ー

団塊の世代が全て後期高齢者に到達する2025年以降、要介護高齢者が急増することが予想されています。そのような中、高齢者のADL（日常生活動作）の維持や健康寿命の延伸に向けた様々な取り組みが注目されています。

スミリンフィルケア社では、2016年度以降、ICTを活用したご入居者見守りシステム「ライフリズムナビ※1＋Dr.」の導入を進めています。これによりベッドセンサー、人感センサー、温湿度センサーなど複数のセンサーからの情報を解析し、居室内環境や居室内のご入居者の睡眠状態、居室内での活動状況を詳細にリアルタイムに把握し、データ化することができるようになりました。

これら「見える化」されたご入居者データは、転倒防止やご入居者の状況把握に役立ち、データに基づき効果的にご入居者の健康状態の維持・改善につなげることが可能になりました。さらに、介護記録システムやナースコールと組み合わせて機能させることにより、ご入居者からの情報を職員間で情報共有・連携でき、ご入居者の変化に対して迅速に対応できるようになった他、職員の負担軽減にもつながっています。

2018年度以降、同社はICTを活用した取り組みをさらに進め、ご入居者の「輝ける暮らし」を実現するために毎日の健康をサポートするサービスプログラム「フォレストライフ」を開発し、提供しています。「フォレストライフ」は健康寿命を左右する要素として、「質の高い睡眠・快適な居住環境（空気環境）・健康的な食事（えん下機能※2）・適度な運動（歩行機能）」の4要素に着目。ご入居者の4要素について、ICT技術を活用した状況の「見える化」と、見える化されたデータに基づくリハビリテーション専門職による「指導」を組み合わせて提供することにより、ご入居者の健康寿命の延伸を図るサービスです。

現在、このサービスを2016年度以降に開設した同社の介護付き有料老人ホームへ導入していますが、今後は「フォレストライフ」を発展させ、介護スタッフやリハビリテーション専門職、ケアマネジャーが一体となり、生活リハビリを含めた健康サポートサービスを展開する予定です。これにより、さらに幅広いお客様へ「フォレストライフ」を提供する計画です。

このような取り組みによるサービスの質の向上が寄与し、2019年度には16施設の平均入居率が30%上昇し、2020年度末時点で平均入居率が98%に到達しました。

※1 「ライフリズムナビ」はエコナビスタ株式会社の登録商標

※2 口の中の食物を胃にのみ下す機能

住友林業グループの住環境、介護ノウハウを結集した高齢者の住まい
ー「エレガーノ西宮」が開設ー

エレガーノ西宮では、自社運営の介護保険事業所を併設しています。自立している方から要支援、要介護状態の方まで幅広く入居可能で、介護を必要とする状態になっても安心して暮らせる体制を整えています。それぞれの方が毎日をいきいきと過ごすために、様々な工夫を凝らしています。

館内随所に当社グループの住環境ノウハウを活用しています。日々の食事を提供する吹き抜けのダイニングルームには、木の温もりを感じながらご家族と食事を楽しめる和風のプライベートダイニングを設置。外構とプロムナード（遊歩道）は住友林業緑化による設計協力のもと、移り行く四季を身近に感じられるデザインを取り入れました。要介護者向けケアフロアのテラスには、車いすの方でも座りながら園芸を楽しめる花壇があり、誰でも緑を楽しめます。介護居室には木と間接照明で快適な睡眠を促す床頭台（しょうとうだい）（筑波研究所で研究開発成果を活用）を設置しています。

医療サポートをさらに充実させ、認知症早期発見を目的としたMRIによる脳ドックと、ガン早期発見につながる腫瘍マーカーを全ご入居者に用意しました。また、ご入居者の健康を維持するため、エクササイズルームには、水力でマッサージを行うウォーターベッドをはじめ、シニアに適した様々な予防トレーニングマシンを設置、スポーツインストラクターのレッスンも受けられます。

文科系プログラムでは囲碁、麻雀、陶芸、水彩画、書道、フラワーアレンジメントなどの提供もしています。熟練した技術を持つ専門家が講師となり、初心者や要介護者も技術レベルや身体状況に応じて複数の時間枠から選択できます。神戸女学院大学と提携し、同大学音楽学部の学生・大学院生による定期コンサートを行います。

新たなサービスとして全戸Wi-Fi環境を整備し、独自のエレガーノ西宮チャンネルによる情報発信を実施します。要介護者向けベッドには、パラマウントベッド株式会社の睡眠センサーを設け、入眠状況をデータ化し、日々の支援につなげます。

このようにスミリンケアライフ社では、ご入居者一人ひとりが個性的で充実した日々を送れるよう、住環境の充実を図るとともに、介護・看護スタッフや外部医療機関、専門講師や管理栄養士、ケアマネジャーなどが一体となり質の高いサービスの提供を進めています。

エレガーノ西宮外観

吹き抜けの「ダイニングルーム」

車いすの方でも気軽に緑を楽しめる「屋外テラス」

サプライチェーンマネジメント

基本的な考え方

住友林業グループは、事業におけるサプライチェーン上の人権や環境問題の解決に向けた責務があると認識するとともに、市場における森林認証材の普及を推進することで、サプライチェーン全体での持続可能な社会の実現に貢献していきます。

調達においては2015年に、従来の「木材調達理念・方針」を「住友林業グループ調達方針」に改訂し、2017年にはサプライチェーンも対象とした「住友林業グループ倫理規範」を策定するなど、グループ全体での取り組みを強化しています。

住友林業グループ調達方針

住友林業グループは、2005年に「木材調達基準」、2007年に「木材調達理念・方針」を定め、責任ある木材調達活動を実施してきました。さらに、2015年には、木材以外の金属及び窯業建材、樹脂製品など建材資材を含むあらゆる調達物品に対象範囲を広げ「住友林業グループ調達方針」に改訂し、現在はこの方針に基づき経済・社会・環境に配慮した調達活動を行っています。

住友林業グループ調達方針

住友林業グループは、再生可能な資源である「木」を活かした事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、以下の方針に基づき経済・社会・環境に配慮した調達活動を行います。

1. **合法で信頼性の高いサプライチェーンに基づく調達**
   法令や社会規範を遵守し、調達先との相互理解と信頼関係に基づく調達活動を行います。また、高品質の商品・サービスを提供するために、調達先と協力してサプライチェーン全体に健全で公正な調達活動を働きかけます。
2. **公正な機会と競争に基づく調達**
   国内外のすべての調達先に公正な取引の機会を提供します。調達先の選定においては、企業としての信頼性や技術力、調達品の品質・経済性・納期・環境性能、人権や労働者の基本的権利の擁護や腐敗防止、その他CSR（企業の社会的責任）への取組み等の観点から総合的に判断します。
3. **持続可能な木材および木材製品の調達**
   再生可能な資源である「木」を積極的に活用するために、木材および木材製品の調達については、調達先と協力して以下の項目の実践に努めます。
   - 持続可能な森林経営が行われている森林からの調達を進めます。
   - 調達する木材および木材製品のトレーサビリティの信頼性向上に努めます。
   - 伐採国・地域における法令等の遵守に加えて、生物多様性や保護価値の高い森林の保全、森林と共存する地域の文化、伝統、経済を尊重します。
4. **コミュニケーション**
   調達の透明性を確保するために、適正な情報開示を行います。また、ステークホルダーとの対話を調達活動の改善に役立てます。

代表取締役 社長 光吉 敏郎

サプライチェーンマネジメントに関する目標と実績

中期経営計画サステナビリティ編において、「持続可能なサプライチェーンの構築」を掲げ、特にサプライチェーンにおける「サステナビリティ調達調査」に関する取り組みを目標化し推進しています。

具体的な2021年度計画として、輸入木材製品仕入先におけるサステナビリティ調達調査実施率100%、国内住宅部門のサプライチェーンにおけるサステナビリティ調達調査実施率80.0%を掲げています。

2020年度の実績としては、輸入木材製品仕入先におけるサステナビリティ調達調査実施率100%、国内住宅部門におけるサステナビリティ調達調査実施率97.3%で、目標を達成しました。

流通事業における取り組み

基本的な考え方

住友林業グループは、再生可能な資源である「木」を活かした事業活動を通じて持続可能で豊かな社会の実現に貢献するため、2005年に「木材調達基準」、2007年に「木材調達理念・方針」を定め、責任ある木材調達活動を実施してきました。合法かつ持続可能な木材をお届けするため、責任ある木材調達を行っています。

2015年には、木材以外の金属及び窯業建材、樹脂製品など建材資材を含むあらゆる調達物品に対象範囲を広げ「住友林業グループ調達方針」に改訂し、現在はこの方針に基づき経済・社会・環境に配慮した調達活動を行っています。

木材調達マネジメントの推進体制

住友林業グループは、住友林業サステナビリティ推進担当役員（取締役常務執行役員）を委員長とし、木材を調達している各調達部門の管理責任者で構成する「木材調達委員会」を設置。木材の調達基準や違法伐採のリスク評価など、グループ全体の木材調達に関する重要な事項を審議しています。

2020年度は、3回の木材調達委員会を開催し、審査対象となる全117社の直輸入調達先及び海外グループ会社（流通）が取引する調達先19社について合法性の確認と「サステナビリティ調査」を実施しました。対象については新規取引先・継続取引先も含め、定期的に（年1回、もしくは2年に1回）合法性・持続性の確認を行っています。

木材調達委員会会議風景

持続可能な木材及び木材製品の調達の取り組み

調達方針に基づいた取り組みの推進

調達方針

住友林業グループは「住友林業グループ調達方針」に基づいて木材の合法性確認や人権、労働慣行及び生物多様性保全や地域社会への配慮を含む持続可能な木材調達を実践するために、木材の調達に関するデューディリジェンスを行っています。

住友林業グループ調達方針

住友林業グループは、再生可能な資源である「木」を活かした事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、以下の方針に基づき経済・社会・環境に配慮した調達活動を行います。

1. **合法で信頼性の高いサプライチェーンに基づく調達**
   法令や社会規範を遵守し、調達先との相互理解と信頼関係に基づく調達活動を行います。また、高品質の商品・サービスを提供するために、調達先と協力してサプライチェーン全体に健全で公正な調達活動を働きかけます。

2. **公正な機会と競争に基づく調達**
   国内外のすべての調達先に公正な取引の機会を提供します。調達先の選定においては、企業としての信頼性や技術力、調達品の品質・経済性・納期・環境性能、人権や労働者の基本的権利の擁護や腐敗防止、その他CSR（企業の社会的責任）への取組み等の観点から総合的に判断します。

3. **持続可能な木材および木材製品の調達**
   再生可能な資源である「木」を積極的に活用するために、木材および木材製品の調達については、調達先と協力して以下の項目の実践に努めます。

   - 持続可能な森林経営が行われている森林からの調達を進めます。
   - 調達する木材および木材製品のトレーサビリティの信頼性向上に努めます。
   - 伐採国・地域における法令等の遵守に加えて、生物多様性や保護価値の高い森林の保全、森林と共存する地域の文化、伝統、経済を尊重します。

4. **コミュニケーション**
   調達の透明性を確保するために、適正な情報開示を行います。また、ステークホルダーとの対話を調達活動の改善に役立てます。

代表取締役 社長 光吉敏郎

合法性の確認

デューディリジェンスでは、木材建材事業本部、住宅・建築事業本部、グループ会社の各木材調達部門において、調達先が合法的に伐採された木材、または合法的に伐採された木材のみを原料とする木材製品を供給できることを確認します。各調達担当が木材調達デューディリジェンスマニュアルに従い、下記の情報を収集し、地域・樹種ごとに定められた関連書類を照合して、伐採地までのトレーサビリティを確認します。

番号	項目名称
1	サプライヤー名称
2	サプライヤー所在地
3	木材の種類
4	木材を構成する樹種
5	木材を構成する樹木が伐採された国または地域
6	年間の調達量（重量、面積、体積または数量）
7	販売先が法人の場合、その名称と所在地
8	サプライヤーアンケート等の結果、訪問記録等
9	伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

これらの情報を基に、国や地域、樹種や木材の種類ごとに、「木材調達委員会」で定めた木材調達に関わる違法伐採リスクの評価基準に照らして、リスク評価を行います。リスク区分は、A（低リスク）、B（中リスク）、C（高リスク）としています。B（中リスク）、C（高リスク）と評価された木材及び木材製品については、伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類の確認だけに頼るのではなく、必要に応じて当社スタッフによる現地調査を行い、伐採地までのトレーサビリティの確認を実施しています。2020年度はリスク区分A 13社、リスク区分B 18社、リスク区分C 107社について審査を実施しました。

2020年度地域別木材＆木材製品輸入状況（2020年4月～12月実績）

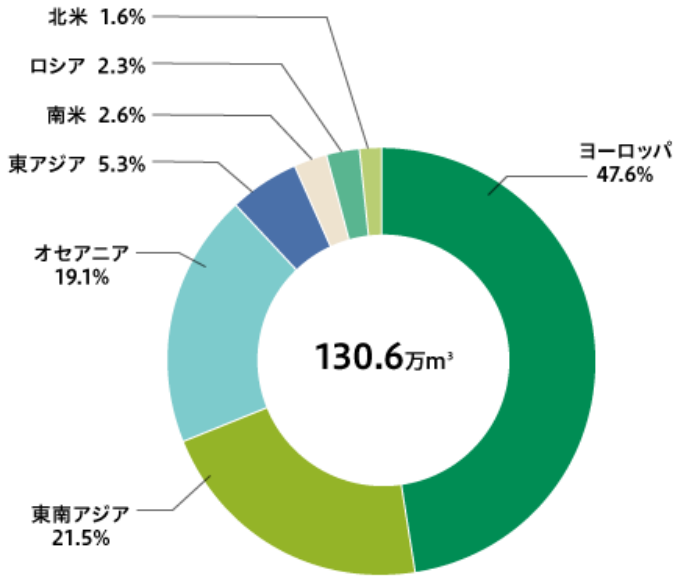

人権、労働慣行及び生物多様性保全、地域社会への配慮

調達する商品について、調達先への「サステナビリティ調達調査」の実施や現地ヒアリングなどで以下の事項を確認しています。

- 供給品やその原材料の調達地域に労働者及び地域住民の権利侵害が存在しないかどうか。またその場合、労働者及び地域住民の権利に配慮した伐採が行われていることを確認しているかどうか。
- 供給品やその原材料の調達地域に保護価値の高い森林が含まれていないかどうか。またその場合、保護価値の高い森林に配慮した伐採が行われていることを確認しているかどうか。

レビュー

各調達部門はこれらの取り組みの進捗状況を「木材調達委員会」に報告し、サプライチェーンにおける継続的改善を促しています。2020年度は、前年度社会面・環境面についてより必要な項目を追加して改訂した「サステナビリティ調達調査票」を用い、サプライヤーからの回答内容に基づき、取り組みを新たにスコア化し、より一層見える化した管理体制の強化に努めました。

木材調達における管理システム

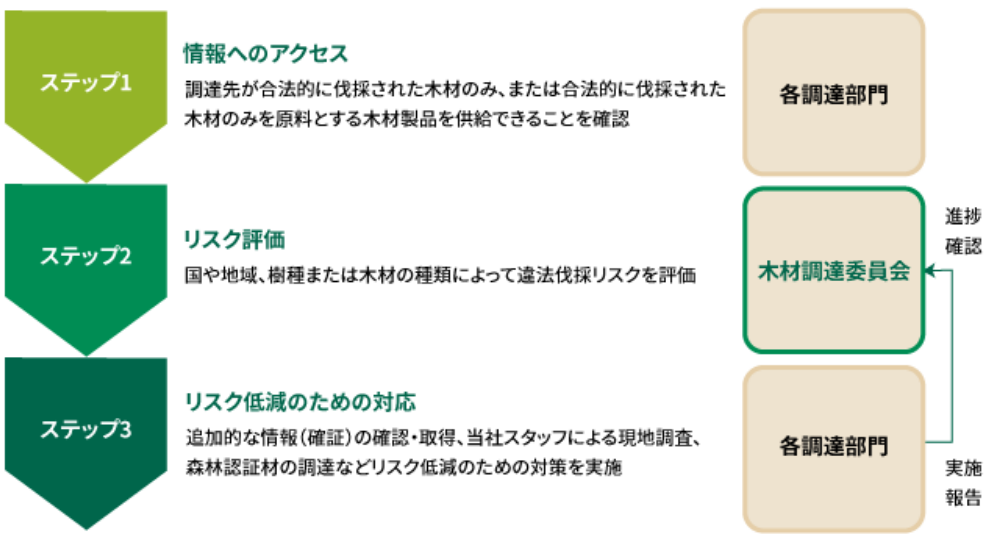

木材製品における持続可能性の取り組みの強化

気候変動要因として「森林減少」への懸念が高まっています。当社グループの持続可能な木材調達への取り組みは、独自に導入した「木材調達デューディリジェンス」で対応してきましたが、2019年5月にアクションプランを新たに策定し、強化した持続可能性の評価基準の運用を開始しました。

「持続可能な木材及び木材製品」の考え方

合法性の担保を大前提に以下のいずれかに該当するものを、「持続可能な木材及び木材製品」と定義します。

1. 森林認証材及び認証過程材：FSC、PEFC、SGEC
   （CoC連鎖に関わらず出材時の認証を重視した材で認証材への移行を促す）
2. 植林木材
3. 天然林材で、その森林の施業、流通が「持続可能である」と認められるもの
   （転換林由来の材＝森林をオイルパーム農園等に転換する際に伐採される天然林材は、これに含まれない）
4. リサイクル材

2019年5月に公表した中期経営計画2021サステナビリティ編では、合法性が担保できた場合であっても、「持続可能な木材及び木材製品」の定義に沿わないものについては、代替材（天然林択伐材や植林木）への移行を進め段階的に取り扱いを停止し、目標年度である2021年度末までに、持続可能な木材及び木材製品の調達を100%にする目標を掲げています。

持続可能な木材及び木材製品の取扱比率
2020年度実績
94.6%

持続可能な木材及び木材製品の取扱比率
2021年度目標
100%

▸ （第三者保証マーク）について

アクションプランを通じた木材調達デューディリジェンスの強化

当社グループの持続可能な木材調達への取り組みは、「住友林業グループ調達方針」のもと、責任ある木材調達を実施してきました。昨今情勢の変化に対応し、2019年5月にアクションプランを策定し、木材調達のデューディリジェンスの強化を定期的に図りました。主な強化点として、サステナビリティ推進担当役員が木材調達委員会の委員長に就任、調達部門の各担当者を対象とした研修会を提供、また低スコア調達先に対して2年間の猶予期間中に改善要請を実施し、改善が見られない場合は、取引を停止するなど、より一層、責任ある調達の取り組みを推進していきます。

木材調達担当者教育

インドネシア・マレーシアにおける木材生産と持続的森林管理について

森林減少に関する懸念がグローバルに高まっている中、南洋材の調達に対する企業の取り組み姿勢が注視されています。そこで、2018年10月31日、南洋材及びその他輸入木材を扱う国際流通営業部の責任者・担当者計32名が参加し、「インドネシア・マレーシアにおける木材生産と持続的森林管理のための取り組み」と題するセミナーを開催しました。同セミナーでは、両国の木材合法性証明システムのしくみや認証材の現状、持続可能な森林管理についての最新情報を学びました。

変化する状況に合わせ、人事部が提供する全社員向けの通常の研修とは別に、最新の社会・環境的な課題に対応するためのセミナーや研修を毎年提供していきます。

IGES（公益財団法人地球戦略研究機関）
リサーチマネージャー 鮫島弘光氏による講演

森林認証制度について

住友林業グループが、持続可能な木材・木材製品の取り扱いを拡大していく中で定義した「持続可能な木材及び木材製品」の一つである森林認証材に関する制度について、最新の情報を共有するために2020年2月18日木材調達委員会の委員をはじめ、木材調達の担当者などを中心とする16名が参加し、「森林認証セミナー」と題するセミナーを開催しました。その中で、FSC、PEFC、SGECの各認証制度の歴史やFM（エフエム）認証及びCoC（シーオーシー）認証についての最新情報を学びました。

一般財団法人 日本ガス機器検査協会
森林・EPA グループ
FSC-CoC審査員・認証員
片瀬健太郎氏による講演

ESG投資の最近の動向とその本質

近年、投資家から企業へのESG投資が脚光を浴びるにつれ、木材・木材製品の調達においては、サプライヤーに対するデューディリジェンスの取り組みがますます注目されています。そこでESG投資に造詣の深い高崎経済大学教授水口剛氏を講師に招き、2020年11月27日「ESG投資の最近の動向とその本質」と題するセミナーを開催しました。このセミナーでは「ESG投資をなぜするのか」についてその本質（背景にある大きな流れ）について学びました。

木材・木材製品に関する情報ばかりではなく、世界的なESG潮流やそれに基づく課題についてのセミナーや研修を今後も提供していきます。

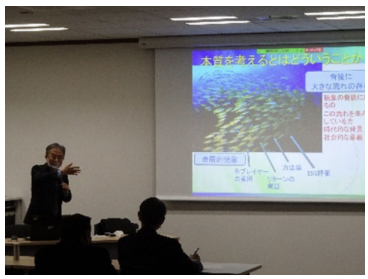

高崎経済大学経済学部教授
水口 剛氏による講演

NGO等外部ステークホルダーとのエンゲージメント強化

アクションプラン策定・実施にあたり、社会的要請に真摯に耳を傾け、より責任ある調達を推進するため、2019年7月に、環境NGO、ESG領域の専門家、研究者らを迎え、第1回目のステークホルダーダイアログを実施しました。

「持続可能な木材及び木材製品の調達100%」の達成に向けたアクションプランを開始してから約１年半が経過した2020年12月に、環境NGO、ESG領域の専門家、研究者らを迎え、第2回目のステークホルダーダイアログを実施しました。

当日は、世界自然保護基金（WWF）ジャパン、FoE Japan、地球・人間環境フォーラム、地球環境戦略研究機関、レインフォレスト・アクション・ネットワーク、高崎経済大学からの有識者の皆さまが参加。前回の内容の振り返りを行った後に、「サステナビリティ調達調査」の実施状況、持続可能な森林からの木材及び木材製品の取扱い比率の状況と課題について議論しました。

「サステナビリティ調達調査」の実施を通じて、改善要請が必要となる調達先が見られなかった結果に対しては、「スコアが最低基準に近い調達先に積極的にアプローチするなど、要求項目のさらなる浸透を図ることが望ましい」、持続可能な森林からの木材及び木材製品の取り扱いの状況については、「より実情を各ステークホルダーに伝えるために、現状の比率のみの開示だけではなく、それに至るまでのプロセスの説明を加えた方がよい」、また、農産物生産による森林減少を排除するために、イギリスなどで転換林由来の材に関する法規制の導入などが検討されている中で、「先立って民間企業として調達基準の中に『転換林由来の材を排除すること』が明記されたことは高く評価する一方で、業界全体での取り組みを推進していくために、活動を対外的に周知していくことも重要だ」といったご意見がありました。

今後も、いただいたご意見を踏まえ、「持続可能な木材及び木材製品の調達100%」の達成に向け、取り組みを展開していきます。

ダイアログ会議風景

木材調達における現地調査

ルーマニアの木材調達について

近年ルーマニアの森林管理と木材生産については、複数の環境団体から原木の伐採が適切であるか懸念が指摘されています。2017年4月に木材調達委員会メンバーが現地調査を行いました。まずはルーマニアの環境・水・森林省訪問をはじめ、在ルーマニア日本大使館及びASFOR（ルーマニア林業協会）などとの面談を通じ、現地の状況に関する情報を収集しました。次にサプライヤーの製材工場と実際にその工場に搬入される丸太の代表的な伐採地を視察しました。製材工場では、原料丸太の工場受け入れ時に輸送許可文書とトレーラーに積まれた丸太を適切にチェックしています。例えば、許可量を超えて持ち込まれた丸太は使用せずに分別管理を徹底し、林業当局に報告するなどの措置が取られていることを確認しました。伐採地ではフォレストレンジャーから森林管理の説明を受け、実際にフィールドでハンマー打刻印による伐採木管理とトレーラー積載時のプロセスを確認しました。加えてルーマニア政府が管轄する森林保全エリアを視察し、希少な森林生態系を保護する努力が払われていることを確認しました。

指摘を受けている環境団体とは、情報交換の場として定期的に面談の機会を設けています。また自社でも、アムステルダム事務所を中心にサプライヤーとの定期的な面談や、工場訪問による踏査を継続的に行っています。

まだ雪が残る伐採地の視察

トレーラー積み込み時のチェック

タブレット端末を活用して工場受け入れ時に適切にチェック

許可書に対して過積載だった丸太の分別管理

インドネシアでのコンクリート型枠用合板について

近年、インドネシアで生産される合板について、その原材料である原木の伐採が適切であるか複数の環境保護団体から懸念が指摘されています。インドネシアでは、SVLK（木材合法性保証システム）とよばれるしくみがあり、木材製品輸出業者は国家認定委員会が承認した独立評価認定機関が発行するSVLK事業者認証を取得し登録する必要があります。その上で、上記の独立評価認定機関が原木の伐採から工場での木材加工、輸出に至るサプライチェーンの合法性を確認した旨を明記した木材合法性証明文書（V-Legal Document）を取得します。当社は、調達先であるコンクリート型枠用合板製造工場などを2018年7月に現地調査しました。伐採地近くの土場では、QRコードの付いたタグが丸太に添付されておりインドネシア環境林業省のホームページ（HP）上及び文書（V-LEGAL）で伐採地情報が確認できること、さらにそれら丸太が工場に運ばれた後にも、工場土場で同様にタグQRコードからHP上またはV-LEGALで確認し、輸送過程及び伐採地までさかのぼれることが確認できました。

当社が取引する合板の原材料である原木の調達については、中期経営計画サステナビリティ編の目標である「持続可能な木材及び木材製品の調達100%」達成に向け、今後も調達先との取り組みを継続していきます。

工場土場にて丸太に貼られたタグを確認

中間土場でタグを確認

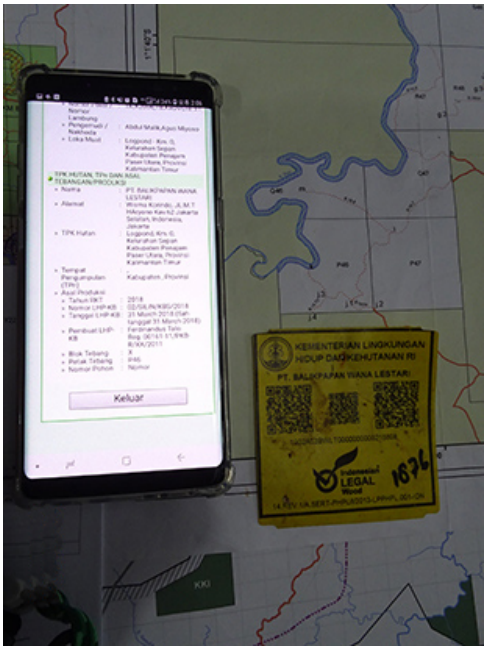

伐採会社にてタグ情報から伐採地を確認（1）

伐採会社にてタグ情報から伐採地を確認（2）

スポーツ競技大会の施設建設において使用するコンクリート型枠用合板に関連し、2018年11月、当社と取引関係にあるサプライヤーが原材料として使用した原木が、適切に管理・伐採されたものでないおそれがあるという指摘が、環境NGOより同大会組織委員会が設けた通報受付窓口に提出されました。当社はその指摘に対して、関連書類などの提示によりそのような原木はサプライチェーンに含まれていないことを同大会組織委員会に説明しました。その結果、大会組織委員会としてこの指摘は事実と異なるとの結論がなされ、通報受付には該当しないとして、2019年2月、同大会ホームページ上に公開されています。

マレーシア・サラワク州の合板について

インドネシアと同様に近年、マレーシア・サラワク州ではその原材料である原木の伐採が適切であるか環境保護団体から懸念が指摘されています。同州では違法伐採の排除を目的に2003年にサラワク林業公社（Sarawak Forest Corporation）が設立され、その後米国、EU、オーストラリアなどの違法伐採木材排除の流れを受け、2015年にサラワク州木材合法性確認システム（STLVS：Sarawak Timber Legality Verification System）を作り違法伐採排除のより一層の強化を進めています。当社は2019年9月に調達先の一つである合板製造工場を現地調査し、主として伐採現場から工場土場までのSTLVSの運用が適切に実施されているか確認しました。

STLVSの要件である伐採詳細計画図・伐採対象木一覧表等により、工場に入荷した丸太から伐採地林区まではロイヤリティ納付オレンジタグ（国内加工用）、白タグ（丸太生産用）、森林局による刻印、関連する移動許可証等によりトレース（追跡）が可能であることが確認できました。また、合板製品の輸出に必要な輸出申告書（K2）の裏面に州森林局担当職員のサインがあることでSTLVSの全ての基準が満たされていることになります。

ログポンドに堆積された合板用丸太

丸太生産用タグ（白色）とロイヤリティ用タグ（オレンジ色）（於ログポンド）

合板製造工場内土場に堆積された丸太

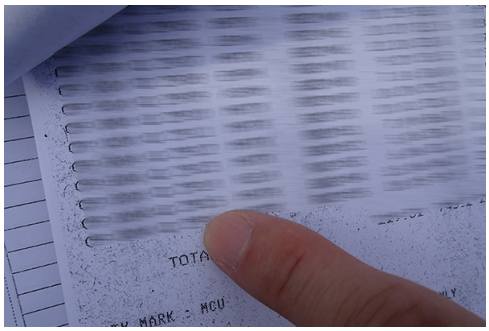

丸太入荷表に記載されたロイヤリティ番号を確認

森林認証材の促進

住友林業グループは、調達先と共に信頼できるサプライチェーンを構築して持続的な木材の調達に努めていますが、持続的な森林経営が行われている森林からの木材であることを確認する指標の一つとして、第三者認証である「森林認証制度」を支持・活用しています。

また、自ら森林認証を取得し、市場や消費者に森林認証材を提供することにより、その普及に貢献できると考えています。

住友林業グループの認証状況は、FM（エフエム）認証（森林認証制度）が222千ヘクタール、CoC（シーオーシー）認証は9組織となっています。

住友林業グループにおける森林認証取得状況／CoC（シーオーシー）認証※1（FSC-C113957）

組織名	認証制度	認証年月日	認証番号	認証機関
住友林業株式会社 木材建材事業本部 国際流通部、支店部	FSC®	2019/11/1	JIA-COC-190013 / JIA-CW-190013	（財）日本ガス機器検査協会（JIA）
	PEFC	2017/12/14	CEF1201	（財）日本ガス機器検査協会（JIA）
住友林業株式会社 木材建材事業本部 木材建材部、 北海道支店 住宅・建築事業本部 木化推進部	SGEC	2017/1/24	JIA－W045	（財）日本ガス機器検査協会（JIA）
住友林業株式会社 木材建材事業本部 北海道支店 住宅・建築事業本部 資材開発部	SGEC	2017/10/1	JAFTA-W038※2	日本森林技術協会（JAFTA）
住友林業フォレストサービス	SGEC	2016/9/25	JAFTA-W017	日本森林技術協会（JAFTA）
住友林業クレスト株式会社	FSC®	2020/3/3	SGSHK-COC-006693	SGS
	SGEC	2017/12/26	JAFTA-W041	日本森林技術協会（JAFTA）
ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）（ニュージーランド）	FSC®	2019/6/21	SAI-COC-001290 / SAI-CW-001290	SAI Global Assurance
クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）（インドネシア）	FSC®	2020/1/10	TT-COC-002009	BM TRADA
インドネシア住友林業	FSC®	2016/4/26	TT-COC-005903	BM TRADA
シンガポール住友林業	FSC®	2018/12/5	NC-COC-005542 / NC-CW-005542	Prefferd by Nature

※1 CoC（Chain of Custody）認証は、林産物の加工・流通過程に関与する事業者を対象とした制度。加工・流通の各プロセスで、認証を受けた森林から産出された林産物（認証材）を把握するとともに、非認証材のリスク評価が行われていることを認証し、一連のプロセスに携わる全事業者がCoC認証を受けている場合、製品に認証マークを表示できる

※2 統合事業体認証のため、住友林業グループ以外の事業体を含む

代表的な森林認証制度

FSC (Forest Stewardship Council®) (FSC-C113957)

環境団体、林業者、木材取引企業、先住民団体、地域林業組合などの代表者から構成される団体で、1993年にWWF（世界自然保護基金）を中心に設立。森林認証制度の運用主体の草分け的存在。

環境影響や地域社会、先住民族の権利などを含む10原則70基準に沿って、FSCが認定した認証機関が審査を実施することになっている。最近では、国や地域の状況にある程度合わせた国別基準や小規模経営者向けの審査手順など、多様な森林や所有者をカバーできるしくみができている。

PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification)

欧州11ヵ国の林業団体が、各国の制度を相互承認する組織として1999年に設立。個別の森林管理についてPEFCが直接認証するのではなく、149ヵ国が集まって策定された「政府間プロセス」という基準を採用しているPEFCの規格要求を満たしているとPEFCが認めた場合、その国独自の森林認証制度をPEFCが承認する制度。2003年に非ヨーロッパ諸国の参加もあり、旧名（Pan European Forest Certification Schemes）から「PEFC森林認証プログラム」（Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes）に改称して以降、急速に拡大し、認証面積では世界最大となっている。

SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council：緑の循環認証会議)

豊かな自然環境と持続的な木材生産を両立する森林管理について保証する。日本独自の自然環境・社会慣習・文化を尊重して7つの基準に基づいて審査される。CoC認証も実施している。2014年11月にPEFCに加盟し、2015年3月にPEFC相互認証申請を行い、2016年6月に相互承認が認められた。

当社がスポーツ大会に関連する新築競技施設に納入する木材製品の原材料として、紋別社有林から伐採された原木を供給したところ、一部報道機関から「当該社有林は森林認証を受けているが、伐採にあたって先住民に対しFPIC（自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意）を実施していない」との趣旨の記事が配信されました。当社は本件に関し、以下の内容に則した説明を関係方面の皆さまにお伝えしています。

- 大正15年（1926年）の社有林施業開始以来、その施業エリアや管理方法について先住民から、現時点で確認できる限り懸念やご要望を受けたことはないこと
- 関連施設用に森林認証材を求められ、当該森林認証材は大会木材調達基準に適合していること
- 当社が紋別社有林より伐採材を関連施設用に供給した2017年当時、当該森林認証においては、FPICに関する基準、規定、ガイドライン、審査基準などが2015年以来少しずつ整備を進めている段階にあり、紋別社有林ではその時々で最新の整備状況に合わせて必要な対応を取っていること

住友林業グループは今後もステークホルダーの皆さまの声に真摯に耳を傾け、より持続可能な森林経営に取り組んでまいります。

クリーンウッド法への円滑な対応

日本や原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材の利用を促し、環境破壊につながる違法伐採材が流通しない市場を形成することを狙いとする「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称クリーンウッド法）が2017年5月に施行されました。住友林業では、輸入販売を行っている木材建材事業本部が、国内第1号として2017年11月22日付で第一種登録木材関連事業者の登録を行いました。また同事業本部は、2018年8月1日付で、第ニ種登録木材関連事業業者を登録しました。続いて住友林業フォレストサービスが、2018年2月20日付で第一種及び第二種登録木材関連事業者として登録。さらに、第二種登録木材関連事業者として住宅・建築事業本部（2018年3月16日付）と住友林業クレスト（2018年5月9日付）が登録しており、グループ全体で合法的な木材の調達に努めています。

登録木材関連事業者	種別	登録年月日	登録番号	登録実施機関
木材建材事業本部	第一種、第二種登録木材関連事業者	2017年11月22日	JIA-CLW-Ⅰ Ⅱ 17001号	（一財）日本ガス機器検査協会
住宅・建築事業本部 資材物流部	第二種登録木材関連事業者	2018年3月16日	HOWTEC-CLW-Ⅱ 0001号	（公財）日本住宅・木材技術センター
住宅林業フォレストサービス	第一種、第二種登録木材関連事業者	2018年2月20日	日林協-CLW-Ⅰ Ⅱ-3号	（一社）日本森林技術協会
住友林業クレスト	第二種登録木材関連事業者	2018年5月9日	JIA-CLW-Ⅱ 18002号	（一財）日本ガス機器検査協会

JBIBへの参画

生物多様性の保全を目指して活動する企業団体である一般社団法人企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）に会員企業として参画し、2020年度はサプライチェーン研究ワーキンググループにおいて、農水省や環境省といった省庁、またEUとの情報交換を通じて知見を広めました。

取引先とのコミュニケーション

木材・建材流通事業では、地域産業であるという事業特性を踏まえて、各地域で木材・建材の調達先・販売先と緊密なコミュニケーションを図っています。

木材建材事業本部の取引先との主なコミュニケーション活動

名称・規模	内容
スミリン会 会員数：872社（2020年12月現在）	木材・建材流通事業の取引先とのコミュニケーションの場として、全国各地に設立しています。研修会や情報交換会を各地で年2回～3回実施し、会員相互の親睦を深めるとともに、商品の研究開発と生産流通の発展、業界全体の向上などを目指しています。
「建材マンスリー」の発行 発行部数：毎月約4,200部	半世紀以上の歴史を持つ月刊誌で、木材・建材、住宅業界などに関する様々な情報やトピックスを、独自の視点でタイムリーに発信しています。

電納言（納品書・請求書電子送信サービス）

木材建材事業本部では、2016年10月に、従来の紙で送付していた納品書・請求書をWEBサイトにアクセスしていただくことで電子的に受領していただく「電納言」のサービスを開始しました。

電納言を活用することの利点として以下が挙げられます。

1. 週に数回、何時に届くか分からなかった納品書・請求書が、当社が発行した翌日朝には受領可能となり、販売先様のペースで作業を行い、納品書処理業務が平準化。
2. 納品データをExcelで販売先様が見やすいように並び替えることで、納品内容の照合作業が効率化。
3. 納品書は電納言で10年間保存し、様々な検索が可能となるため、保管業務が不要となり、販売先様の業務効率化・コスト削減に貢献。

さらにコロナ禍では事務所にいなくても当社納品データを確認することが可能である点もメリットとして加わり、2020年度時点で約580社のお取引先が利用しています。

製造事業における取り組み

基本的な考え方

住友林業グループ製造事業では、日本国内の国産材はもとより、北米の広葉樹、ニュージーランドやインドネシアの植林木など、調達先にサステナビリティ調達調査や現地踏査などのご協力をいただきながら責任ある調達活動を推進しています。

原材料の調達にあたり、新しい原材料であれば森林認証材や植林木の利用を促進すること、従来使用している原材料であれば調達先に住友林業グループ調達方針を理解・実践いただくことにより、合法かつ持続可能性に配慮した原材料の調達を推進しています。

持続可能な木材調達の推進

インドネシアにおける生産拠点の一つであるクタイ・ティンバー・インドネシア社（KTI）では、原材料に占める植林木の割合を高めていくため、現地植林共同組合と協働して、持続可能な植林地経営のしくみづくりに取り組んでいます。

KTI社は、1999年よりファルカタ等の早生樹の植林に着手。地域住民に無償で苗木を配布し、住民が持つ土地に植林して育ててもらい、成木したら木材として同社が市場価格で買い取り保証をする「社会林業」のしくみにより、環境・社会・経済の両立を目指してきました。また、KTI社が支援する植林共同組合 KTI（KBM KTI）※、KTI（KAM-KTI）※が所有する山林においてFSC-FM認証を取得しました。

今後KTI社は、より多くの取引先の要望に応えるため認証面積の拡大も視野に入れながら、持続可能な木材調達を行い、環境価値の高い製品の製造・販売の拡大に注力します。

※ KAM KTI：FSC-C023796、KBM KTI：FSC-C133562

植林地風景

持続可能な木材の利用

PT.Sinar Rimba Pasifik社は、環境に配慮した持続可能な木材を使用しながら、良質で意匠を統一した木質内装材（床、階段、カウンター等）の製造を行い、「住友林業の家」を中心に商品を供給しています。主原材料である木材においては、持続可能な木材のみを調達し、植林木利用を促進しています。

2020年度、使用した木材全体の約70%を北米から輸入しており、北米からの輸入材は全て、持続可能な森林経営を推進するAHEC（アメリカ広葉樹輸出協会）、QWEB（ケベック木材製品輸出振興会）の加入企業からの合法材となっています。その他、インドネシア国内の森林公社（プルフタニ）などから植林木、SVLK（インドネシア合法証明制度）を受けた材料のみを調達しています。

今後も、責任ある木材調達に徹し、合法性・持続可能性が確認された木材を使用した付加価値の高い製品の製造・販売に努めます。

木材保管倉庫

住宅・建築事業における取り組み

基本的な考え方

住友林業グループは、2002年に「グリーン調達ガイドライン」を策定し、持続可能なサプライチェーンの構築に取り組み始めました。また、2015年に、従来の「木材調達理念・方針」を「住友林業グループ調達方針」に改訂し、2017年にサプライチェーンも対象とした「住友林業グループ倫理規範」を策定するなど、持続可能なサプライチェーンへの取り組みの一層の強化を図ってきました。

当社グループの中核事業の一つである住宅・建築事業においては、持続可能な資材調達は経営の重要課題です。住宅建築に使用する構造材、羽柄材※については、当社の木材建材事業本部を通じて調達し木材の合法性、持続可能性の確認を行っています。また、2017年5月より施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」への円滑な対応を進め、住宅・建築事業本部は2018年3月に「第二種登録木材関連事業者」の登録を行いました。住設機器、断熱材、樹脂部材などの建材は、「住友林業グループグリーン調達ガイドライン」に沿って調達活動を進めています。

そして、住友林業ではさらなる活動の深化を目指し、2019年5月に公表した中期経営計画サステナビリティ編に「持続可能なサプライチェーンの構築」を目標化し、定期的にサステナビリティ調達調査の実施などを通じて管理体制の強化を図っています。

※ 構造材とは木造住宅の土台、柱、梁などの構造に使われる木材。羽柄材とは、木造住宅において構造材を補う材料や下地材のこと

▸ 住友林業グループ調達方針

グリーン調達・サステナビリティ調達

住友林業グループは、2002年に「グリーン調達ガイドライン」を策定しました。このガイドラインは「仕入先企業の環境への取り組み姿勢（企業活動評価）」と「商品がそのライフサイクルの中で環境に与える負荷の大きさ（商品評価）」の2つの側面から商品調達の基準を定めています。

2013年及び2020年に「グリーン調達ガイドライン」を改訂し、「企業活動評価」に労働安全衛生や人権の尊重など、より広範にサステナビリティに関する取り組み状況を確認する項目を拡大しています。

▸ グリーン調達ガイドライン（抜粋）

責任ある資材調達における環境配慮・合法性確認

住友林業グループの住宅・建築事業における資材は、「グリーン調達ガイドライン」に則って調達しています。

新規資材採用時や資材改定時には、資材の仕様・規格や品質基準を定めた「製品仕様書」と共に、「グリーン調達調査票」及び「廃棄方法確認書（製品、梱包）」を作成します。「グリーン調達調査票」では、新規部材採用時にVOC（揮発性有機化合物）の発生がないことや、防虫剤等の使用においては認定薬剤を使用していることを確認しています。木材を使用した資材についてはクリーンウッド法に基づいて調達した木材の合法証明書等を確認します。「廃棄方法確認書（製品、梱包）」では、端材の分類、処理法、処理施設等を確認します。

各書類は2部作成し、当社とサプライヤーそれぞれで保管するようにしています。

調達先とのコミュニケーション／取引先評価

全国各地に建築現場を持つ住宅・建築事業は、多くの取引先との協力が不可欠です。住友林業グループの品質向上や環境保護の考えを共有するためにも緊密なコミュニケーションが重要だと考えています。

住宅・建築事業本部の取引先との主なコミュニケーション活動

名称・規模	内容
「サプライヤー評価基準書」による評価とフィードバック実施率：100%（2020年度）	住宅・建築事業での資材供給先（現場備品メーカー、プレカット工場、建材納材店、サッシセンターを除くサプライヤー）に対し、資材の種類ごとに、毎年、企業内容や品質、価格、納期、環境対応、サービス等の項目を評価し、取引内容の改善に役立てられるように評価結果をフィードバックしています。 2020年度のフィードバックは、244件実施し、実施率は100%です。 評価の一環として、今まで定期的にサプライヤーの工場監査を実施していますが、2020年度は、2020年2月以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に鑑み、緊急事態宣言への対応など、お取引先の工場への訪問等を控えました。 2021年4月以降は、WEBを活用したお取引先の工場スタッフ・品質管理スタッフとのコミュニケーションの実施の検討に着手しています。 資材の性能品質が担保されることなく損なわれた状態で建物が建築された場合、人や建物への様々な影響リスクが発生することになるため、当社では、調達する資材が当社の要求品質どおりに製造されているか等、品質管理に主眼を置いた工場監査手法を策定しました。

責任ある資材調達

住宅・建築事業本部は、従来の新規お取引先を対象とした「グリーン調達調査」に加え、2019年度より年1回、既存の建材・住宅設備のお取引先に対する「サステナビリティ調達調査」を新たに開始しました。この調査は、建材・住宅設備メーカーなどのお取引先を対象としています。2019年度は42社（前年度の年間仕入れ額の約86%）に実施しましたが、2020年度は、直接お取引先63社（同97.3%）に加え、間接お取引先23社、合計86社に拡大しました。各お取引先の社会面・環境面などへの取り組み状況と、木材調達の持続可能性に関連する全53項目のアンケート調査を実施しています。

2020年度の調査にあたっては、初めてアンケート調査対象となるお取引先に向け、2020年10月にサステナビリティ調査説明会を開催しました（前年度実施のお取引先には任意での参加をご案内）。当日は約80名に参加いただき、「住友林業グループ倫理規範」「住友林業グループ調達方針」などの責任ある調達に関する考え方を共有し、相互理解の促進を図りました。

回答率も昨年に続き100%となりました。お取引先の調査項目への取り組み状況を踏まえ、S、A、B、Cの4ランクで評価を行いました。

調査を通じ、多数のお取引先が当社の責任ある調達の考え方へのご理解をいただいていることが確認できました。一方で、期待される評価に達していないお取引先も見られ、サプライヤー評価会議における改善へ向けた議論を踏まえて、調査対象取引先にもフィードバックを行っています。今後も、改善につなげていただくために継続的なフォローアップを実施していきます。

サステナビリティ調達調査説明会風景

国内住宅部門
サプライチェーンにおける
サステナビリティ
調達調査実施率（%）
97.3%

▸ （第三者保証マーク）について

2020年度サステナビリティ調達調査結果（100点満点）

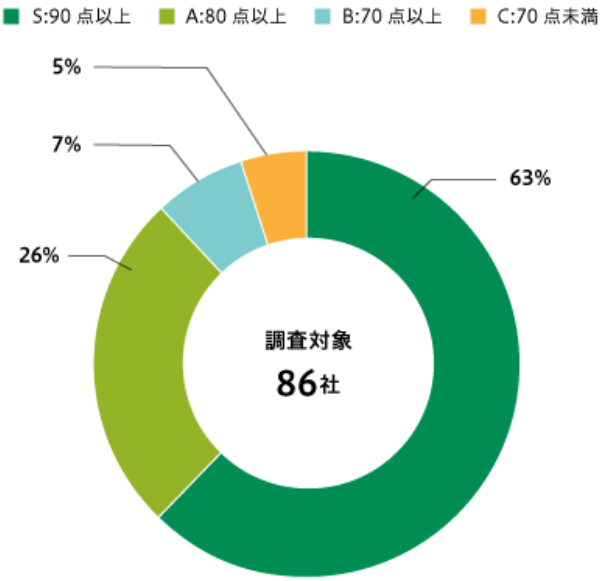

住宅・建築事業での木材及び木材製品における持続可能性への取り組み

気候変動要因として「森林減少」への懸念が高まっています。住宅・建築事業本部では、住友林業グループの調達方針の中でも特に住宅に使用する木材について、木材の合法性確認、人権、労働安全衛生の遵守、生物多様性保全、地域社会への配慮などを含む持続可能な木材調達を実践するため、2019年5月に公表した中期経営計画では、新たに主要構造材における持続可能木材使用率を100%とすることを目標に掲げました。

2020年度は当社戸建住宅の主要構造材における同比率を95.8%まで向上させることができました。今後は、さらに取り組みを進め100%とすることを目指しています。

▸ 持続可能な木材及び木材製品の考え方

社会貢献活動の推進

基本的な考え方

住友林業グループは、5つの重要課題の一つに「安心・安全で環境と社会に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進」を掲げており、事業のプロセスにおいても、地域貢献や地域の社会福祉などへの配慮を行っています。その他の社会貢献活動は、事業との関連性が高い森や木に関することを軸に、環境、次世代教育などの分野を中心にグローバルに展開しています。

森林での体験学習や途上国での寺子屋建設への協力など、小中学生への教育に力を入れている他、災害を受けた森林や各地の名木・貴重木の再生などの活動も積極的に推進しています。また、社員個人が地域社会でボランティア活動に取り組みやすい職場環境を整えています。

- 国内における社会貢献活動事例
- 海外におけるコミュニティー開発・地域貢献活動事例

社会貢献活動に関わる寄付

寄付の分野別割合（2020年度）※

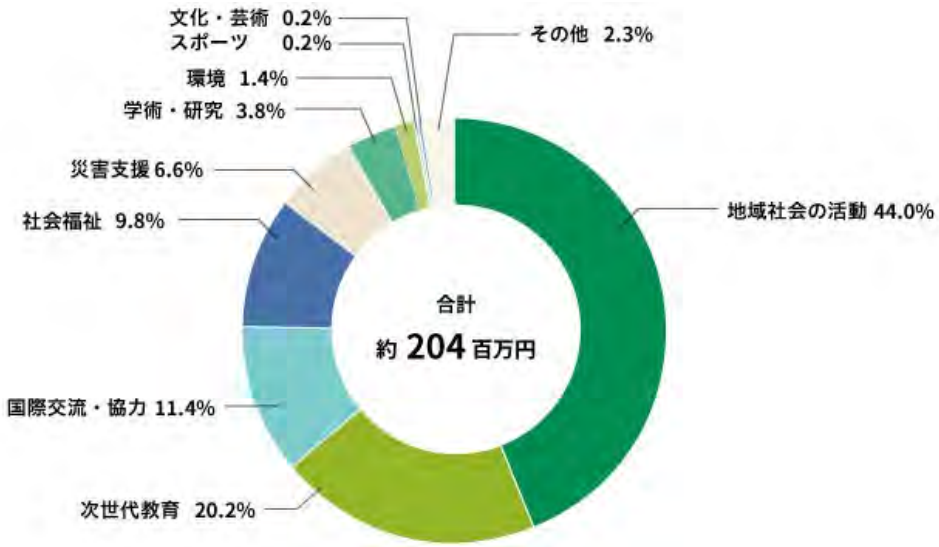

※ 集計期間：2020年4月～12月

社会貢献活動費

社会貢献活動費の内訳（2020年度）※

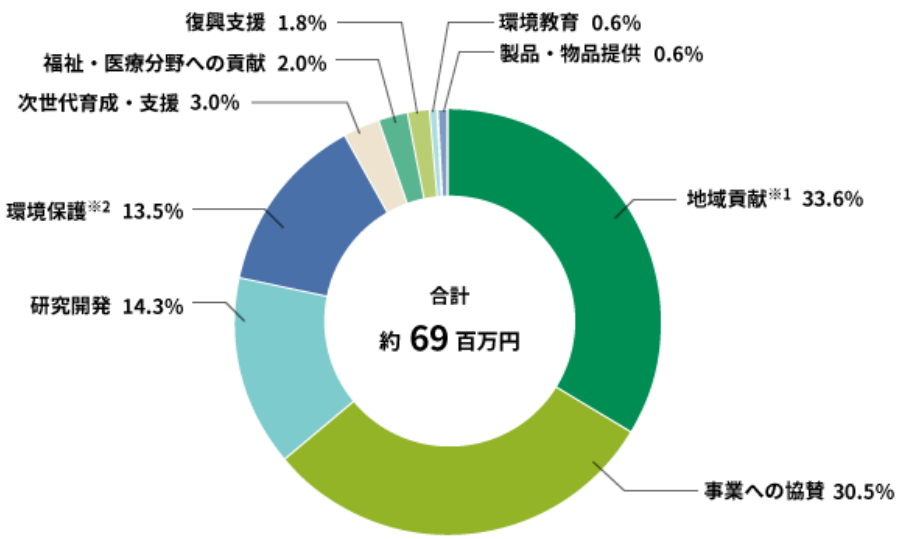

※1 富士山「まなびの森」運営費など

※2 地域清掃活動やフォレスターハウス運営費など

※ 集計期間：2020年4月～12月

ボランティア休暇制度

住友林業は、社員のボランティア活動を支援するため、年間通算5日までの休暇取得を認める「ボランティア休暇制度」を2011年5月に整備しました。2020年度のボランティア休暇取得者数は3名※でした。

また、東京2020大会（オリンピック・パラリンピック）開催に伴い、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が募集する大会ボランティアに参加する場合に限り、現行の「ボランティア休暇」年5日の取得に加え、10日間の休暇（無給）を取得できるようにしました。20名の社員が取得を予定しています。今後の大会開催状況の変化にも柔軟に対応し、引き続き社員のボランティア活動の支援を行っていきます。

※ 集計期間：2020年1月～12月

公共政策への提言

住友林業グループは、政府や自治体、産業界などと連携・協力し、深刻化する環境問題や社会的課題の改善・解決に向けた提言を行っています。

主な公職（2021年1月1日現在）

団体名	役職	当社での役職	氏名
内閣府 地方分権改革有識者会議	議員	代表取締役 会長	市川 晃
人事院交流審査会	委員	代表取締役 会長	市川 晃

団体名	役職	当社での役職	氏名
公益社団法人 経済同友会	副代表幹事・業務執行理事	代表取締役会長	市川 晃
一般社団法人 日本木造住宅産業協会	代表理事	代表取締役会長	市川 晃
一般社団法人 住宅生産団体連合会	代表理事	代表取締役会長	市川 晃
一般財団法人 住宅生産振興財団	理事	代表取締役会長	市川 晃
日中建築住宅産業協議会	理事・副会長	代表取締役会長	市川 晃
株式会社日本建築住宅センター	社外取締役	代表取締役会長	市川 晃
一般社団法人 優良ストック住宅推進協議会	副会長	代表取締役会長	市川 晃
一般社団法人日本経済団体連合会	常任幹事	代表取締役会長	市川 晃
経団連自然保護協議会	副会長	代表取締役会長	市川 晃
東京商工会議所	常任顧問	代表取締役会長	市川 晃
東京商工会議所　日本ニュージーランド経済委員会	委員長	代表取締役会長	市川 晃
一般財団法人 日本インドネシア協会	理事	代表取締役会長	市川 晃
岐阜県立森林文化アカデミー	特別招聘教授	代表取締役会長	市川 晃
公益社団法人 経済同友会「持続可能な開発目標（SDGs）研究会」	副委員長	代表取締役副社長	佐藤 建
一般社団法人 医療みらい創生機構	理事	代表取締役副社長	佐藤 建
一般社団法人 日本ツーバイフォー建築協会	理事	常務執行役員	高橋 郁郎
株式会社日本建築住宅センター	経営協議員	常務執行役員	高橋 郁郎
一般社団法人 国際建築住宅産業協会	代表理事・会長	最高顧問	矢野 龍
公益財団法人 都市緑化機構	代表理事・会長	最高顧問	矢野 龍
林業復活・地域創生を推進する国民会議	副会長	最高顧問	矢野 龍
住宅・建築・都市分野国際交流協議会	理事・会長	最高顧問	矢野 龍

団体名	役職	当社での役職	氏名
東京商工会議所	特別顧問	最高顧問	矢野 龍
やまぐち産業戦略会議	産業戦略 アドバイザー	最高顧問	矢野 龍
公益財団法人 関西フィルハーモニー管弦楽団	評議員	最高顧問	矢野 龍
一般社団法人 住宅生産団体連合会 環境委員会	委員長	顧問	能勢 秀樹
一般社団法人 住宅生産団体連合会 国際交流委員会	委員長	顧問	能勢 秀樹
一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構	理事	顧問	能勢 秀樹
一般社団法人 国際建築住宅産業協会	運営委員会 委員長	顧問	能勢 秀樹
一般社団法人 日本木造住宅産業協会	運営委員会 委員長	渉外室 部長	梅木 孝範
一般財団法人 日本緑化センター	評議員	森林・緑化研究センター センター長	中村 健太郎
公益社団法人 国土緑化推進機構	理事	山林部長	寺澤 健治
公益財団法人 森林文化協会	理事	渉外室 部長	若林 弘之
NPO法人 日本・パプアニューギニア協会	理事	資源環境事業本部長	西川 政伸

各種団体などへの費用

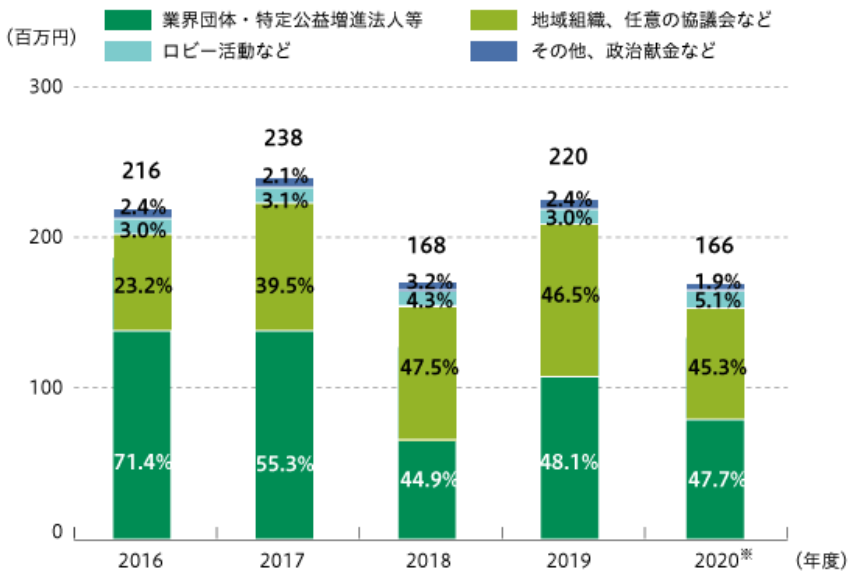

※ 集計期間：2020年4月～12月

国内における社会貢献活動事例

富士山「まなびの森」プロジェクト

台風により甚大な風倒被害を受けた富士山2合目に広がる国有林を元の豊かな自然に戻すため、住友林業設立50周年の記念事業として、1998年に開始した富士山「まなびの森」プロジェクトを継続しています。現在は、植栽したエリアの調査区で樹木の成長状況を「見える化」しながら、「まなびの森」自然林復元を見守っています。

2020年度はボランティアの参加や環境教育の実施などにより、社内外の延べ553名が「まなびの森」を訪れ、1998年～2020年度までの累計訪問者数は30,371名となりました。

▸ 冊子『富士山「まなびの森」20年の歩み』

森林（もり）づくりボランティア活動

1998年のプロジェクト開始以来、これまでに約3万本の地域固有の樹木の苗を植樹、延べ28,000人以上のボランティアが参加して、植樹と育林活動を進めてきました。

これまでの風倒被害林の森林づくり作業は、ヘキサチューブの撤去完了をもって一段落となり、2019年度からは森林づくり活動に必要なモニタリング調査である樹木調査を開始しました。樹木調査の2年目として、樹木医などの指導・協力の下、5日間で延べ152名のボランティアが参加し、約1,800m²に植樹された599本の樹木の記録がデータベース化されました。

これまでボランティアによって植樹された樹木の成長を「見える化」することにより、より森林に親しみながら学べる場所「まなびの森」へとシフトしていきます。

社員参加ボランティア

住友林業建築技術専門校訓練生参加ボランティア

森林再生ボランティアの推移

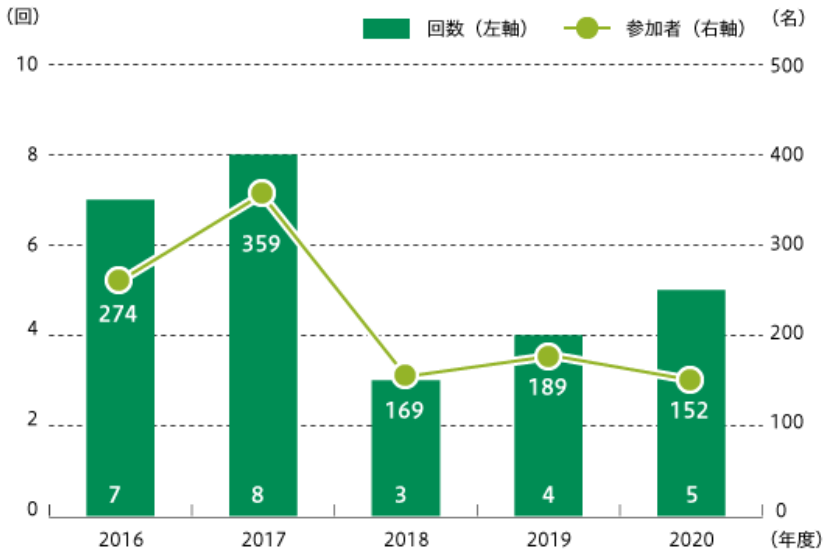

※ 2020年度の集計期間は2020年4月～12月

環境学習支援プロジェクト

2006年度からはNPO法人ホールアース研究所と連携し、地元小中学校の児童・生徒を対象とする「環境学習支援プロジェクト」を継続しています。活動内容は樹木や野生生物の足跡など生息痕跡の観察や五感を使ったゲームなどで、これらの自然を見つめ直す機会を通じて自然の大切さを知ってもらい、新しい自然との共存関係を考えてもらうことを目的としています。2020年度は12校959名の児童・生徒を招待しました。2020年度にはこれまで招待した児童・生徒数の累計が11,000名を超えました。

環境学習支援プロジェクト

環境教育プログラムの推移

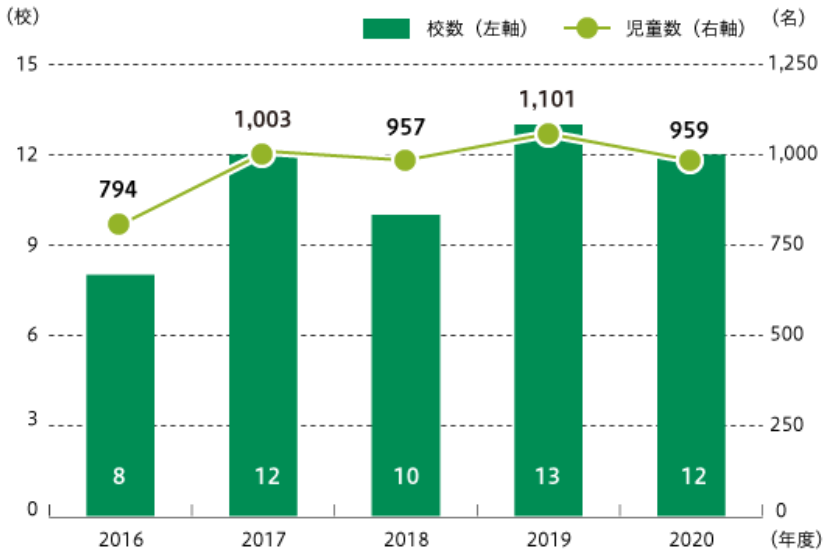

※ 2020年度の集計期間は2020年4月～12月

植生モニタリングと鳥獣・昆虫生息調査

自然林の回復状況をモニタリングするため、東京農工大学植生管理学研究室の協力の下、2000年から「植生調査」を行っています。併せて日本野鳥の会南富士支部の協力の下、「鳥獣生息調査」も同じ年に開始しました。

「植生調査」では、植樹したブナやケヤキなどとともに、台風被害後に自然に芽生えたミズキ、キハダなども順調に成長していることが確認できています。この20年で、樹木が大きくなったばかりでなく、森林の構成種全体が回復してきていることが分かりました。

また「鳥獣生息調査」では、倒木が撤去されて土の見える環境から次第に草原、森林へと姿を変えていく中で、草原性のキジやモズが減少し、森林性の鳥であるキビタキやヤマガラを観察する機会が増えました。鳥類の生態からも、森林が順調に回復していることが分かっています。

2019年度より、常葉大学名誉教授の協力の下、3年計画の「昆虫生息調査」を開始し2020年はその2年目となりました。「まなびの森」に生息する、行動半径が広い昆虫類の80%以上を特定してリスト化する手法で、モニタリング調査を行っていきます。

森を育てるには悠久の月日が必要で、「まなびの森」も100年の計画です。100年先の未来も継続していけるよう、森づくりや環境活動を通じて、一人でも多くの人に自然の大切さを知っていただく活動を続けていきます。

風倒跡地の植生変化

（2001年）

（2008年）

（2016年）

▸ 富士山「まなびの森」

地域社会との協働

住友林業グループでは、事業を展開する周辺地域の生物多様性保全や地域社会に密着した活動を、地域の皆さまと共同で行っています。

群馬「まなびの森」での森林整備活動

住友林業と群馬県は、2012年7月に「県有林整備パートナー事業実施協定」を締結し、県と共同で赤城山山麓の森林整備を進めています。

群馬県は前橋市管内にある赤城の森を保有し、企業・団体と協力して、県有林の整備と保全を進めています。住友林業群馬支店は森林整備活動として、例年群馬「まなびの森」を実施しています。これは地元森林組合の協力の下、ヒノキの苗木の植樹や間伐などを行う活動で、2019年5月には社員及び協力工事店社員とその家族など73名が参加し、また、同年7月にはオーナーご家族から94名の参加をいただきました。

群馬まなびの森

「かながわプラごみゼロ宣言」に賛同

海洋プラスチックごみの問題は、海洋の生態系や人間の生活に大きな影響を与えるものとして、国際的に非常に重要な環境問題として認識されています。2019年2月神奈川県下の営業支店（住宅・建築事業本部 横浜支店・横浜北支店・神奈川西支店・湘南支店・東京南支店）が「かながわプラごみゼロ宣言※」に賛同しました。その一環として、例年、横浜、湘南支店を主管とする工事店と合同で、ビーチクリーン活動を実施しています。プラスチックごみだけではなく、注射器や古タイヤなども落ちており、改めて環境に目を向ける良いきっかけとなっています。

※ SDGs未来都市である神奈川県は、「クジラからのメッセージ」として受け止め、2018年9月、持続可能な社会を目指すSDGsの具体的な取り組みとして「かながわプラごみゼロ宣言」を公表。プラスチック製ストローやレジ袋の利用廃止・回収などの取り組みを市町村や企業、県民とともに広げていくことで2030年までの可能な限り早期に「プラごみゼロ」を目指す

辻堂海岸の清掃の様子（湘南支店）

かながわプラごみゼロ宣言ロゴ

名木・貴重木を後世に受け継ぐ技術の開発

住友林業は、各地の名木・貴重木を後世に受け継ぐため、所有者からのご依頼により、従来の技術である接ぎ木や挿し木に加え、最新の技術であるバイオテクノロジーを活用し、名木・貴重木の花や葉といった性質をそのまま受け継いだ苗木を増殖し、名木・貴重木を後世に受け継ぐことに力を注いでいます。また、樹木のDNAデータベースを構築し、高度な個体識別も進めています。

組織培養増殖に成功した盆梅（ぼんばい）の培養物・苗を展示

「長浜盆梅展」で、組織培養増殖に成功した盆梅※の培養物と苗展示しました。展示したのは、樹齢350～400年の貴重な盆梅3品種のうち「不老」と「芙蓉峰（ふようほう）」から増殖した培養物と苗で、70周年の長浜盆梅展を記念して展示しました。

培養物と苗は、温度管理された無菌室で育成されており、通常公開されることはありません。今回は、温度管理に細心の注意を払う仕組みを作り、特別に展示を実現しました。時代を超えて引き継がれる盆梅と最先端技術であるバイオテクノロジーをたくさんの方にご覧いただきました。

※ 盆栽の梅

盆梅の培養物

■ 長浜盆梅展

滋賀県長浜市の慶雲館で1952年から始まった歴史・規模ともに日本一の盆梅展。約300鉢の中から開花時期に合わせて入れ替えし、常に見頃の盆梅を約90鉢展示しています。2021年1月9日から3月10日の日程で開催しました。

盆梅の苗

植樹活動「奥松島自然再生ボランティア」

住友林業は東日本大震災発生後の2012年7月に宮城県東松島市と「復興まちづくりにおける連携と協力に関する協定」を締結し、復興に向けて尽力しています。東松島市は津波で被害を受けた野蒜（のびる）海岸付近の洲崎地区で、湿地再生による観光復興を目指しています。当社はその活動の一環として2017年度から試験的に植樹活動を開始しました。土壌調査で酸性度が強いことが判明したため、植林に適した樹種の選定や植樹方法等を検討。加えて、森林総合研究所東北支所ら第三者の意見も参考に植樹計画を策定しました。

地域の皆さまにも協力いただきながら苗木が順調に生育していることが確認できたため、2019年度より東松島市の野蒜海岸沿いの「奥松島絆ソーラーパーク」近くで植樹活動「奥松島自然再生ボランティア」を始めました。

2020年10月28日に、地域の皆さま、東松島市立宮野森小学校児童、住友林業グループ社員計192名（スタッフ含む）が参加しました。マルバシャリンバイ、抵抗性アカマツ、抵抗性クロマツ、ヤマザクラ、トベラの5種類の地域性植物640本を植樹するとともに、昨年までに植樹したエリアの苗木が大きく育つように下草刈りもおこないました。地域と共に、中長期的な活動とする計画です。

東松島市立宮野森小学校児童と住友林業グループ社員のボランティア

植樹の様子

次世代育成教育

～次世代を担う子どもたちに森林の循環活用の重要性を伝える～
「SDGs169ターゲットアイコン日本版制作プロジェクト」に協賛

英語で書かれたSDGsの169のターゲットに、オリジナルの日本語版を制作する参加型のプロジェクト「SDGs169ターゲットアイコン日本版制作プロジェクト」へ協賛を行いました。

SDGsの17ゴールについては、日本語訳があるものの、169ターゲットは外務省による仮訳のみが公開されている状態です。そこで、オリジナルの日本語コピーを、次世代を担う子どもたち自らが制作することで、社会全体がSDGs達成に向けてより自分事として考え、日々の行動につなげることを目的に本プロジェクトは始まりました。協賛の一環として、SDGsの目標15「陸の豊かさも守ろう」と関連する森林管理や木材利用の循環について中学生へ出張授業を行い、子どもたちの自由な発想を活かしながら、一緒に日本語コピーを考えました。出張授業で伝えた内容や当日の様子は「朝日中高生新聞」や「朝日新聞DIALOG」へ掲載し、今回の活動をより広く伝えました。

また、日本語コピーの完成版は、子どもや若者たちから募集したアイデアをもとにして、2021年3月末に公開されました。

▸ SDGs169ターゲットアイコン日本版

プロジェクトロゴマーク

出張授業

朝日中高生新聞

文部科学省指定校 愛媛県立松山東高等学校への企業研究セミナー実施

2014年から文部科学省が実施する高等学校等のリーダー育成に資する教育課程等の改善、研究開発事業（質の高いカリキュラムの開発・実践、体制整備により、将来のリーダーとなる人材を育成）の一環として、愛媛県立松山東高等学校の生徒が住友林業グループ発祥の地である愛媛県新居浜市を訪問し、毎年セミナーを受講しています。

2014年度～2018年度	スーパーグローバルハイスクール事業
2019年度～	地域との協働による高等学校教育改革推進事業

セミナーでは、新居浜事業所での住友林業グループの事業紹介及び海外駐在経験者の体験談などの座学と旧別子のフォレスターハウスでのフィールドワークの2部構成で行い、住友林業の330余年に及ぶ歴史と受け継がれる企業精神が、現在の海外での事業展開に寄与していることを学んでもらっています。

また、2014年度と2015年度はジャカルタ事務所に生徒が訪問し、インドネシアでの当社の事業展開を見聞しています。2020年度もセミナーを実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染予防のため、残念ながら中止となりました。

一連の活動を通して住友林業は、文部科学省「高等学校等のリーダー育成に資する教育課程等の改善、研究開発事業」に賛同・協力しています。

フォレスターハウスの様子

その他

医療現場支援のため防じんマスク8,000枚を厚生労働省に寄付

住友林業は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い医療現場においてウイルスを含んだ飛まつによる感染を防ぐことのできる医療用マスクが不足していることを受けて、緊急用に備蓄していた医療用と同等の性能がある、防じんマスク8,000枚を、一般社団法人 日本経済団体連合会の呼びかけに応じて、厚生労働省に寄付しました。

今後も感染拡大の終息と社会経済活動の回復に向け、当社グループの総力をあげて貢献していきます。

海外におけるコミュニティー開発・地域貢献活動事例

事業を展開する地域社会への貢献

住友林業グループでは、事業を通じて地域の持続可能な発展に貢献することを目指し、海外での事業の開始や拡大の際には、「環境に配慮する」ことと同時に、「地域経済の活性化や雇用の促進を図り、地域社会と共生する」ことを方針に掲げています。

インドネシアでの活動

「KTI教育財団」を通じた子どもたちへの支援

インドネシアのクタイ・ティンバー・インドネシア社（KTI）では、2000年、創立30周年事業として教育を通じたインドネシア国民の生活向上、社会活動の実施を目的に「KTI教育財団」を設立しました。主に工場が所在する東ジャワ州プロボリンゴ市周辺の貧困家庭の子どもたちへの教育支援、公立学校への教育器具の提供などをしています。2020年度は、孤児への学習用具の提供、マスクやハンドサニタイザーを十分に用意できない施設への寄贈などを実施し、IDR 92,473,350（約67万円）を支出しました。

孤児院の学童へ制服を提供

「プロジェクトEARTH」の取り組みを通したコミュニティー開発

住友林業は、「住友林業の家」の主要構造材に使用する木の伐採から搬出・製材・運搬・施工において排出される二酸化炭素（約6万トン）をインドネシアに植林することでオフセットする「プロジェクトEARTH」に2009年より取り組んできました。このプロジェクトは、国立公園内の荒廃地の生態系回復を目的とした「環境植林」と、持続的な森づくりと地域貢献を一体として行う「住民協働型産業植林」の2つを組み合わせています。

過酷な自然環境と森林火災との闘い「環境植林」

インドネシアの東ジャワ州に位置するブロモ・トゥンガル・スメル国立公園において、2009年度から2016年度にかけて、植林面積は約700ヘクタール、植栽本数は補植を含めて約110万本に及ぶ植林を行いました。2010年には同国立公園内のブロモ山が噴火し、火山灰や火山性ガスで植林木が被害を受けました。2014年11月、厳しい乾期の終わりに大きな森林火災が発生し、2013年までに植栽した約400ヘクタールのうち、ほとんどのエリアが焼失しました。再度の植林、幅6m、総延長20kmに及ぶ防火帯の設置、防火用水・消火設備の整備、乾期の24時間パトロールを実施しましたが、2019年10月にも国立公園内各所で多くの森林火災が発生し、植林エリアのうち約470ヘクタールが再び火災被害を受けました。

植林を完了した2017年度以降も植林地の管理を継続し、国立公園とのプロジェクト実施に関する合意の満了により、2020年3月に環境植林サイトを国立公園に移管しました。今後は、国立公園が植林地の維持管理を行い、生態系の回復が図られる予定です。

木を植えたいという地元の人たちに寄り添う「住民協働型産業植林」

インドネシアの東ジャワ州スメル山麓にあるルマジャン県を皮切りに、2010年から2017年度にかけて住民協働型の産業植林を延べ面積約3,800ヘクタール実施しました。植林した木は成長すると伐採して販売し、地域経済を潤します。住友林業グループのクタイ・ティンバー・インドネシア社（KTI）が現地活動を担当し、将来の丸太の買い取りを約束して、住民が安心して植林できる環境を整えました。また、植林活動だけでなく、植林の際に必要となる道路など地域の生活インフラの整備に加えて、地元小学校や幼稚園への学習用具の寄付、村落内に共同トイレの設置などを行いました。

2017年度の植林完了後、育林・再植林活動がKTI社と参画住民に移管され、以降は参画する住民自身が育林や伐採・KTI社による無償の苗木の提供を受けて再植林を行っています。2018年度は92万本、2019年度は68万本、2020年は60万本の苗木がKTI社から地域住民に提供されました。

プロジェクトの対象期間に引き渡した住宅は66,891棟で、CO_2固定の目標は約40万トンです。植林してから10年たった時点のCO_2推定固定量の累計は43万トン※で、1棟あたり6トンの二酸化炭素固定の目標を達成する見込みです。

住友林業は、インドネシアのKTI社と共に、木を植えたいという地元の人たちのサポートに努めていきます。

※ 火災等の災害リスクが高いことが判明した環境植林のCO_2固定量は含めない

住民協働型産業植林の植林面積とCO_2固定推定量

年度	対象棟数	目標CO_2固定量	植林面積（ha）	CO_2固定推定量
2009	3,014	18,084	0	0
2010	8,435	50,610	740	68,734
2011	9,253	55,518	588	63,115
2012	9,407	56,442	702	58,419
2013	9,781	58,686	505	62,854
2014	9,350	56,100	482	61,645
2015	8,759	52,554	408	62,161
2016	8,892	53,352	406	55,273
合計	66,891	401,346	3,831	432,202

※ CO_2固定推定量は植林してから10年時点の植林木の推定材積量から所定の方法で計算をした推定値

- 社会貢献型植林活動
- ニュースリリース「KTI社の植林共同組合がFSC森林認証を新たに取得」

防火用水の維持管理

防火対策チーム

伐採・搬出される植林木

社会林業による地域貢献

合板や木材加工品の製造・販売を行うクタイ・ティンバー・インドネシア社（KTI）では、地域住民に無償で苗木を配布し、住民が持つ土地に植林して育ててもらい、成木した後、木材として同社が市場価格で買い取り保証をする「社会林業」により、地域経済及び地域の緑化に貢献しています。

▸ 持続可能な木材調達の推進

寄付された苗木

苗木無償配布と丸太買い取り保証

海外植林における地域伝統文化の尊重

インドネシアの植林事業では、地域住民が行う伝統行事に対して資金的支援を行うなど、地域社会の伝統文化を尊重する取り組みを行い、地域の伝統文化への理解を深めています。

持続的な泥炭地利用のための技術開発

インドネシア・西カリマンタン州における大規模植林事業を通じ、地域と共同した森林技術開発に努めています。

▸ インドネシア西カリマンタン州における植林事業（産業植林）

インフラ整備と事業地近隣での基礎教育支援、医療支援

インドネシアで大規模な植林事業を展開するマヤンカラ・タナマン・インダストリ（MTI）社では、地域社会の持続的な発展を重要な経営課題と位置付け、教育、医療・衛生、インフラ整備、農業を通した生計向上などの分野において、地域住民のニーズに応じた活動を実施しています。

本植林事業は、産業の少ない地域社会にとっては貴重な雇用の場となります。特に苗木生産においては、地元で雇用の機会が少ない女性にも活躍の場を創出しています。

これまでに、事業地内の集落に浄水装置を設置し、住民のための安全な生活用水が供給できるようになりました。また、施設や先生が不足している地元小学校の増築や教師派遣を通した基礎教育支援、さらにクリニックを運営し周辺住民を無料診療するなどの医療支援にも取り組んでいます。

2018年度には、事業を通して開発してきた水位管理技術の、周辺集落における洪水対策への応用を開始しました。メンテナンスが容易で、効果的に水位調整できるインフラを周辺村落に提供しています。

2020年度には、新型コロナウイルス感染症の影響によりインドネシア全土でマスクの入手困難が続く3月末より、社員の健康・安全を守るためにマスク製作・配布チームを立ち上げ、洗濯して再利用可能な布製マスクを社員自らの手で製作しました。製作したマスクは社員への配布の他、地元の病院や周辺住民への寄贈も行われました。

MTIのクリニックにおける地域住民の年間延べ利用人数

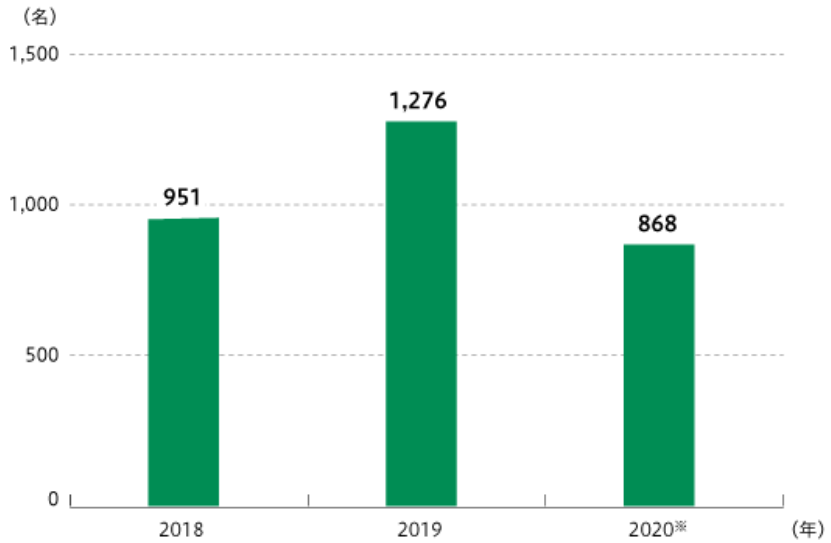

※ 集計期間：2020年1月～12月

パプアニューギニアでの活動

社会インフラ整備

パプアニューギニアのオープン・ベイ・ティンバー社（OBT）は、1984年より植林事業を展開し、地域の経済発展に大きく貢献してきました。2007年4月に住友林業のグループ会社となり、植林木資源の健全な拡充と有効活用を進めています。

パプアニューギニアは政府による社会インフラ整備が十分ではないため、OBT社独自で社員や地域住民が利用できる診療所やスーパーマーケットを運営しています。近隣の村々では、OBT社の看護師による巡回を定期的に実施し、乳児健診や病人へのアドバイス、啓発活動を実施しました。また、大型病院への患者移送用に診療所優先車を配置しています。

オープンベイ診療所には昼夜を通して当社雇用のヘルスワーカーが常勤しており、一般的な医療処置・分娩や薬剤の支給、及び入院患者の受け入れや重症患者の大型病院への陸海上移送まで行っています。

患者には社員とその家族だけでなく、遠方から治療を受けに来る人も多く含まれています。

また新型コロナウイルス感染症への対応として、手洗い場の設置や住民への公衆衛生に関する研修機会の提供など、様々な取り組みを実施しました。パプアニューギニアではこれまで一般的とは言い難かった「手洗い」「うがい」の徹底と、室内での「マスク着用」が習慣化されるなど取り組みの成果が見られます。

OBT社は、新型コロナウイルス感染症によるロックダウン下で滞りがちな、政府から支給される医薬品・衛生用品類をオープンベイの診療所及び周辺地域の診療所へ輸送する支援の他、教科書、教材を地元の小学校に配布する支援なども実施しています。

オープンベイ診療所全景

診療所用に配置した患者移送用の四輪駆動車

地域住民への新型コロナウイルス感染症に対する研修の模様

赤十字の新型コロナウイルス感染症研修の模様

事務所前に設置した手洗い場の様子

米国での活動

住宅事業を通じた社会貢献活動

メインビュー社は、2015年より、年に一度従業員がボランティア活動に参加する「メインビュー・デイ」を設けて、継続的な慈善活動を行うとともに、社会に還元することを重視する同社の理念を見つめ直す機会としています。

2019年のメインビュー・デイでは、ワシントン州でホームレスの人びとなどに住宅支援を行うNPO「Low Income Housing Institute（LIHI）」が主催する小規模住宅群建設のボランティア活動に参加しました。ワシントン州内には約40,000人のホームレスが生活し、そのうち7,000人以上が子どもと暮らしていると言われています。そのような環境下にある家族に向け、電気・暖房設備が整った小規模の住宅を建設。メインビュー社従業員も困難に直面している人びとのために少しでも快適な住まいを提供したいという想いで、住宅内外のペイントや玄関ポーチの製作、外構清掃などを行いました。

建設作業に参加するメインビュー社の従業員ら

Low Income Housing Instituteにて建設した住宅

クレセント社は、世界70ヵ国以上で住宅支援を行う国際的なNPOである「Habitat for Humanity」が主催する、住宅の購入が困難な家庭のために住宅を建設して、購入しやすい価格で提供するプロジェクトに参加しています。2019年は米国ノースカロライナ州シャーロット市内で活動する集合住宅開発会社14社と共同し、同市北部に戸建住宅1棟を建設しました。クレセント社の従業員も建設作業に参加し、住宅は7月に完成。新たなわが家を心待ちにして自らも作業に加わった家族に無事引き渡されました。

このプロジェクトは、単に住宅の購入が困難な家庭に対して経済的支援を行うものではなく、自身も建設作業に一定時間以上参加し、かつ計画的にローン返済を行う意欲のある家庭を対象とした取り組みです。資産形成や住宅の維持管理に関する講義を受講してもらうなどの制度もあり、住宅の提供にとどまらない、購入者の自立を支援する取り組みとなっています。

住友林業グループではこの他にもDRB社、エッジ社、マークⅢ社がHabitat for Humanityへの寄付を行い、住宅支援活動に協力しました。

建設作業に参加するクレセント社の従業員ら

環境保護活動への参加

クレセント社は環境保護活動を実施しているNorth Carolina Wildlife Federation主催のごみ拾いと植林活動を組み合わせた「Trees4Trash」に参加しました。当団体では、約11kgのごみ当たり、1本の植林を行っています。クレセント社は2020年度の活動で30本の植林を行いました。また、Catawba Riverkeeper Foundation主催の清掃活動では、ノースカロライナ州西部からサウスカロライナ州にかけて流れるCatawba川周辺のごみ拾い活動に参加し、当日は地元住民を中心とした参加者約1,400人がクレセント社の事業展開エリアを含む40拠点で27千kgのごみを集めました。クレセント社は来期以降も環境保護活動を積極的に実施していく予定です。

植林の様子

川の清掃の様子

製造時に発生する端材を提供し、木製玩具などを寄付

米国でキャビネット製造と販売を行うキャニオン・クリーク社（CCC）では、玩具寄付を行う地元慈善団体に製品製造の際に発生する木材の端材を提供し、木製玩具やパズルを児童保護施設や児童病院に寄贈するなどし、地域へ貢献しています。2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により活動できませんでしたが、継続して取り組んでいきます。

寄付された電車などの木製玩具

玩具を製作する慈善団体の方々

豪州での活動

戸建住宅の建築・販売を行っているヘンリー社は、2020 年、宅地開発業者や部材業者などの協力を得て建設した分譲住宅1棟を販売し、その収益を寄付しました。例年はオークション形式で販売を行っていますが、2020年は新型コロナウイルス感染症の影響により仲介業者を通じて販売されました。この活動には土地の提供から設計、積算、部材製造・調達、工事管理、建築などに、取引先からも多くの方々が参加し、メルボルン北部のウォラートに2階建て住宅を建設。チャリティーオークションで落札され、ヘンリー社はその全額を小児病院に寄付しました。1993年の開始以来、オークションによる寄付総額は16.25百万豪ドル超（1,153.8百万円）にのぼり、病に苦しむ子どもたちの医療費などに使用されています。

チャリティーオークションで販売された住宅の内装

ニュージーランドでの活動

ニュージーランドのタスマン・パイン・フォレスト社（TPF）では、地域社会の「健康」と「安全」などに資するための地域貢献活動を行っています。

地域の災害防止、レスキュー活動へ貢献

ニュージーランドの消防組織であるFire and Emergency New Zealand（FENZ）に対し、消防車等の消火設備を拠出しています。消火設備の管理運用は、FENZ下部組織であるRural Fire Networkが行い、地域の山火事の防止／消火活動に役立てています。またFENZ、地方自治体、近隣の林業会社などと連携し、近隣住民への啓発活動やパトロールの強化など、地域の一体的な防火／消火活動に貢献しています。

また、TPF社は2017年以来毎年Nelson Marlborough Rescue Helicopter Trustにスポンサーとして活動資金を拠出しています。同団体は、地域内で発生した自然災害やレジャー中の事故等に対し、年間約500回、緊急ヘリを出動させています。同団体のヘリコプターにはTPFのロゴが掲載されています。

TPF社が拠出した消防車両

Nelson Marlborough Rescue Helicopter Trustのヘリコプターと操縦士、救急救命士

地元の日本人会への臼と杵の寄贈

当社Pigeon Valleyエリアで火災被害にあったTotara（ネイティブツリー）の木から作った臼と杵をNelson日本人会に対し寄贈しました。古い臼と杵も30年以上前に住友林業の当時の駐在員が寄贈したものです。日本人会では年に1回この臼と杵を利用して餅つき会を開催し、移住者にとっては日本の味を懐かしむ機会、現地生まれの子どもにとっては日本の文化を体験する機会、また現地ニュージーランドの方に日本の文化を知ってもらう機会となっています。

当社Pigeon Valleyエリアで火災被害にあったTotara（ネイティブツリー）の木から作った臼と杵をNelson日本人会に寄贈

ミャンマーでの活動

寺子屋校舎建築支援

住友林業は、ミャンマーで寺子屋を建築する「ミャンマー寺子屋応援チーム」の発起人と事務局を務めています。2014年に開始したこの活動は、趣旨に賛同いただいた企業や個人の寄付により毎年1校建築することを目標としており、これまでに6校の寺子屋が完成しました。完成後は、賛同企業からの参加者と共に、現地にて開校セレモニーを毎年実施しており、子どもたちとの交流の機会を持っています。

2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、建築が延期となりましたが、今後も「ミャンマー寺子屋応援チーム」として継続して支援していきます。

▸ ミャンマー寺子屋応援チーム 動画

建替前の寺子屋の様子

建て替えた寺子屋とセレモニー参加者

「ミャンマー寺子屋応援チーム」による寺子屋建築の実績

寺子屋名	完成時期	建築地域	児童数	賛同者
ウィチュエー トゥピィ 寺子屋小・中学校	2014年10月	ヤンゴン市ミンガラドーン区	約260名	18社4個人
ピィンニャー ティンギー 尼寺子屋小学校	2015年11月	ヤンゴン市ミンガラドーン区	約130名	18社4個人
ミィッター・ヤウンチー 尼寺子屋小学校	2016年11月	ヤンゴン市南ダゴン区	約140名	19社5個人
シュエピィ・パレーミィン 寺子屋小・中学校	2018年3月	マンダレー市アウンミェーザン区	約520名	20社6個人
アウン・ミンガラー 寺子屋小・中学校	2019年1月	マンダレー市ピィジータクン区	305名	19社6個人
カウンミャッ・ヤダナー 寺子屋小・中学校	2020年1月	マンダレー市ピィジータクン区	338名	15社

社会性関連データ

従業員関連基礎情報

従業員数

（単位：名）	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
単体	4,485	4,693	4,824	4,914	5,073
連結	17,802	18,195	19,159	19,332	20,562

従業員数の内訳（単体）

（単位：名）	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
マネジメント階層	2,030	2,117	2,164	2,193	2,323
スタッフ階層	2,303	2,398	2,458	2,480	2,511
有期雇用社員	92	97	119	152	151
受入出向	60	81	83	89	88
合計	4,485	4,693	4,824	4,914	5,073

従業員数の内訳（国内子会社）

（単位：名）	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
マネジメント階層	1,803	1,546	1,460	1,725	1,675
スタッフ階層	3,361	4,043	4,440	4,400	5,660
有期雇用社員	799	825	818	788	1,041
受入出向	263	231	218	196	191
合計	6,226	6,645	6,936	7,109	8,567

従業員数の内訳（年齢別・単体）

（単位：名）	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
30歳未満	690	769	860	887	985
30～50歳	2,817	2,799	2,875	2,599	2,534
50歳超	978	1,125	1,089	1,428	1,554

新卒採用者数※（単体）

（単位：名）		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
住宅営業職	男性	80	100	90	59	86
	女性	21	13	17	15	20
建築技術職	男性	27	37	40	28	29
	女性	7	9	12	9	12
業務職	男性	22	22	28	35	28
	女性	6	6	11	7	14
一般職	男性	0	0	0	0	0
	女性	4	7	12	14	16
合計	男性	129	159	158	122	143
	女性	38	35	52	45	62
	合計	167	194	210	167	205

※ 各年度4月1日時点での新卒採用者数より算出

雇用

平均年間給与（単体）

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度※
8,518,404円	8,635,865円	8,593,312円	8,587,314円	8,699,028円

※ 2020年度の集計対象期間は2020年1月～12月

平均勤続年数※（単体）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
男性	15年8ヵ月	15年9ヵ月	15年11ヵ月	16年3ヵ月	16年4ヵ月
女性	11年1ヵ月	11年2ヵ月	11年4ヵ月	11年6ヵ月	11年4ヵ月

※ 年度末で算出（2016年度から2019年度は各年度の3月31日時点。2020年度は決算期の変更により12月31日時点）

離職率※1（単体）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度※3
自己都合離職率（%）	2.6	2.1	2.3	2.3	1.6
離職率※2（%）	3.1	3.0	2.7	2.5	1.8

※1 各年度の退職者数を期初の人員数で除して算出、人員数には役員・受入出向・交流派遣を含まず、関係会社への出向者を含む

※2 自己都合退職を含む、定年退職と期間満了は含まない

※3 2020年度の集計対象期間は2020年4月～12月（決算期変更に伴い9ヵ月）

▸（第三者保証マーク）について

離職率※1（国内子会社）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度※3
自己都合離職率（%）	-	-	-	-	3.0
離職率※2（%）	-	-	-	-	4.3

※1 各年度の退職者数を期初の人員数で除して算出

※2 自己都合退職を含む

※3 2020年度の集計対象期間は2020年4月～12月（決算期変更に伴い9ヶ月）

離職率※1（海外子会社）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度※3
自己都合離職率（%）	-	-	-	-	9.1
離職率※2（%）	-	-	-	-	13.2

※1 各年度の退職者数を期初の人員数で除して算出

※2 自己都合退職を含む

※3 2020年度の集計対象期間は2020年1月～12月

ダイバーシティ

女性採用・雇用の状況（単体）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
女性従業員比率※1（%）	20.0	20.4	21.0	21.6	22.0
女性管理職比率※1（%）	2.8	3.2	3.7	4.2	4.8
女性新卒採用比率※2（%）	22.8	18.0	24.8	26.9	30.2

※1 2016年度から2019年度は各年度の3月31日在籍人員により算出。2020年度は決算期の変更により12月31日在籍人員により算出

※2 女性新卒採用比率は各年度4月1日入社人数により算出

▸（第三者保証マーク）について

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
スタッフリーダー女性比率※1（%）	21.3	21.4	23.5	24.8	27.5
事業部門の女性管理職比率※1 ※2（%）	-	-	-	-	3.2
STEM関連女性比率※1 ※3（%）	-	-	-	-	21.1

※1 2016年度から2019年度は各年度の3月31日在籍人員により算出。2020年度は決算期の変更により12月31日在籍人員により算出

※2 比率には人事やIT、法務等のサポート機能を担う部門は含まない

※3 STEM: Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）

女性採用・雇用の状況（国内子会社）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
女性従業員比率※1（%）	30.7	31.6	32.0	32.7	32.4
女性管理職比率※1（%）	4.2	4.6	6.0	6.1	7.1
女性新卒採用比率※2（%）	40.3	40.2	43.5	45.7	43.4

※1 女性従業員比率と女性管理職比率は、各年度の3月31日在籍人員により算出

※2 女性新卒採用比率は各年度4月1日入社人数により算出

女性雇用の状況（海外子会社）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
女性従業員比率※（%）	30.6	30.6	32.0	30.2	30.8
女性管理職比率※（%）	16.1	14.5	16.0	17.1	19.5

※ 女性従業員比率と女性管理職比率は、各年度の12月31日在籍人員により算出

障がい者雇用の状況（単体）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
障がい者雇用率（%）	2.12	2.26※2	2.32※3	2.40※3	2.25※3

※1 2016年度から2019年度は各年度の3月31日時点、2020年度は決算期の変更により12月31日時点で算出

※2 2017年度は、特例子会社スミリンウッドピース株式会社を含んで算出

※3 2018年度以降は、特例子会社スミリンウッドピース株式会社及びグループ適用会社スミリンビジネスサービス株式会社を含んで算出

障がい者雇用の状況※（国内子会社）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
障がい者雇用率（%）	1.45	1.75	1.76	1.77	1.85

※ 各年度6月時点

海外における現地採用率※

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
海外における現地採用率（%）	99.6	99.8	99.1	99.1	99.3

※ 連結子会社が現地で採用し、期末に在籍している従業員を各年度の期末の総従業員数で除して算出

研修と教育

研修受講時間・研修関連費用（単体）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度※1
従業員1人あたりの研修受講時間（時間）	9.4	13.1※2	13.6	18.0	10.5 (13.0) ※3
従業員1人あたりの研修関連費用支出（円）	100,000	100,000	97,000	102,000	59,000 (77,000) ※3

※1 2020年度の集計対象期間は2020年4月～12月（決算期変更に伴い9ヵ月）

※2 2017年度より算出方法を変更した

※3 ( )内は2020年1月～12月の参考集計値

ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランス関連制度の利用状況（単体）

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
育児休業取得者数（名）	男性	13	19	38	43	51 (58) ※6
	女性	43	41	43	42	27 (40) ※6
育児休業取得率※1（%）	男性	8.5	11.6	24.1	31.3	46.8 (40.3) ※6
	女性	95.7	120.6	97.7	100.0	84.4 (95.0) ※6
育児休業取得者の復職率※2（%）		96.2	93.6	96.2	98.7	96.1 (95.9) ※6
短時間勤務制度利用者数※3（名）		40	53	61	58	74
在宅勤務制度利用者数※4（名）		19	25	49	63	-※5

※1 育児休業取得率=当該年度に育児休業を開始した人数／当該年度に子どもが生まれた人数

※2 育児休業取得者の復職率=当該年度の復職者／当該年度の復職者+育児休業から復職せず退職した人数

※3 育児・介護事由により利用可、短時間勤務制度利用者数と週休3日制度利用者数を加算

※4 育児・介護事由に限定せず利用可

※5 在宅勤務制度利用者数は、コロナ禍において全社員在宅勤務環境を整え、実施したため記載無

※6 ( )内は2020年1月～12月の参考集計値

ワーク・ライフ・バランス関連制度の利用状況（国内子会社）

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
育児休業取得者数（名）	男性	3	3	6	8	16
	女性	110	92	73	83	72
育児休業取得率※（%）	男性	5.0	3.0	4.3	6.2	13.2
	女性	102.8	85.2	104.3	115.3	122.0

※ 育児休業取得率=当該年度に育児休業を開始した人数／当該年度に子どもが生まれた人数

有給休暇取得率（単体）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
有給休暇取得日数（日）	6.9	9.0	10.1	11.5	11.6
有給休暇取得率※（%）	35.9	47.4	53.2	60.2	60.7

※ 有給休暇の付与が毎年1月のため、表内の数字は歴年の実績。有給休暇取得日数を有給休暇付与日数で除して算出

▸（第三者保証マーク）について

有給休暇取得率（国内子会社）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
有給休暇取得日数（日）	7.3	7.6	8.7	10.6	10.3
有給休暇取得率※（%）	40.0	43.9	50.5	63.0	58.1

※ 有給休暇の付与が毎年1月のため、表内の数字は歴年の実績。有給休暇取得日数を有給休暇付与日数で除して算出

労働安全衛生

労働災害の発生状況（単体）※1

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度※4
労働災害件数（件）※2	3	0	2	1	0
休業災害度数率※3	0.30	0.10	0.20	0.20	0.19
職業性疾病度数率	0	0	0	0	0

※1 上記報告年度における死亡にいたる労働災害は0件

※2 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示

※3 休業災害度数＝休業1日以上の労働災害による死傷者数÷延実労働時間数×1,000,000

※4 2020年度実績の対象期間は2020年1月～2020年12月

▸（第三者保証マーク）について

労使関係

労働組合の組織率（単体）※

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
労働組合の組織率（%）	100	100	100	100	100

※ 2021年度1月1日現在、対象社員3,746名。対象者の範囲は労働協約で定められている

ガバナンス

コーポレートガバナンス

リスクマネジメント

コンプライアンス

税務戦略

事業継続マネジメント

情報セキュリティ

知的財産管理

責任ある広告・宣伝

株主還元とIR活動

コーポレートガバナンス

基本的な考え方

住友林業は、「住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利するという『住友の事業精神』に基づき、人と地球環境にやさしい『木』を活かし、人びとの生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。」という経営理念の下、経営の透明性確保、業務の適正性・適法性の確保、迅速な意思決定・業務執行などに努めています。

また、これらの取り組みを通じて、コーポレートガバナンスのさらなる充実及び強化を図ることで、継続的に企業価値を拡大し、住友林業グループを取り巻く多様なステークホルダーの期待に応える経営を行っていきます。

- 統合報告書

コーポレートガバナンスと内部統制

住友林業は、執行役員制度の導入により意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、社外取締役3名（男性1名、女性2名）を含む9名（男性7名、女性2名）の取締役で構成される取締役会が迅速な意思決定を行う体制としています。取締役会の議長を務める会長は執行役員を兼務せず、取締役会の監督機能の強化と執行役員の業務執行責任の明確化を図っています。また、取締役会の諮問機関として、取締役・監査役候補者及び執行役員の選任ならびに取締役及び執行役員の報酬等に関して意見表明を行う指名・報酬諮問委員会を設置し、意思決定の透明性及び公正性を確保しています。

さらに、住友林業は監査役会設置会社で、監査役は社内の重要会議に出席するほか、グループ会社の監査役や内部監査部門との情報交換、監査役補助スタッフを指揮して行う監査業務などを通じて、取締役の業務執行を監督しています。

なお、2021年3月30日現在、取締役9名（うち社外取締役3名）、監査役5名（うち社外監査役3名）、執行役員19名を選任しています。社外取締役3名及び社外監査役3名については、証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。

また、2021年3月30日に開催された第81期定時株主総会において、取締役会の監督機能の強化を図るため、社外取締役を1名増員し、取締役会における社外取締役の比率を3分の1以上としました。

- コーポレートガバナンス基本方針
- コーポレートガバナンス報告書
- 役員一覧

コーポレートガバナンス体制

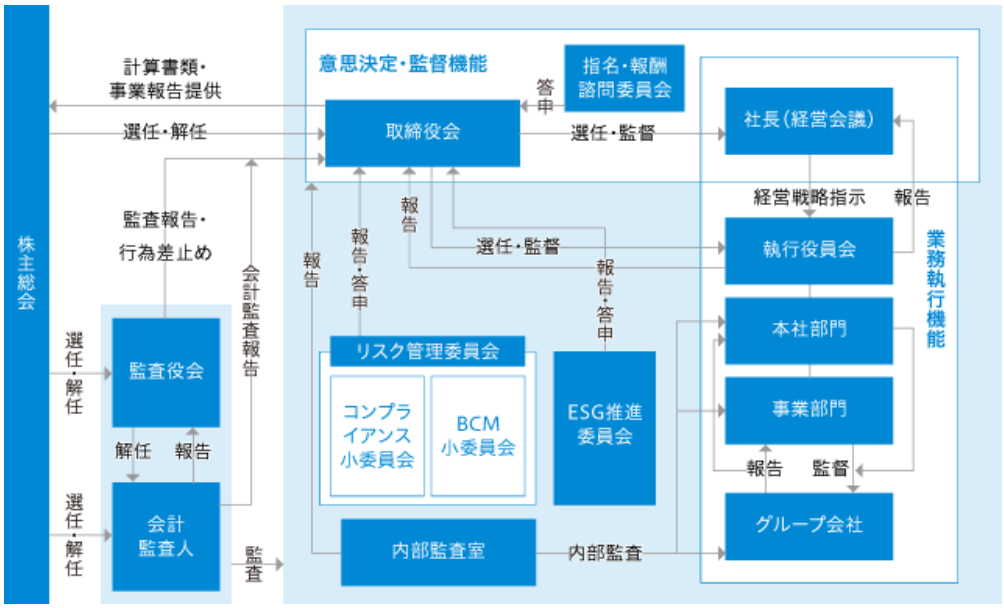

取締役会・経営会議

取締役会は原則として月1回開催し、取締役会附議基準による重要事項に関する意思決定・監督機能を担っています。具体的には、重要事項に関する意思決定と業績などの確認を行うとともに、各取締役からの報告を基にその職務執行状況を監督しています。取締役及び監査役は、原則として取締役会への出席率を75%以上確保することとしています。

また、重要事項について十分に事前協議するため、取締役会の前に社長の諮問機関である経営会議を開催しています。経営会議には執行役員を兼務する取締役のほか常勤監査役も出席し、原則として月2回開催しています。

本体制により、迅速な意思決定と監督と執行の分離を進め、取締役会の有効性を担保しています。2020年12月期（2020年4月～12月：決算期変更に伴い9ヵ月）は、取締役会を10回、経営会議を17回開催しました。

取締役一覧

地位※1	氏名	担当または重要な兼職の状況※1	取締役会※2	
			出席回数（回）	出席率（%）
代表取締役 会長	市川 晃	—	10	100
代表取締役 社長 執行役員社長	光吉 敏郎	—	10	100
代表取締役 執行役員副社長	笹部 茂	木材建材事業本部・資源環境事業本部 管掌	10	100
代表取締役 執行役員副社長	佐藤 建	生活サービス本部 管掌、 総務・秘書・渉外・人事・ITソリューション・知的財産・内部監査・筑波研究所 担当、 株式会社熊谷組 監査役	10	100

地位※1	氏名	担当または重要な兼職の状況※1	取締役会※2	
			出席回数（回）	出席率（%）
取締役 常務執行役員	川田 辰己	住宅・建築事業本部 管掌、 経営企画・財務・コーポレート・コミュニケーション・サステナビリティ推進担当	10	100
取締役 常務執行役員	川村 篤	海外住宅・不動産事業本部長 委嘱	9※3	100※3
取締役（社外）	平川 純子	弁護士、 株式会社東京金融取引所 社外取締役、 日立建機株式会社 社外取締役	10	100
取締役（社外）	山下 泉	株式会社イオン銀行 社外取締役	10	100
取締役（社外）	栗原 美津枝	株式会社価値総合研究所 代表取締役会長、 中部電力株式会社 社外取締役	-	-

※1 地位、担当または重要な兼職の状況は、2021年3月30日現在のものです

※2 2020年12月期における取締役会への出席回数・出席率を記載しています

※3 2020年6月23日に取締役に就任して以降の状況を記載しています

取締役会の構成

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、性別・国籍等の多様性を考慮し、当社グループの事業に関する豊富な経験や実績を有する者、会社経営あるいは産業・政策等に係る豊富な経験や実績を有する者または法律・会計等の専門性を有する者等、知識･経験･能力等において専門性及び多様性を備える構成とし、人数は17名以内としています。

取締役の指名手続

取締役候補者は、人格識見及び当社経営に対する有用性を備えている者から、指名・報酬諮問委員会からの意見を踏まえ、取締役会で決定しています。また、取締役の略歴と兼任状況について、ホームページ上で公開しています。

▸ 役員一覧

取締役会の実効性分析・評価とその結果

1. **評価の方法**
   取締役会の実効性に関して、当年度は、自己評価・分析については、外部機関の助言を得ながら、全取締役及び全監査役を対象としたアンケートを実施（回答方法は、無記名方式として、外部機関に直接回答することで匿名性を確保）したほか、取締役会において、当社コーポレートガバナンス基本方針で定められている取締役会の役割等にかかる実施状況の確認（以下、状況確認）や、社外取締役及び社外監査役との意見交換を踏まえ、評価を行いました。
2. **評価の結果**
   - アンケートの実施結果、状況確認及び社外役員との意見交換の結果、当社取締役会は総じて実効的に機能していると評価しました。
   - 昨年度の評価で課題として認識された案件への取り組みとしては、指名・報酬諮問委員会で指摘がなされた経営人財の育成・登用等への取り組み状況を確認したほか、取締役会での討議内容の充実を図るため、役員懇談会において次期中期経営計画や新型コロナウイルス禍を踏まえた今後の事業戦略について議論が行われたこと等を確認しました。
   - 今後の課題としては、内部監査部門と社外役員とのさらなる連携強化への対応、取締役会資料の改善及び社外取締役の再任ルール制定等を求める意見がありました。

当社は、今後も認識された課題の改善に継続的に取り組むことにより、取締役会の実効性のさらなる向上に努めていきます。

監査役会

監査役会は、監査に関する重要事項を協議・決定しています。社外監査役3名を含む5名の監査役は、それぞれの経験を背景とした高い見識と多角的な視点に基づき、取締役の業務執行をチェックしています。2020年12月期は10回開催しました。

また、主要な子会社の監査役に適切な人材を選任し、当該各社における監査の実効性の向上と情報交換を目的として、住友林業の常勤監査役及び主要子会社の監査役をメンバーとするグループ監査役会を開催しています。2020年12月期（2020年4月～12月：決算期変更に伴い9ヵ月）は4回開催しました。

監査役一覧

地位※1	氏名	担当または重要な兼職の状況※1	取締役会※2		監査役会※2	
			出席回数（回）	出席率（%）	出席回数（回）	出席率（%）
常任監査役（常勤）	福田 晃久	—	9※3	100※3	8※3	100※3
監査役（常勤）	東井 憲彰	—	10	100	10	100
監査役（社外）	皆川 芳嗣	株式会社農林中金総合研究所 理事長、 農林中央金庫 経営管理委員	9	90	9	90
監査役（社外）	鐵 義正	公認会計士、 大和自動車交通株式会社 社外監査役	10	100	9	90

地位※1	氏名	担当または重要な兼職の状況※1	取締役会※2		監査役会※2	
			出席回数（回）	出席率（%）	出席回数（回）	出席率（%）
監査役（社外）	松尾 眞	弁護士、 株式会社カプコン 社外取締役（監査等委員）、 ソレイジア・ファーマ株式会社 社外監査役、 大正製薬ホールディングス株式会社 社外監査役	9	90	10	100

※1 地位、担当または重要な兼職の状況は、2021年3月30日現在のものです

※2 2020年12月期における取締役会・監査役会への出席回数・出席率を記載しています

※3 2020年6月23日に常任監査役に就任して以降の状況を記載しています

社外役員に関する考え方

社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、以下の独立性基準及び兼職基準に基づき、判断しています。

① 独立性基準

以下の基準のいずれにも該当しない者について、独立性を有する者と判断します。

1. **会社の業務執行者**
   当社、当社の子会社又は関係会社の業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人（以下「業務執行者」）
2. **コンサルタント等**
   （1）当社又は当社の子会社の会計監査人である監査法人に所属する社員、パートナー又は従業員
   （2）弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社又は当社の子会社から役員報酬以外に過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
   （3）法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティングファームその他のアドバイザリーファームであって、当社又は当社の子会社を主要な（過去3事業年度の平均でその連結総売上高の2%以上の支払いを当社又は当社の子会社から受けた）取引先とするファームの社員、パートナー、アソシエイト又は従業員
3. **大株主（被所有）**
   当社の総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有する者（法人の場合はその業務執行者）
4. **大株主（所有）**
   総議決権の10%以上を当社又は当社の子会社が保有している法人の業務執行者
5. **取引先**
   （1）販売先（主要な取引先）：当社の販売額が当社の連結売上高の2%以上である者（法人の場合はその業務執行者）
   （2）仕入先（当社を主要な取引先とする者）：当社の仕入額が仕入先の連結売上高の2%以上である者（法人の場合はその業務執行者）
6. **借入先**
   当社の借入額が当社の連結総資産の2%を超える借入先（法人の場合はその業務執行者）

7. **寄附先**
   当社又は当社の子会社が、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は総収入の2%のいずれか高い額を超える寄附を行っている者（法人の場合はその業務執行者）
8. **親族**
   本基準において独立性を否定される者（重要でない者（※）を除く）の配偶者又は二親等以内の親族
9. **過去要件**
   1については過去10年間、2ないし7については過去5年間のいずれかの時点において該当していた者
10. **社外役員の相互就任関係**
    当社又は当社の子会社の業務執行取締役、常勤監査役を社外役員として受け入れている会社の業務執行者、常勤監査役

※ 重要でない者とは、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、以下のとおりとする。
・各会社については、業務執行取締役、執行役員、支配人及び部長クラスの従業員以外の者をいう。
・法律事務所又は監査法人等のアドバイザリーファームについては、ファームの社員、パートナー及びアソシエイト以外の者をいう。

なお、社外取締役3名及び社外監査役3名は、上記の独立性基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者として、十分な独立性が確保されているものと判断しています。

② 兼職基準

（ⅰ）他の上場会社の取締役又は監査役を兼務する場合、兼職数は以下のとおりとする。
（ア）兼務先において業務執行取締役であるとき
当社以外に当該業務執行を行う会社1社のみ。
（イ）（ア）以外
当社以外に4社まで。
（ⅱ）取締役会又は監査役会への出席を75%以上確保できること

指名・報酬諮問委員会

取締役会は、その諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役・監査役候補者及び執行役員の選任、取締役・監査役・執行役員の解任、最高経営責任者及び執行役員の評価、取締役及び執行役員の報酬等の決定に関し、意見表明を求め、公正性・透明性を確保しています。指名・報酬諮問委員会は、会長、社長及び全ての社外役員（社外取締役3名及び社外監査役3名）から構成され、委員の過半数を社外役員、委員長は社外取締役が務めることとしています。

取締役の報酬は、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、指名・報酬諮問委員会からの意見を踏まえ、取締役会で決定しています。執行役員の報酬は、指名・報酬諮問委員会からの意見を踏まえ、取締役会で決定しています。

指名・報酬諮問委員会の委員一覧

地位※1	氏名	指名・報酬諮問委員会※2	
		出席回数（回）	出席率（%）
代表取締役 会長	市川 晃	2	100
代表取締役 社長	光吉 敏郎	2	100
取締役（社外）	平川 純子	2	100
取締役（社外）	山下 泉	2	100
取締役（社外）	栗原 美津枝	-	-
監査役（社外）	皆川 芳嗣	2	100
監査役（社外）	鐵 義正	2	100
監査役（社外）	松尾 眞	2	100

※1 地位は2021年3月30日現在のものです

※2 2020年12月期における指名・報酬諮問委員会への出席回数・出席率を記載しています

リスク管理委員会

リスク管理委員会については、「リスクマネジメント／リスク管理体制」に掲載しています。

2020年度（2020年4月～12月：決算期変更に伴い9ヵ月）は、リスク管理委員会を3回、コンプライアンス小委員会を1回、BCM小委員会を2回開催し、取締役会への報告を3回実施しました。

▸ リスク管理体制

ESG推進委員会

SDGs、TCFDの最終提言、及び人権問題への対応など、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）における中長期的な取り組みやその情報開示への要請が高まっていることから、2018年度よりESG推進委員会を設けています。

ESG推進委員会は、執行役員兼務取締役及び各本部長から構成され、執行役員社長が委員長を務めています。年4回開催する同委員会では、気候変動をはじめとする住友林業グループの持続可能性に関わる中長期的なESG課題に対する取り組みの立案・推進やリスク・機会の分析、SDGs達成に貢献する事業戦略を織り込んだ中期経営計画サステナビリティ編の進捗管理、行動指針・倫理規範などの運用状況と有効性のモニタリングを行っています。

また、委員会での議事内容については全て取締役会へ報告し、事業と社会課題の解決の一体化を図っています。

▸ リスク管理体制

▸ TCFDへの対応

内部監査

住友林業内部監査室は、グループの約200事業所を対象に、リスク評価を加味して、毎年約60拠点を選定し内部監査を実施しています。対象となる拠点は、「業務リスク」（業績・規模・事業の複雑性など）と「コントロールリスク」（リスクの管理体制）の2つの視点から優先順位を付けて選定しています。原則として現地へ赴き書類等の現物を確認し評価しますが、2020年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、海外の事業所を中心に書面監査やデータ監査も取り入れました。

内部監査では、コンプライアンスの遵守をはじめとする業務の遂行状況や、事務処理の管理状況を確認し、その結果を社長、内部監査担当執行役員、監査役のほか、対象事業所の責任者と事業所を担当する執行役員・取締役に報告しています。また、指摘事項があった場合は、文書や四半期ごとのフォローアップなどで事業所における改善の取り組みを確認するとともに、社長と内部監査担当執行役員及び監査役に報告しています。

▸ 統合報告書

役員報酬

住友林業は、法令に基づき各事業年度における取締役・監査役の役員報酬を開示しています。

取締役及び監査役の報酬等の総額（2020年12月期：決算期変更に伴い9ヵ月）

区分	人員（名）	総額（百万円）
取締役	11	360
監査役	6	59
合計	17	419

※1 日本では報酬が1億円以上の役員名とその金額を有価証券報告書に記載する義務がありますが、当社では該当ありません

※2 上記には、2020年6月23日開催の第80期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役1名を含んでいます

※3 取締役の報酬等の総額には、取締役の使用人としての報酬その他職務遂行の対価は含んでいません

※4 取締役の報酬等の総額には、2021年3月30日開催の第81期定時株主総会において決議された取締役賞与総額1億6百万円を含んでいます

※5 取締役の報酬等の総額には、取締役（社外取締役を除く）9名に付与した譲渡制限付株式の割当てにかかる費用24百万円を含んでいます

※6 取締役及び監査役の報酬等の総額のうち、社外役員の報酬等の総額は下表のとおりです

社外役員の報酬等の総額（2020年12月期：決算期変更に伴い9ヵ月）

人員（名）	総額（百万円）
5	42

役員報酬等

a. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、当社グループの経営理念実現に向けて、取締役及び監査役がステークホルダーの皆様から期待される役割を適切に果たすように、役員報酬制度を設定することを基本としています。
社外取締役を除く取締役の報酬は、基本報酬及び業績連動報酬としての賞与で構成されます。基本報酬は、例月報酬及び譲渡制限付株式割当のために支給する報酬（以下、譲渡制限付株式報酬という）で構成されます。
当社は取締役の役位ごとに、その役割、責任に応じて基本報酬の額を決定しています。基本報酬のうち例月報酬は固定金額を定めて現金支給することとしており、また、基本報酬のうち10%を基準として譲渡制限付株式報酬として支給することとしています。現金支給金額については、株主総会の決議に基づき月額40百万円以内（うち社外取締役は月額５百万円以内）で、また、譲渡制限付株式報酬として支給する金額については、株主総会の決議に基づき年額１億円以内で支給することとしています。
譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を高めると同時に、株価上昇を志向する価値観を株主と共有することを目的に、中長期的なインセンティブとして支給するものです。
業績連動報酬の賞与については、対象となる決算期における退職給付会計に係る数理計算上の差異を除いた連結経常利益、及び親会社株主に帰属する当期純利益の水準を考慮した一定の算式（利益額に比例して賞与の額が変動する計算式）に基づき算出した金額を前提とし、総合的に判断し、株主総会の承認を得て決定しています。
社外取締役の報酬は、基本報酬としての例月報酬のみで構成し、報酬額はその役割、責任に応じて決定しています。
監査役の報酬は、基本報酬としての例月報酬のみで構成されています。
役員報酬の客観性、適正性を確保する観点から、第三者による国内企業を対象とした役員報酬調査結果を活用し、社外役員の役員報酬も含め適切な役員報酬水準の設定を行うようにしています。

b. 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬の支給割合の決定に関する方針

社外取締役を除く取締役の業績連動報酬としての賞与と基本報酬との支給割合をあらかじめ定めることとはしておらず、下記c.に記載した方法で業績連動報酬としての賞与の額が決定され、結果として業績連動報酬としての賞与と基本報酬との割合が定まることになります。2020年12月期の業績連動報酬比率実績は社外取締役を除く全取締役平均32.8%となっています。

c. 業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法

当社は、業績連動報酬である賞与の各取締役への支給額の水準決定に関しては、対象となる決算期における退職給付会計に係る数理計算上の差異を除いた連結経常利益、及び親会社株主に帰属する当期純利益の水準を考慮した一定の算式（利益額に比例して賞与の額が変動する計算式）に基づき算出した金額を前提とし、総合的に判断して決定しています。
当社は、退職給付会計に係る数理計算上の差異について単年度で一括して償却する方式を採用しているため、期末の株価変動、金利情勢等により当該数理計算上の差異が大きく変動した場合、業績に与える影響が大きいという特徴があります。そのため、退職給付会計に係る数理計算上の差異を除いた連結経常利益を、取締役賞与の水準決定に際して用いています。

d. 役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日及び決議の内容

2020年12月期の業績連動報酬である取締役賞与については、2021年3月30日開催の第81期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役6名に対して総額1億6百万円の賞与を支給することを決議しています。
取締役及び監査役の報酬限度額に関する株主総会の決議は以下のとおりです。

- 取締役の例月報酬の限度額は、2016年６月24日開催の第76期定時株主総会において月額40百万円以内（うち社外取締役は月額5百万円以内）と決議されています。
- 社外取締役を除く取締役に対して譲渡制限付株式を割り当てるために支給する報酬の限度額は、2018年6月22日開催の第78期定時株主総会において、年額１億円以内と決議されています。
- 監査役の例月報酬の限度額は、2014年６月20日開催の第74期定時株主総会において、月額8百万円以内と決議されています。

2005年6月29日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しています。
2018年６月22日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額の定めを廃止し、既に発行済みのものを除き、2019年３月期以降株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割り当ては行っていません。

リスクマネジメント

リスク管理体制

住友林業では、グループ全体のリスクマネジメント体制を強化するため、「リスク管理基本規程」を制定し、住友林業の執行役員社長を住友林業グループのリスク管理最高責任者、本社管理部門及び各本部の担当執行役員をリスク管理責任者・本部リスク管理責任者、主管者をリスク管理推進者に選任しています。同規程においては、環境・社会・ガバナンス面のリスクを包括的に対象としています。

また、この規程に基づきリスク管理委員会を3ヵ月に1回開催し、その構成員である各執行役員が、管理対象リスクの洗い出し、分析及び策定した対応計画について共有・協議しています。また、この委員会の配下には、コンプライアンス小委員会及び事業継続マネジメント（BCM）小委員会を設置し、グループ横断的なリスクと位置づけるコンプライアンスリスク及び事業中断リスクについて、対応の実効性を高めるための活動を展開しています。これらの活動内容は取締役会に報告・答申し、経営層によるマネジメントレビューを実施するなど、業務執行に反映させる仕組みを整備しています。2020年度（2020年4月～12月：決算期変更に伴い9ヵ月）は、リスク管理委員会を3回、コンプライアンス小委員会を1回、BCM小委員会を2回開催し、取締役会への報告を3回実施しました。

「住友林業グループ倫理規範」に記載される環境・社会・ガバナンス面におけるリスクへの対応については、実効性を高めるための具体的な活動を展開しています。例えば気候変動については、国際的動向や各部の事業状況に鑑み、企業及び部門レベルで重大な財務影響を与えると考えられるリスクと機会を評価しています。2019年3月期以降、各事業部が連携してTCFDに基づくシナリオ分析を実施しています。

このように中長期的に重要と判断されたリスクは、「ESG推進委員会」においても協議され、「リスク管理委員会」の活動と同様に取締役会に報告・答申され、業務執行に反映されます。

- コーポレートガバナンスと内部統制
- 事業継続マネジメント体制
- ESG推進委員会
- TCFDへの対応

住友林業グループのリスク管理体制図

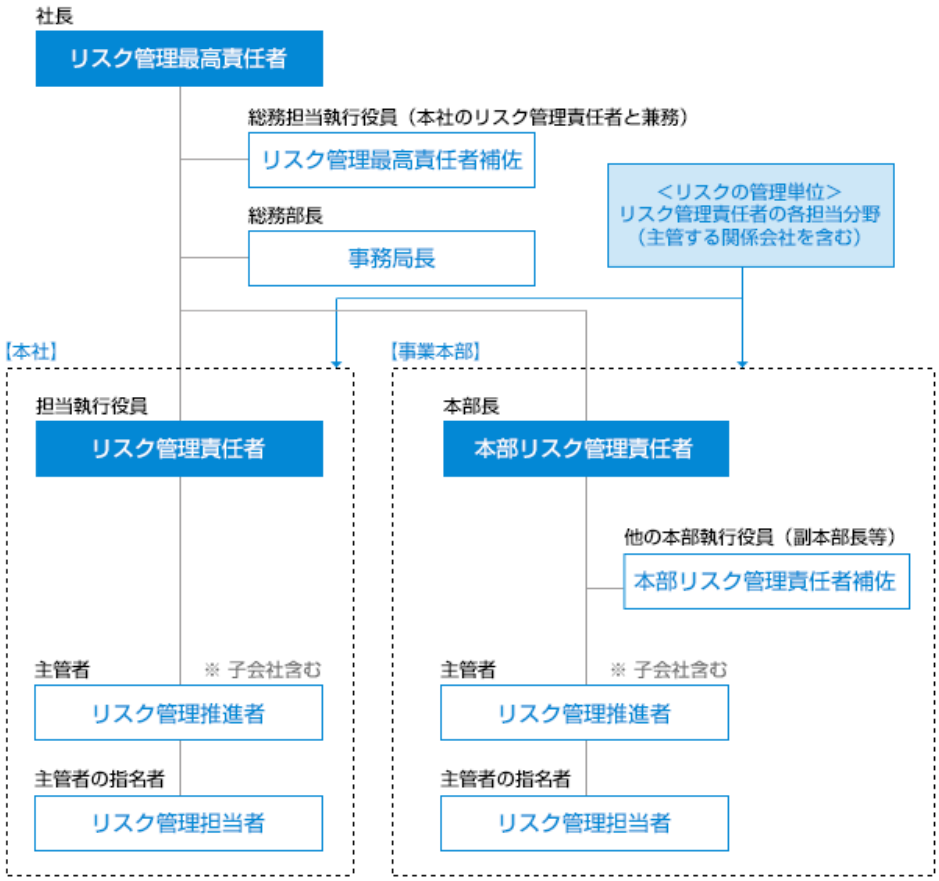

事業等のリスク

事業等リスクとしては、有価証券報告書に記載のとおり、以下を認識しています。

1. 国内外の住宅市場の動向に関するリスク
2. 法的規制等に関するリスク
3. 為替に関するリスク
4. 品質保証に関するリスク
5. 取引先の信用供与に関するリスク
6. 海外での事業活動に関するリスク
7. 保有・管理する山林や植林事業地に関するリスク
8. 情報漏洩に関するリスク
9. 退職給付会計に関するリスク
10. 気候変動に関するリスク
11. 自然災害等による緊急事態の発生に関するリスク

品質保証に関するリスク

リフォーム事業を行っている当社の子会社である住友林業ホームテック株式会社（以下、「ホームテック」という）において2019年９月18日に公表した戸建住宅の増築工事における建築基準法令への不適合（以下、「本件事案」という）について、ホームテックは、過去に愛知県、三重県及び岐阜県（以下、「東海3県」という）において戸建住宅の増築工事を請け負った物件の現地調査等を実施するとともに、2019年９月27日には社外の専門家を含む委員により構成される特別調査委員会を設置し、事実関係の調査、原因分析及び再発防止策の提言を依頼いたしました。

その結果、ホームテックは、特別調査委員会から2020年8月11日に「報告書」（以下、「本報告書」という）を受領し、その内容を踏まえ、同月12日開催のホームテックの取締役会において、本件事案の原因の確認と再発防止策を以下のとおり決議いたしました。

1. ホームテックによる調査結果の概要
   ホームテックは、外部からの指摘によりホームテックが東海3県において増築工事を請け負った物件に建築基準法令に適合しないもの（以下、「法令不適合」という）があるとの疑いが生じたことから、リフォーム専門会社として事業を開始した1997年4月以降、東海3県において戸建住宅の増築工事を請け負った物件のうち、建築確認を受けたすべての物件（361件）を対象として、現時点で建築基準法令に適合しているか（以下、「法令適合性」という）を網羅的に調査いたしました。
   その調査の結果、2020年7月31日時点で物件調査が完了した333件のうち206件で法令不適合が生じていることを確認いたしました。これらの法令不適合は、いずれも増築後の建築物を建築基準法令に適合させるべき設計業務が適切に実施されず、法令に適合させるために必要な工事が設計に盛り込まれなかったために生じたものです。なお、ホームテックは、法令不適合を確認した206件について、速やかに必要な改修工事を実施するよう努めてまいります。
   また、本件事案の当社業績への影響につきましては、2020年６月23日に関東財務局長に提出した当社第80期有価証券報告書にて開示した連結財務諸表に既に織り込まれています。

2. 本件事案の原因
   本報告書における本件事案の原因の分析及びホームテックが実施した物件調査の結果を踏まえ、ホームテックといたしましては、主に、次の（1）～（3）の問題が存在する状況に、（4）の問題が複合したことにより、東海3県の戸建住宅の増築工事の一部において法令不適合が発生するという事態が生じたものと考えております。

   （1）設計者の知識や経験不足及び法令適合性の確保に関する意識が低い状況にあったこと
   （2）設計業務の法令適合性の確保に関する組織的なチェックが行われていなかったこと
   （3）各支店における建築士事務所の技術的事項を総括する管理建築士による所属建築士の設計業務に対する監督機能が果たされない態勢にあったこと
   （4）設計図面の法令適合性確認について外部建築士事務所への業務委託が明確でなく、委託業務の成果物確認も十分ではなかったこと

3. 本件事案を踏まえた再発防止策
   ホームテックは、本報告書における特別調査委員会の再発防止に関する提言を真摯に受け止め、以下の再発防止策の実行に努めてまいります。

   - 設計業務の法令遵守に関する意識の向上と知識の習得及び経験の蓄積
   - 設計の法令適合性の確保に関する組織的なチェック機能の強化
   - 外部建築士事務所への業務委託の改善
   - 本社と支店間のコミュニケーションの強化、技術情報の共有と蓄積

▸ 有価証券報告書・内部統制報告書
▸ コンプライアンス
▸ 事業継続マネジメント

森林の違法伐採に関連するリスク

国際的に森林の違法伐採が重要な課題と認識される中、いくつかの国や地域では関係法令や規制の強化が進められています。日本においても2016年5月20日に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」が公布され、2017年5月20日に施行されました。合法伐採木材の利用推進に対応していくことは、社会の要請に応えるだけでなく、住友林業グループが持続可能な事業発展を継続していく上で大変重要なことです。2020年度の実績について住友林業グループが登録した部署・関係各社は、国が認定する各登録実施機関に対して報告を行いました。調達木材・木材製品の合法性に加え、近年では木材を生み出す森林の持続可能性が注目されるようになりました。天然林の森林でない土地（オイルパーム農園）への転換に伴って生じる木材は「転換材」と呼ばれています。これまでオイルパーム、大豆、ゴム、畜牛などコモディティの側から語られることが多かった森林の土地転換ですが、今や転換材は森林業界に持続可能性のリスクをもたらしています。

▸ クリーンウッド法への円滑な対応

住友林業グループへの影響

住友林業グループが注意義務を怠って違法伐採木材を取り扱った場合は、木質資源を取り扱う当社の事業そのものを脅かす可能性があります。またそれだけではなく、企業イメージを損ね、損害賠償や売上高などの業績に直接的なダメージを与える可能性があります。

リスクへの対応

住友林業グループでは、日本国内の法整備に先駆け、再生可能な資源である「木」を活かした事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、2005年に「木材調達理念・方針」を定め、2015年には木材以外の建築資材、製品原材料や商品の調達を含めた「住友林業グループ調達方針」に改訂しました。さらに2018年より「木材調達管理規程」「木材調達デューディリジェンス（DD）マニュアル」を策定するなど責任ある木材調達活動を実施してきました。2019年にはより持続可能な森林からの木材調達を推進するため、木材調達委員会を活用したデューディリジェンスの強化や持続可能な森林・木材の普及のためのアクションなどを軸とした、2021年度末を期限とする「アクションプラン」を策定し、運用を継続しています。

▸ 流通事業における取り組み

バイオマス燃料における炭素会計に関する新興リスク

木材チップを燃料とするバイオマス発電は、古くから「カーボンニュートラル」でクリーンなエネルギーとされてきました。 木質燃料を燃やすとメタン・一酸化窒素（N2O）が発生するため、「GHGニュートラル」ではありませんが、現在はCO2以外の排出量の報告のみが求められています。
一方、SBTイニシアチブは、2021年4月に以下の基準改定を発表しました。

バイオエネルギー会計:
バイオ燃料やバイオマスの燃焼による直接排出、及びバイオエネルギー原料に関する炭素吸収量は、SBT設定や目標に対する進捗報告の際に、企業のインベントリと目標範囲に含めなければならない。バイオ燃料やバイオマスからの生物起源炭素排出量がニュートラルであると考えられる場合は、その前提条件の正当性について説明しなければならない。バイオエネルギー原料の使用によるN2OとCH4の排出についても同様に、企業のインベントリと目標範囲に含めなければならない。

イニシアチブからの詳細な情報は未だ得られておらず、バイオマスがクライメイト・ニュートラルとみなされる正当化の根拠となりうるものについてのガイダンスも示されていません。

住友林業グループへの影響

住友林業は、国内で4基の木質バイオマス発電所の運営に関わっており、2021年に更に1基が運転を開始すると総発電量は177MWとなります。
現在バイオマス発電事業から報告しているメタンや一酸化窒素（N2O）にCO2排出量を加えることが義務づけられた場合、住友林業グループのSBT排出量削減目標は非常に難易度の高いものとなることが予想されます。
各地域/国における気候関連の規制の変更は予測不可能であり、炭素価格に追加的な税金が発生する場合には、企業にも追加的な支払いが発生する可能性があります。環境にやさしい企業という住友林業グループのコーポレートブランドイメージにも悪影響を与える可能性があります。

リスクへの対応

住友林業は、事業部門ごとの中期的なサステナビリティ目標に基づいて、GHG排出量の削減に引き続き取り組んでいきます。また、住友林業は、WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）の森林ソリューショングループや、加盟しているCDPジャパンクラブを通じて、ロビー活動にもより取り組んでいきます。

IPCC「1.5℃特別報告書」に関するリスク

2018年10月に発行されたIPCC「 1.5℃特別報告書」に基づき、SBTイニシアチブにより2019年4月、最新の基準が公表されました。新たなスコープ1、2の目標は、2℃から、2℃を大幅に下回るまたは1.5℃へ変更されます。企業は、これらが最新の気候科学と一致していることを確認するために、5年ごとに目標をレビューする必要があります。遅くとも2025年末までに、現行の基準に基づき、更新された目標は2℃をはるかに下回ることを目指す必要があります。

住友林業グループへの影響

2018年7月にSBT目標として承認された住友林業の目標は2℃目標として公表されており、5年ごとの目標見直しは遅くとも2022年7月を予定しています。
現在承認されている2030年度までに2017年度比21％削減という目標は、海外の製造施設に多額の投資を行い、再生可能エネルギーを購入する必要があり、すでに難易度の高い目標です。海外の製造施設に多額の投資を行い、再生可能エネルギーを購入する必要があります。更新された基準に合わせるためには、当社の各事業部門、特に製造業とバイオマスエネルギー発電事業は、更なるコストと投資への対応に直面しています。

リスクへの対応

エネルギー消費量削減のための現在の取り組みに加え、再生可能エネルギー源から電力を確保する取り組みを開始しました。 その一つとして、過去に住友林業が販売した戸建住宅の太陽光発電パネルからの電力購入があります。日本のFIT法(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)のもと、住宅用太陽光発電システムの所有者は、早ければ2019年11月に有効期限を迎える10年契約を締結しています。現在の規制では、住友林業が各住宅用太陽光発電システムの所有者と直接契約することは許可されていませんが、同社は将来の計画と、社内で生成および消費される電力の一部からの「環境価値」の潜在的な利用について検討しています。

新規事業計画時のリスクチェック

住友林業では、新規事業やプロジェクトの計画にあたり、取締役会及び社長の諮問機関である経営会議で審議する全ての案件については、次の項目について、サプライチェーン全体を視野にリスクチェックを行っています。その結果、リスクが認識される場合は、そのリスクの内容と対策を報告し、実行の判断の参考としています。また、これらの会議では審議されない、各事業本部や各関係会社の権限で実行できる新規事業やプロジェクトについても、同様のリスクチェックを励行するようにしています。

■ 環境面

1. 温室効果ガス
2. 生物多様性保全（保護地域の確認を含む）
3. 廃棄物
4. 水資源
5. 土壌汚染
6. 騒音
7. その他

■ 社会面

1. 取引先との関係
2. 強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止
3. 労働者などステークホルダーへの人権配慮
4. 労働者の多様性確保
5. 強制労働・児童労働の禁止
6. 適切な労働時間と賃金
7. 労働安全衛生
8. 地域社会への影響（住民や自治会、業界団体、NPO、市民団体、先住民等への配慮を含む）

■ 法令遵守

■ 全般

ビジネスモデル・商品・サービス、及びそれらに関わる事業者に対する外部団体等からの指摘の認識

住宅・不動産開発におけるリスクの把握と評価

住宅・不動産の開発にあたっては、その土地固有の地質的及び地理的なリスクを適切に把握することが重要です。住友林業グループでは、開発の検討段階から綿密な調査を実施するとともに、多段階のチェックにより問題がないことを確認したうえで事業実施の判断を行う体制を整備しています。

例えば海外における開発においては、開発地の選定後、外部の調査会社に地盤調査や環境調査を委託することで、客観的な視点でリスクを把握しています。また、現地関係会社の視点だけではなく、一定規模以上の案件に関しては住友林業本社による案件の精査、CSRに関する独自のリスクチェック表を用いた環境・社会影響評価、住友林業本社の会議における経営層からのフィードバック等を経ることにより、多段階かつ多角的な視点でリスク分析を行い、問題がないと判断された案件のみを実行に移しています。

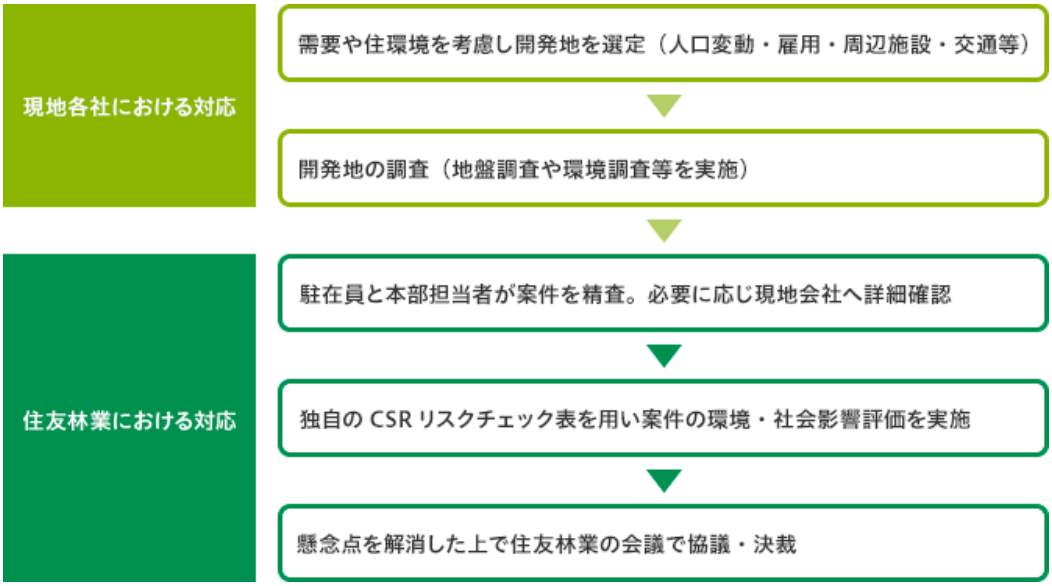

また、建設の段階においては、建設現場の労働災害のリスクが存在します。住友林業では、現地関係会社における労働安全衛生に関する規則の遵守や労災防止の取り組みに加え、事故発生時は住友林業本部にその内容が直ちに報告され、事態の迅速な把握と対策の立案・指示が行える体制を築いています。

リスク教育

住友林業グループ役職員のリスク感度を高め、文化として定着させるため、入社時にはリスク管理とコンプライアンスに関する研修を実施している他、グループの全役職員を対象に、毎年e-ラーニングを実施しています。

また、「コンプライアンス小委員会」では、当社及びグループ各社のリスク管理担当者向けに、発生してしまったリスク顕在化事例のうち、事業部門の枠にとどまらず共通して「注意すべき事例」を紹介・共有しています。

リスクの迅速な把握と対応

住友林業グループでは、会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある緊急事態が発生した際、通常の報告ラインに加え、本社リスク管理部門を通じて経営層に情報を迅速かつ的確に伝達する「2時間ルール」を運用しています。これにより、迅速かつ最善の経営判断、初動対応を講じ、損失の回避や抑制を図っているほか、報告事例を集約・蓄積し、再発防止や業務改善に役立てています。

また、広報部門と情報を共有し、重大な事態をステークホルダーに適時適切に開示する体制を整備しています。

2時間ルールとリスク情報の活用

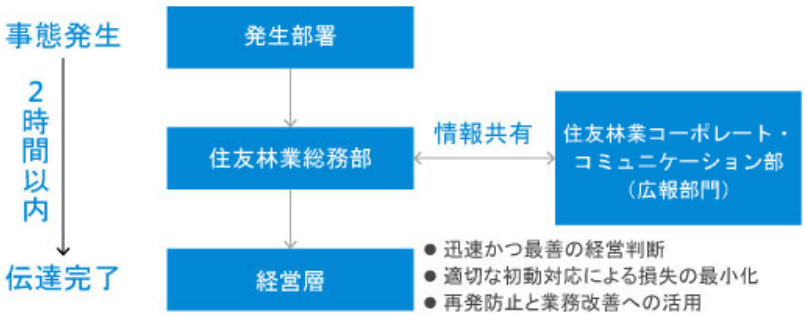

コンプライアンス

基本的な考え方

住友林業グループでは、経営理念と行動指針を踏まえた上で、方針や規程の具体的な礎として「住友林業グループ倫理規範」を策定しました。これにより、住友林業グループは、グループ会社だけでなく当社サプライヤーに対してもコンプライアンス、贈収賄などの腐敗防止、公正な取引、情報の機密性、健全な政治との関係性、人権の尊重などを求めていきます。

コンプライアンスの推進

住友林業では、グループ横断的なコンプライアンスリスクに対応するため、「リスク管理委員会」の下部組織として、総務部長が委員長を務め、グループ会社の主管部門も含むリスク管理担当者で構成される「コンプライアンス小委員会」を設置しています。委員会では、建設業法をはじめ当社グループにとって法令遵守のための管理体制やツールなどのグループ標準を定め、コンプライアンスリスクに効率的に対応しています。

2020年度（2020年4月～12月：決算期変更に伴い9ヵ月）は同委員会を1回開催し、事業継続上重要な法令の要求事項について点検を行うなど、コンプライアンス体制の継続的改善に取り組みました。

また、外部の専門家を講師に招いた「コンプライアンス・セミナー」を通じて、最先端の知識を習得することにより、グループ全体のコンプライアンス担当者のボトムアップ、目線合わせを図り、併せて危機意識を共有する機会としています。

これらの活動は、四半期に一度、取締役会に報告・答申し、業務執行に反映させるしくみを整備しています。また、監査役や内部監査部門も毎月、活動報告をしている他、特に重要なグループ共通の取り組みやリスク情報については、グループ監査役会を通じて各社監査役と共有しており、業務執行ラインの内外からのアプローチによるコンプライアンス推進体制を整備しています。

さらに、サプライヤーと協力して、「住友林業グループ調達方針」に基づき木材の合法性確認や人権、労働慣行及び生物多様性保全や地域社会への配慮を含む持続可能な木材調達活動を行うことを通してサプライチェーンにおけるコンプライアンスリスクに対応しています。木材建材事業本部、住宅・建築事業本部、各関連の木材及び木材製品調達部門の調達責任者を委員とする「木材調達委員会」（委員長：サステナビリティ推進担当取締役常務執行役員）は、2020年度は4回開催しています。サプライヤーのコンプライアンス意識の状況把握を含む「サステナビリティ調達調査」の回答結果や現地ヒアリング結果も同委員会で報告され、課題のあるサプライヤーに対しては是正要請等を実施しています。

コンプライアンス教育

住友林業グループでは、社員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるために、入社時に「守るべき」こととして、コンプライアンス全般や交通安全、情報セキュリティへの理解を図る研修を行っています。2020年度は新卒採用者205名、中途採用者（住友林業）54名に研修を実施しました。さらに、「新任主管者研修」など階層別の集合研修でもコンプライアンス教育を実施しています。

また、e-ラーニングの「コンプライアンスとリスク管理」と「情報セキュリティ」の2講座を、社内WEBサイトを利用できるグループ全社員が受講する必修科目の一つに定め、毎年受講（受講効果を測るテスト合格が修了の条件）することを義務付けている他、国内外のグループ各社でも、入社時などに独自に研修の機会を設けています。

コンプライアンス・カウンター

住友林業グループでは、日常の業務に潜んでいる不正の芽を早期に摘みとるための自浄機能を備えた職場環境づくりに取り組んでおり、「住友林業グループ倫理規範」で定められている贈収賄等汚職を含むコンプライアンス違反を報告する機能として2002年からコンプライアンス・カウンター（相談窓口）を設置しています。

窓口は、社内（総務部長）・社外（弁護士）の2つを設け、電話や専用のメールアドレスにて相談・通報を受け付けています。相談・通報者の権利保護を関連規程や利用マニュアルに明記し社内WEBサイトにて公開するとともに、通報窓口連絡先（社内・社外）を記載したカードを、グループ会社を含む全社員や、協力工事店の社員など継続的に労務を提供する立場にある方々へ配布するなど、窓口を利用しやすい環境づくりに努めています。

2020年度（2020年4月～12月：決算期変更に伴い9ヵ月）は、職場環境や労働時間管理など8件の相談が寄せられました。事実が確認された場合は、必要な是正措置を講じるとともに、管理職向けのマネジメント研修でこれらの事例を取り上げるなど、再発防止につながる取り組みを推進しています。また、通報があった場合は、通報対象者及びその主管者に対して、通報者の保護を徹底するよう指導しています。

当社グループがグローバルに事業展開している現状に鑑み、海外におけるコンプライアンス強化のため、総務部主導にて2019年10月から一部の海外グループ会社に対して共通の内部通報窓口を設置しました。なお、受付窓口には多言語対応が可能な外部業者を利用しており、英語・中国語・インドネシア語・ベトナム語・タイ語での通報が可能となっています。

コンプライアンス・カウンターの仕組み

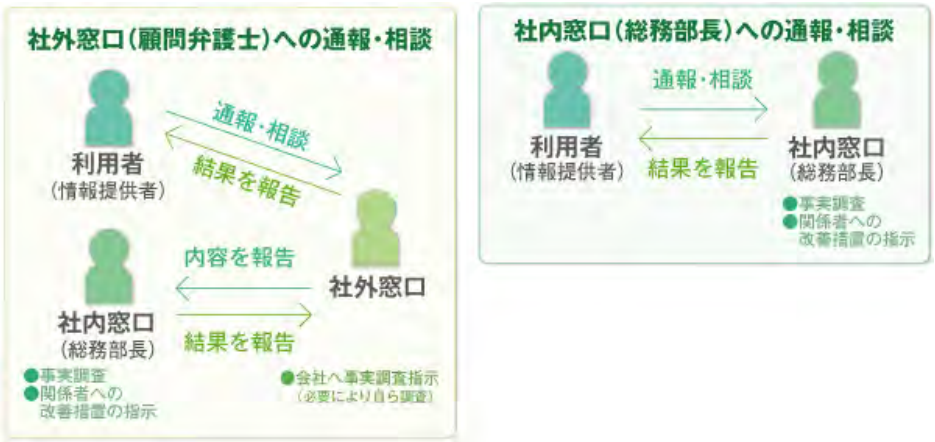

▸ 相談窓口

コンプライアンスに関する監査

住友林業グループでは、内部監査において各事業所のコンプライアンスに係る事項を監査し、問題がある場合は是正または改善を指導し、フォローアップを行っています。

▸ 内部監査

贈収賄の防止

住友林業グループでは、国内外を問わず法令違反となる贈収賄行為を未然に防止することを目的に、贈収賄防止規程の制定を進めています。同規程においては、公務員等に対して金品その他の利益の供与の申し出、約束、実施、またはそれらの承認をしない旨を定めています。基本原則としてファシリテーション・ペイメント※への留意や政治献金などの寄付についての条件や事前決裁についても定めています。

また、グループ社員に対して、贈収賄を含む汚職防止についての周知を推進しています。2014年度は、国内の連結子会社においても個別に規程を制定することをCSR目標の一つとして設定しており、すでに目標を達成しています。海外の連結子会社に対しては、リスクベース・アプローチの観点から規程の整備を推進させることとし、中国の子会社で規程の整備・運用を開始しました。2015年度以降、インドネシア、ベトナム、インド及びタイの連結子会社などにおいて順次規程を制定してきましたが、2019年度については、これらの連結子会社を含むアジアの関係会社10社において、本社による贈収賄コンプライアンス研修及び取り組み状況に関するヒアリングを実施し、グループ社員への教育とグループ内における贈収賄リスクの把握に努めました。2020年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外グループ会社への訪問が困難となる等の状況も生じましたが、引き続き中国における贈収賄リスクの把握とリモートによるグループ社員への教育に取り組みました。

さらに、委託業者や代理店等の新規起用、契約更新に際しては、当該委託先等が贈収賄行為をするおそれのないことを適切に確認するとともに、他社との合弁にあたっては、汚職状況を含むデュー・ディリジェンスを適切に実施しています。

なお、2020年度は、贈収賄に関する違反は0件でした。

※ 通常の行政サービスの円滑化のための少額の支払い

公正な競争及び適正な下請取引の推進

住友林業は、公正な競争を推進するため、「独占禁止法ガイドブック」を発行し、社内WEBサイト掲載やe-ラーニングなどを通じて、独占禁止法の趣旨・概要、競合他社との接触によるカルテルリスク、心構えなどを周知しています。なお、2020年度において独占禁止法に係る違反や問題発生はありませんでした。

また、住友林業グループの事業は、多くの取引先によって支えられていることを踏まえ、毎年、下請取引の適正化推進のため、下請法や建設業法における遵守状況の一斉点検を行っています。

政治献金に関する考え方

住友林業グループでは、健全な政治との関係を維持するため、住友林業グループ倫理規範において、「法令に基づき、健全で透明性のある政治との関係を維持します」と定めています。また、国内外グループ会社の社員一人ひとりに配布している「住友林業グループ倫理規範ガイドブック」において、政治献金については、「原則、担当部門のみが関係法令や社内規則に則って行う」こと、「やむを得ず行う場合は、十分な事前協議を担当部門と行う」ことを明記しています。

インサイダー取引の防止

住友林業グループでは、インサイダー取引を未然に防止するために、金融商品取引法その他関連法規を遵守しています。また、インサイダー取引防止規程により、役職員によるインサイダー取引の未然防止手続き、情報の管理・開示方法の明確化等を図り、証券市場における当社の社会的信用の維持・向上を図っています。さらに、日常的にインサイダー情報に触れる可能性のある役職員が当社株式の売買等を行う場合、当社総務部長への事前確認を必須とする制度を設け、適切に運用しています。加えて、原則として年2回、インサイダー取引防止に関する注意喚起を役職員向けに通知している他、「インサイダー取引防止マニュアル」を発行し、社内WEBサイトを通じて周知徹底を図っています。

なお、2020年度のインサイダー取引に関わる違反や問題発生はありませんでした。

反社会的勢力の排除

住友林業グループは、反社会的勢力に対しては、妥協を許さず、毅然とした態度で対応することをグループの基本方針として倫理規範に定めています。総務部を対応統括部署として、警察、弁護士などの外部専門機関と連携して組織的に対応することとし、反社会的勢力に関する情報を収集し、必要に応じて注意喚起の指導を行っています。また、各都道府県の暴力団排除条例施行に伴い、住友林業グループ各社が第三者と締結する契約書に、反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むことを定型化するなど、適切な対応を行っています。

また、すでに契約書を締結している取引先も含め、全ての取引先との間で、当該取引先だけでなく、その親会社・子会社・下請先などについても反社会的勢力でないことの表明保証の取りつけを行っています。

交通事故・違反の防止

住友林業グループでは、国内で業務に使用する車両が約5,000台に及ぶことから、交通事故・違反のリスクに対応するため、安全運転管理体制のグループ標準化を推進しています。

具体的には、関連規程の整備、事故報告書式の統一、運転記録証明書※の取得などに加え、運転者及び車両に関する基本情報（免許・違反歴・車検・保険など）を一元管理する「安全運転管理システム」を主要なグループ会社にも展開し、法定業務の履行や運転者の指導を適時適切に行うための体制を整備しています。

また、住友林業では、毎月の交通事故発生状況の分析結果を、本社及び各事業本部の安全運転管理担当者に共有し、事故発生防止対策の立案、啓発活動につなげています。

さらに、運転技術や経験の不足などにより事故リスクの高い新入社員に対しては、自身の性格と運転行動について理解する運転適性診断や、日常点検・基本走行・スラローム走行といった実車学習など、安全運転への意識をより高める研修を実施しています。

※ 自動車安全運転センターが発行する違反や行政処分などの運転経歴に関する証明書

税務戦略

基本的な考え方

当社グループの全ての役員及び社員は、法令、社会的規範及び社内規則を遵守し、高い倫理観を持って行動します。事業を進めていく際の基本的な考え方として定めた「住友林業グループ 倫理規範」において、正確な記録に基づく公正な会計処理及び税務処理を行うことを明記し、国内外グループ会社の社員一人ひとりに配布しています。税務実務においても指針を整備し、社員に対する啓発などを通じ、税務コンプライアンスの維持・向上に努めています。

また、中期経営計画サステナビリティ編の目標においても、「リスク管理・コンプライアンス体制の強化」を掲げ、税務を含む事業戦略とサステナビリティ戦略の連動を図っています。

税務ガバナンス体制

税務はグループ財務機能の一部であり、財務責任者である担当役員が責任を担っています。本社の経営企画部が税務に関する業務を管理し、専門の知識を有する税務担当社員を配置しています。本社の経営企画部は、国内外の税金の支払い状況や税務調査の状況を適時に把握し、適切な対応を図るとともに、それらの情報及びグループの税務課題等について速やかに担当役員に報告を行っています。

また、グループ全体を統括するリスク管理委員会において、税務を含むコンプライアンス・企業倫理に関連するリスクを「重点管理リスク」として、管理・モニタリングを実施しています。

- リスク管理体制
- コンプライアンス・カウンター

税務リスクへの取り組み

税務リスクが高いと想定される取引については、十分な事前検討を行う体制を整備し、必要に応じて税務専門家に対して助言・指導などを依頼し、税務リスクの低減に努めています。なお、税負担の軽減措置は適切かつ効果的に利用し、税負担の適正化に努めていますが、法令等の趣旨を逸脱する解釈・適用による節税は行っていません。また、タックスヘイブンを租税回避目的で使用しません。

税務当局との関係

当社グループは税務当局との良好なコミュニケーションを維持するよう努め、誠意を持って真摯かつ事実に基づく説明・対応を行っています。問題点の指摘などを受けた場合には、税務当局の措置・見解に対する異議申し立て・訴訟等を行う場合を除き、直ちに問題点の原因を解明し、適切な是正及び改善措置を講じ、再発を防止しています。

事業継続マネジメント

事業継続マネジメント体制

住友林業では、自然災害や新型インフルエンザなど企業の努力では発生の防止が極めて困難で、かつ本社機能へ重大な影響を及ぼしかねない事業中断リスクに対応するため、「リスク管理委員会」の下部組織として、総務部長が委員長を務め、グループ会社を含むリスク管理担当者で構成される「BCM小委員会」を設置し、事業継続マネジメント体制（BCM体制）の強化及び事業継続計画（BCP）に基づいた活動を推進しています。各社は、相互の事業にとって重要なサプライチェーンであるため、グループ全体のレジリエンス（復元力）を高め、事業継続性を向上させることを念頭に課題に取り組んでいます。

2020年度は、「BCM小委員会」を2回開催し、BCMの基本的な考え方を整理する機会を設け、各部各社の自律的かつ積極的な対応推進を促すとともに、新型コロナウイルス禍を経て、当社が取り組んだ自衛消防隊組織の見直しなどの情報提供を行いました。

社員の安全確保・社内業務の継続

リスク対応携行カード、安否確認・情報連絡体制

住友林業グループでは、常時携行が可能な「リスク対応携行カード」を国内のグループ全社員に配布し、巨大地震などが発生した際の行動基準ならびに組織責任者の報告ルールの周知を行っています。また、通信回線の混雑・発信規制が拡大する前に、多くの安否確認情報を得られるよう、組織内の緊急連絡網に加え、気象情報と連携して起動する安否確認システムを国内のグループ各社に導入し、複数ルートによる安否確認体制を整備しています。さらに、毎年、国内のグループ各社で安否確認訓練を実施しており、2020年度の訓練には、総勢14,860名が参加しました。

リスク対応携行カード

また、災害発生直後及び復旧までの間、事業継続で不可欠となる情報連絡ツールとして、2016年10月から危機管理ポータルサイトを運用しています。同サイトからは、音声通信・交通インフラが使用不能な状況においても、当社グループ全社員がインターネット利用環境下にあれば、会社からの通知や防災情報を確認することができます。事業本部、各拠点、関係会社の責任を担うメンバーなどがポータルサイト上のSNS機能を通じ情報共有も行うことができ、安否確認と合わせて情報連絡訓練も定期的に行っています。

防災・減災対策

住友林業グループは、巨大地震の発生による帰宅困難者の事務所滞在及び長距離の徒歩帰宅に備え、職場ごとに最低限配備すべき共通の標準防災備蓄品を定め、グループの全拠点に配備しています。特に、大量の帰宅困難者が発生すると想定されている大都市圏（首都圏・大阪市・名古屋市）の拠点では、3日間の職場滞在を想定した備蓄を行っています。

また、新たなオフィスなどの選定時には、コストや利便性だけでなく、防災･減災の観点から、本社防災責任者が関与するとともに、事務機器の転倒防止やキャスターつき複合機の移動防止対策など、オフィス内の防災・減災対策に取り組んでいます。

さらに、データ保全の観点から、データセンターとは物理的に離れた場所でデータのバックアップを取得するなどの対策を講じています。

BCP模擬訓練

大規模地震発生直後の混乱を乗り切り、事業継続活動に早期に移行するためには、組織責任者の初動対応と状況に応じた臨機の判断が極めて重要となります。そのため、住友林業グループでは、2011年度より国内のグループ各社の組織責任者を対象に、「大規模地震対応模擬訓練」を継続的に実施しています。この訓練では、過酷な想定シナリオを題材に、即時の判断を繰り返すことによって、震災発生時の危機を疑似体験し、課題に対する気づきを得ることを目指しています。また、同訓練時には、近接エリアのグループ各社の責任者が一堂に会するため、リスク認識を共有し、緊急時の連携強化も図っています。さらに、社員が本社への出社が困難な状況で、あらかじめ指定した代替拠点や社員寮、自宅などの遠隔でも、高度なセキュリティを確保しつつ、社員の給与や取引先への支払いをはじめとする重要業務を遂行できる体制を整備し、毎年、バックアップオフィス稼働確認訓練を実施しています（2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため集合形式での研修実施を見送りました）。

サプライチェーンにおける事業継続強化の取り組み

住宅・建築事業においては、大災害によるサプライチェーンの寸断に備え、部材メーカーや工務店などの取引業者と施工物件の仕様や工程、現場の進捗状況などの情報を共有し、先行的な原材料の調達や製造を可能にすることで、事業中断リスクの低減に取り組んでいます。しかしながら、2020年に世界中に拡大した新型コロナウイルス感染症により、部材調達や施工物件の遅延の事態などに至りました。

こうした事態に鑑み、サプライヤーにおいて地震等の天災や火災等の事故が発生した場合に、サプライヤーから当社へ災害状況を報告する方法と履歴管理についてのシステム化を検討しています。また、そうした不測の事態に備える意味でも同一部材の原則2社以上購買体制（同一部材の生産拠点の2ヵ所以上を含む）の構築にも取り組んでいます。

なお、新型コロナウイルス感染症による調達部材の遅延の対策については、短期的な備えとして遅延の発生した資材の各サプライヤーでの在庫の積み増し、中長期的には、単一国から他国にも生産拠点を設置する等、生産拠点の分散化によるリスク低減を図るべく、サプライヤーと協議していく予定です。

建材資材などの調達先については、取引継続の判断のために毎年実施しているサプライヤー評価に、被災時の代替供給ルートの確保体制など、事業継続性の項目を加えて審査しています。これらにより、今後も事業中断リスクのさらなる低減に取り組んでいきます。

お客様へのサービスの維持

東京・沖縄にコールセンターを設置し、24時間アフターサービスを受け付けしています。

また、災害で一方のセンターが被災した場合、もう一方のセンターが機能をバックアップするしくみを構築しています。災害対策システムにより各拠点の情報を一元管理することで、全国のオーナーの被災状況を共有し、災害や補修などの依頼に迅速に対応できるように取り組んでいます。

情報セキュリティ

情報セキュリティ方針

住友林業グループは、情報システムの機密性・完全性・可用性を確保するため、運用ルール面と技術面を相互補完させながら、セキュリティレベルの向上を図っています。特にお客様情報の保護については、最重要課題の一つであるとの認識のもと、ルールの周知に向けた社員教育を継続するとともに、周知度の検証を行っています。

運用ルール面では、国内のグループ会社を対象とする「住友林業グループ情報資産保護ガイドライン」を定めると同時に、このガイドラインに基づくチェックリストを作成。グループ各社の情報システム担当部門の責任者が情報セキュリティレベルの確認を毎年行っています。また、海外のグループ会社を対象とするガイドラインも、2012年度に策定しました。

2021年度は、最新の脅威に対応できるようにすべく、新しいセキュリティガイドラインを策定し、国内外のグループ会社の関連規程の抜本的な改定を計画しています。

情報セキュリティに関する教育については、派遣社員・アルバイトを含む社内WEBサイトが利用できるグループ全社員（派遣社員・アルバイトを含む）にe-ラーニングの受講を毎年義務付けています。

技術面では、社外へ持ち出すパソコンに対する起動時の「暗号化」や、パソコンからのデータの書き出しを制限する仕組みを導入しています。

また、コロナ禍におけるテレワーク推進に伴うセキュリティリスク増大に対応し、DaaS※1環境の拡充及び強固なセキュリティ対策を施したVPN※2環境を構築、グループ会社全体へ展開しました。

なお、2020年度において情報漏えいやサイバーアタックなどの問題は発生しておりません。

※1 Desktop-as-a-Serviceの略。企業が提供する仮想デスクトップをリモート接続して利用すること

※2 Virtual Private Networkの略。インターネットなどに接続している利用者の間に仮想的なトンネルを構築し、プライベートなネットワークを拡張する技術

お客様のプライバシー保護（個人情報保護）

住友林業は、個人情報保護のために、個人情報保護方針や個人情報保護規程などの社内規程を整備している他、総務担当執行役員を「個人情報保護最高責任者」、各組織の長を「個人情報保護店部責任者」に任命し、各店部に「個人情報管理統轄者」を置くなど、本社から各事業所に至る保護体制を敷いています。

また、個人情報の取り扱いに関する相談窓口として、お客様相談室内に、「個人情報相談窓口」を設置。さらに、各組織の長・総務責任者などに対する集合研修、社員全員に対するe-ラーニング研修などの社員教育、ならびに業務委託先に対する意識啓発を行い、個人情報漏えい事故の防止に努めています。e-ラーニング研修については、国内グループ各社社員も必須で受講しています。

▸ 個人情報保護方針

情報セキュリティ管理体制

住友林業グループは、ITソリューションに関する統括責任者である担当役員の下、専門の知識・経験を有する執行役員 ITソリューション部長が、規程類の策定・管理、技術的対策の立案・実施、社員に対する教育・訓練、事故発生時の調査・対策などの情報セキュリティ施策を推進しています。情報セキュリティ施策の実行状況につき、定期的に開催する取締役及び各事業本部長が参加する「IT戦略委員会」に対して報告を行い、施策指示を受けています。

各部門の責任者は「情報セキュリティ推進責任者」として自部門の業務遂行を指導・管理しており、各部門に実務責任者である「情報セキュリティ推進担当者」を配置しています。

また、国内グループ会社の情報システム担当部門の責任者が参加する「関係会社IT担当者会議」を定期的に開催し、ガイドラインの周知・遵守徹底やセキュリティシステムの導入を推進しています。

さらに、全執行役員が常任委員であるリスク管理委員会において、重点管理対象項目として「外部からの攻撃等による機密情報流出リスク」を定め、予防や影響軽減に関する評価項目について、四半期ごとに、定期開催する委員会で共有・協議しています。これらの活動内容は、取締役会に報告・答申し、業務執行に反映させる仕組みを整備しています。

加えて、同委員会配下に設置された「BCM小委員会」において、グループの横断的なIT関連の事業中断リスクへの対応について、実効性を高めるための活動を展開しています。

情報セキュリティ強化の取り組み

昨今、多発する個人情報漏えい事故や、標的型メール攻撃など、情報セキュリティに対する脅威が増していることから、2021年度も引き続きセキュリティ強化に対する投資を行います。インターネットからアクセス可能なシステム基盤については年1回以上疑似攻撃手法によるセキュリティ診断を実施しています。併せて、国内全従業員に対し、標的型メール攻撃訓練を実施しています。

また、住友林業情報システム株式会社に設置した情報セキュリティ室を中心に、サイバー攻撃に関する案件を中心とした社員からの相談対応の強化、従業者に対するセキュリティ意識教育（外部講師、オンサイト教育）の強化を行っています。

知的財産管理

知的財産管理方針

特許権や商標権等の知的財産権の適切な保全及び活用が事業競争力に大きな影響を与え、また、知的財産権侵害等の不法行為が企業経営の重大なリスクの一つとなっています。住友林業グループは、事業競争力の維持・向上のために、事業の特性に応じて知的財産を保全し、あるいは必要に応じて他者の知的財産に適切に対処するなど、知的財産権の適正な管理に努めています。

知的財産管理体制

住友林業は、知的財産の管理部署として「知的財産室」を設置しており、弁理士資格を持つ社員も在籍しています。知的財産室では、会社の業績向上に資する目的から、社員を対象とした知的財産に関する知識・行動の教育、知的財産権の侵害・被侵害に関する法律相談、知的財産に関する各種契約締結の支援、筑波研究所・事業部門において創出された知的財産の出願・権利保全などを行っています。

知的財産教育

コンプライアンス及び知的財産リスクのマネジメントの観点から、知的財産の取り扱いに関する正しい知識や基本行動を体系的に身につけてもらうことを目的に、対象部門や内容を整理した体系的なプログラムに基づいて知的財産教育を実施しています。2020年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、集合形式の研修については対象部門を絞りこみ感染防止策を講じた上で、他者の知的財産権の侵害防止というコンプライアンス面を重視した知的財産研修を3回実施しました。

また、住友林業グループ社員全員が利用可能なe-ラーニングサイトにおいて、コンプライアンス面に重点を置いた知的財産に関する講座を掲載し、社員が常に受講可能な環境を整えています。本講座は、必須受講講座として、住友林業グループ社員全員が毎年受講することになっています。

責任ある広告・宣伝

基本的な考え方

住友林業グループでは、「住友林業グループ倫理規範」に則り、著作権法、商標法、宅地建物取引業法、景品表示法などの関連法規遵守はもちろんのこと、様々なステークホルダーの視点を考慮し誤解や不快感を起こさない、正確で節度ある広告・宣伝を行っています。

法律・基準・規範の遵守の体制

住友林業は、法律・基準・規範遵守を徹底するため、コーポレート・コミュニケーション部、総務部法務グループ、知的財産室が連携して、必要に応じて広告の内容を確認・検証できる体制を整えています。

住友林業では、2020年度広告宣伝における各種法令への違反はありませんでした。また、関係部署と国内グループ会社の広告担当者を委員とする「ブランドコミュニケーション委員会」を毎月開催し、違反防止を含めた勉強会を行い、知識向上に努めています。これらの取り組みを通じて事前確認を徹底し、不確実な情報発信により誤解を招くことのないよう努めています。

社内リテラシー向上の取り組み

2020年度においては、「ブランドコミュニケーション委員会」のなかで、著作権法、景品表示法、不正競争防止法に関する勉強会を開催、広告物を制作する部門の責任者及び実務担当者に対して広告・表示に関連する法律の内容把握、発生しやすい違反などについて注意喚起を行いました。

また、別途、四半期に一度WEB意見交換会を開催。WEBサイト管理のためのガイドラインを作成し、関係部署と国内グループ各社のWEBサイト担当に対して、個人情報の取り扱いなど、情報セキュリティ面についての説明・指導も行いました。

ブランドコミュニケーション委員会

株主還元とIR活動

近年、機関投資家による企業評価のあり方が見直されています。その中で重視されているのが、エンゲージメント（目的を持った対話）です。企業価値向上に向けた戦略や取り組みについて、企業と株主・投資家との対話機会が増えています。日本国内でも、日本版スチュワードシップ・コードの制定以降、より幅広くエンゲージメントを推進する動きが広がっています。

住友林業グループも、企業価値への適切な評価や市場からの信頼獲得という観点から、エンゲージメントを重要視しています。非財務面も含めた幅広い情報を迅速かつ透明性を持って開示することで、経営方針や事業計画への理解を得ながら、重要なステークホルダーである投資家の意見や要望を経営陣に適時フィードバックし、持続的成長への施策につなげていきます。

株主への利益還元

利益還元・内部留保に関する基本方針

住友林業は、株主への利益還元を最重要課題の一つと認識し、これを継続的かつ安定的に実施することを基本方針としています。

今後においても、内部留保金を長期的な企業価値の向上に寄与する効果的な投資や研究開発活動に有効に活用することで、自己資本利益率（ROE）の向上と自己資本の充実を図るとともに、経営基盤、財務状況及びキャッシュ・フローなどのバランスを総合的に勘案しつつ、利益の状況に応じた適正な水準での利益還元を行っていきます。

2020年12月期の配当状況

2020年12月期（2020年4月～12月：決算期変更に伴い9ヵ月）は、期末配当金を1株あたり25円とし、中間配当金1株あたり10円と合わせて、通期1株あたり35円の配当としました。

株主分布（所有者別）（2020年12月末時点）

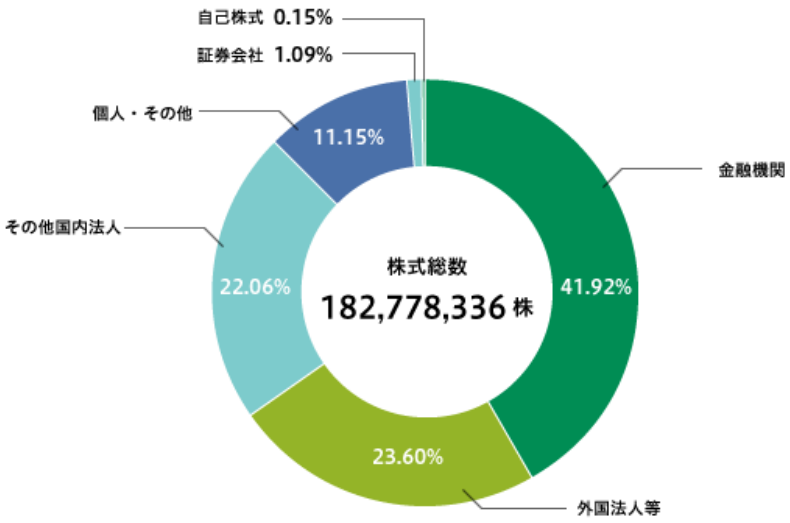

※ 所有者別分布状況は、表示単価未満を切り捨てて表示

情報開示・コミュニケーション

情報開示・コミュニケーションに関する基本方針

住友林業は、経営の透明性を高めるために積極的な情報開示を行っています。

株主総会では、わかりやすい報告・説明に努め、WEBサイトでは決算短信・ファクトブック・決算概要説明資料といった決算関連情報や住宅事業に関する月次受注情報など、豊富なIR情報を和文版・英文版にて開示しています。また、サステナビリティに関する詳細な取り組みについては、和文版・英文版をWEBサイトにて開示しています。

また、当社グループの最新情報をステークホルダーへお伝えするため、ニュースリリースを発信しています。2020年度（2020年4 月～12月：決算期変更に伴い9ヵ月）は51件のニュースリリースを公開しました。

2017年度より、当社グループの企業価値向上に関する取り組みについて財務情報とESGに関連する非財務の両面から情報発信を強化すべく、「統合報告書」を発行しています。「統合報告書」以外にも「株主のみなさまへ（事業活動のご報告）」の他、「定時株主総会招集通知」も和文版・英文版を冊子及びWEBサイトで開示するなど、積極的な情報発信に努めています。

▸ IR関連資料（IR情報へリンク）

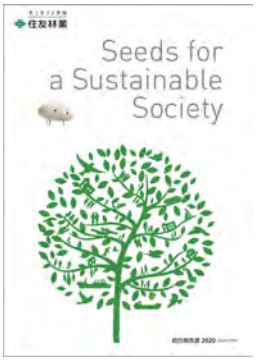

「統合報告書2020」

「株主のみなさまへ（2020年12月期末）」

株主・投資家との双方向コミュニケーション

▸ IR基本方針・免責

株主総会

住友林業は、2020年度より決算期を12月31日に変更した※ため、2021年は3月に定時株主総会を開催しました。開催にあたっては、招集通知（和文版・英文版）の法定発送期限に先だつ早期発送やWEBサイトでの開示、電磁的方法（インターネット等）での議決権行使への対応などを通じて、より多くの株主にご参加いただき、議決権を行使していただけるよう努めています。

※ 2020年6月23日開催の第80期定時株主総会において定款を変更したことにより、2021年からは毎年3月に定時株主総会を開催することとなります

個別ミーティング

四半期ごとの決算発表後には、証券アナリストや機関投資家との個別ミーティングを開催しており、2020年度（2020年4月～12月：決算期変更に伴い9ヵ月）は国内・海外で合計117社と面談を実施しました。その他、スモールミーティングや現場説明会なども適宜開催していきます。

個人投資家向け説明会

個人投資家向け説明会を定期的に実施しています。2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響と、決算期の変更に伴い行いませんでしたが、2019年度は大阪、名古屋で実施し、多くの個人投資家の皆さまにご参加いただきました。説明会では、住友林業グループの事業内容に加え、グループの成長戦略を説明する他、展示ブースを設け、希望する個人投資家に向けて住友林業グループが展開する戸建注文住宅・賃貸住宅・リフォーム・有料老人ホーム・海外不動産などの紹介を行いました。

海外機関投資家・株主向けIR活動

海外の機関投資家・株主の皆さまに対しては、決算関連資料の英語版の配信などを行っている他、2020年度は、経営陣が欧州の機関投資家・株主とオンラインミーティングを実施。業績や事業戦略などを説明するとともに、意見交換を行いました。

なお、より多くの対話機会を持つために、証券会社が主催するカンファレンスにも参加しています。

グリーンボンドの発行

住友林業グループでは、全ての活動において地球環境を意識した取り組みを推進しています。その一つとして、住友林業はグリーンボンド原則に則し、かつ大手評価機関よりセカンド・パーティ・オピニオンを取得した転換社債型新株予約権付社債（以下、「グリーンCB」）を2018年9月に100億円発行しました。これは、2016年度のニュージーランド山林資産の取得により減少した手元資金のリファイナンスを行うことが目的です。こうしたグリーンCBの発行は世界で初めての事例であり、この先進的な取り組みが高く評価され、Climate Bonds Initiativeが主催する「第4回Green Bond Pioneer Awards」 の「New Products」部門を受賞しました。「Green Bond Pioneer Awards」を受賞するのは日本企業で初めてとなります。本取り組みは国内外におけるESG投資市場の活性化と裾野の拡大にも貢献しています。

- 評価機関Vigeo Eirisによるセカンド・パーティ・オピニオン
- 環境面での便益：アウトプット及びインパクトの事後的推計

ポジティブ・インパクト・ファイナンスの融資契約締結

住友林業グループでは、中期経営計画における基本方針の一つに「事業とESGへの取り組みの一体化推進」を掲げ、SDGsへの貢献に注力しています。

2020年3月には、三井住友信託銀行株式会社と、国連環境計画・金融イニシアティブ※1が提唱するポジティブ・インパクト金融原則※2に即した「ポジティブ・インパクト・ファイナンス（資金使途を特定しない事業会社向け融資タイプ）」の融資契約を締結しました。これは当社のSDGsに貢献する取り組みが評価されたもので、本件借入については通常の融資と比べ金利水準が優遇されます。本件締結にあたって、株式会社日本格付研究所よりポジティブ・インパクト金融原則への準拠性、活用した評価指標の合理性について第三者意見※3を取得しています。

今後も、SDGsの目標達成に向けた取り組みをより一層強化し、中長期的な企業価値の向上を目指します。

※1 国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）：国連環境計画（UNEP）は、1972年に「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」の実行機関として設立された国連の補助機関。UNEP FIは、UNEPと200以上の世界の金融機関による広範で緊密なパートナーシップであり、1992年の設立以来、金融機関、政策・規制当局と協調し、経済的発展とESG（環境・社会・企業統治）への配慮を統合した金融システムへの転換を推進

※2 ポジティブ・インパクト金融原則：UNEP FIが2017年1月に策定。企業がSDGsの達成への貢献を開示し、銀行はそのプラスの影響を評価して資金提供を行うことにより、資金提供先企業によるプラスの影響の増大、マイナスの影響の低減の努力を導くもの。融資を実行する銀行は、責任ある金融機関として、指標をモニタリングすることによって、インパクトが継続していることを確認

※3 株式会社日本格付研究所のウェブサイトをご参照ください
https://www.jcr.co.jp/

- 三井住友信託銀行が実施する住友林業株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る第三者意見

社外からの評価／ガイドライン

ESG指数の選定

近年、運用の投資基準として財務面だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮したESG投資への関心が高まっています。住友林業グループは、2021年3月時点で下記のESG指数に組み入れられています。

DJSI（Dow Jones Sustainability Indices）

米国ダウジョーンズ社が1999年に開発した、企業の環境・サステナビリティ格付けの中で最も信頼される格付けの一つ。Dow Jones Global Indexに含まれる世界の企業3,400社以上に対して、「経済」「環境」「社会」の3つの観点からアンケート調査が行われる。2021年1月に「Dow Jones Sustainability Asia Pacific Index」の構成銘柄に選定された。「Dow Jones Sustainability Indices」シリーズへの選定は今回を含め13回目となった。

FTSE4Good Global Index

ロンドン証券取引所の子会社であるFTSE社による、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に関する世界基準を満たす企業評価。2004年より継続選定

GPIFが選定した4つ全てのESG指数構成銘柄に採用

FTSE Blossom Japan Index

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が2017年7月に選定した、日本株を対象とした指数の一つで、FTSE社によるESG評価指数

MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が2017年7月に選定した、日本株を対象とした指数の一つ。米MSCI社による時価総額上位500銘柄を選出した「MSCIジャパンIMIトップ500」を親指数に、業種内で相対的にESGが優れた企業評価の指数

MSCI日本株女性活躍指数

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が2017年7月に選定した、日本株を対象とした指数の一つ。「MSCIジャパンIMIトップ500」を親指数に、業種内で性別多様性に優れた企業評価の指数

※ MSCI指数への住友林業株式会社の組み入れ、及びWEBサイトにおけるMSCIのロゴ、商標、サービスマーク、指数名称の使用は、MSCI及び関係会社による住友林業株式会社の後援、推奨あるいは広告宣伝ではない。MSCI指数はMSCIの独占的財産。MSCI及びMSCI指数の名称とロゴは、MSCI及び関係会社の商標もしくはサービスマーク

S&P/JPX カーボンエフィシェント指数

日本取引所グループ、東京証券取引所及びS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが環境指数「S&P/JPXカーボン・エフィシェント指数」を共同開発し、公表を開始

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が、ESG 投資戦略のベンチマークとして環境指数「S&P/JPXカーボン・エフィシェント指数」を採用し、2018年度より選定

ブルームバーグ男女平等指数

2021年1月に、ブルームバーグ社が発表した「2021年ブルームバーグ男女平等指数（GEI）」の構成企業に初選定されました。GEIは企業のジェンダーに関する情報開示の透明性や男女平等に関する取り組み・実績を評価するための指標です。ジェンダー平等に関する当社の取り組みが評価され、44の国と地域に本社を置く380社の1社として選定されました（日本企業は14社）。

SOMPOサステナビリティ・インデックス

SOMPOアセットマネジメント株式会社によるESG評価。SOMPOリスクマネジメント株式会社の環境調査（通称「ぶなの森環境アンケート」）と、株式会社インテグレックスの社会・ガバナンス調査を基に決定される。2013年度より継続選定

2020年度の主な評価・表彰実績

受賞年月	名称・主催	評価	対象企業・表彰者・在籍企業
2020年4月	日本木材青壮年団体連合会	筑波研究所 新研究棟が最優秀賞の国土交通大臣賞を受賞 ▸ ニュースリリース	住友林業
2020年6月	豪州住宅産業協会	HIA-CSR Australian Housing大会のProfessional Major Builder部門にて豪州No1を受賞 ▸ ニュースリリース	ヘンリー・プロパティーズ・グループ
2020年8月	Texas Association of Builders	「2020 Star Awards」で、大規模ビルダー部門の最優秀ビルダー賞（Volume Builder Grand Award）を受賞 ▸ ニュースリリース	Gehan Homes, Ltd.
2020年8月	特定非営利活動法人キッズデザイン協議会	「スチール製階段用オープン手摺セット」が、「第14回キッズデザイン賞」を受賞 ▸ ニュースリリース	住友林業 住友林業クレスト
2020年9月	株式会社oricon ME	「2020年オリコン顧客満足度ランキング」で、不動産仲介マンションの売却/購入, 両ランキングで第1位に選出 ▸ ニュースリリース	住友林業ホームサービス

受賞年月	名称・主催	評価	対象企業・表彰者・在籍企業
2020年9月	日本経済新聞社 一般社団法人ニューオフィス推進協会	筑波研究所の新研究棟が、第33回日経ニューオフィス賞の「ニューオフィス推進賞」を受賞 ▸ ニュースリリース	住友林業
2020年9月	リード・ミデム	「MIPIM AWARDS 2020」で審査員特別賞を受賞 ~街を森にかえる「W350計画」~ ▸ ニュースリリース	住友林業
2020年10月	公益財団法人日本デザイン振興会	11年連続「グッドデザイン賞」受賞 外壁タイル「ANTIGRAN アンティグラン」 木造事務所及び店舗併用飲食店「てのべたかだや」 ▸ ニュースリリース	住友林業
2020年10月	ウッドデザイン賞運営事務局	6年連続「ウッドデザイン賞2020」受賞 ▸ ニュースリリース	住友林業
2020年11月	中央職業能力開発協会	第58回　技能五輪全国大会　建築大工職種部門「銀賞」・「敢闘賞」を受賞 ▸ ニュースリリース	住友林業建築技術専門校 住友林業ホームエンジニアリング

受賞年月	名称・主催	評価	対象企業・表彰者・在籍企業
2020年12月	CDP	5年連続「気候変動Aリスト」入り CDP2020で最高評価 CDPフォレスト：B CDPウォーター：C ▸ ニュースリリース	住友林業
2021年2月	Sustainability Award2021	S&Pグローバル社の世界的サステナビリティ格付けにて最高評価の「ゴールドクラス」に3年連続選定 ※ 2019年までRobecoSAM社により運営 ▸ ニュースリリース	住友林業
2021年2月	一般財団法人地球人間環境フォーラム	サステナビリティレポート2020 第24回環境コミュニケーション大賞で最高位の「環境報告大賞」受賞 ▸ ニュースリリース	住友林業
2021年3月	経済産業省	日本健康会議 「健康経営優良法人2021（大規模法人部門）」に認定 ▸ ニュースリリース	住友林業
2021年3月	経済産業省	東京証券取引所 2020年度「なでしこ銘柄」に選定 ▸ ニュースリリース	住友林業

GRIスタンダード対照表

GRIスタンダード対照表

住友林業グループのサステナビリティレポートは、GRIスタンダードを参照しています。

以下の対照表は、関連する情報を含めたサステナビリティレポートの掲載・開示情報を記載しています。

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
組織のプロフィール（2016）			
102-1	a. 組織の名称		▸ 会社概要
102-2	a. 組織の事業活動に関する説明 b. 主要なブランド、製品、およびサービス。特定の市場で販売が禁止されている製品またはサービスがあれば、その説明を含める		▸ 会社概要 ▸ 事業紹介 ▸ サービス一覧
102-3	a. 組織の本社の所在地		▸ 会社概要
102-4	a. 組織が事業を展開している国の数、および重要な事業所を所有している国の名称		▸ グループ会社一覧
102-5	a. 組織の所有形態や法人格の形態		▸ 会社概要
102-6	a. 参入市場		▸ 会社概要 ▸ グループ会社一覧 ▸ 海外住宅・不動産事業
102-7	a. 組織の規模		▸ 会社概要 ▸ 業績・財務情報
102-8	a. 雇用契約（正社員と臨時雇用者）別の、男女別総従業員数 b. 雇用契約（正社員と臨時雇用者）別の、地域別総従業員数 c. 雇用の種類（常勤と非常勤）別の、男女別総従業員数 d. 組織の活動の相当部分を担う者が、従業員以外の労働者であるか否か。該当する場合、従業員以外の労働者が担う作業の性質および規模についての記述 e. 開示事項 102-8-a、102-8-b、102-8-cで報告する従業員数に著しい変動（観光業や農業における季節変動） f. データの編集方法についての説明（何らかの前提があればそれも含める）	6.4 6.4.3	▸ 社会性関連データ

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
102-9	a. 組織のサプライチェーンの説明。組織の活動、主要なブランド、製品、およびサービスに関するサプライチェーンの主要要素を含める		▸ 事業の全体像
102-10	a. 組織の規模、構造、所有形態、またはサプライチェーンに関して生じた重大な変化		▸ 会社概要 ▸ 業績・財務情報
102-11	a. 組織が予防原則や予防的アプローチに取り組んでいるか。またその取り組み方	6.2	▸ リスクマネジメント ▸ サプライチェーンマネジメント ▸ 人権尊重の取り組み ▸ 労働安全衛生マネジメント ▸ 環境リスクマネジメント ▸ 汚染の防止
102-12	a. 外部で作成された経済、環境、社会の憲章、原則その他のイニシアティブで、組織が署名または支持しているもののリスト	6.2	▸ 経営理念とサステナビリティ経営 ▸ 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題 ▸ SDGsへの貢献と重要課題 ▸ 社会貢献活動の推進
102-13	a. 業界団体、その他の協会、および国内外の提言機関で組織が持っている主な会員資格のリスト	6.2	▸ 社会貢献活動の推進
戦略			
102-14	a. 組織とサステナビリティの関連性、およびサステナビリティに取り組むための戦略に関する、組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明	6.2	▸ トップコミットメント
102-15	a. 重要なインパクト、リスク、機会の説明	6.2	▸ トップコミットメント ▸ リスクマネジメント ▸ 環境リスクマネジメント ▸ TCFDへの対応 ▸ IR関連資料
倫理と誠実性			
102-16	a. 組織の価値観、理念、行動基準・規範についての説明	4.4	▸ 経営理念とサステナビリティ経営

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
102-17	a. 組織内外に設けられている次の制度についての説明 ⅰ. 倫理的行為および合法行為、ならびに組織の誠実性に関する助言を求める制度 ⅱ. 非倫理的行為または違法行為、ならびに組織の誠実性に関する懸念を通報する制度		▸ 知的財産管理 ▸ コンプライアンス
ガバナンス			
102-18	a. 組織のガバナンス構造。最高ガバナンス機関の委員会を含む b. 経済、環境、社会項目に関する意思決定に責任を負っている委員会		▸ コーポレートガバナンス ▸ リスクマネジメント ▸ コンプライアンス ▸ 環境マネジメント体制
102-19	a. 最高ガバナンス機関から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会項目に関して権限委譲を行うプロセス		▸ コーポレートガバナンス ▸ リスクマネジメント ▸ コンプライアンス ▸ 環境マネジメント体制 ▸ 社員とのコミュニケーション
102-20	a. 組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会項目の責任者として任命しているか b. その地位にある者が、最高ガバナンス機関の直属となっているか		▸ コーポレートガバナンス ▸ リスクマネジメント ▸ コンプライアンス ▸ 環境マネジメント体制
102-21	a. ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス b. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス機関への結果のフィードバックをどのように行っているか		▸ コーポレートガバナンス ▸ 株主還元とIR活動 ▸ 社員とのコミュニケーション
102-22	a. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成		▸ コーポレートガバナンス
102-23	a. 最高ガバナンス機関の議長が組織の執行役員を兼ねているか否か b. 議長が執行役員を兼ねている場合、組織の経営におけるその者の役割と、そのような人事の理由		▸ コーポレートガバナンス
102-24	a. 最高ガバナンス機関およびその委員会メンバーの指名と選出のプロセス b. 最高ガバナンス機関のメンバーの指名と選出で用いられる基準		▸ コーポレートガバナンス

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
102-25	a. 利益相反の回避、対処のために最高ガバナンス機関が行っているプロセス b. 利益相反に関する情報をステークホルダーに開示しているか		▸ コーポレートガバナンス ▸ コンプライアンス
102-26	a. 経済、環境、社会項目に関わる組織の目的、価値観、ミッション・ステートメント、戦略、方針、目標の策定、承認、更新に際して、最高ガバナンス機関と役員が果たす役割		▸ コーポレートガバナンス ▸ 環境マネジメント体制
102-27	a. 経済、環境、社会項目に関する最高ガバナンス機関の集合的知見を発展、強化するために実施した施策		
102-28	a. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンスを評価するためのプロセス b. 当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度 c. 当該評価が自己評価であるか否か d. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンス評価に対応して行った措置。最低限、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化を含む		▸ コーポレートガバナンス
102-29	a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントにおける最高ガバナンス機関の役割。デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス機関の役割を含む b. 最高ガバナンス機関による経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントをサポートするために、ステークホルダーとの協議が活用されているか否か	6.2	▸ コーポレートガバナンス ▸ リスクマネジメント
102-30	a. 経済、環境、社会項目に関するリスクマネジメント・プロセスの有効性のレビューにおける最高ガバナンス機関の役割		▸ コーポレートガバナンス ▸ リスクマネジメント
102-31	a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会に関して最高ガバナンス機関が行うレビューの頻度	6.2	▸ コーポレートガバナンス ▸ リスクマネジメント
102-32	a. 組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな項目が取り上げられていることを確認する機能を果たしている最高位の委員会または役職		▸ コーポレートガバナンス

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
102-33	a. 最高ガバナンス機関に対して重大な懸念事項を伝達するために設けられているプロセス	6.2	▸ コーポレートガバナンス ▸ リスクマネジメント ▸ コンプライアンス ▸ 株主還元とIR活動
102-34	a. 最高ガバナンス機関に伝達された重大な懸念事項の性質と総数 b. 重大な懸念事項への対処、解決のために使われたメカニズム		▸ コンプライアンス
102-35	a. 最高ガバナンス機関および役員に対する報酬方針 b. 報酬方針におけるパフォーマンス基準と、最高ガバナンス機関および役員の経済、環境、社会項目における目標がどのように関係しているか	6.2	▸ コーポレートガバナンス
102-36	a. 報酬の決定プロセス b. 報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否か c. 報酬コンサルタントと組織との間に存在するその他の関係		▸ コーポレートガバナンス
102-37	a. 報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め、また考慮しているか b. 考慮している場合、報酬方針や提案への投票結果	6.2	▸ コーポレートガバナンス ▸ 株主還元とIR活動
102-38	a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の、同じ国の全従業員における年間報酬額の中央値（最高給与所得者を除く）に対する比率		
102-39	a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の増加率の、同じ国の全従業員における年間報酬総額の中央値（最高給与所得者を除く）の増加率に対する比率		
ステークホルダー・エンゲージメント			
102-40	a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループのリスト	6.2	▸ ステークホルダーエンゲージメント
102-41	a. 団体交渉協定の対象となる全従業員の割合		▸ 社会性関連データ
102-42	a. 組織がエンゲージメントを行うステークホルダーを特定および選定する基準	6.2	

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
102-43	a. 組織のステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法。種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメントの頻度を含む。また、特に報告書作成プロセスの一環として行ったエンゲージメントか否かを示す	6.2 6.7 6.7.4 6.7.5 6.7.6 6.7.8 6.7.9	▸ ステークホルダーエンゲージメント
102-44	a. ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された重要な項目および懸念	6.2	▸ ステークホルダーエンゲージメント
報告実務			
102-45	a. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体のリスト b. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の記載から外れているか否か	6.2	▸ IR関連資料
102-46	a. 報告書の内容および項目の該当範囲を確定するためのプロセスの説明 b. 組織が報告書の内容を確定する際、報告原則をどのように適用したかについての説明		▸ 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題
102-47	a. 報告書の内容を確定するプロセスで特定したマテリアルな項目のリスト		▸ 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題
102-48	a. 過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合、再記述の影響および理由		該当なし
102-49	a. マテリアルな項目および項目の該当範囲について、過去の報告期間からの重大な変更		▸ 編集方針 ▸ 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題
102-50	a. 提供情報の報告期間		▸ 編集方針
102-51	a. 前回発行した報告書の日付		▸ 編集方針
102-52	a. 報告サイクル		▸ 編集方針
102-53	a. 報告書またはその内容に関する質問の窓口		▸ アンケート
102-54	a. 組織がGRIスタンダードに準拠し、報告書を作成したことを表す主張		▸ 編集方針
102-55	a. GRIの内容索引		本対照表
102-56	a. 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行の説明 b. 保証されていない事項、その根拠	7.5.3	▸ 第三者保証報告書

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
マネジメント手法（2016）			
103-1	a. その項目がマテリアルである理由の説明 b. マテリアルな項目の該当範囲 c. 該当範囲に関する具体的な制約事項		▸ 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題 ▸ 重要課題1 ▸ 重要課題2 ▸ 重要課題3 ▸ 重要課題4 ▸ 重要課題5
103-2	a. 組織がその項目をどのようにマネジメントしているかについての説明 b. マネジメント手法の目的に関する表明 c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明 ⅰ. 方針 ⅱ. コミットメント ⅲ. 目標およびターゲット ⅳ. 責任 ⅴ. 経営資源 ⅵ. 苦情処理メカニズム ⅶ. 具体的な措置（プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアティブなど）		▸ トップコミットメント ▸ サステナビリティに関わる各種方針・考え方 ▸ 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題 ▸ 重要課題1 ▸ 重要課題2 ▸ 重要課題3 ▸ 重要課題4 ▸ 重要課題5
103-3	a. 組織によるマネジメント手法の評価方法		▸ 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題 ▸ 重要課題1 ▸ 重要課題2 ▸ 重要課題3 ▸ 重要課題4 ▸ 重要課題5

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
経済パフォーマンス（2016）			
201-1	創出、分配した直接的経済価値	6.8.1 6.8.2 6.8.3 6.8.7 6.8.9	▸ 株主還元とIR活動 ▸ 会社概要 ▸ 有価証券報告書
201-2	気候変動によって組織の活動が受ける財務上の影響、その他のリスクと機会	6.5.5	▸ 環境リスクマネジメント ▸ TCFDへの対応 ▸ 気候変動の緩和 ▸ 気候変動への適応 ▸ 事業活動に伴うエネルギー使用＆再エネ導入 ▸ 事業活動に伴う温室効果ガス排出
201-3	確定給付型年金制度の組織負担の範囲	6.8.7	▸ IR関連資料
201-4	政府から受けた財務援助		
地域経済での存在感（2016）			
202-1	重要事業拠点における地域最低賃金に対する標準最低給与の比率（男女別）	6.3.7 6.3.10 6.4.3 6.4.4 6.8.1 6.8.2	
202-2	重要事業拠点における、地域コミュニティから採用した上級管理職の比率	6.4.3 6.8.1 6.8.2 6.8.5 6.8.7	▸ 社会性関連データ
間接的な経済的インパクト（2016）			
203-1	インフラ投資および支援サービスの展開と影響	6.3.9 6.8.1 6.8.2 6.8.7 6.8.9	▸ 海外住宅・不動産事業＞ESGへの取り組み一体化推進 ▸ 持続可能な森林経営 ▸ 社会貢献活動の推進 ▸ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
203-2	著しい間接的な経済影響（影響の程度を含む）	6.3.9 6.6.6 6.6.7 6.7.8 6.8.1 6.8.2 6.8.5 6.8.6 6.8.7 6.8.9	▸ リスクマネジメント ▸ 海外住宅・不動産事業 ▸ 環境リスクマネジメント ▸ TCFDへの対応
調達慣行（2016）			
204-1	重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出の比率	6.4.3 6.6.6 6.8.1 6.8.2 6.8.7	
腐敗防止（2016）			
205-1	腐敗に関するリスク評価を行っている事業所の総数と比率、特定した著しいリスク	6.6.1 6.6.2 6.6.3	▸ コンプライアンス
205-2	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	6.6.1 6.6.2 6.6.3 6.6.6	▸ コンプライアンス
205-3	確定した腐敗事例、および実施した措置	6.6.1 6.6.2 6.6.3	▸ コンプライアンス
反競争的行為（2016）			
206-1	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により法的措置を受けた事例の総件数およびその結果	6.6.1 6.6.2 6.6.5 6.6.7	▸ コンプライアンス
税（2019）			
207-1	税務へのアプローチ	6.2	▸ 税務戦略
207-2	税務のガバナンス、管理、およびリスクマネジメント	6.2	▸ 税務戦略
207-3	税務に関連するステークホルダー・エンゲージメントおよび懸念事項への対処		▸ 税務戦略

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
207-4	国別の報告		
原材料（2016）			
301-1	使用原材料の重量または体積	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▸ 事業活動に伴う環境負荷
301-2	使用原材料におけるリサイクル材料の割合	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▸ 廃棄物削減とリサイクルのマネジメント ▸ ゼロエミッション達成のための取り組み
301-3	再生利用された製品と梱包材の割合	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▸ 廃棄物削減とリサイクルのマネジメント ▸ ゼロエミッション達成のための取り組み
エネルギー（2016）			
302-1	組織内のエネルギー消費量	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▸ 事業活動に伴う環境負荷 ▸ 事業活動に伴うエネルギー使用＆再エネ導入
302-2	組織外のエネルギー消費量	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▸ 事業活動に伴う環境負荷 ▸ 事業活動に伴う温室効果ガス排出
302-3	エネルギー原単位	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▸ 事業活動に伴うエネルギー使用＆再エネ導入
302-4	エネルギー消費の削減量	6.5.1 6.5.2 6.5.4 6.5.5	▸ 事業活動に伴うエネルギー使用＆再エネ導入
302-5	製品およびサービスが必要とするエネルギーの削減量	6.5.1 6.5.2 6.5.4 6.5.5	▸ 気候変動の緩和
水（2016）			
303-1	水源別の総取水量	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▸ 事業活動に伴う環境負荷 ▸ 水資源の有効利用 ▸ 環境関連データ

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
303-2	取水によって著しい影響を受ける水源	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▸ 環境関連データ
303-3	リサイクルおよびリユースした水の総量と比率	6.5.1 6.5.2 6.5.4	
生物多様性（2016）			
304-1	保護地域の内部や隣接地域または保護地域外の生物多様性価値の高い地域に所有、賃借、管理している事業サイト	6.5.1 6.5.2 6.5.6	▸ 生物多様性保全に関する方針と目標 ▸ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全
304-2	保護地域や保護地域外の生物多様性価値の高い地域において、活動、製品、サービスが生物多様性に対して及ぼす著しい影響の記述	6.5.1 6.5.2 6.5.6	▸ 緑化による環境都市への貢献 ▸ 環境リスクマネジメント ▸ 生物多様性保全に関する方針と目標 ▸ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全
304-3	保護または復元されている生息地	6.5.1 6.5.2 6.5.6	▸ 緑化による環境都市への貢献 ▸ 国内における社会貢献活動事例 ▸ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全
304-4	IUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種で、組織の事業の影響を受ける地域に生息する種の総数	6.5.1 6.5.2 6.5.6	▸ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全
大気への排出（2016）			
305-1	直接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ1）	6.5.1 6.5.2 6.5.5	▸ 事業活動に伴う環境負荷 ▸ 事業活動に伴う温室効果ガス排出
305-2	間接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ2）	6.5.1 6.5.2 6.5.5	▸ 事業活動に伴う環境負荷 ▸ 事業活動に伴う温室効果ガス排出
305-3	その他の間接的な温室効果ガス（GHG）排出（スコープ3）	6.5.1 6.5.2 6.5.5	▸ 事業活動に伴う環境負荷 ▸ 事業活動に伴う温室効果ガス排出

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
305-4	温室効果ガス（GHG）排出原単位	6.5.1 6.5.2 6.5.5	▸ 事業活動に伴う温室効果ガス排出
305-5	温室効果ガス（GHG）排出量の削減量	6.5.1 6.5.2 6.5.5	▸ 気候変動の緩和 ▸ 事業活動に伴う温室効果ガス排出
305-6	オゾン層破壊物質（ODS)の排出量	6.5.1 6.5.2 6.5.3 6.5.5	▸ 環境リスクマネジメント
305-7	NOx、 SOx、およびその他の重大な大気排出	6.5.1 6.5.2 6.5.3	▸ 汚染の防止 ▸ 環境関連データ
排水および廃棄物（2016）			
306-1	水質および排出先ごとの総排水量	6.5.1 6.5.2 6.5.3	▸ 事業活動に伴う環境負荷 ▸ 環境関連データ
306-2	種類別および処分方法別の廃棄物の総重量	6.5 6.5.3	▸ 事業活動に伴う環境負荷 ▸ 廃棄物削減とリサイクルのマネジメント
306-3	重大な漏出の総件数および漏出量	6.5.1 6.5.2 6.5.3	▸ 環境リスクマネジメント
306-4	バーゼル条約2付属文書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅷに定める有害廃棄物の輸送、輸入、輸出、処理重量、および国際輸送した廃棄物の比率	6.5.1 6.5.2 6.5.3	
306-5	組織の排水や流出液により著しい影響を受ける水域ならびに関連生息地の場所、規模、保護状況および生物多様性価値	6.5.1 6.5.2 6.5.3 6.5.4 6.5.6	
環境コンプライアンス（2016）			
307-1	環境法規制の違反	6.5.1 6.5.2 4.6	▸ 環境リスクマネジメント

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
サプライヤーの環境面のアセスメント（2016）			
308-1	環境クライテリアにより選定した新規サプライヤーの比率	6.3.5 6.5.1 6.5.2 6.6.6 7.3.1	
308-2	サプライチェーンにおける著しいマイナス環境影響（現実的、潜在的なもの）、および行った措置	6.3.5 6.5.1 6.5.2 6.6.6 7.3.1	▸ サプライチェーンマネジメント ＞ 流通事業における取り組み ▸ サプライチェーンマネジメント ＞ 製造事業における取り組み ▸ サプライチェーンマネジメント ＞ 住宅・建築事業における取り組み
雇用（2016）			
401-1	従業員の新規雇用者と離職者の総数と比率（年齢、性別、地域による内訳）	6.4.1 6.4.2 6.4.3	▸ 社会性関連データ
401-2	派遣社員とアルバイト従業員には支給せず、正社員に支給する給付（主要事業拠点ごと）	6.4.1 6.4.2 6.4.4 6.8.7	
401-3	出産・育児休暇後の復職率と定着率（男女別）	6.4.1 6.4.2 6.4.4	▸ 社会性関連データ
労使関係（2016）			
402-1	業務上の変更を実施する場合の最低通知期間（労働協約で定めているか否かも含む）	6.4.1 6.4.2 6.4.3 6.4.5	
労働安全衛生（2016）			
403-1	労働安全衛生プログラムについてモニタリング、助言を行う労使合同安全衛生委員会に代表を送る母体となっている総労働力の比率	6.4.1 6.4.2 6.4.6	▸ 労働安全衛生マネジメント ▸ 社員とのコミュニケーション ▸ 社会性関連データ
403-2	傷害の種類と、傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤の比率および業務上の死亡者数	6.4.1 6.4.2 6.4.6 6.8.8	▸ 労働安全衛生マネジメント ▸ 社会性関連データ

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
403-3	業務関連の事故や疾病発症のリスクが高い労働者数	6.4.1 6.4.2 6.4.6 6.8 6.8.3 6.8.4 6.8.8	▸ 労働安全衛生マネジメント
403-4	労働組合との正式協定に定められている安全衛生関連のテーマ	6.4.1 6.4.2 6.4.6	▸ 社員とのコミュニケーション
研修および教育（2016）			
404-1	従業員一人あたりの年間平均研修時間（男女別、従業員区分別）	6.4.1 6.4.2 6.4.7	▸ 人財育成 ▸ 社会性関連データ
404-2	スキル・マネジメントや生涯学習のプログラムによる従業員の継続雇用と雇用終了計画の支援	6.4.1 6.4.2 6.4.7 6.8.5	▸ ダイバーシティ＆インクルージョン ▸ 人財育成
404-3	業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率（男女別、従業員区分別）	6.4.1 6.4.2 6.4.7	▸ 人財育成
ダイバーシティと機会均等（2016）			
405-1	ガバナンス組織の構成と従業員区分別の内訳（性別、年齢、マイノリティーグループその他の多様性指標別）	6.2.3 6.3.7 6.3.10 6.4.1	▸ コーポレートガバナンス ▸ 社会性関連データ
405-2	基本給と報酬総額の男女比	6.3.7 6.3.10 6.4.1 6.4.2 6.4.3 6.4.4	
非差別（2016）			
406-1	差別事例の総件数と実施した是正措置	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.6 6.3.7 6.3.10 6.4.3	

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
結社の自由と団体交渉（2016）			
407-1	結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされているかもしれないと特定された業務やサプライヤー、および当該権利を支援するために実施した対策	6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.4 6.3.5 6.3.8 6.3.10 6.4.5 6.6.6	
児童労働（2016）			
408-1	児童労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、および児童労働の効果的な根絶のために実施した対策	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.4 6.3.5 6.3.7 6.3.10 6.6.6 6.8.4	▸ サプライチェーンマネジメント ＞ 流通事業における取り組み ▸ サプライチェーンマネジメント ＞ 製造事業における取り組み ▸ サプライチェーンマネジメント ＞ 住宅・建築事業における取り組み ▸ 人権尊重の取り組み
強制労働（2016）			
409-1	強制労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、およびあらゆる形態の強制労働を撲滅するための対策	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.4 6.3.5 6.3.10 6.6.6	▸ サプライチェーンマネジメント ＞ 流通事業における取り組み ▸ サプライチェーンマネジメント ＞ 製造事業における取り組み ▸ サプライチェーンマネジメント ＞ 住宅・建築事業における取り組み ▸ 人権尊重の取り組み
保安慣行（2016）			
410-1	業務関連の人権方針や手順について研修を受けた保安要員の比率	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.4 6.3.5 6.6.6	

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
先住民の権利（2016）			
411-1	先住民族の権利を侵害した事例の総件数と実施した措置	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.4 6.3.6 6.3.7 6.3.8 6.6.7 6.8.3	
人権アセスメント（2016）			
412-1	人権レビューや影響評価の対象とした業務の総数とその比率	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.4 6.3.5	▸ 人権尊重の取り組み
412-2	人権方針や手順に関する従業員研修	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.5	▸ 人権尊重の取り組み
412-3	人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.5 6.6.6	▸ サプライチェーンマネジメント ＞ 流通事業における取り組み ▸ 人権尊重の取り組み
地域コミュニティ（2016）			
413-1	事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを実施したものの比率	6.3.9 6.5.1 6.5.2 6.5.3 6.8	▸ 国内森林資源の保全 ▸ コンサルタント事業 ▸ 社会貢献型植林活動 ▸ 国内における社会貢献活動事例 ▸ 海外におけるコミュニティー開発・地域貢献活動事例 ▸ 人権尊重の取り組み
413-2	地域コミュニティに著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を及ぼす事業	6.3.9 6.5.3 6.8	

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
サプライヤーの社会面のアセスメント（2016）			
414-1	社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	6.3.5 6.6.1 6.6.2 6.6.6 6.8.1 6.8.2 7.3.1	
414-2	サプライチェーンで社会に及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）および実施した措置	6.3.5 6.6.1 6.6.2 6.6.6 6.8.1 6.8.2 7.3.1	▸ サプライチェーンマネジメント ＞ 流通事業における取り組み ▸ サプライチェーンマネジメント ＞ 製造事業における取り組み ▸ サプライチェーンマネジメント ＞ 住宅・建築事業における取り組み ▸ 人権尊重の取り組み
公共政策（2016）			
415-1	政治献金の総額（国別、受領者・受益者別）	6.6.1 6.6.2 6.6.4	
顧客の安全衛生（2016）			
416-1	主要な製品やサービスで、安全衛生の影響評価を行い、改善を図っているものの比率	6.7.1 6.7.2 6.7.4 6.7.5 6.8.8	▸ 製造事業における製品の安全・品質管理 ▸ 住宅事業における製品の安全・品質管理
416-2	製品やサービスのライフサイクルにおいて発生した、安全衛生に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	4.6 6.7.1 6.7.2 6.7.4 6.7.5 6.8.8	
マーケティングとラベリング（2016）			
417-1	組織が製品およびサービスの情報とラベリングに関して手順を定めている場合、手順が適用される製品およびサービスに関する情報の種類と、このような情報要求事項の対象となる主要な製品およびサービスの比率	6.7.1 6.7.2 6.7.3 6.7.4 6.7.5 6.7.9	▸ お客様とのコミュニケーション ＞ 住宅・建築事業における取り組み

項目および開示事項		ISO26000項目	記載場所
417-2	製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制ならびに自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	4.6 6.7.1 6.7.2 6.7.3 6.7.4 6.7.5 6.7.9	
417-3	マーケティング・コミュニケーション（広告、プロモーション、スポンサー活動を含む）に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	4.6 6.7.1 6.7.2 6.7.3	▸ 責任ある広告・宣伝
顧客プライバシー（2016）			
418-1	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して実証された不服申立の総件数	6.7.1 6.7.2 6.7.7	▸ お客様とのコミュニケーション ＞ 住宅・建築事業における取り組み
社会経済面のコンプライアンス（2016）			
419-1	社会経済分野の法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置	4.6 6.7.1 6.7.2 6.7.6	

編集方針

編集方針

住友林業グループは、「サステナビリティレポート」をステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを図る重要なツールとして発行しています。

2020年度は、サステナビリティ活動やESG関連情報への関心の高まりを受け、開示情報の整理を行い、多くの情報の中から知りたい情報へのアクセス性向上に努めました。

「サステナビリティ経営」を基本とし、E（環境報告）、S（社会性報告）、G（ガバナンス）での情報開示を充実させるとともに、「事業の全体像」のパートでは、事業活動におけるサステナビリティ経営をどのように実践しているか、各報告ページへの誘導を強化しました。

また、WEBサイト以外に、当社グループのサステナビリティへの特徴的な取り組みを中心に編集したハイライト冊子を発行し、読者の皆様の関心事にあわせてご活用いただけるようにしています。

当社グループの多様な取り組みをご覧いただき、ぜひご意見をお寄せください。

- サステナビリティレポート アンケートページ

決算期の変更について：
当社グループは、2020年度より決算期（事業年度の末日）を3月31日から12月31日に変更しています。注記がない限り、これに伴い国内の集計期間は2020年4～12月の9ヵ月間とします。

報告対象組織：
当社と連結子会社及び一部持分法適用会社を報告対象としています。なお、環境データは、特別な注記がない限り、国内外の関係会社を含めたグループ会社が集計の対象となります。対象組織範囲及び算定範囲は下記のとおりです。

※ 本文では、「住友林業」は住友林業株式会社を指し、「住友林業グループ」は国内・海外の連結子会社及び一部持分法適用会社を含む

- グループ会社一覧
- 環境データ集計の範囲と方法について（マテリアルバランス）

発行時期：
2021年6月

報告対象期間：
国内：2020年4月～2020年12月
海外：2020年1月～2020年12月

※ 国内外の報告の一部に、それ以前からの取り組み及び2020年12月以後の活動と将来の見通しを含む
なお、データ集計期間が上記と異なる場合はその旨注記している

参考ガイドライン：
「環境報告ガイドライン（2018年版）」（環境省）
「ISO26000：2010 社会的責任に関する手引き」（（財）日本規格協会）
「GRI Standards」（GRI）

報告内容の信頼性の確保について

環境・社会側面のパフォーマンス指標についてKPMGあずさサステナビリティ株式会社の第三者保証を受けており、保証対象の指標には第三者保証マークを表示しています。

また、サステナビリティレポートに記載した取り組みの内容や実績データについては、担当部署において適切な測定及び集計方法を使用することで正確性の確保に努めるとともに、可能な限りその方法を開示しています。

独立した第三者保証報告書

2021年6月3日

住友林業株式会社
代表取締役社長　光吉 敏郎　殿

KPMGあずさサステナビリティ株式会社
東京都千代田区大手町1丁目9番7号

代表取締役　斎藤 和彦

当社は、住友林業株式会社（以下、「会社」という。）からの委嘱に基づき、会社が作成したサステナビリティレポート2021（PDF版）（以下、「サステナビリティレポート」という。）に記載されている2020年1月1日から2020年12月31日まで（または2020年4月1日から2020年12月31日まで）を対象とした マークの付されている環境・社会パフォーマンス指標（以下、「指標」という。）に対して限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社が定めた指標の算定・報告基準（以下、「会社の定める基準」という。サステナビリティレポートに記載。）に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準（ISAE）3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及びISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主としてサステナビリティレポート上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- サステナビリティレポートの作成・開示方針についての質問及び会社の定める基準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した住友林業クレスト株式会社新居浜工場に対する現地往査の代替的な手続としての質問及び証憑等の文書の閲覧
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論

上述の保証手続の結果、サステナビリティレポートに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める基準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質管理基準第1号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

以　上